

前々号は、大逆事件ほか実に内容豊富な『暗黒裁判で大量処刑』刊行を機に、松浦繁先生に関する産経・長戸雅子先生の好記事と「袴田事件 最新・拙要説」（ご交誼の弁護団長西嶋勝彦先生、再審無罪目前に2024年1月7日82歳で逝去。13・14日特報！）の各追加が主眼だったが、それらは本号も引き継ぎ、その後の変化等を多く記載した（15癌早期発見のため、N-NOSEの活用をお勧め）。

新たな単行本など一部粗描しても、総論（等）領域で、安田拓人・島田聡一郎・和田俊憲『ひとりで学ぶ刑法』（アマゾンに拙レビュー）、只木誠編『刑法演習ノート（第3版）』（学者・実務家共演、「刑法を楽し」める本）、井田良・佐伯仁志・橋爪隆・安田拓人（錚々たる学者陣！）『刑法事例演習教材（第3版）』（きめ細かく配慮の）木村光江『演習刑法（第2版）』、山中敬一『刑法総論（第3版）』、川端博『刑法特別講義・講演録』、立石二六『刑法総論（第4版）』、西田典之『刑法総論（第3版：橋爪隆補訂）』、井田良『講義刑法学・総論（第2版）』、只木誠『コンパクト 刑法総論・刑法各論』、西田典之・山口厚・佐伯仁志編『注釈刑法』第1巻、佐久間修『犯罪概念の基底—大塚刑法学の原点と軌跡—』、平川宗信『憲法的刑法学の展開』、西田典之『刑法解釈論集』、佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』、只木誠『罪数論の研究〔補訂版〕』、塩見淳『刑法の道しるべ』、高橋直哉『刑法基礎理論の可能性』、同『刑法の授業』上・下巻、原口伸夫『未遂犯論の諸問題』、同『刑法総論講義案』・『刑法各論講義案』、松宮孝明編訳『ギュンター・ヤコブス著作集（第1巻・第2巻）』、松村格『刑事責任問題の核心』、刑事政策で、森本益之『刑事政策と人権』、佐伯仁志『制裁論』、藤本哲也『刑事政策概論（全訂第7版）』、朴元奎ほか編『リーディングス刑事政策』、石塚伸一ほか『死刑の論点』、沢登文治『刑務所改革』、朴元奎『比較犯罪学研究序説』、横山潔『イギリス性犯罪法論』、安廣丈夫『裁判員裁判時代の刑事裁判』（最有能・篤実な安廣先生、2023年7月4日78歳でご逝去！）、沢登佳人『刑事陪審と近代証拠法』、ハウエルほか（中野目善則訳）『証拠に基づく少年司法制度構築のための手引き』、フォイエルバッハ〔福井厚訳〕『陪審制度論』、阪井光平『検事の仕事』、加藤康榮・城祐一郎・阪井光平『刑事訴訟法（第2版）』、各論領域でも、井田良『講義刑法学・各論（第3版）』、西田典之『刑法各論（第7版：橋爪隆補訂）』、松宮孝明『刑法各論講義（第5版）』、佐久間修『刑法各論（第2版）』、山中敬一『刑法各論（第3版）』、同『医事刑法概論I』、中山研一『口述 刑法各論（新版・補訂3版）』（松宮孝明補訂）、米田泰邦『医療者の刑事処罰』、五島幸雄（元熱血検事）『実務に即した刑法各論』、町野朔『生と死、そして法律学』、山本紘之『近代刑法原理と過失犯論』、ヒルゲンドルフ（高橋直哉訳）『医事刑法入門』、は特記に値し、ミチェリ（高橋直哉訳）『刑罰のパラドックス』は刑事法学者全員に有益のよう。

注目の論文・著書では、著者名だけ、穴沢大輔、井田良、伊東研祐、今井猛嘉、上嶋一高、大塚裕史、大谷實、奥村正雄、加藤摩耶、亀井源太郎、北川佳世子、北野通世、木村光江、小林憲太郎、齋野彦弥、佐伯仁志、佐久間修、鎮目征樹、島倉隆、島田聡一郎、島田美小妃、嶋矢貴之、鈴木彰雄、関根徹、専田泰孝、曾根成彦、高橋直哉、竹村典良、只木誠、谷井悟司、田村章雄、長井圓（古稀記念論文集に、重厚な『刑事法学の未来』）、中村邦義、中村悠人、奈良俊夫、野澤充、萩原滋、橋爪隆、橋本正博、原口伸夫、林弘正、林幹人、林美月子、林陽一、樋口亮介、深町晋也、保坂和人、曲田統、松尾浩也、松生光正、松原芳博、松宮孝明、松村格、丸山雅夫、三上正隆、宮本弘典、山口厚（『古稀祝賀論文集』）、山中敬一、安田拓人、箭野章五郎、山本紘之、山本雅子、米田泰邦、和田俊憲、刑事政策で、岡本美紀、千手正治、辻本衣佐、西尾憲子、野村貴光、宮園久榮。

むろん、学生・受験生諸君には、むしろ、2017年6月16日成立の**刑法改正**が重要だ。具体的には、強制性交等罪（旧強姦罪）・強制わいせつ罪の関連の厳罰化（法定刑の引上げのほか、従来は「強制わいせつ」にとどまった行為〔肛門性交、口腔性交、女による強姦〕が「強制性交等」として扱われる場合も含む）・性別不問化（男も強制性交等の被害者〔女もその主体〕となり得ることになった）・（18歳未満の者に対する親などの監護者の影響力利用による性行為の）犯罪化・全面的非親告罪化・集団強姦等廃止、強姦後強盗等の重罰化に留意が必要である（詳しくは、法学教室2019年4月号別冊付録『平成の法律事件』60頁〔木村光江〕参照。平成30年版以降の六法での、刑法177条以下・241条の、確認が望ましい）。なお、特別法（組織犯罪処罰法）の関係で、「共謀罪」ないし「テロ等準備罪」が、批判も目立ったが、導入された。又、あおり運転の関係で自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転」の範囲が（走行車前・高速道路で停止などの2類型追加で）拡張された（2020年6月5日）。**刑法改正・新判例は、最近の教科書・講義案など参照**（見直し作業が伝えられていた〔原口・上掲各論講義案67頁等〕ものの一つ〔グルーミング〕、**16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求、わいせつ姿**

態映像送信要求等は、その後、刑法 182 条に詳しく規定され、特に注目に値する)。

が、小生、疾うに定年（戦力外）を言い渡され、給与支払いも止められている身であるから、真面目に勉強する義理も気も乏しい。僅かに残る余力も、皿洗い・掃除・散歩等または屋内階段昇り降り等に費やされてしまう。結局、僅かに集中できるのは、半ば趣味での刑事事実認定に関連する読書・勉強ぐらい（2019 年から、「痴漢と冤罪についての一考察」を連載 [なお, p26]。 (五) (六) (七) のみは要旨だが 2023 年 (八) で完結, 本コーナーの【9】に転載。なお, 植草事件につき【10】に掲載。また, 2023 年, 大逆事件や満州秘話等も扱う Kindle 本『暗黒裁判で大量処刑』を刊行。次は, Kindle 本『田中角栄無罪 (冤罪) 論』を目指し, 鋭意大前進中)。

❖❖ ふと考えてみると、そもそも、こんな HP をのぞいてみてくれる方がどれ位おられるのかも問題だ。ともかく、幾分はおられるとしたら（追記：ある立派な先生や通教出身の法務博士さん等をご覧の由で、大きな励み。もっとも、知的な女性方に読まれて差し支えないのか、些か懸念も。他方、近年偶然直接伺ったが、雑談にご関心の民法の [真に立派な男の] 先生も！ 新たに、長岡工業高校で同級の畏友池田虎彦大兄）、とても深謝・敬愛すべき方々であられることは間違いない。折柄、謝意を込め、ご笑覧までに、下記 2024 年賀状を献呈させて頂く（なお、「後期高齢」病衰弱に伴い、恐縮ながら 2020 年から年末年始 筆無精のご寛恕をお願い。

❖❖ 謹賀新年 皆様のご多幸をお祈り致します

昨年でもコロナ禍が続いたほか、身近な大切な方々のご逝去があり、喪中類似の気分ですが、他方では、頼りの若い世代の台頭があり、より若い芽吹きも多々感じられ、社会は決して絶えることなく続いていくようです。不幸であっても、幸運も信じ、人の親切と連帯を基軸に頑張るしかないかと感じている次第です。目を離せない世界情勢に明け暮れた 2023 年、ウクライナ反攻の成功（双方兵士犠牲の非過多）は願いのまま、中東では、パレスチナ人に復讐心も植え付ける強者の驕りと大非道が続き、ミャンマーでは抵抗 3 勢力と民主派の共闘での独裁国軍衰退もありか。

さて、拙宅では、「ポンポン言う人」は、おられるようでもあり、おられないようでもあるのですが、何しろ、迂闊な事は言わず、ひたすら平穏と和平を心掛けることにしております。敷衍すれば、暇だけには恵まれた筈の余生ながら、多様な家事や運動等々にも時間を取られる上に、折々の肩揉みサービスも利かず、時に「(私が仕事から帰るまでに) 掃除機かけて欲しいんだけど!」とか。ご機嫌を損ねると困る事もあり、定年後の男は実に大変・大苦戦。

が、めげるのも中断し、今度は、嵐の中で失脚・裁判・病に倒れ死去の後も高い人気と酷評の対峙する中、郷里の『田中角栄無罪 (冤罪) 論』で鋭意 Kindle 本 (電子書籍) 完成を目指すも、果たして何時・無事できるやら??

2024 年新春 HP <http://saitoshinji.jimdo.com/> = <http://saitoshinji.jimdofree.com/> 斎藤信治 拜

❖ 前置きは以上にとどめ、本 HP 読者諸賢のお暇な折のご笑覧・気分転換などに役立つことを夢想・期待し、また、(shinjis@ever.ocn.ne.jp 宛) ご教示等を願って、以下、拙い雑談等【1 歌のこと p2~4, 2 古稀以降の私的人生訓・愚論 p4~22 [含, ①ロッキード事件角栄無罪論 p19~21 + (補足) 52~58。②幸徳・菅野, 成石・愚堂・大石・奥宮ら大逆事件 p15・128《付, 追記・再追記・第三追記・第四関連大増補》。③心臓異変 p7], 3 「美人」観念の問題性 p22, 4 性に関する自由・人権 p23~30 : 売春・盗撮・「痴漢」p26~29・ポルノ, 5 特別抗告・再審請求事件等 p30~47 : 雪冤を待つ [今市事件 p30, 大崎事件 p31, 袴田事件 p31, 小林事件 p36, 郵便不正事件と特に福島県知事事件 p44] + 重要な余事 p46, 6 [名裁判長] 松浦繁先生の記録 (付, 特別記事) p47~51, 7 [碩学] 堀内捷三先生への謝辞 p51~52, 8 日韓関係問題 p59, 9 痴漢と冤罪についての一考察 (一) ~ (八・完) p60, 10 [増補版] 植草事件 p120] を載せさせて頂く。

【1 歌のこと】無料の YouTube は、広告の煩わしさも (一部を除き) さほどではなく (稀には、秀作の恋物語その他も)、「ループ再生」(リピート) 機能も使え、内容が実に (清濁・明暗等) 多彩・豊富だが、たとえば (戦前の歌もあり、年代は偏るものの、若い人も聞けば感ずるものがあるか)、「支那の夜 (春之夢)」「ああモンテルパの夜は更けて」(日本軍に妻子らを殺されたキリノ [フィリピン第 6 代] 大統領がこの歌に打たれるなどし

て、100人超の日本人戦犯死刑囚等の特赦・釈放する英断を下したのだとか。フィリピン人の母に学校行事に来てほしくなくて、案内を渡さずにいた小学六年の女子児童は、どうしてか現れた母親に「何で来たと！ 恥ずかしい！」と叫んだが、後年、その時の母の後ろ姿を思い出し、「ごめんなさい」と嗚咽した由〔2018・6・22 朝日〕。の渡辺はま子・不明歌手らの美声、誰の歌声か定かでないが、この世のものとも思えないほど魅力的な「旅のつばくろ (= つばめ)」——ただ、画像はやや切な過ぎ、画像の魅力では、「涙の渡り鳥」や（山本富士子とカラーの白樺林も出る）「月よりの使者」が上——「雨のオランダ坂」「桑港（サンフランシスコ）のチャイナタウン」（留学からの帰途、ほっつき歩いていたら、目の前に金門橋が現れた）、それぞれに趣の深い（披露宴でだけでは勿体ない）「祝い船」と（台湾でも愛唱、愚姉もの）「湯島の白梅」、競演の「里の秋」、いろんなコンビで歌われているが、特に印象深きは、倍賞千恵子・霧島昇や（若き日の、自信に満ち・初々しい）五木ひろし・森昌子の「旅の夜風」、新しくは【残念ながら以下の曲の多くが YouTube から消えたが・・・】、（女声・男声あるいは混声・合同のやや上品な合唱団で、みな歌はうまく、ピアニスト陣にも恵まれ、それぞれ輝いている【蛇足ながら、子供のころ吹いた記憶のあるハーモニカだと、至極アバウトでも一応曲らしく聞こえたが、ピアノなどは、直近のキーを叩いても変に聞こえてしまうようで大変そう】）フォレスタ（「姿勢も良い」とかで某東大名誉教授もファン）等の「七里ヶ浜の哀歌」「この世の花」「あおげば尊し」「瀬戸の花嫁」「(千晶からの) 坊がつる讃歌」「東京行進曲」「桑港のチャイナ街」「月よりの使者」「湯島の白梅」「デビュー8周年」「歌劇『カルメン』より 闘牛士の歌」「春の詩No.2 憧れの郵便馬車」「夢淡き東京」等々の見事な歌唱、Tomo Yama 氏の練達のアコーデオン（人間国宝級。一番気持良さそうに弾くのは「旅の夜風」。老人ホーム慰問でアンコールに応えるのも「旅の夜風」。目立たないが実に魅力的な「花から花へと」に贅辞を寄せたら勿体なくも返事を貰えた！）なお、孝行息子の岬英二氏らの歌も聴かせる。ちなみに、同じく音楽ファミリーの東京大衆歌謡楽団の歌手も美声）、NHK 東京児童合唱団の「紅葉」（歌も良いが、写真が見事）、反戦歌でもある「惜別の歌」（その他、特に「小鳩くるみ 0001 (ベストテン)」にまとめられているが、大学の先生もしている今や大人の小鳩くるみの美声にも聴き惚れる）、栄誉と悲運のテレサ・テン（視聴回数が驚異的）、余計ながら独り身のままかが気になるような「台日の華」の江蕙（特に、日本曲の短編集、「星が流れる港町」、「流水」、「離別」、「越冬つばめ」）、それから、美空ひばり（田川壽美も歌っている「港町十三番地」など）・浅丘ルリ子（石原裕次郎〔不必要に長大・美男子、過度に親密も、病気等には同情〕との「夕陽の丘」は大魅力）・ちあきなおみ（「未練心」「ブルー・ライト・ヨコハマ」等）のほか、様々に（いわば）平和的で素晴らしい、これまでに親しんだ狭い範囲では、吉永小百合・はいだしょうこ（「ミカンの花咲く丘」）・藍川由美（「あざみの歌」）・香西かおり・黒澤明子（「霧と話した」「早春賦」）・川田正子・小林幸子・鮫島有美子・芹洋子（絵もきれい）・西田佐知子・野村未奈・倍賞千恵子（「月よりの使者」「惜別の歌」も）・高石かつえ・土居裕子・本田路津子・水森かおり（「上海の花売り娘」。なお、「日本の演歌はメドレーを叩く・・・」）・茂森あゆみ（+千住真理子）・森昌子（「釜山港へ帰れ」）・森麻季・森山愛子・林あさ美・藤あや子（なお、ミックスリスト - 日本演歌 の名曲 歌謡曲メドレー 70, 80, 90 年代 ♪♪ 昭和演歌メドレー ♪♪ 《変転の末、最近聴きやすいが・・・》、着物姿の「うたかたの恋」）・田川壽美（男どもの夢の反映か、視聴回数が驚異的。モテないことなど忘れて、空想の世界に誘い込まれるのも悪くないか。ただ、シングルマザーという田川に限らず、男の耳に心地好い歌ばかりでなく、「共稼ぎなのに、家事を全然分担しないで、愛想尽かされた旧夫もいるそうよ」「育児を全て押し付けられて、ノイローゼになり、子供を道連れに自殺してしまった奥さんもいるのよ」「殴られたことはその夫が要介護になっても忘れ難いものらしいわよ」とか、家事・育児・DVに未だ無頓着な男には冷水を浴びせるような歌もあって良さそうか。ただ、既に家事等分担に熱意のある男には、職場でのストレスと合わせ過大負担とならないよう配慮も緊要））・永井裕子・夏川里美・中島みゆき等（非限定的！）の歌には癒やされ、新しくは東になってのAKB48もある（なお、やや意表をつくかのように、永井裕子の「明日に咲け」の歌詞〔木下龍太郎〕等々を詳しく取り上げたものとして、山内惟介『比較法研究』第三巻〔法文化の諸形相・2017年〕1頁以下「歌謡に化体された法文化」）。共に苦勞もしている五木ひろし・森進一や、大御所の春日八郎、舟木一夫（「東京の灯よ、いつまでも」の）新川二郎、小林旭、布施明、秋川雅史、ロス プリモス / ロス インディオス、など、男にも立派な歌手、一生懸命な歌手は多く、実は、三橋美智也・フランク永井——お二人共、意外にも、恵まれない部分があったらしい。人生の苦勞は、大体皆同じか—— など、昔の思

い出の歌も数多いが、多過ぎることもあり、恐縮ながら列挙は割愛（小生の場合、同性には多少無頓着）。ドイツ・台湾・ケルト（Celt。ウェールズ・スコットランド等）の女性歌手の熱狂的人気ぶりも印象的だ。

また、先祖様等を含め、日本の仏様や神様も大切なことに何ら変わりはないものの（長く部落長もした愚父など、上杉謙信を連想させるほど信心深く、分不相応に寄進したり、元旦は雪のなか子供らを最小部落にしては実に立派な神社や御岳様等に連れ回したものだ。ごく最近、夢で、元気な父と再会）、結婚式の際には、（当方は、俄かに）キリスト教（しかも、真に運良く、法哲学の大家のホセ・ヨンパルト神父〔2012年逝去〕のお世話になったことも影響してか、YouTube で、森山良子さんが美声で歌っている、讚美歌の（画像には、見事に撮った飛行機のゆっくり着陸・離陸シーンも入る）310番「しずけきいのりの」♪ 及び（さすがに、美しい花などの画像にも恵まれた）312番「いつくしみ深き」に出会い、魅せられた。そのほか、世界的に愛唱されている「アメージング・グレース（Amazing Grace）」も惹きつける（白鳥英美子さんの歌には美しい絵と歌詞）。
Beautiful forest flowers、**Field of flowers**、等も、美しい！ クラシックについても、12頁で少しふれる。

ついでながら、多忙等のためしばらく忘れ去っていたものに、二カ国語放送の聴取がある。きちんと聴く気の起きにくいニュースなども、英語（等）で聴くと、語学の勉強になるほか、興味深く聴け、世界が身近に感じられもする。新しくは REUTERS も容易に観覧できるようになり、ラッキーだ。その後、調べてみたら、英米の ABC・BBC、ドイツの ARD・Spiegel などもネットで観れることが分かった。もともと、余りこれらに没頭しても、時間の無駄で、一文の得にもならない。ただ、NHK の国際（英語）放送は手頃（最近、「時間不足」）。

【2 古稀以降の私的・個人的な人生訓・愚論・・・文字通りご笑覧用ながら、もしかしたら読者諸賢の一部に役立つ部分的余地も？・・・以下、5頁の終わり近くまで（・・・43頁）。】まで）は序言であるが、在職中の授業では、少しは雑談も悪くなくろうと思いつつ、勉強してもらおうことの大切さを意識すると余り実現できなかった感がある。特にロースクールでは、50分単位の集中的授業なので、そんな暇は全く見出せなかった《なお、自己の学問的な主張や関心すら原則的に割愛。ただ、教科書は、合格者祝賀会等で、役立ったと言ってもらえたことも累計すると多く〔別に、教師としては酷く嬉しいことにボロボロになるほど愛読の早期合格者とか、『各論』の設例編＝事例問題が予備試験の刑法各論での想定外高得点取得に役立ったとか、予備校の講師の中にも拙著を薦めて下さる方々もとか〕、敬愛する実務家・学者の先生方の各一部にも好評。その「一部の先生方」には、拙著『刑法総論』の「愛読者の1人」と自称して下さった東大教授の中でも光る〔批判も下さった〕先生、また、尊敬する〔また、同拙著の一読を推奨して下さったとも聞く〕香城敏磨先生のほか〔なお、木谷明『刑事事実認定の基本問題』でもご高配〕、学ばさせて頂いた部分が多いので自然ともいえるが、平野龍一先生を含む。他方、平野先生からは、脳死移植違法阻却拙論〔拙著『刑法総論』6版164頁、刑法雑誌29巻1号等参照〕・松川事件拙稿〔法学新報117巻7・8号355頁、特に366～367、399頁の注6関係参照〕に対しては、不同意とお教え頂いた。そのほか、お手紙・お電話を含め種々ご高配も賜ったことは拙人生の宝物になっている。それでも、司法試験合格の諸君にはご同慶の至りだが、未修入学者を中心に合格に至らなかった者も多いのは、いつまでも心残り。いわゆる「成績不良者」にも、留年等の厳しい措置だけでは、本当は足りない。彼女ら・彼らは優に人並み以上の能力も熱意も持つ。特に未修は、宣伝して集め、厳しい試験で選抜し、高い学費を取るのだから、親身の指導が必要だが、教員側も既に負担が重く、甚だ申訳ないことに、容易になし難い実情と感じられた。

・・・ちなみに、中学校・高校の恩師達には貫禄のあった先生方が少なくない。好例として、高校で国語（+α）を教えて下さった川上哲史先生（裁判官のちに早稲田大学ロースクール教授等として活躍された川上拓一先生——本HP掲載各論レジュメ末尾に添付の「東電OL殺人事件」拙稿の被献呈者のお一人で、その幾つかのご著作は同稿で引用——のご尊父。後に校長にもなられた由。）の落ち着き・自信と貫禄は圧倒的だった。なお、こう言うは何だが、私たちの高校は、進学校ではなかったものの、就職に特に有利だということで遠く中越各地の中学校からも（家庭が裕福でない）トップクラスが集まり（例えば、小生など〔地元高校は敬遠〕、雪のある冬は下宿したものの、はるばる片道1時間50分も山道等を歩き20分電車にも乗って通学）、みんな（少なくとも、圧倒的大勢は）真面目に授業を聴いたので、先生方にも教え甲斐があったと思われる（もともと、地理の先生だ

けは、「地理なんてやっても仕方ないよ」と一種悟り切り、授業は大部分たわいない雑談ばかり。怠け心もある生徒達からも不評で、共謀に基づき「もう少し真面目に」と申し入れられたが、余り変わらなかった。それでも、懐かしがる者も)。川上大先生は、私どもの結婚式にも遙々新潟からご来駕下さり、「イガ栗頭・ニキビ・寡黙・温厚・俊秀・16歳—地味な子、何故か教壇上の・・・教師に些か気にかかる少年—それが君だった。・・・本日華燭の典に列する栄に浴し白髪の翁と化した老書生の喜び、これに過ぐるはない。・・・益々研鑽あらむことを。」と仰って下さった。ともかく、川上大先生の貫禄等と対比すると、甚だ忸怩たる思いを免れない。

付け加えると、工業高校の卒業式では、機械課程総代に選ばれて証書をもらいに出て、予想外に出席しこれを見た父が夕飯時そのことを家族に話した、少し幸いな思い出がある。ただ、自分は机上の空論みたいな事には幾分強かったものの、実技(旋盤・フライス盤・ボール盤、製図、木工、鋳造、灼熱の鉄の鍛造 etc)や特に体育はまるっきりだったから、総合成績一番かは極度に疑わしい。自動車の実技では、ゆっくりスタートが安全と思いアクセルを余り踏まなかったところ車が全然動かず、これではダメだと思い切ってアクセルを踏んだら、予告もなく急発進し、前に人でもいたら危ないところだった。これで、自動車は危ないものだと思身に沁み、免許を取る野望は持ったことがない(ところが、ライバルの一人は、卒業後、就職した日産で、呆れたことに、テストドライバーにまでなっている。序でながら、尊敬する西原春夫先生には留学先[マックスプランク外国・国際刑法研究所]の関係でお世話になったが、速度制限なしのドイツのアウトバーンでぶっ飛ばして爽快だったと笑顔で話されたのが印象に残る[2023年1月26日94歳でご逝去。角栄も昔感激]。小生は、内心、「そんな危ないことを・・・」と)。子供等の車での送り迎えは全て妻がやる外なく、当方は助かっており、人生何がプラスか分からない《飛行機も、万一の場合の軟着陸・海に備えて大きな落下傘か逆噴射ロケットを付け、海に降りた時に浸水してこないようにキチンと目張り等してくれない限り、乗る気がしない。もっとも、ドイツ留学からの帰途、ロンドン・ニューヨーク・ワシントン・ロサンゼルス(都合を付け語ってくれたMさん、コロナ禍を凌いでくれているかな)・サンフランシスコに立ち寄った際は、やむなく決死の覚悟で乗ったが、この時は幸い墜落しなかった。しかし、その3年余り後、1985年の夏には、大学時代以来の友人・家族らとの長野旅行中、近くで「日航機が行方不明になった！」に始まる御巢鷹山への墜落の悲劇の大惨事で、皆とテレビ報道に釘付けになった。ただ、賛美歌310番「しずけきいのりの」♪に出でくる離着陸などは危なげないようでもある》。体育は、(小・中学の)跳び箱にしても(高校の冬の体育の全てだった)スキーにしても、身長・視力の差を度外視してやらされるから、具合が悪い。特に直滑降などは、一面白銀の世界の上にと近視だったから高低も含め何も分からないような下界に盲滅法に突っ込む他なかった(兄にパラレルクリスチャニアを教わった大回転の方はマシだった)。とはいえ、お情けで「可」はもらい、感謝の念が残る(ライバル某[追記、令4、リンパ種で逝去!])は、試験前になると、大胆にも「家で試験の勉強をします」と公言して授業を休む一方、危ないことにスキーのジャンプをやり、呆れたことに国体にまで出、後、車のテストドライバーにも。マラソンで、山道など長時間徒歩通学の短軀・軽みのせいか、ライバルを途中で追い抜け、学年300人前後のところ13位、も思い出)。一目おくライバル(競争相手意識は乏しく)むしろ学友は何人もおり、温和・良識的でしかも鮮明な印象を残す(なお、43頁)。

○つまらない事と思われるかも知れないものの、個人的にはこれも人生には至極大切と思うのだが、夕方・夜の飲食は、原則的に(どうしても高くつく飲食店でなく)自宅でするのが、ずっと経済的だし(経験的にも確かだが、将来にとって大切な貯金[の原資]もでき、比較的良い住宅地に住めることにもなった)、健康にも(少しの工夫で)つながる。・・・ちなみに、昔、小生が(も?)受講生に教科書売り付けて産を成していると思込んで批判してきた学部学生がいて、驚いた。正義感は結構だが、字数の極めて多い割に定価は抑えられているし、受講生が多い訳でもなく(真面目・奇特定の学生にほぼ限られる。期末試験採点時、答案枚数が少なめで助かる)、教科書も先輩から譲り受けたり中古を安く買ったりする者も少なくないところを見ただけでも、見当違いに気付くようなものだ(儲けようと思うなら、教員なんぞには先ずなりもしない)。ついでにふれると、真顔で、先生「もう少し謙虚であるべきでしょう」と批判してきた学部学生もいた。謙虚さの大切なことに当方も異論はないが、若い時分から大家を——「刑事責任に人格形成責任を加える説の可否」、「間接正犯(他人を道具のように利用しての単独犯行)の成立範囲と共犯の(成立範囲に関わる)正犯従属性の程度」[西原・岡野も参照]、「不法領

得の意思の要否・内容(軽微拝借目的や単なる毀棄目的での盗みも窃盗か)」などに関し——批判はしたものの、「殊更に」の覚えはなく(学問上は批判的精神も大切だし、改説の必要も感じていない)、「そういう君は謙虚?」と思ったことだった(が、これも危害を加えるようなものでもなく、穏やかな反旗といったところか。彼の受験用基本書、その著者を思っただけの感情的反発だったようで、その立場・都合は分かる。論文・教科書ではともかく、教室では、もっと配慮すべきだったか)。他方では、昔も、評価してくれた学生達も(少ない受講生の中では相対的には多数のように思うが)いた。中には、学部の刑法総論の講義で、ひよんなことから例年と異なり、共犯の領域にまで進んだところ、小生の(理解がそう容易でもなく、じっくり読まず誤解している学者もみられる)間接正犯(「極端」従属形式)論に納得してくれた学生もいて、特に(レベルが高い人だと)印象に残っている。より親密度の強いゼミ等では、それぞれ個性的・魅力的な女子に恵まれたほか、民間・役所・司法書士・税理士や弁護士・検察・裁判の各分野でOB諸君の活躍が際立っている。なお、ゼミ等とは無関係だが、稀に、母校学部の卒業生・在学生等を貶める感のあることを書く不心得者もいる。が、最上でもない偏差値等は精々平均程度を示すに過ぎず、優秀な人も多いのだ。今も、たとえば、トップクラスのLSに進んでいる者が多い(が、中大のロースクール[2023年春に駿河台キャンパスに移転。法学部は茗荷谷へ。]に進んでくれる者の増大も期待)。

○無駄遣いは省く心掛けが、長い目で見ると大差となる(とくに、経済・相互信頼面で順調な結婚生活には大切な要素)。○節約のためにも(概して、良い仕事をしているように見受けられる)古本屋さんのためにも、本は中古で買うのが正解のことも多い(ただ、なるべく、[著者が脱しようとした]旧版は避けたい)。Kindle版の本も買って見た。時には、送料を含めた中古本より安いし、ネット上で注文・購入して(無料でダウンロードできるアプリを使い)即刻読めるのは良い(もっとも、読めるようになるまで戸惑った。また、引用に難)。

○減塩(徹底)・酢(代替)活用、海藻・野菜・果物・(いわし・鮭など、人にもよろうが)健康至適魚類を重視、の健康な食生活に(寿命は運にも依るものの)十分に気を付けること(肉も、原則豚肉に限りつつ、残り物程度、少しは摂取)。○小生の場合、血圧・尿酸値の関係もあり尚更、塩分や(卵・さば・豚肉・牛肉・精白米・マグロ等に代表される)酸性化食品は極力敬遠し、寿司にも醤油は(亡くなった畏友に習い)使わないが不味いとは思わない。加えて、塩分・ナトリウム対策に、わかめ・バナナ・納豆・人参・ほうれんそう・(切り干し)大根・芋類など、そして、特に、水分摂取も兼ね、(砂糖・食塩を使っていない)野菜ジュース・トマトジュース・豆乳で、(余分な塩分の排泄も促す)カリウム(また、一時は、血圧抑制・その他の効果ありともされる[ある種の豆乳中の]GABA)を大目に摂るよう日頃心掛けている【追記 これらが功を奏したのか、2018年2月末に医院で測ってもらった血圧は、132/80とのことだった。こんな数値は、特に測ってもらっての一回目の数値としては、30~40年ぶりの低い数値かと思う。ただ、偶然かも知れないし、油断すれば逆戻り必至で、引き続き、減塩・カリウム摂取等に努める必要あり。ただし、2023年末検診で主に加齢のためかeGFRが59位になったので、総合考慮でカリウム摂取は減量。他方、心電図の波形が昨年と異なり、心臓超音波検査の必要ありとのことで、ヤレヤレ。根拠はやや乏しく(自覚症状なし)、3割負担で貧しくないらしい患者に医院が折角導入した器械を使いたいのかも知れないとも邪推する】。そう楽観していたのだが、次頁の【再々追記】も参照。

○尿酸値は基準値(7.0)を越えると(激痛を伴うという)痛風の危険を初め(その他、腎臓病・心臓病・脳卒中等の要因ともなり)健康上種々問題になるそうで(小生の場合、年齢相応かも知れないのだが、腎機能の傾向も若干懸念される)、この場合、尿酸値を下げるには(先の市の特定健診の結果——何と[至極好い加減だった]予想に反し、尿酸値が[4か月余前に8.6と既に高過ぎの(立派な)高尿酸血症(!)]で、お医者さんに「薬を飲みますか」などと言われたものの、食生活で何とかしてみたいと考えたことだったが)今度は、9.1という痛風の危険甚大なレベルにまで、上昇していた!!——で痛感させられたのだが[もっと低いレベルでも、痛風になることが多いらしく、体験談も聞かせてもらった)、わかめ・大豆・バナナ・ほうれんそう・芋類・人参などの(幸いカリウム豊富なものと多く共通する[ひじき・昆布もそうだが、これらは取り過ぎると甲状腺機能低下の危険がある由])アルカリ化食品を沢山摂るだけでは全然ダメで、水2ℓ程度の摂取が断然不可欠のようだ(「水」の中には、コーヒーや特にお茶を含めて差支えないらしい)。この水「2ℓ程度」(余り沢山飲むと、水毒症・水中毒のリスクが高まるとか! また、水を沢山飲むと、坂道登りに多くの休みが必要のようだ。【追記 その後、せかせか登りは自分には拙く、特に、高尿酸値は心筋梗塞の危険因子でもあると知ったので、

お茶も含めて、「20超」を心掛けるべきだと一時考えた】の摂取は、朝から飲み始めれば大したことはないが、でないといけない（普通は、勤め人だと、チョコビチョコビ飲んでいるのは難しく [ただし、幹部職の偉い人の体験談では例外も]、薬による外なしか）。これが、小生にとっては、一番の課題になっていた。大幅に下げるよう何とか頑張ってみて、また、どこかの時点でチェックを受けるつもりだが、どうやら長期戦を覚悟しなければならないよう (!)。【追記 2017年の秋に大学病院の消化器内科を再々受診し、尿酸値が——標準値上限が7のところ——9.1と（これより前、別の医院でと同様に）酷く高く、まだ痛風には（マッサージや、家事・買い物等が幾分幸いしてか）見舞われないものの、砂糖・食塩添加のない野菜ジュース・トマトジュース・豆乳を含む水分多量摂取は可とのことながら、それだけでは危なそうなので、何かと親切で敬愛するお医者さん（薬学部教授）の勧めに従い、薬（ザイロリック錠）を飲むことに。尿酸排出が不十分というより、プリン体生成が多過ぎるのでは、とお医者さんはいふ。そこで、自分が普通の人より沢山摂っているもの（また、以前よりも沢山摂っているもの）は何かを思案し、ネットでいろいろ検索してみた。その結果、抗がん作用があるらしいなどと考えて、他人様に話してしまったりもし、自身は毎日1パック（50グラム）食べてきた「ブロッコリースーパースプラウト」が——100グラム当たり100~200（重心は200にあるかも。普通のブロッコリースプラウトなら130に対し、相当多そう。）ミリグラムものプリン体を含む（痛風やプリン体が気になる人は要注意である）由なので（「心身健康」のブログ）——ひとつの原因かも知れない、と思考し、当面、食べるのを止め、二か月後の受診の折に確かめてみたいと思っている。】【再追記 二か月後、尿酸値は7.4。スプラウトは止め、薬を飲んでこれだから、不良。が、肉大入り料理の食べ過ぎを反省し、お茶ももっと飲む方針で、薬は半減してみることに。→その後、半減は中止、スプラウトも少しは復活】【再々追記 **新たな危機** 2018年2月末の市の（国保）特定健康診査で、尿酸値の方は、薬を隔日にしたが6.9に低下し《が、その後7.2, 7.3なので、**毎日服薬**に戻したら、同年9月~2019年7月は5.9, 6.3, 5.8, 6.2, 5.9。水分も1.5ℓで可の由》、展望は開けた《別に要注意の「**肝血管腫**」も**2020年1月末迄は不悪化**》。が、この特定健診・付加的精密検査と続いての市立病院での心臓（最新式の64列以上マルチスライス、冠動脈造影剤使用撮影）CT検査などで、心臓の血管、それも特に重要な左前下行枝に、動脈硬化（3箇所）と狭窄（付け根）が発見され（動脈硬化は年相応かもだが、狭窄は予想外）、自覚症状は出ていない（近年等の健康診断データも、尿酸値の高さ・白衣高血圧〔?〕を除くと、コレステロール・中性脂肪の値を含め問題は乏しそうな）ものの、**狭心症・心筋梗塞の深刻な危険**が指摘された。再度の本格的な心臓超音波検査やトレッドミル（昔獄舎で囚人に踏ませた「踏み車」に由来し、ベルトコンベア上を走らせるもの）負荷心電図検査の各結果（左心室下部に比較的小さいが心筋梗塞・壊死〔心臓肥大はなし〕、第二段階の相対的に強い負荷で心電図に狭心症特有の波形）により、医学的には心臓カテーテル検査・治療が勧められるとのことだった。それによる（急性心筋梗塞を起こす等しての）死亡のリスクは1%（未満）程度らしいが、本人からすれば軽視できない。座して危険を増加させるのも問題だが、買い物・散歩で相当の負荷（毎日1時間余、坂道、荷物）があっても自覚症状が出ていない現状では、少なくとも当面は、処方され服用し始めた薬（血管内に血の塊が出来るのを抑えるバイアスピリン、血圧を抑え心臓負担を軽減し脈の乱れを整えるピソプロロールフマル酸塩、血液中の悪玉コレステロールを減らすピタバスタチンカルシウム等）の効果もあって（血圧130/80未満【追記、減塩励行で2023年も同様。ただ、冬は142/72と上は少し高いが、大丈夫とか】、LDL83・76等）、狭心症の症状も飛び超えて急性心筋梗塞を起こす蓋然性は（熊大院によると、命取りの狭心症や前駆的狭心症なしの心筋梗塞発症もみられるが）、心臓カテーテル治療で心筋梗塞等を起こす（上記）蓋然性よりも、低そうか。だとしたら、心臓カテーテル治療による（短期的には、より高い）リスクを冒すのは、痴漢冤罪の（詳しい論文は後回しでも）一般向けの本は書き上げて【その後、順序変更・新課題】からにしたいし、万一近々死んでしまったら、それと共に年金受給も終わってしまい、子供達へのサポートが不足する等の問題も感ずる。大略その旨お医者さんに話し、心臓カテーテル治療は快く保留して頂き、様子を見ることに。少量の赤ワイン飲みを（尿酸値を下げるため水分を相当取る関係で、また高ココアチョコでもポリフェノールは取れるとも考え、止めたのは、**入浴回数減**（BNP高と関連）と共に、心筋梗塞リスクで、失敗と）再開し、後、また迷い中断！ 買い物・散歩の運動は継続して、好転すれば万歳だが、拙いことに！ が、重度心筋梗塞を起こす前に見付けて頂き、不幸中の幸い。冠動脈壁に溜まったプラークの破綻（亀裂・びらん）に伴う血栓形成（等）による心筋梗塞（再発）を防ぐには、

薬物療法と摂生・生活習慣改善が緊要の由（次頁。他方、安定し制御できる病状では《最近その兆候も認められ受診間隔が延び、地元医院に →9 頁の寒中見舞いも参照》経皮的冠動脈インターベンション PCI（心臓カテーテル治療）による狭窄治療の目的は狭心症症状や生活の質の改善〔小生には不要〕にあるとか）。・・・狭心症や心筋梗塞、又、小生の場合のような（無症状で幸いだが要厳戒な、検査方法の進歩等で比較的新しく糖尿病・不健康因子持ちや中高年の人の一部に存在・多さが知られるようになった）「無症候性心筋虚血」については、[国立循環器病研究センターのサイト](#)等、読者諸賢も或いは予防のためにご覧になると良いかも。なお、日本心臓財団はネット上でセカンドオピニオン依頼を受け付け、多くの回答例も公表するなど、啓蒙活動を展開しており、貴重と思われる。】・・・特記：「排塩に適しているだけでなく、腸の吸収を抑える効果もある」ので、食事の最初に食べると良いカリウム食材の中でも、「特にお勧めなのはアボカド」で・・・糖質が少なく、・・・オメガ3 オイルや食物繊維も豊富なので、血管の若返り効果は絶大」とか（島田和幸監修『強い血管をつくる名医のワザ』）。酢で食べる（安価な）納豆も良。別に、「突然の心筋梗塞で逝ってしまった婚約者へ」（2017・12・7 朝日デジタル）で、同棲の彼が食事し吐いた際、消化器内科を受診したが、半年後、心筋梗塞で亡くなった由。専門（循環器科）外で見逃しか（一種の心不全に禁忌の目薬を〔眼科医が〕処方する危険もあり、患者自身が禁忌をネット等で調べる方が良さそうと感じた体験も。各医療機関共通の「お薬手帳」も役立つか）。もう1つ、えっと思う記事（2018・3・10 朝日）。空腹時血糖値は正常でも、食事後の血糖値が高いと心筋梗塞等による死亡リスクが高まるという内外研究がある由。これを避けるには、最初（食物繊維の多い）野菜を食べ、次に魚・肉、最後に飯・パン、にすべしと。で、先ず キャベツ・わかめを食べる。なお、BNP は、二・三年おきに 46→119→最近 72 と推移。

○親族中には、医者に退院を勧められ退院した日に亡くなったり、薬物治療で軽快したのに、ガンを根治できると言われて手術を受け亡くなったり、入院時は元気に自転車で行ったのに帰らぬ人になったり、うつ状態で自殺の恐れがあったのに入院されられず自死してしまったり、鎮痛医療開始早々死亡したりの例もある。ただ、小生自身は概して（高圧的な町医者等の忌避等はあれ）医者運には恵まれている。

先の高尿酸値の関係の続きだが、御飯を一口・二口食べる都度、少し水を飲むのを繰り返す方法だと、割と困難少なく（夕方頃迄に）結構（20程度）飲めることを、大発見した。食べ過ぎ抑制にも役立つか。最近では、水分は、（砂糖・食塩の添加なく、カリウム豊富、多少アルカリ化も期待できそうな）野菜ジュース・トマトジュース・豆乳が中心でも多分良いことにした（その後、大学病院のお医者さんに伺ったところ、差支えないとのことだった）。もっとも、糖質等過剰摂取の回避、労力・出費の削減のため、ただの（アルカリ）水も飲むよう改め、心筋梗塞の危険にも関わると分かったので、もっと尿酸値を下げる等の目的で緑茶飲みを増やすことに。

少し以前の体験的認識として、ある程度食べ、かつ沢山水を飲んだ状態で走るなどは、胃に重い負担をかけ体調も崩し（これは、水を沢山飲むことよりも、その便宜と安易に考えて、食べる量まで過多になってしまっていたことが最大の原因のように感じられてきた。やや小食だと調子が良いみたいだ）、大きな問題のよう。そこで、走るのは止めにして（走るのは、元々、勢い良く転倒し骨折する危険を伴うし、気分ゆったり爽やかにはならない点でも不都合。友人・知人も転んで大怪我の由。転んで一万円札を拾うとかは殆どありそうでない）、その代り、隔日的にではなく、原則的に毎日（坂下の街に）買物に出掛けるのが、往復一時間位の（年相応の）運動になり、良さそうと思うに至った。なお、坂道登りでは精神面も問題らしい。「何か、しんどい気もする」等と考え出すと、碌なことはない。逆に、考え事をしていると、いつの間にか、ノンストップで坂を登り切っていたりする。何年前か、2500 円も出して携帯ラジオを買い、買い物・散歩の坂道等往復でもラジオを聴くようになった。主に、その時々に行っている各種語学番組とか、苦手だが、興味深かったりもする加賀美さんの「古典講読」とか（そのほか、松本清張の若い頃の話の聞いたこと、夭折した新撰組の沖田総司の——司馬遼太郎による——話も記憶に残る。NHK の国際〔英語等〕放送も良い）、荷物を負っての坂道登りも、夏など汗は結構かいても、そう難儀と意識しないで済むようになったから、正解だった。又、小股で歩けば、登り・荷物負いでも、途中休む必要は乏しいと知る。結局、買い物も兼ね（2020 年春以降はコロナ禍で買い物最少化〔店も選別〕、宅配利用開始！ 2021 年秋には感染激減だが・・・）、日々主に坂道を（あるいは、買い物は原則避け、小山登り等で）1 時間程は歩くのが習慣に。慣れで負担も減少（徐々に心筋改善か〔以前の「負担」、「症候」？〕。2018 年秋冬の心臓エコー・血液検査・血圧等による診断で改善傾向〔下掲の寒中見舞い参照〕。「急性期過ぎ」、市立病院から

地元医院へ)。「健康法はゴルフよ」という元常任理事もおられるが、当方、原則毎日の散歩・小山登り(・代わりの屋内運動)が健康法の基本。「有酸素運動」で悪くない(ストレス脱却には、音楽など)。2020年9月中頃、左に「ジー」様の耳鳴りを生じた(初め、「あれっ、冷蔵庫・蚊の音かな」とも思ったが、加齢や蚊の来襲を感じて耳辺りを叩いたのが原因か)!! 音楽等で紛らす(その後、幸い何故か消失)。

○ポリフェノールを十分に摂ること(以前は高ココアチョコ。赤ワイン——小生の場合、ポリフェノール100mg当り300mg・アルコール度数5%のサッポロワイン等——も少量なら悪くなさそう。ただ、近年、家では赤ワインも含めアルコールは全然飲まなかった【追記! これは、狭心症等の問題に直面して改め、情報総合・高齢考慮で生命保全に最適値かの上記ワイン又は(甘さ減・ポリフェノール増の)「彩・食・健・美」で1日純アルコール12(15-3)ml位摂取は再開。7頁「再々追記」参照。が、後、効果否定説や時間不足もあり中断】)。
○空腹を避けつつ減量すべく、野菜活用。○ブロッコリーのスーパースプラウトには抗癌作用ありかと考え、常食してきた【尿酸値の関係で一旦中止】。加えて、キャベツ等も癌を防ぐかと重要視されており(2019・11・28週刊文春が紹介の研究)、手軽に希望が持てそうなので真に受けることに決定(今や酢だけで毎日食べる)。

○買物・家事・散歩などで体を動かすことも健康確保のため大切。2019年1月の寒中見舞いには、「継母が満96歳で永眠」に加え、「小生、昨年(無症候性)心筋虚血という人生で最大の病気にも見舞われましたが(定期健診の大切さを痛感)、お陰様で(毎日の薬、散歩兼買物、入浴マッサージ、減塩・カリウム摂取、少量赤ワイン、リラックス音楽も良かったか)深刻な危機は一旦去ったとかで、家事、読書・執筆にも努めております。」と書いた(しかし、BNPが2018・9・25の45.6から——2019・9・4の心エコー等によるチェックでの「要注意1年観察」を経て——2020は2・17の58.6、12・23の119と上昇!! ただ、高尿酸回避の水分多摂取も影響か。2023年末は72.1。2020春以降のコロナ禍では「持病持ち後期高齢者」ゆえ、遠隔診療を利用し、著作の「後事を託す」など死にも備えた)。なお、「虚血性心疾患の原因として、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣関連疾患、肥満、メタボリックシンドローム、喫煙、精神的肉体的ストレスなど・・・。日常の中等度な運動(1回30分以上、週3~4回)、食事制限(塩分、脂肪、アルコールの制限)、禁煙、適度な休日・休息などによる生活の改善、生活習慣関連疾患の治療が、虚血性心疾患の大切な予防になり・・・発症した後も薬物療法とともに、生活習慣を積極的に改善することが、再発の予防、生命予後の改善に極めて重要」(慶大病院 虚血性心疾患 COMPAS)。

少し話が逸れたが、共稼ぎ等の場合、夫の家事分担は大切。男は自分に都合良く考えがちなので要注意(そんなことでの結婚破綻例も。序でながら、破綻といえば、嫌な性的行為が一因になったらしい例を聞いたこともある。AV等ではありふれていても、それらは、ストレスに煩わされ、屈辱も甘受せざるを得ない勤め人等が、慌ただしく自らの支配も妄想して欲求を満たすのに奉仕するようなものが多からうから、ゆっくり優しく愛されたい女性の好みには合い難く、夫婦交渉の手本になる筈もないのに、思慮・余裕不足等で、破綻等に至る例も稀でないのかも知れない。無理強いでないなら、むろん別論[なお、Wikipedia「吉永小百合」の「人物」])。○小生、「ふくらはぎを揉む」のが長生きにつながり得るとの説を半ば信ずること。また、座り続けは、パソコン作業等では避け難いが、心筋梗塞・脳卒中、癌など全死亡リスクを高める由なので、運動に努めるほか、食事中も断然立っている。○十年位前、歩行中、突然腰が痺れ痛くなり、前に進めなくなったが(少し休むと、また前進可能だった。「間欠〔性〕跛行」とか呼ばれる現象で、腰部脊柱管狭窄症の1症状らしい。あるいは、血管の動脈硬化も影響?)、それ以来、寝る前辺り等に、両下肢を両手で抱えて胸に持続的に接近させる運動をすると、近年はそれをしなくても(散歩・小山登りのお蔭か)、久しく間欠跛行なく、腰痛も感じないで済んでいた。が、最近又問題。94歳頃の義母も、分家のお母さんも年をとって腰が痛いと言っていたが、やはり腰痛だとかで、上記運動も勧めてみていた(医者にもかかった)が、癌も患い96で鎮痛医療中に亡くなった。長年農業の上の愚兄はかなり重い狭窄症だったが、慶大抜群の手術で治癒した(付添いで、兄弟三人度々顔を合わせ絆を確かめる貴重な機会に)。後年、痛みで、慶大→中村整形の薬処方(むしろサロンパス等)。なお、実母は(小生が小学5年の時に)まだ49歳の若さで亡くなっており、いつ思い返しても残念(実母が実家の石垣に昔挿し木していたのを見ており、そのつつじの枝をこちらに持ち帰り、愚兄も同様の事をしているとか聞いたが、鉢植えにし、今は2鉢、陽当りの良い玄関先でしっかり根付いている)。年を取ると、なおさら親子・血のつながりが意識されるようだ(動

物も、もしかすると人間より例外少なく、[人間に比べると極めて短期間で済むにしても]懸命に子供を育てるよう。しかし、親離れした後は互いに忘れてしまうのか、それとも、今はペットとして飼われていたりしても、母親を完全には忘れていないのだろうか)。動物はともかく、人間のことに戻ると、大抵の母親は、自らの苦勞が多くかなり大変でも、(夫にはともかく)子供には随分献身的だ(象徴的風景の1例として、自転車の座席の前後に2つもチャイルドシートを付けて子供らを乗せ力一杯頑張っているような方も。他方、殺人者の母などは実に何とも哀れ)。それだけに、自ら恵まれなかったりして例外的に子供に冷たく当たる母親の子供は可哀想(時に、そんな子供に、赤の他人なのに親切にしてやる立派な人も。2018・3・19 [ネット上] の福井新聞)。

○歯は大切だと思う。入れ歯もそう悪くないのかも知れないが、なるべく、若いうちからしっかり歯磨きするのがお勧め。小生の場合、留学時を含め中年まで甘食で歯が痛んだりし拙かったが、薬用歯磨き(対歯周病と対虫歯を交互に使用)と歯間歯ブラシ(及び、無論ながら、普通の歯ブラシ)の併用(今は時間節約上1日2回の食事時の各歯磨き)によって状況が大きく好転し、一昔前受ける積りだった(予約までしていたが、病に倒れた先生の代講の必要上立ち消えになった、保険適用がなく、本数にもよるが、相当カネを要し、僅かにせよ手術過誤の心配もある)インプラントも不要な感じ。ちなみに、ファミリー企業的ながら実業家として成功した畏友は、カネ余りなのか、奥さんとは異なり、歯の全面的インプラントで800万円かけた由(うちでは到底あり得ない)。もう一つちなみに、彼らは、先進的な電動歯ブラシを使いつつ、3か月に1回、(義妹夫婦も同じだが)歯垢落とし等に医院を訪ねているとか。模範的だが、小生にとっては、体験上、歯科医は信用しにくい(家内の親戚やブドウ作りに転進している身内は除く)。歯医者に行く位なら、何回でも丁寧に歯を磨く。実は、残っている歯は、30~40年ほど前から20本位で、もう後がない。減らさぬよう、必死だ(が、近年、堅い物で一本欠落! 尚更必死)。

(歯痛と聞くと思い出すのは、豪胆な向江瑋悦先生も歯痛の折には[後記答案練習会の無償助手の仕事をしていた私ども司法試験新規合格者の前では]珍しく弱々しい感じを見せたことである。向江先生というのは、「司法試験の神様」といわれた方で、全国の誰にも超安価で開かれ学問的雰囲気にも満ちた「司法試験答案練習会」を毎年催した中大真法会の会長等として昔絶大な影響力を誇ったし、名著『法曹を志す人々へ』を読んだ人は数知れないほか、『死刑廃止論の研究』という——絞首刑の残虐性を浮き彫りにした——価値ある労作で博士号も取られ、また、自白の任意性・信用性を争うなどして30件余の無罪判決を勝ち取られたヤメ検の辣腕弁護士で、『無罪の記録』2巻という有益な著書も残された[第1巻には、誇りの事件処理等のほか、「ある弁論」という味わい深い論考も収められ、第2巻は、副題(中心テーマ)「山口組田岡組長宅爆破事件」で、自白・自白調書の信頼性の乏しさ、自白の任意性・信用性などに関する貴重な文献にもなっている。本HP掲載各論レジュメ末尾に添付の「東電OL殺人事件」拙稿のあちこちで参照・引用)。某大物政治家に頼られたとも聞く[小生も寄稿させて頂いた『向江瑋悦博士追悼論文集——裁判・検察・弁護の現代的課題——』が1981年]。そんな先生でも、歯痛には参ったようで、ヤブ医者か・鎮痛医療は?の問題もあるにしても、歯には要注意と思わせる。・・・なお、先生も若い頃は[貧しい農家に生まれ、かつ父早世のため気丈な母に育てられ]奉公・夜学など苦勞された由だが[ちなみに、後記21頁も参照]、同会の研究室に夜間部から[それまででは?]ただ1人入れて下さったとか。お蔭様で掛替えない仲間等や先輩・後輩に恵まれ[披露宴の司会を笑顔でしてくれた親友二人を含め、一部は、残念至極なことに、幽明境を異にしてしまったが]、恩返しはしないまま恩義を感じている。)

○過食は避け(「あとは次の食事の時に食べよう」と考えるのも良さそう)、交通事故等もなきよう気を付けること。○職場・自治体の(万やむを得ない場合には、代りに個人負担での)定期健診等をさぼらない・怠らないこと。○身体の異変(例、眼底出血かと疑われる様子)に気付いた時は、可及的速やかに病院(とりあえずは、救急外来)に駆け込むべし(小生の場合、ど近視もあってか、両目とも、恐ろしくも軽・重の眼底出血を経験したが、大急ぎで治療を受け[専門別模様ながら愚息の模範か、先生の腕も良く]、セーフ)。○定年後辺りになると愈々(お互い様だが)病気持ちの方々あるいは亡くなった友人・知人も少なくない。便り・反応なしだと、お元気が気になる。しかし、どの分野でも医療は進んでおり、かつ進みつつあるので、そう悲観は当たらない。

(小生の場合、研究者には特に肝心の目が悪く[古く、刑法学の大権威者だった牧野英一先生の視力の衰え

についての深い嘆きを読んだのが心に残る]、左は ——眼底出血による視野障害〔汚れ〕の除去手術とその手術で不可避免的に進んでしまうという白内障の半ば予防的な手術を同時にしてもらい——硝子体と水晶体の取替〔!〕手術まで受けた。生まれ持った目、少なくともその主要部、を無くしても現実に目が見えるのは、不思議な気がする。本当に手術で取り替えられ、生まれ持ったものは無くなっているのだろうか、ひょっとして、取替手術は夢だったのではないか、と思ったりしないでもない。しかし、やはり手術してもらったことは間違いなさそうで、奥の院の視神経は残され、眼科医学の進歩の恩恵に浴しているということらしい。きっと、牧野先生の時代とは違って来ているのだろう。高年齢になれば殆どの人が罹るといふ白内障の手術【これは、日帰りで済むこともある位、現在ではリスクは乏しいとされ、愚兄・知人たちも受けている。ただ、亡父は、昔、良く新聞を読んでいたのに、高齢になったある時期から読まなくなり、愚痴も言わず、ただ目を擦ったりしていたが、今から思うと、白内障（か何か）だったか、診断・手術を受けさせてあげれば良かったのではないか、申訳ないことをした、と悔やまれる。】では、その目が生まれつきの遠近調節能力を失い〔眼内レンズの〕焦点が一定距離〔今は、その精密な調節が可能になったよう。大きな進歩!〕に固定されるという問題もあるが〔最近、眼内二・多焦点レンズを選択採用し良かったという知人夫婦も。〕、自分の場合はその固定で近視の度が却ってやや弱くなった面もあるし、パソコン作業等に適するようにメガネの度を調節すれば足ることなので、何ら支障は感じていない。しかし、別に、お医者さんの話では、今度は右目で白内障が進んでいる、不便を感じるようになったら手術を受けたら〔右目が矯正視力でも0.7なのは白内障のせいでしょう〕、という。けれども、局所的な白内障ではなく、全面的・均質的な白内障のせいか、当面は不便は余り感じていない。なお、生まれつきの右目は永年使っているためだろう自然僅かにくすみ多少は灰色がかっているものの、白内障の手術もしてもらった左目は明るく見え、両眼を開いている限り、左右足して二で割るような明るさだから、文句ない。しかし又、より深刻な問題として、お医者さんによると、〔失明につながる危険がある〕緑内障も〔両目とも〕病んでいる。が、三か月に一回程度の受診と日に一回点眼の眼圧降下剤のお蔭だったのか〔他の眼科医の診断もあり、極最近では疑問も〕、小康状態のよう。なお、緑内障を患っている人は結構あちこちにおられるらしい。適切な点眼を怠らない限り、簡単に失明するものではなさそうだ。将来万一の場合は、外出時など、杖を使ったり連れ等に杖代りになってもらう外なさそうか。もっとも、視力が低下したり、失明しても、補助具・IT機器・訓練・福祉サービス等で結構乗り切れるとか、パソコンやスマホの駆使等で何でもできるとかの大朗報がある〔2018・7・4朝日、2020・1・11/17朝日、さくらsanにつき同年6・30まいどなニュース。関連、同年11・21朝日「飲酒運転の犠牲に」〕。共に全盲のパパ〔弁護士〕ママ〔歌手〕が育児に楽しくも奮闘しているとの記事にも接した〔2017・3・22朝日〕。これもお手本だ。そのほか、辻井伸行という全盲の天才的ピアニストもおられ、謙虚な努力家の感じ。少し離れるが、難病で寝たきりでも、驚異的・模範的な頑張り社長や、めげずに頑張っただけで好意的支援を招き寄せている女兒も〔2020・7・7等、12朝日〕。他方、ALSの女性が依頼し、応じて死なせた医師二人が囑託殺人で検挙され関心と呼んでいる〔同月24日以降〕。頑張っている同病者の情報が伝わっていたか、気になる。ちなみに、小生目が悪いと書いたが、基本は下近視〔眼底出血もそれに関連〕で、高校入試のための、やや照明不十分での受験勉強から度が進んでしまったよう。秋に家族で山の田圃の脇で稲掛けをしていた折、中卒でも成績は一・二と良かった姉が「信治は市内の高校入試模擬試験で一番だって」と父等に伝えてくれたのが記憶に残るが〔兄は、「お前は、俺が英語を教えてから、出来るようになった」〕、裏面では以後一生近視の始まりだった。が、眼鏡という文明の利器もあるから、概ねそう困ってはいない。ただ、近年も眼鏡破損もあったが、これまた近年のパソコン・風呂釜・プリンター〔エプソンに愛想が尽きコストの割に性能は良好のブラザーに〕の取替えより軽い〔ちなみに、ガス給湯器などは、値引き競争には加わらない大手ガス会社関係で買うのは大損のよう。なお、浴室暖房や床暖房の買換え・導入可能を考えても電気式等もあるので、ガス熱源機は不購入〕。眼鏡では、パソコン等用と外出用の使い分けや、古眼鏡で満足。余談ながら、姉や2人の兄は、家の経済状態や田舎の習いのため学歴は田舎の平均位だが、頭・成績は皆悪くないよう。姉は学級で1・2番の成績だったとかいうし〔米寿も迎え、ご同慶の至り〕、上の兄は高校首席で、高品質の米、出来の良い野菜作りに努力・満足し、親孝行の子らに支えられ、下の兄は社交上手で、会計・経理、パソコン関係に詳しく、大先輩・先生のように。実家の分家の温かな人達も皆有能と思うが、記憶に残る父・叔父の絆以来関係は良いだけに、教育等の格差に後ろめたい気持ちを残す。)

○人類の共有資産ともいふべき多くの折角の良い音楽 ——また、素晴らしい動植物・美観等の写真・絵（卓越した才能等の畏友らもいたし [42 頁以下]、大変なものを感じさせる大先生もおられる❖。）—— を、（第一次的には、精神的な）健康・活力の維持・回復・強化等に活用すべし。なお、音楽の先生が昔論されたこととは緊張関係に立つが、クラシック（「西洋の芸術音楽」！）の偏重には理由なし。ただし、「ベストオブモーツァルト」「Four Seasons ~ Vivaldi」「誰もが聴いたことのあるクラシック定番名曲集」「行進曲 威風堂々」「マリス・ヤンソンス（近年逝去！）指揮（ドナウワルツ・）ラデツキー行進曲」、FULL DVD - Love in Maastricht - André Rieu + Roses from the South 等（何とも強烈な印象！ 目立つ女性も）、Ms. Helene Fischer - Ave Maria, 「ベストクラシック名曲集 vol.1」等々、聴かない訳でもない。もともと、概して、小生には（詳しい）意味が理解不能な上に（気持ち）忙しい身には長過ぎるクラシック、申訳ないが、流し聴きが多い（が、大勢で種々の楽器を用いての交響曲演奏など実に高級・贅沢と思え、個別奏者の表情等も眺めると興味深い。指揮者の方を全然見ない奏者も多い感じで、Wikipedia「小澤征爾」をみると、裏の人間模様も面白い。好感を覚える表情も。世界の小澤征爾は、父が小沢開作という対中先駆者で、共に偉大で良き伴侶だった板垣征四郎と石原莞爾から名前を付けた由。2024・2・6、88歳で逝去。同9日報道）。作業・勉強用とか癒やし系とか快眠用とかのクラシックも、有り難い。なお、敬意を払う奏者は数多いが、庄司紗矢香さんや村治佳織さんのような可愛くもある方もおいでだ。これもど素人の分際ながら、諏訪内晶子さん、五嶋みどりさん、袴田美穂さんも印象的のよう。

今となつては、（勉強等し）「ながら聴き」でもすれば良かったと反省するが、定年前は、忙しくて（？）歌のことは殆ど忘れてしまっていた感じがする（「昔よく聴いていた」と思い出した曲も、意外に結構ある）。

（❖ 特に、幽玄・華麗・精細なカラー画や魅力的な女人像も収める『沢登佳人 画集』[考古堂・2015年] 参照 [画によっては、玄人も越えるか。うちの娘らも、「パパの知合いに、こんなすごい人いるの？」等という]。ご愛顧賜っている沢登先生には、[繰り返し引用させて頂いている] 裁判員裁判の導入・改善にもつながる『刑事陪審と近代証拠法』等々の貴重・啓発的な専門的著作や、[これは小生いまだ未修であるが、基礎に実に非凡な研鑽・学識があることは確かな] スケールの大きい「宇宙超出学」体系のほか、『漢文読み下し 詩集 ——万物への畏敬と感動を詠う』[小生の郷里でもある新潟の四季や角栄にふれたり、家内の郷里でもある山梨にある名勝の猿橋・昇仙峡を詠ったり、作曲にまで及ぶ]、『よしと童話集』[一部拝読、相当有益かも]、『沢登佳人 書集』[筆は大の苦手の小生の対極、見事な達筆！] もあり、深い学識と卓越した能力を窺わせる。[追記] 最近、先生晩年の『自己超出する生命 [生命の尊厳と人間の責任]』2012年を拝見したところ、内容は、生命論・宇宙超出学、刑事責任論 [含、「刑罰に替わるべき犯罪者処遇制度」]、「所有権概念の歴史的変遷と株式資本主義・民主主義法治国家の本質」、「中国と日本の諸思想」、「歴史上の諸人物評論」、と盛り沢山で、読みやすく、それぞれ多かれ少なかれ興味をそそるが、最後の「評論」では三国志や「川中島の戦」「桶狭間の戦」の真相などにも立ち入っており、その博学ぶり・研究熱心に驚かされる。真珠湾奇襲攻撃に先立ち軍部が天皇の裁可を得るために利用した「桶狭間の戦い」奇襲大成功説が眉唾物だったことも指摘するなど、啓発的だ。詳しくは、p148。)

○睡眠不足やそれにもつながる過労は（概して、却って非能率・ミス誘発的で、時には危険ですらあるので、原則として）断然回避すべし。特に睡眠不足は、必然的に「やる気」を減退・消滅させるし、人を悲観的気分にもさせる（過労で自殺に追い込まれた人たちの中には、そのような悲観的気分になられていた人が多いのではなかろうか）。ちなみに、無謀な労務管理により過労死（一例、2017年8月23日朝日「残業が月188時間 幼児2人を残し、夫は命を絶った」参照！）に追いやった責任者に対しては、業務上過失致死での検挙・訴追も是非検討されるべきだろう。それは社会意識の重要な変革にもつながり得るかと思われる（注目すべき検察審査会の「不起訴不当」議決につき、2020年8月30日朝日）。○睡眠不足や過労と明確にならなくても、より避け難くもあり、劣らず厄介なのは、慢性的な「忙し過ぎ」だ。「非正規」労働者の増加のほか、「長時間労働」の蔓延は、灰色日本社会の象徴だろう（留学時に感銘を受けたドイツ人の「(長めの) 休暇」愛好・貫徹が忘れられない）。法律家や高校以上の教員などは特権階級に近く、贅沢を言えた義理ではないようだが、彼らすらも概して理想には遠そうだ。小生も、忙し過ぎに窮し（年賀状を書く頃などは、ご無沙汰続きの繰返しの多さを痛感）、ご労作を

お送り頂いてもご返事もせずじまいのほか、留学中の（保安処分というより精神保健福祉法に関連の）準備・研究の論文も帰国後の多忙に圧倒され未完となったり（頂いたドイツ数州の立法資料や貴重なご論文〔邦文献〕も生かせず、慚愧の至り）、大恩ある故チョン先生〔なお、46頁、特に59頁以下〔日韓関係問題〕〕の奥様との文通を途絶えさせたり（留学中に知り合った、皆良い方だった何人もの韓国・中国の諸先生とも、残念ながら殆ど疎遠に）、平野先生から著名な刑事判例研究会への参加につきご厚意に与かりながら辞退させて頂いたりしたのが、今は心残り。ドイツ留学（1980～1982）の際の、横浜から船に乗りシベリア鉄道・アエロフロート（窓から見たら翼が上下にしない続け怖い感じだった）、モスクワ・マールブルク（会ってくれた彼女、今は？）各小滞在などの往路については、何とか『白門』（35巻3号）に書き残せたものの、ドイツ留学の日々のことや、帰途、英米の5都市に立ち寄った諸体験等は、帰国後の忙しさのため書き留めず、残念なことに詳細は多く忘却（暇ができれば、古めのガイドブックも参考に、記憶喚起・復元整理を試みるつもりだが・・・）。要領拙劣等の責任転嫁の嫌いや居直りもあるにしても（ただ、寝過ぎやテレビを長く観た覚えもなく、授業準備に一番時間を取られていたかと思うが〔新担当科目の授業の前日など、どこまで準備すべきか分からず、徹夜して授業に臨み、かつバランス等悪い授業に墮したことも〕、こうすれば良かったのだと気づくこともないまま今日に至る）、少なからぬ日本人はそう幸せでもなく、何とかすべき難問だと思う。舌足らずの嫌いはあるが、標語的には、「ゆっくり、日本！」か。

○付け加えると、定年後は、忙し過ぎから解放され、大変幸せに感じている（学生との接触が途絶えて寂しいでしょう、寂しい筈です、ともいわれるが、怠け者の小生、授業やその準備からの解放は、ひたすら嬉しい。優秀・魅力的な学生・院生の諸君には既に十分恵まれた）。定年後も、図書館の利用や、機関誌の『法学新報』等への寄稿資格を認めて頂いたり、懇親会・（名誉教授連対象）学長懇談会・（LS 刑事法）新年会にもご招待頂き、懐かしい先生方とお会い・お話しできた・るのも、実に有り難い（ご自身・ご家族の健康上の理由からか時に欠席の先生方もおられたり、昔入試・日本史で揉んで頂いた先生方や奥様の健康も、お互い様ながら気掛かり）。

○ただ、別に、「住まいの街並みコンクール」に入賞したこともある住宅地（東京大学などで教え、日本建築家協会理事も務め、著名な建築家の故 宮脇檀氏によって手掛けられ、住民らに手入れされてきた「フォレストエッジ」の「コモン」（真ん中にシンボリックな樹木を配した、各七分の一の内部区画）の代表やら、それが兼ねなければならない時もある管理組合役員（理事・監事）を、順番と話し合いでせざるを得ないこともあり、お互い様ながら、概して負担で難題になっている（別に、競合して、規模の大きな自治会もあるのだが、日ごろ親近感や恩恵感は薄い一方、再び役員の方がやってくると又大変なので、役員をやった後、この自治会からは隣人たちに倣い脱退させてもらった）。特に理事長にでも祭り上げられたら、一大事だ（昔1度理事長をやった大変だったほか、前の期には、大変有能かつ真面目な理事長が手入れ中の庭木から転落して大怪我をし長期入院を余儀なくされたため、本来は幸せな閑職の副理事長だった小生が、急遽、理事長代行として総会の準備・乗り切り、関連ミニ講演会の企画・実施に長らく没頭。為にはなったが、定年前だったら、とても不可能だったと思う）。高齢者家庭等では（時には、やや不自由・ご病気の方などもおられたりして）引き受けようにも実際上不可能・困難なことも稀ではない（そんな事情を考慮して、組合役員にならずに済む配慮もなされたりはするが、一般的なルールまで作られている訳ではないので、気にする人も出そう）。理事長等になったら、懸命に任務を遂行する立派な人が普通だが、時には、肝の据わったグウタラ理事長でも出て、「あの程度のことだったら、ウチだってやれないこともない」と皆に安心感を与えるのも、決して悪いばかりでもなさそうだ。

（忙し過ぎに関して、補足するに、楽でない弁護士や教員も多そうになった。若い弁護士に留学の機会を与える渉外事務所の存在も結構だが、その代わり長時間勤務を我慢せよというのでは、早晚愛想を尽かされてもやむを得まい。検察官・裁判官もそう暇ではないらしい。一番優雅そうなのは最高裁判事で——優秀なベテラン裁判官から抜擢された最高裁調査官の丹念な報告書および〔場合によっては、更に〕調査官研究会意見〔木谷明・事実認定の適正化 278, 299 頁参照〕に乗っかっていけば大体良さそう——、恩師八木國之大先生の高弟の小貫芳信氏も東京高検検事長の後に就任しておられるほか〔追記 小貫さんは2018年1月21日に癌で惜しくも急逝

された。依頼退官されて5日後！ 散り際が見事過ぎる]、真法会の先輩で、公務員の政治的行為に関し大変な卓見を示されたが、惜しくも先に亡くなられた弁護士の須藤正彦さんも務められ、近年、刑事法が重要なので山口厚先生も就かれ〔2020年10月15日の日本郵便格差是正最高裁判決、2022年9月8日の課税誤り弁護士費用賠償判決の各裁判長として名声。2022年11月21日の「妻殺害」破棄・差戻の行方にも注目〕、続いて、やはり司法試験考査委員としてご一緒になったこともある方で、東京高裁長官から最高裁入りした戸倉三郎氏もおられるが、激職説も聞かれる。専門外の様々な事件が沢山押し寄せてこようから、語弊もあるかも知れないが、本当に真面目にやり抜こうとしたら、命を縮めそうでもある。第一線の裁判官は、どうだろうか。ちょっと忙しそうだ〔一例、様々な職務・立場で参考にできそうな、どうすれば良いかのアドバイスを含め、木谷・前掲294頁。なお、同・刑事裁判の心(新版)3頁〕。中には、生真面目過ぎ要領良くやれない方だったのか、過労自殺の話も(関連、2頁ほど前)。要領の良いやり方の例については、荒木友雄・河上和雄先生古稀祝賀論文集545, 552, 553頁参照。・・・序でながら、同554頁は、自白獲得手法に大問題があり〔未だDNA鑑定もなく難事件で唯一の重要証拠だった〕自白の任意性に問題がある上に「秘密の暴露」も怪しく自白の信用性が疑わしいため逆転無罪を言い渡したところ〔主任裁判官として関与〕、コイツが冤罪被害者・雪冤ヒーローとして持てはやされたり講演したりした後何と〔甚だタチの悪い〕殺人を犯した〔！ 今度は動かぬ証拠で無期懲役に処せられた。なお、捜査等につき久保正行・現着84頁〕ので、批判先を間違えた一部のマスコミに騒ぎ立てられた松戸OL殺人事件〔1974年発生。類例、舞鶴女子高生殺害事件〕に論及。アマゾン上に半ば啓発的なレビューも出ている、丸山輝久〔この事件の弁護人として尽力。詳しく記されているが、東電OL事件等々でも活躍〕・弁護士という生き方234頁〔ここでも最初の頁数。詳説〕と共に、「恩を仇で返」されて、ショック・失望感・疲労感は著しかったものと拝察され、良い仕事に変わらないが誠にお疲れ様！ の感がある。)

○大切なことや論文内容は、時間をかけて(その間、周辺も含め思案したり、いろいろ読んだりもして)検討するのが良い。論文などは、一旦完成できたと思っても、(最近では、「10〔増補版〕植草事件」や「痴漢と冤罪についての一考察」(四)〔2021年3月末に公刊〕以降でも、改めて感じたが)常に軽信で、ちょっと・良く見直せば幾らでも改善の余地が出てくるよう(安易にキリがないと諦めてしまうのも大問題だが、普通は、締切り又はその相当〔半月程度〕超過で観念して、原稿提出。ただし、答案提出後にも増して、スッキリしてきた頭で、ある程度補正の許容される初校の時まで〔抑制が必要だが、なお再校時まで〕、更に良く点検しなくてはならないのだ)。○一般的に言って、思案・記録や特に執筆活動にパソコン活用は不可欠だ。ただし、せっかく一応書き上げた大切なデータは失う(そして、精神的にも参る)ことのないよう、(ものによっては頻繁な)保存に万全の注意が必要。特に、せっかく散々苦勞して書いたものを公にできなくなったら、まさに最悪で、成仏できない！ 那样的に、先年、6年半ほど使ってきたパソコンが、ちゃんと予告するでもなく、無断で完全に故障し、別メーカーのパソコンでの体制直直しに閉口した。それでも、重要データの多くはUSBにも保存していたので、何とかあったが、完全ではなく、心配も。2022年から翌年は、Widows8-1から(別メーカーの)同11への切替、また、暖房器具の寿命切れへの対応で、各大迷走!! ○執筆活動は、儲からなくても、大切。書かれたものは、遥かに時を経て(場合によると世紀も超えて)、時には遠い異国の地でも、読まれ理解・感心・共感等されたりもする(お互い限られた人生を生き、巡り合える筈のない者同士のコミュニケーションも、片面的にせよ実現)。○有限な存在の人間に使える時間は、従ってまた(広い意味で)学べる時間も、無論ながら限られている。だから、自分に疎い分野があっても卑下する必要はないし、自分の知見で他人を侮ってもいけない。○古稀記念に書かせてもらうべきところ、多忙等で果たせなかったことも稀ではない(恩師八木國之先生の古稀祝賀論文集にも〔不器用というか先生の通教「刑法二部」教科書の実質改訂に手間取り〕寄稿し損ねたほか、たとえば、業績多大の中山研一先生にはご愛顧の御恩もあったが、愚父の命取りの病氣・入院とも重なり申訳なくも寄稿を果たせなかった)。この種のことは間々ありそう。○著作上、本当は、「(あるいは)・・・ではないのでしょうか」と謙虚に書くべきところ、間々、「・・・である」など偉そうな書き方をしてしまい、真に申訳ない次第である。

○先輩たちに教えられ自らの体験でも真理と確信できたことだが、司法試験合格を目指す者には、目移りし過

ぎ中途半端になったりするより、基本書（の類）を何回も繰り返し読むことが勉強のコツだ。○序でながら、小生、大学では、初め（学費が安く、入学試験もないかないも同然の、中大法学部の）通信教育で一年半勉強した（これは、高校の「社会」でお世話になった安達先生の教えに基づく）。その間、英語はやや真面目に勉強したせいもあってか、後に法学部助手試験合格に役立ったらしく、ラッキーだった。他方、初めての試験は「文学」だったが、特別分厚いテキストなのに（通教として）試験範囲の発表等もなく、「（江戸時代の）黄表紙について記せ」という不意打ち的な1問必答だったため（まあ無茶）、少しは勉強した小説について書かせてもらったら、（卒業まで唯一の）合格最低評価を付けられ、後に奨学金を受けられない理由にされるなど、ヒドイ目に遭った。実に偉大な（昔活躍した刑事法学者）大場「茂馬」先生とは大違い。もっとも、そのせいもあり、小生、国家筋からカネを貰った負い目も借りた恩義も、ただの1度もない（奨学金返済が重圧で、結婚・持ち家取得が遅れ、子供数も少なくなりがちの話も）。高卒のままでは社長になれない等と考え1年足らずで会社を辞め（高校の先輩の坂井さん、目にかけてくれた人事課長・専務には申訳ない次第）、新聞配達3か月を経て法律事務所に事務員として就職（初めの3年間の先生は三菱商事顧問、次の1年は大先輩・日弁連会長の山本忠義先生）。通教から夜間部に転籍した後は、司法試験のため（格段に能率的な）独学が中心で、出席（点呼）をとる語学授業を除くと、原則、試験範囲等の発表がありそうな期末以外は、授業はよくサボった。期末に仕事の疲れもあり、パンとか夕飯を慌ただしくかき込んで教室に赴くと、眠気に襲われ、目が覚めると気分はスッキリ爽やかなのだが、肝心の授業は大部分終っていたりするのにも、弱った。ともあれ、ノートを貸してくれた友達より良い成績だったので、彼に文句を言われたこと、ドイツ語の授業で、「Im Westen nichts Neues って、何の事か分かる者、いるか？」と聞かれ、想像で「西部戦線、異常なし、です！」と発言したら、先生に「よく分かったなあ」と褒められたこと【が、教員になってから、ドイツ語その他でご支援賜り大恩あるのは、尊敬する 故相馬久康先生（増補版『架橋の試み』参照。なお、中込忠三『炎の絵』）と平山令二先生（多くの業績のほか、大逆事件の印象的な犠牲者に関する白門 2010 年 12 月号の秀逸論文「成石平四郎のこと」もあり、大続編が予期される状況）。関連、中西又三「一刑死卒業生 ——成石平四郎の軌跡（一～五）」『中央評論』309～314 号（2019～2021 年）も、真に見逃せない大労作（なお、刑法旧 73 条後段の危害を「加ヘントシタ」を、未遂・予備に限っての死罪規定とするらしき花井卓蔵〔死刑廃止論・陪審法でも著名。拘束下の幸徳・菅野に握手させてやる気転・情も。〕『刑法俗論』344 頁以下は卓見のよう。古くは「未遂のみ」説の村田保ら。が、岡田朝太郎・牧野英一〔東大〕、泉二新熊らの俗物は陰謀もそれに含まれ死刑だとし、これを濫用した平沼駿一郎は品性の問題をも歴史に残す〔戦犯としての末路は天罰〕。解釈「弛緩の極み」論、松尾浩也）。この大逆事件は、暴力と神話が基盤の明治天皇中心の勢力が、人民の為になる変革思想の主張者を、言論等の自由も生存も抑圧して（〔前掲後段の〕大逆に追い込み、又は多く大逆ありと称して）、無慈悲に弾圧・処刑等したもの。後掲 19 頁（瀬戸内さん）、46 頁（真田先生）、128 頁以下（本件に詳しいレビューと追記～[第四関連大増補版](#)。2021 年春以来、中西論文の関係や、後掲 60 頁以下転載の拙稿続きの印刷停滞もあり、本件に刑事法等の観点から傾倒、本レビュー等は途中副産物）も参照。】、卒業時の成績が夜間部法律学科で二番と知った事、は（有利な面もあり）忘れない（同年、昼間部の首席は、痴漢冤罪でも活躍の荒木氏）。なお、小生、法学部の試験で「1問必答」とした事はない。ただ、ロースクールは、一応どんな問題も処理できる法律家を目指し、複数の論点を含む問題を出すから、受験者による問題選択はない。

これも古い話だが、在学中の特異な体験として、皇居のお堀の内側に住んだことがある。今は北の丸公園がある一角に、終戦の翌年、旧近衛連隊兵舎をそのまま利用して学徒援護会の「東京学生会館」ができ、1966 年に強制執行で取り壊されるまで存在した（東京学生会館 OB 会〔藤浪成昭・前田角藏 編〕『東京学生会館 ～次代へつなぐ 70 年の軌跡～』2016 年など、当時の社会状況等あるいはそれらも影響した後の思いの一端を物語る重要な資料が残る）。この「東学館」は、社会学同・ML 派・社青同など反日共系全学連の拠点だったが、少数派の民青系（奮闘した三浦君ら）やノンポリ（例、ヨット作りの夢を語っていた同室の佐藤君〔惜しくも逝去！〕）を含む様々な学生が住んでおり、格安に住めるし都心のうえ学生自治で自由に溢れている点に惹かれて集まってきた苦学生が多かったよう。小生も何より司法試験を目指す夜学生に有難い宿として利用し（前後に住んだ下宿等はいずれも一畳半～二畳ぐらい、少し窮屈だった。）貴重な交友等の体験を得た（入館審査の面接でお目にかかった当時の輝ける自治会委員長の畠山さん〔上記 OB 会の本 15 頁・33 頁、特に法政大分会の藤井氏執筆の 75 頁以下参照〕は、社会変革の志のほか人間味も感じさせる人だったが、甚だ惜しくも夭折。館内食堂で働いていた女性の悲恋・自死は心に残る衝撃で、哀惜の極み。特に思いで深い友人は、中大分会の榎本〔温和な中心人物〕・成

本〔司法書士として成功〕・佐藤君ら、便りは途絶えてしまったが坂本・津金君など。後には、寺澤氏)。政治的実践には不真面目だったが(心情的には、榎本君と同様に、向坂逸郎・大内兵衛らの社会主義協会に魅せられていた。ただ、晩年の向坂のソ連傾倒には懐疑も)、夜明け前、(十分には分からない感じも残っていたが、全学連の拠点だからそうもいってはおれず)日韓条約粉砕ということでデモに参加したこともあった(機動隊の諸君も早起きしていたらしく、学館を出ると間もなく不意に機動隊が出現し、石垣に押しつけられ驚いたものだ)。自治継続を主張した居残り館生を追い出す強制執行に果敢に抵抗した人達も多かったらしく(榎本君を含め 200 名弱とか)、自分も(ぶつかると危ないので手前辺りに)投石でもしていればとも思うが、実際には、機動隊相手、それも、後に浅間山荘に立て籠もった連合赤軍攻略(1972 年)にも使われたような重機(大きな鉄球を打ち付けるクレーン車)まで使う戦闘服の機動隊(執行官 100 名ほどに伴われ、2000 名余り来襲した由)が相手では「かなり分が悪い(そんな相手と闘うために入館したのでもない)」と日和り、事前に抜け出したので、(コロナ禍前は、年に一回、桜見を兼ねた)OB 会では未だに大きな顔はできない感もある(実際は、懐かしさ・寛容などで和気藹々)。なお、その後、田舎の(今は亡き)父母を東京案内した折、武道館脇で、昭和天皇・皇后両陛下に偶然お会いした。驚きの余り父母も含め、双方無言に終わった(その後随分時が経ったが、吉田裕『アジア・太平洋戦争』や『満州と日本人』3号の丹念な白土みどり論文を読むと、昭和天皇には限界も多かったよう)。

○ちなみに、ロースクールの学生(特に、未修入学者)の中には、「高い学費を払っているのだから(授業時間の枠内で効率良く〔甚だ迷惑な時間延長は 1 分もお断わり])試験に出るところだけ全部分り易く教え切って頂戴」といった意識の者もいるようだが、それでは司法試験には受からず、悲惨なことになる。ロースクールでは、授業時間の最低 2 倍の時間をかけた予習を中心に、復習も怠らない一種の独学が根本だ。短時間の授業は、予習の点検・補充・深化や再学習・整理・即暗記に利用すべきツールみたいなもので、決して受動的にそこで多くを初めて教えてもらうような場ではない(また、ロースクールは、各自の人生が懸った熾烈な競争の場であり、優雅に青春を謳歌したり悠長に男女共学を楽しんだりする所ではない)。ただ、ロースクールは、カネがかかるという深刻な難点はあるものの(が、奨学金制度は大きな助けになり得る)、実務家と学者の先生方が協働して、予備試験利用の受験勉強に明け暮れる独学より遥かに良い勉強の場を構成しており、ロースクール出の合格者より予備試験だけでの合格者を評価するという一部の法律事務所関係者等は、実情に疎いこと甚だしいようだ(なお、考査委員としての論文採点等の実体験からみて、旧司法試験制度は欠陥が大きかったのは確か)。

○恋や結婚に関わることは、やはり人生の最重要部分に属する。しかも、世の中、おそらく、そううまくはいかないのが普通だろう。特に、小生など、頭は比較的良いと思うものの(自分で努力したというより、家系に恵まれた点が大きかったと思うが)、なにせ、背が目立って低い(兵役免除とかの父の流れか。必死の懸垂繰り返しも効果なく、教室では一番前の机に座らされることが多かった。ただ、勉強には良かったか。)など風采の劣悪なこと(また、境遇上避け難かった面もあるにせよ、鋭く批判されたことのある「遊び」の経験・努力の不足)では誰にも負けないから(或る人の配慮での認識だが、当時の婚活サイトでは規格外・対象外!)、むろん女性にモテたりする訳もなく、正反対で、(そのくせ相当往生際の悪いことも手伝って)右往左往と無様の連続。大小の片思いは挙げ切れない(傷心等。相手をハッピーにできたことも?)。これは不運・不公平だと感ずるが(※〔18 頁後ろから第二段落〕)、いろいろな人と(少しでも)知り合えたのだから(時折は、内外で、不細工等にも拘わらず、却って過半は母性愛を刺激され・同情されてか、正に過分の好意も得ながら真に申訳ないことをした。もっとも、却って幸せになってくれたかも)、これ以上、贅沢を言うべきではないと思う。ストレートに何の無駄もなく良い相手と巡り会い結婚に漕ぎ着けるのも、多少あつけないかも。○別れも(相互不適合・無理・運命なども大いにあり得るし、今は尚更ストーカー視される危険も考え得るので)観念したり、(狭量かも知れない、立派な相手の父親や仲介者には申訳ない等と思いつつ)乗り越えたりする場合は数多い(互いに、次のベターな出会いもあり得る。非婚即拙ともいえないかも)。○とくに若いうち、男は固定観念に囚われがち。女の顔は、化粧は別としても、しばしば変幻的な感じだが、優しそうな笑顔・しばしばの笑顔なら大抵は悪くなさそうと今は思う(ただ、結婚後は一変だと破綻の危険あり、お互い要戒心。序でながら、「こんな人と結婚できるのはラッキー」と感

じた相手の長所も、何時しか既得の丸で当然のこのように考え慣れてしまうと、相手は自分の長所を現時点で評価してくれる別の異性に心惹かれ、不倫に走ることもあるらしい)。○危ない逸脱的誘惑に流されないことも（時に実は失敗であっても）人生の大事だ。世の中には、（全然憎めない人ながら）善意で酷く惑わしたりする女性もいる（お互い様？）。もっとも、人生航路を曲げられたとしても、様々に偶然が重なったりして、不幸で終わるとも限らないが、実際には難しいものの、用心に越したことはなからう。○自分の方で勝手に誘惑されるというか、惹かれることになりやすい感があるのは、交際相手に恵まれていない時の、女性からの思わぬ気さくな話し掛けだ。そんな経験が内外であるものの、女性は特に好意を持ってきている訳ではないのが普通だろうから、1つのきっかけになる可能性は皆無でないとしても、思い込みは禁物のよう。○将来を見据えた勉強継続のためには恋愛事・結婚の犠牲もあり得べし（他方、早めに結婚・再婚し幼子も抱えて経済的に苦しく、見通しも不確かな学者への道を諦め、その後、3児に恵まれた——苦労も半端ではなからう〔なお、ゼミOBを含め子供をつくらぬ人達も稀でなく、子供の有無は一長一短で、互いを羨むのも愚か〕——優秀な人も。それも人生）。もっとも、小生の場合は、むしろ、生活費と学費を昼間バイトで稼ぐ必要もあり、弁護士を目指しての勉強時間にそうは恵まれなかった上に（司法試験合格には1日10時間の勉強が必要といわれていたが、自分の勉強可能時間は、頑張っても、半分程度だった）、バイト収入も少なく、毎週等デートできるようなカネもなかった（貧乏コンプレックスで、「余りカネがなくて・・・」とか「ワリ勘でいい?」とか、相手に素直に話せる人間でもなかった）だけ、というのが正直なところ（結果的に、夜間部4年の時に、助教授・教授へのコースだけに滅多に合格者の出ない法学部助手試験に、卒業した年に〔23歳で〕、当時は合格率2%ほどの難関だった司法試験に、それぞれ運良く合格できたのが救い。特に前者の〔寝坊して遅刻したが、面接試験を後回しで受けさせて貰えたことを含め〕幸運がなかったら、一体どうなっていたか。まぶしい笑顔でぶつかってきたりした当初とは打って変わってつれなくされ、当時苦悩したが、振り返ってみると、（悲しそうだったように記憶する）相手の対応も当然だ。魅力で勝る筈もなさそうな高等看護学校のお友達は多く頻繁にデートを楽しんでいて、彼女には自然寂しさ・不満があったのだろう（が、悲しみに圧倒されていたせいも、当時はそんな簡単なことにも気付かなかった）。○彼女を初め、向こうも好意を示してくれたみたい（その後、頑張って夜間高校を出るとか聞く、チビまる子ちゃん〔なお、42頁〕似の）初恋の人——運動会のリレーの折、向こうものろかったのか、思いがけず、1人待つ自分のところにバトンを持って駆け込んで来てくれたことや、社会の先生が「シンジケート」の説明に際し、生徒会の役員同士ではあれ残念ながら格別仲良くした覚えも、二人きりになったことすら、ないのに、「シンジと〇〇は仲が良いってことだ」などと脱線したことが記憶に残る（この先生は、何かの時カネがないと困るから、背広に1万円札を縫い込んでいるのだ、と授業で話してくれ、当時、1万円は大金過ぎる感じもあったが、参考になっている）。——や、気立ての良い人を含め、何人もの方に、迷惑をかけてしまった。実際には不都合・無理でも、本当に「ごめんね」と言うべき方は多い（一例、後輩の事のほか、職場事情が悪く〔他に行き場を見付け難かった自分を除き、男など早々辞めた〕、女性との付き合いやそちらへの関心などは至難な時期も結構長かった）。大切に思っていたことは確かだが未熟で（悔悟、真剣に付き合ったものの（朝帰りになったのを先方の特に厳格な家族に知られたのが思わぬキッカケとなり）全く不本意にも傷つけただけに終り（自分も落ち込み転進もままならない年月が続き、「暗い過去があるみたい」と指摘されたことも）、何十年も経った今、どうしているか（生きていいのか）気になる人もいる。そのほか、昔自分を見合い・その他で振った女性（の一部）が独身のままと知ると、関係なからう、関係ないと思いつつ、何か気になる。同級会での忘れ得ない思い出などもある。別に、電車の中で一度見掛けただけの人に限っても、忘れ難い印象を残している女の子が二人ほどいる（ROSEMARYの髪飾りのやや小さな子は見つめられたことも意識しなかったか。もう一人の子は、視線を感じ、見つめられていたと知り、笑顔。しかし、甚だ残念な事に、M線はよく使うような路線ではなかった）。健康的な脚も印象的だった女の子の顔にもすっかり魅せられたが、格好良い男に先を越されてしまった。○相手方に、（美人で魅せられていたが、）大学教員の伴侶になるとしたら（相互理解のため、結婚後でも）大学の通信教育でも受けてほしいと話したり、（学歴・合格歴など他の諸点は申し分ないのだが、）歯がきれいでないから嫌だと告げたりしたこともある（親・本人・仲介者の反発・抵抗・苦言もあったし、理解はできたが、自分としては欲張り・失礼と言われても譲れない線で〔気持ちを隠して結婚してしまうのが誠実かも疑問〕、率直に述べたので傷つけてしまった

面もあろうが、反面、相手には何なら選択・考慮の余地もあったと思う)。ある先生が、貴重なご著作を下さったほか、娘さんをどうかと暗に言ってくれた勿体ないこともあったが、当の娘さんの顔も見たことがなく判断しかねていたところ、遂にその先生が亡くなられ、そのご葬儀の時になって、彼女が僅かに年上ながら魅力的な人だと知って、悪いことをしたと後悔したことも(それで、後に、奥さんに先立たれた高校時代の印象が良く強い畏友に紹介させてもらおうかとも思ったが、先生の弟子筋の先生が「彼女はもう独身で通すと決めており、煩わせるのはどうか」と消極で、逆らい難く断念)。不器用な者には、「とにかくこの世はままたらぬ」。風采はどうでもいいと鷹揚なのに乗じ、プロポーズ代りに、結婚したら当方の方針に従ってくれなければ困るなどと、後で落ち着いて考えてみたら(41歳、一回り余り年も食った)立場を全然弁えない事を、言ったこともあった(ただ、研究者稼業や性格で実際譲れない部分もないことはない。もっとも、背はやや高い上に「ある人は、「きれいだ!」と言い、印象に残り、別に、「いい加減には妥協しない斎藤君の粘り勝ちか」との評もあったが)テキも然る者で重要な筈の承諾もいつしか實際上ホゴ、大逆転の危機も。ひどく頼りにされるのは、恐怖のゴキブリが出現した時だけ。別に、もっと長生きし余生を楽しんでほしかった両親の「実に可愛がられた子供達へのそれも含め」気遣いも忘れられない)。○別に、留学時代に知り合った夫婦の夫君が亡くなり、続いて奥さんの親御さんも亡くなるなど不幸続きで、是非お慰めすべきところだったが、単なる言葉では助けにならず、かといって、こんな状況で会うなどすれば、相手は魅力的な人だけに、主観的には、ことによると、男女の関係に陥る危険もありかと躊躇し、危険過ぎると思ひ込んだ事も(結局、冷淡と妄想か)。

○自分たちの出会い・結婚では大恩人らのお世話になったこともあり、お世話させて頂いたこともある。一件は、非常にうまくいった感じだ。しかし、もう一件、やや年下ながら貫禄あり偉い先生には、申訳なくも迷惑をかけた。特に、二人目に紹介した女性は、魅力は十分にあったと思われるが、一旦辞退した後に又会いたと言ってくるような若干問題のある人で(もっとも、「迷いあるは人間の常、まして、結婚相手の選択となれば」とも思うが、結局この女性は気安いらしい同業者と結婚した。後から考えると、彼女向きの決断だった一方、偉い先生への紹介は先見の明を欠いたよう)、この誇り高き先生にはお気に召さないところがあつたらしい。確からしい話によると、了解なく留学に出掛けてしまった婚約(?)女性が戻ってきても、先生は納得しなかったという前歴もあるとか(小生なら、単純に大喜びで受け容れそう)。この先生は、学者としては——価値高い諸著作と多くの有力門下生(学者・実務家)を残された上に、立法事業にも指導的に参加、補足的に(更なる)論文集も遺著として刊行され、実に盛大な「偲ぶ会」も催され、重みある追悼(献呈)論文集も編まれるなど——最高度に満足すべき人生を送ったと思われるものの、まだ若い奥様、そして特に未だ若過ぎる(教科書改訂の度ごとに、思いを託している)息子さんを残して旅立たれたことは、何としても心残りだったに違いない。蛇足ながら、小生にとっては、亡くなられた年、お年賀に加え、わざわざ、「新年の御挨拶状有難うございました。松川事件に続いて八海事件の研究に没頭されていたとのこと、そのうち発表されるのを楽しみにしております。松本清張のような一連の作品は必ずや学会の注目を集めるでしょう」などと、励まして頂いたことが大きい。

○夭折が何としても惜しまれる島田聡一郎先生のごことは別の箇所(各論レジュメ 25 頁以下)でふれさせて頂いたが、2017年12月1日には、刑事訴訟法等の分野で特筆すべき貢献をされた元刑法学会理事長・元法務省特別顧問の松尾浩也先生が、天寿を全うされるように、享年89歳で永眠された。愚女への勿体ないご指導も含め、格別のご指導・ご高配を賜ったこともあり、真に哀惜の情止み難い。謹んで、ご冥福をお祈り申し上げます。

以上のプライベートな事柄等さらけ出すのは愚かかも。が、全て胸の内に世を去るのがベターとも限るまい。

(※ [16 頁第三段落] 女性につき、後に【3】[22 頁]で、狭隘な「美人」観念の流布に貢献している不都合なヤカラが多い事を問題としているが、それに対応して、男と言え、背が高いほど、強く、頼り甲斐があるかの謬説を振りまくのに精を出している困った人達も少なくない。カップルを描くとなると、女より男の方が背が高いと決まっているのだ。男の方を低くしたり、同じ背丈にしたりした例は、1度も見たことがない。実際には、背は低くても、至極健康・屈強だったり、女性にとって頼り甲斐のある男も多いのに……。無思慮・固定観念とは恐ろしいものだ。むろん、小生も背の高い人を嫌っている訳ではない。背の高い低いは、関係ない。)

○他人にも役立つ生き方を志向するのが得策でもある。○親子・伴侶はもちろん、兄弟・恩人・友人・知人等

を大事にすること。○不満・恨みより幸運・恩を思うこと。○怒って直ぐの行動は回避・抑制すべし。○夫婦喧嘩も有益たり得る。ストレス等の発散になるほか、自分中心思考・配慮不足を指摘され、反省材料を得る又とない機会、喧嘩なしに反省材料を得るには、非常な努力が必要。が、巧くいかないことも多い（禍根を残すような攻撃的言辞は最悪）。テキが、「アラ、済みませんでしたネ」とか応ずれば円く納まるころでも、折れることを知らない人で、関係ないことまで種々持ち出し（もっとも、それだけに、相手の不満と察知すべきか）大反撃すると大変だ（予防策としては、日頃こまめに「ありがとう」を言う辺りか）。これは他家の話だが、元々は希望を申し述べる程度のことが、段々ひたすらエスカレートし、終には「オマエなんか、出ていけ！」「出ていくわヨ！もう、こんな家には二度と戻ってきませんからね！」になったりする。まだ小さかった子供が、傍で聞いていて驚愕し、「困るヨ！これからも皆で一緒に暮らしていこうヨ！」などと泣き叫び、これには親も驚いて、拙かったかと。以後、襖を閉じて絶交する位（段々、それも面倒に）。長く口を利かず何かと不便な場合は、コーヒー・お茶を出してやるとかの手もあるらしい。ともあれ、妻を立てた方が家庭は明るくなり、夫婦円満の利益も享受できそう。なお、早いもので、研修医になった彼が似合いの連れを見つけて同棲し今や結婚（本人達は幸せ一杯、親はあれこれ心配も）。○家族間では、とくに男・親は、多忙・疲れあるいは習慣で、必要なことだけ話すことにもなり易いが、家族融和のためには、もう少し、なるべく明るいこと・前向きなことを、話すのが良さそう。○娘達も、結局（官庁勤め、ウェブ・デザイナーと）それなりの「社会人」になれたものの、節約や他者への配慮など厳しく躰けた方が本人のために良いと思いつつ、貧しさに不自由もしたパパの時や昔（茶っ葉も何回も何回も親などは使っていた。）とは事情も違うし、子犬も、生れた環境からの引き離しが早過ぎると、問題行動を起こしがちとか、親に大事にされたという思いも大切か、と感じて、（父・兄と同様、歳を取ると穏和化し）甘くなりがちだが、子供に対し心配ばかりし、満足・感心な面を忘れるのも考え物だ。下の娘は職場に近い所に間借り。日々の支援の「負担」からの解放と共に、成長だが寂しさも（時に帰り、当方の健康に工夫）。序でながら、学費の差その他を考慮すると、僅かながら遺産の分割では公平確保の為の措置も重要と家内と共に愚考。

○2021年11月9日に99歳・心不全でご逝去の瀬戸内寂聴さんは（大逆事件関連の『遠い声 菅野須賀子』につきアマゾン上に「森の読書人」のレビュー！ [128頁以下参照](#)。）「女のほうが得。・・・女のほうが複雑で、その分、余計に生きている気がして、おもしろいと思う。・・・ずっと男の何倍か深い一生を送れるんじゃないかな」とされる（2017・12・4朝日）。女はそう、男は逆に、考えるのが良いか。

○絶望は常に早過ぎる（思案・工夫を尽くせば、多かれ少なかれ途は開かれ、あるいは物は考えようとなる）。○一見当たり前のこと、些細なことのようにも、たとえば暖かく寝れることなども、幸せなことと思うのが、幸福感にもつながり大切のようだ。○小生、さしあたり140歳辺りまで死なないうつもりになっている。ただ、うかつに、こういうことを人前で話すと、拙い（が、トーマス・パーは享年152歳の由）。そこで、むしろ、「〇〇さん、すごくお元気そうだから、140歳位まで大丈夫ですね」と言ったりする（こういう場合、馬鹿かと思われる危険性は低い）。人間、ややもすると、悲観的に考えがちだ。しかし、用心は悪くもないが、まじめに悲観しても何のトクにもならない。かえって、「病は気から」ともいう。なら、「健康は楽観から」ともいえそうだし、楽観的に考えた方が、気分良く暮らせ、トクなのだ（鎌田實さんの『60歳からの「忘れる力」』に同旨と2023・3・29のネット記事。心臓病にも楽観的考えが顕著効果とか）。根拠なく楽観しても、税金はかかって来ない。

人生訓の類からは離れる嫌いがあるものの、至極大切と思われるので、付言するに：

㊦教育において、細々とした知識の伝授（また、「君が代」合唱強制などの心なく神経質な教員統制）よりも、「いじめ」減少（また、小中学校等の教員の過度負担の解消）の方がずっと重要な課題だ。

㊧当然ながら、(冤罪でもない)有罪判決だけで人の価値が決まるとは限らない。郷里を共にするから言う訳でもないが、[田中角栄](#)（上告審段階で死去。公訴棄却）などは好例だろう（ロッキード事件や上告審判決については小生も書かせて頂く機会に恵まれたことだった。ジュリスト1091号143頁、法学教室350号12頁、拙著『刑法各論』299, 305頁等）。光も影も多いが、人情の機微等を解し（良く言えば、博愛的で根が優しく）公私とも精力的に駆け抜けた（今も人気の）大きな人物だったことは、確かと思われる（参考書として、①多少は感動的あるいは自己らPR的な——2人のDV夫の前後に角栄に見出され、[本妻](#)（元子連れ出戻りで8歳年上だが角

栄に見初められた。5歳で死去の息子と〔男優位に抗したのももつともな〕眞紀子の母で、後記の辻に子供が出来てからは辻と疎遠とか、その後また雅量とか、また、主要な**お妾さん**（苦労人の元芸者で角栄との間に一女〔1歳にもならぬうちに死去〕二男〔共に二号さんの子であることに悩んだりもしたとか。〕をもうけ、角栄の見せた涙もろさも含め悲喜こもごも開示的で興味深い『辻和子 熱情』を著した。）とは別格の、政治的支援者「越山会の女王」等に変貌した**愛人**（深刻なスキャンダル報道等の発生を懸念した記者上りの大番頭的な政務秘書で好著『田中角栄・・・(オヤジとわたし)』等を著した早坂茂三ほか切よう進言したが角栄は切らなかった）——佐藤昭子の『決定版 私の田中角栄日記』（小沢一郎などには好意的。なお、本書の姉妹版は、大下英治『宰相・田中角栄と歩んだ女』〔実質、昭子氏自伝風〕）、②その子の立場からの、実父の角栄には甘い一方で母の腹癒せ再婚・心移りや自身の（傍目には贅沢過ぎる悩みや失恋からの）自殺未遂等も告白し、読ませる、佐藤あつ子『昭 田中角栄と生きた女』、③好意的な立場から、本妻・写真・文献にも詳しい『田中角栄という生き方』（別冊宝島 2183）、④角栄の魅力を追った、カラー写真も豊富な『人を引きよせる天才 田中角栄』（SAKURA MOOK91）、⑤編集部の敵意・歪みも感じられるが、多角的な『文藝春秋』平成28年8月臨増号）。・・・人一倍精力的な（頭が良く、特に事業運営ないしカネづくりにも長けていた）角栄は例稀な複数家庭持ちだが、略奪婚などはしておらず、むしろ、見方によってはやや不遇だった女性らを元気にさせたもので、毎日遅くなくても妾宅等には泊まらず最後は必ず本宅に戻るなど本妻側の方を立てつつ、女性達を大事・幸せにしたよう（なお、短命内閣でも記憶に残る宇野宗佑などとは女性観に差があったか）。愚父は「司直の手にかかるようなことをしたらダメだ」と冷淡に。正論だが、温度差・認識差等がある。惜しまれることは、（重い）**脳梗塞を防げなかった健康管理不十分（塩分過剰・飲み過ぎ・ストレス・先行発作軽視など?）**のほか、5億円報酬の働き掛け依頼に（あくまで、〔近時とみに疑問に思えてきた〕公式的理解によれば、の話だが）乗ったともされるが、その前に、予防的に刑事専門家の意見を聴く用心がなかったらしいこと（他方では、有能な刑事弁護士を抱え危険を抑え込んだらしき著名政治家も）。丸紅も丸紅だ。むしろ、熟慮の上で誘惑した丸紅こそ、いくら商売とはいえ、悪い面がある（法務部は?）。・・・が、もしかして、角栄論の進展、外交史の研究などで、角栄への評価（特に有罪視）が有力説的・通説的に是正される趨勢もあり得るのか？

新しく**事実認定を問題にしてみると、愚見では、**もし後掲の榎本が——かなり真実らしく——語っているように、本当は、角栄は5億円の「政治献金」を丸紅から受けていた（なお、ロッキード事件の公訴事実自体は存在しなかった）とした場合、丸紅（・陰で原資提供のロ社）側にはP3C・トライスターに関する思惑があったとしても、請託とか対価関係あるいは（角栄側に）故意とくに賄賂性認識などなく、「政治献金」あるいは（角栄は）その認識にとどまったとしたら（少なくとも、その合理的疑いは否定できまい）、アメリカ（特にキッシンジャー）謀略説とは離れても、**角栄無罪説は成り立つ**（なお、「政治献金と賄賂」等につき、西田典之『刑法各論〔橋爪補訂、第7版〕』517頁、井田良『講義刑法学・各論〔第2版〕』646頁、拙著『刑法各論』302～303頁）。

ロ社・丸紅・角栄総理の各々の立場で考えてみると、先ず、ロ社としては、曖昧な「政治献金」で大金を出すことは不可能だが、隠密・不可罰的かつ経済合理的な賄賂の供与なら大いに考慮に値する。次に、丸紅としては、実利を考えざるを得ない一方、露骨な贈賄攻勢は危ないし断られる恐れも強いので躊躇・排除され、一番儲けるロ社にカネは出させるべきだが、その名前を角栄総理に出す訳にはいかない。最後に、角栄総理としては、ロ社の名前の付いた賄賂なら（二審で逆転無罪になったとはいえ「炭鉱国管汚職事件」の忘れ難い苦い思い出もあり）断るほかないが、その付かない丸紅からの政治献金ならむしろ有り難いことだ。そして、本事件は、ロ社の立場からのコーチャンら証言から表面化したため、（検察にも、悪意のない）自然な流れとして贈収賄事件に発展してしまっただが、本当は、角栄の刑事責任に関しては、むしろ上記のような、丸紅の立場、更に特に角栄総理の立場から熟考してみる必要があったと思われ、事実関係等についての捜査・弁護・審理がうまくなされていれば、単なる「丸紅からの政治献金」を受けたつもりの角栄には（軽率だったとしても）賄賂性の認識が欠ける（ゆえに、およそ収賄罪は成立しない。なお、外為法違反についても同様だ）、と気づき得たのではないか。

【補足】角栄とロッキード裁判につき、より詳しくは52頁以下の2書評もご笑覧下さい。

（若干の資料： 佐藤昭子・上掲181〔角栄の必死、弁護士の安易〕、246頁〔アメリカに睨まれた〕、辻・上掲227頁〔アメリカの方からやられた〕、早坂・上掲254、〔加藤康男解説〕311頁、〔5億円賄賂の授受等は本当

か不安にさせる一方、「丸紅専務伊藤は、ピーナッツ・ピーシーズ領収証にサインしたのは自分だが、頼まれていたもので意味不明、実際の金銭授受はなかったと弁明した」旨の疑問な部分も含む、元検事の弁護士）木村喜助『田中角栄の真実』、同『田中角栄』、〔電撃的な日中国交回復、独自に進めようとした資源外交が米国とくにキッシンジャーの神経を逆なでし、やられたとし、囑託尋問調書・特捜部検面調書の問題性のほか、P3C との「スリ替え」にも論及し、郵便不正（冤罪）事件と共通の特捜部の予断先行の無理押しも指摘する〕石井一『冤罪』、〔キッシンジャー謀略説を裏付けるかの中曽根康弘著作等、P3C 疑惑隠蔽のほか、「角栄はトライスターを知らなかった」こと、角栄と昭子の無実示唆的かの会話、総理就任「祝儀」献金も紹介する〕中澤雄大『角栄の「遺言」「田中軍団」最後の秘書 朝賀昭』《あつ子・上掲に「お兄ちゃん」として頻出の朝賀が語るような本。後掲 55 頁以下に転載の「森の読書人」の Amazon 上レビュー参照！》なお、ここでも、小沢一郎は評判が良い。律儀で、意外と——総理の座を逃してしまうくらい——遠慮深かったか、〔榎本敏夫の重大な「政治献金」発言も紹介しつつ、角栄無罪論を展開する〕田原総一郎『大宰相 田中角栄』《後掲 52 頁以下に転載の「森の読書人」の Amazon 上レビュー参照！》、ネット上の、〔丸紅の大久保専務の部下・坂篁一課長による、——上掲榎本発言や丸紅専務で政界との折衝などを担い同社の「政治部長」といわれた伊藤（木村・上掲『田中角栄』169 頁以下、173 頁以下〔航空機販売最高責任者大久保はずし〕参照）のサインのあるピーナッツ・ピーシーズ領収証とも符合するような——興味深い、内密口社原資の丸紅 5 億円政治献金の話なども紹介する〕Wikipedia「ロッキード事件」《「田原は伊藤にもインタビュー・・・」云々には疑問も》、NHK「未解決事件」取材班『消えた 21 億円を追え』、〔詳しく、民族派的誇り強き角栄が国内のカネはともかく児玉の如き外国のエージェントからカネを貰ったことはないとする〕れんだいこ「ロッキード事件の概要」等。なお、平野貞夫『ロッキード事件「葬られた真実」』は、児玉の証人喚問を阻むため、主治医が何と犯罪〔傷害罪〕を構成するような薬物注射を敢行したことや背後に〔後に首相になり、没後には「最高勲章」も受けた〕某自民党幹事長が窺われることを記しており、角栄の対策無用意識を窺わせる「無策」と極めて対照的な事情を浮かび上がらせている。）

ちなみに、日中国交回復での角栄の相手は、毛沢東と周恩来だったが、周はひどく魅力的な人物だと思う。

やはり堀の中に落ちた過去があるものの、悪い人とは思えない元弁護士がいる。法学部助手試験合格祝いに（努力の人同士の）兄貴的弁護士と共同で、所望した『資本論』全巻を買ってくれた S さんだ（なお、この本は、5 年の助手期間は比較余裕があったこともあり、「必然性の論証に、よくまあ、こんな細かいところまで詰めようとしたものだ」などと感じつつ、一応は全巻を読んだかに記憶）。おそらく当座の便宜と油断して業務上横領に問われたのだろうが（弁護士は事務所経費等の固定支出が多い一方、収入は不安定、貧乏な人からは取り難い等で大変。なお、本業そっちのけで公益活動に耽った挙げ句に使い込み実刑判決を受けた不器用な高齢弁護士と慈悲は知らない下級裁の例、2018・2・13 朝日デジタル「今日も傍聴席にいます」）、少なくとも根は立派な人だ。ご家族と共に、今はどうしておられるだろうか。関連して、著作権侵害ということで依頼退職に追い込まれた元同僚のことも、忘れ難い。経済の知識を活かして、結構逞しく暮らしているようか。相当擁護はし、トップの理解もあって懲戒免職は免れたのは良かったものの、やはり退職に追い込まれた元教員も、何とかやっているか。近所には、医者をして大変立派な家を建て、幸せな一家だったようなのに（子供同士の良い付き合いもあった）、なぜか（妖しい享楽の誘惑に落ちたか）覚せい剤に手を出して刑事責任を問われ（新聞ダネ）、家庭崩壊に至った例もあった。人間、表面上は何の問題もないように見えても危機に直面したことはない人は少ないかと思われ、自身が時には危うく今一步で転びかねないところもあり（たとえば、長年一人暮らしで孤独の時間が多い場合、素質・状況にもより、精神的不安定等に陥ることが絶無としたら、むしろ、ロボットみたい、非人間的かも知れない）、何とか無事に（健康面・経済面も含め重大な不安なく）定年まで辿り着けたのは、運が良かった気がする。

偉大な向江璋悦先生（上記 10 頁参照）も、被疑者・被告人には簡単に同情せず彼らの言い分は十分に聞くが冷静に判断する（指導下の研究室の学生を甘やかさないのと同様、クールに接する）という態度を身に付けその堅持を原則としつつ、ある被告人に同情し何とかして助け出さなければと思うと同時に「果たして私自身の生涯に、いささかの過誤なかりしかを追憶し、反省をしてみ」、学生時代に応援弁士をやって報酬を貰い公職選挙法違反を犯したことになり、当時検挙されていれば「今日の」自分はなかっただろう、「人間というものは、注意をし

ているようでありませけれども、見方によっては犯罪と紙一重の生活をしているのであります。私自身〇〇氏の事件を担当し、『自分はよくまあこれまで無事に過ごしてきたな』という感慨が極めて深いのであります」と述べておられる（向江・無罪の記録1巻273・274・275頁）。

ちなみに、先の衆院選の前に、離婚未成立の有能な某女性議員が年下男性（フツーの人では話題性に乏しいせいか、「イケメン弁護士」）と密かに会っている、怪しい、とかいうので、嫉妬もあってか、某週刊誌に盗み撮り報道されたことがあった。これにはいろいろな意見があり得るものの、個人的には、戦前なら姦通罪の疑いということになったかも知れないが、今の時代に、それも政党人事・選挙との絡みで、そのようなプライベートなこと（本筋——国政ないしその活性化への貢献可能性に関する事柄——でないこと）で騒ぎ立てるのは、どうかと思う。お話しする機会があった長老級弁護士も批判的で、怪しいに決まっているとされるのにも懐疑的だったが同感だ（男女の関係に簡単になるとみるかも、人それぞれのよう。各人の人生体験にも影響されそう）。

新潟県の米山（前）知事が、なりふり構わぬ売上げ主義の某週刊誌の援交暴露記事が基で、辞職に追い込まれたのは（2018年4月18日以降）、問題だったと思われる。東大医学部卒で弁護士資格も持つ異色の米山氏は独身で、相手方女性も成人であり、全く自由な合意に基づく交際だったようだ。売春防止法の罰則には触れないし、その禁止する売買春だったかについても疑問が残る。仮に売買春だったとしても、国際的に見れば、それを違法としていない国も多く、その方が妥当と思われる。男女とも結婚しない者が増えている（なお、結婚する人の年齢も高くなっている）今日だけに、援助交際や出会い系サイトも、旧来の固定観念を離れて見直されて良さそうで、今回の問題はその折角の良い機会の1つだったと思う。結婚仲介サイトも盛況のようだが、結婚はむしろ義務ではなく、少なくとも当面は結婚を目指す気が薄いなら、人を欺くような行動をとるより、出会い系サイトの信頼性や援交に伴い得る各種危険性の問題はあるにしても、援交に向かう（あるいは、とりあえず、それを試してみる）方がむしろ正直で正道かも知れない。なお、米山氏は、原発問題等で当選したのであり、別に女性関係の清純さ等で信任された訳でもなかろうし、援交は、良からぬイメージが付きまどってきたとはいえ、必ずしも不道德等の証ともいえないのだ。本当は辞めるべき理由はなかったと思われる。支援政党の辞任の求めは性急に過ぎたのではないか。（2020年5月、室井佑月さんとめでたく結婚。その後、新潟から衆議院議員に当選。）

③実績を上げている「冤罪弁護士」が間々経済的に困窮するともされるが、そのような状態は、国の恥ではなかろうか。法務・検察は、自分たちの高給に満足するだけでなく、健全な刑事司法の重要・不可欠な協力者であるその種の弁護士たち（等）を（上杉謙信が武田信玄に塩を送ったのに倣い）何らかの形で支援・表彰等すべきではないのか（なお、笑顔で男どもを振り続け優雅に働き楽しく暮らすエリート的女性の中には、「そんなに良い仕事をしているんだったら、贅沢言わなければ、多少面倒見てあげても良いわヨ。」と言ってあげるような人もいて良さそうだが〔一生独身も一長一短〕、現実は厳しく、幻想か）。

【3 少なからず不幸源にもなっているらしき狭隘・定型的な「美人」観念の問題性】 今は、詳論しがたいが、
〔A〕程度は様々ながら「面食い」の為の相互的不幸とその要因（の一つ）としての狭隘・定型的「美人」像の（聖母マリア像にも見られる）圧倒的蔓延（少数の人のみ利し、大多数の人たちには不利益）——その無自覚的拡散の「責任ある者」としての画家等々——の問題（付け加えるに、「全日本国民的美少女コンテスト」などと称するものも、大手テレビ局まで関わっているが、タイトルからとられそうなように、ミーハー男ども等の目線で、主に外見だけで「この少女」が最高などと格付けし、選外その他無数の少女を一種差別しセクハラするに近いとしたら、どうかと思われる。本当は、たとえば、バレー・歌等での頑張りなどが大きく評価されるというのなら、タイトルは安易・便宜的に過ぎ、不適当なのではないか）、そして、

〔B〕さしあたり、「準・次・普通 美人」像、あるいは更に、「妙・変・脱 美人」像への拡張・重点移行の妥当性、が少なからず提起されるべきではなかろうか。超人気アイドルでも必ずしも「美人」とは限らないし（却って好かれそうでもある）、「哀愁列車」等の島津亜矢、「卒業写真」などの山本潤子、「大阪しぐれ」等の都はるみ、なども素晴らしいが、フツーの顔だし、島津悦子・伍代夏子・八代亜紀・松原のぶえ・石原詢子の五人組に

よる「港町ブルース」の大ヒットなども、明るい材料だろう。なお、「美人」といっても、老いてそのまま維持するのは容易でない（そこへいくと、相対的には、男はみな終始ぱっとしないから、幸せともいえそう）。

【4 性に関する自由・人権】 以下の性に関する話の多くは、小生の二年間のドイツ留学中やその後に親交のあった——小生の方は有り体にいえば臆病、やや体裁良くいうと「石橋を叩いてなお渡らない」万事慎重な性格なのとは対照的に、顔からして好奇心旺盛で、活動的でもあり、機会さえあれば（なくても）持論展開が（三度の飯よりも）好きな——某先生から聞いた話や体験談であるが、該当の各箇所で一々そう断るのも煩わしいので、おおむね、その断りは省略し、あたかも小生自身の話のようにも述べている点、ご了解願いたい（ちなみに、そもそも性に関する話題に立ち入るのは危険を伴い、避けるのが無難かと思われるが、小生、「皆（普通人）に倣え」は原則嫌い、「あまのじゃく」のようなどころもあるので、仕方がない）。

売春は卑しいものだ、というのが常識かも知れない（たとえば、売春防止法1条、佐野真一『東電OL殺人事件』参照）。しかし、疑問もあろう。むろんヒモ・暴力団が売春婦を搾取するなどは甚だ不都合だが、売春それ自体は他人を害するものではない。むしろ、雄の悲しさ性的欲求に飢えている男どもを癒やしてあげるのだから、その点では、結構社会的価値ありとさえいえる。収入を得る途が広がるのも、それ自体、悪いことではなさそうだ。性的欲求やその充足を何かいかがわしいもののように見なすのは、人間の本性に反し、無理がある（人間は無論のこと動物の一種なのだ。ただし、併せ、崇高な精神的存在でもあり得る）。それがなければ人類は滅亡する、というも過言ではない。結婚・出産は祝福し（結婚早々「今すぐ産みたいぐらい」などと言っている女子アナ報道も）、そのもとを不都合視するのは矛盾してもいる（青少年への配慮とか性教育とかは、別に考えるべき問題だ）。オーストラリアで政府の独立調査委員会が、聖職者による性的虐待の多発の一因として、カトリック神父独身主義を挙げ、任意化を提言した、との報道（2017・12・16朝日）も、もっともな話と思われる。もっとも、セックスは愛情と不可分のものとすべきで、売買の対象とすべきでない、という意見はもっともで、普通の考えでもあろう。倫理的にはそれが正論かも知れない。恋人や妻が、「売春も悪いことではない」などと言ったら、たいいていの男は驚愕するに違いない。しかし、売春をするしないについても、双方の当事者の自由意志と欲求に基づくもので、何ら相手に害さない限り、そして、しかも、夫婦間の貞操義務違反（民法770条1項1号〔離婚の訴えを提起し得る事情の最たるもの〕参照）になるとか、公然わいせつ行為（刑法174条）に及ぶとか、青少年の健全に背くとか、何か不都合な事情が全くない範囲でならば、つまり、いわば純粋な売春に関する限り、各人に選択の自由を認めて良いのではなかろうか。処世的には一般に疑問が大きい（勧誘等で処罰される恐れもある。一概にはいえないかも知れないが、普通はベターな仕事が種々ありそう）としても、他人も社会も害さないようなことは自由ではあるとするのが、「自由主義」というもので、穏当な考え方ではないかと思う。「善行保持」は強制されて良いという社会より、いわば「清濁併せ呑む」社会こそ健全ではないのか。外国には、売春を合法としている国が多いことも、注意されて良さそうだ。

ある先生のベルリンの花街での体験では、店に入るなり売春婦の1人に気に入られ（?）、しっかり手を掴まれて、傍観する周囲の他の女性と見比べて選択するのが事実上困難だったのは未だに残念だったものの、彼女の対応・サービスは悪くもなく、若い娘を育てる必要があるし、悪い商売ではない、と語っていたが、納得できたという。公認された売春だと、性病罹患の心配も少なく、合理的だ。不倫や結婚破綻も減り（買春は、愛情とは無縁の、単なる生理現象のようなものに過ぎないから、「不倫」には含まれまい）、また暴力団の関与や儲けも減少しよう。痴漢・強姦その他の性犯罪の関係でも、売春公認はどちらかと言えば減少原因になると考えられよう。根本的には、日本では、売春を女性の尊厳を犯すもののように見なしているが、それは他者からの強制・欺罔等の契機がある場合にのみ説得的で、そうでない場合については、むしろ、職業選択の自由など個人の不可侵の自由を侵害する嫌いもあるかも知れないのだ。他人を害するというより他人に慰めを与えるものを禁圧するのは、筋違いだろう。

すこし違う事だったかも知れないが、忘れられない記憶もある。昔、夜遅く、いつもの（後になって分かった

ことだが、売春地帯の1つとされている街を通る) 帰宅ルートを歩いていた時、不意に和服姿の優雅そうでもある女性から「遊んでいかない？」と声を掛けられ、無視して通り過ぎようとしたら、「おカネ無くても良いのよ」と言われたのだ。何か満たされないものがある、若くて真面目そうな可愛い男に手を出してみるのも一案とも思ったのだろうか。それはどうあれ、甘い誘惑に乗って見た方が良かったかも知れない、との思いは消えない。しかし、その時は遊び心の余裕もなく、「どういうこと??」と感じたまま、好意(?)を無にしたのだった(幾分傷つけたかも。その後もそこは帰宅ルートだったが、2度と声をかけられることは、残念なことに、もしかすると性病感染等を免れ幸いなことに、なかった)。関連した小さな思い出もある。何かの折に、相対的にカネのある先輩弁護士らに連れられ、二次会で珍しくバーを訪れたことがあり、何かがホステスたちの全部には行き渡っていないことを指摘したら、一人に「アラ、優しいのね」と言われ、しばらくしてから、一種パトロン求むの趣旨のメモをこっそり見せられたが、特に魅力を感じていた訳でもなく、むしろ場所柄それまでの話題も露骨・低俗なものだったので、同情しつつも気が進まず「キレイな字だね」とか言ってゴマカシ、申訳ないことに相手を幾らか失望させたようだった。ちなみに、トルコ嬢に惚れ込み、彼女が「最も大切な存在になっていた」22歳の男が、口汚く交際を非難され別れるよう迫られ激情に駆られて父母を殺してしまい、問題と思われるが死刑となった(市原市の)事件も忘れ難い(『日本刑事法の理論と展望[佐藤先生古稀祝賀]』上巻542頁)。

ちなみに、結婚とは、「自分の身体の性的使用権を、生涯にわたってただ一人の異性に譲渡する契約」だという定義(上野千鶴子氏)を見かけた。これは、目の覚めるような、おそらく史上稀なほど鋭い指摘で(答案に書いて高得点となるかはともかく)、妻に拒まれ続けていて(それと分かるようなことを半ば公然と語っていた大研究者も)、励まされる男などもいそうだ。ただし、「異性」とあり、「男性」には限っていない。いずれにしても、権利には義務も伴う。自分の方の満足だけしか眼中にないとか、相手の気持ちは軽視するとかは問題だろう(某先生談)。なお、「譲渡」前は、「自分の身体の性的使用権」は自分に専属するとの前提で、自慰も視野に入れ、「譲渡」後も自己使用権は残るとする趣旨か。確かに、慰め合うのはもちろん、(欲求は、結婚・恋などし同意を得て充たし得る場合だけでもないのは、余りに当然で)自慰も男女を問わず否定される理由はなかり(女性を襲ったり意図的に泥酔させたり泥酔に付け込んだり騙して泣かせたりするのに比べ、はるかに立派。他人迷惑では全くないから、倫理等に反する筈もない。しかも、多少は運動不足の解消にも役立つようなほか、伝聞的だが、精神安定に大いに役立つ——結構なこと!——との指摘も)。

むしろ、ニュースで日常的に随分頻繁に取り上げられている感のあるのは、「盗撮」だ。ある日などは、3件もニュースになったりしているし、大学院教員とか巡査部長や警部補・警部とか弁護士とか裁判官出身の法務総合研究所教官(検事)とかまで捕まったりしている有様だ。が、盗撮を擁護する気は更々ないものの、直ちに懲戒免職というのは、実質残酷に近い極めて高額な罰金を科する(かつまた、行き過ぎた烙印を押す)に等しく、不慮な貴重人材の放棄・スポイルの嫌いも多分にあるうえ、罪のない家族への影響も深刻過ぎ、過剰な制裁だろう(たわいない盗撮より、その人間のクビを切るなどの社会的狂騒の方がむしろ愚かしく、魔女狩りを連想させる感すらある)。世上、制裁が重過ぎないかの点には、十分な注意が払われていない傾向があり、殆ど愚鈍の域にある(過酷な制裁を主張する自分を立派な正義漢等と酔い痺れている者も結構いるのだ)。一般には、(条例の問題にもなるが、)せいぜい比較的高額の(刑罰に属する科料とは異なる)過料あたりが適切な制裁だろう(そもそも、盗撮処罰規定を条例に盛り込んで、良いことをしたと満足しているなど、無邪気過ぎよう)。また、「社会復帰」という重要な問題もあり、罪を犯した者にも(死刑に処せられた者は一応別論だが[ただし、改悛を考慮し死刑執行延期制度や恩赦活用を主張する我々の立場では完全に別論ではない]、殺人など重大犯罪等で刑務所に入れられた者にすら)社会復帰の権利(たとえば、平川宗信・憲法的刑法学の展開327頁参照)は当然認められなければならないが(判決文の公表ではこの点が考慮され、軽い罪の場合に限らず、被告人の実名は伏せられるのが普通になっているようだ)、ネット上にいつまでも犯罪事実を実名入りで載せ続けるなどは、社会復帰を否定する無慮な振る舞いだ。もっとも、一般私人と違い、公務員だった者などは多少長く指摘され続けても仕方あるまいが、それでも、罰金程度の犯罪事実をいつまでも冷酷に指摘し社会復帰を妨害し続けるなどは、非常識に近い(ネットに載せた記事は、削除しない限り永久的に残り続け得ることに無知・鈍感な人も少なくないよう

だ)。実名入りの盗撮指摘などもそれ自体「名誉毀損」に違いはないのであり、正当化できる限度（具体的には明確でない嫌いはあるものの、あること自体は間違いなく普通分かる筈でもある限度）を超えて、ネット上での記載をあえて延々と放置し続けるなどは、名誉毀損罪を構成し（！）、そういう人は（殆どが自覚のないまま）自身が（盗撮罪よりも法定刑の重い）犯罪者になっているのだ！ 【本記事掲載後の最近出た、検索サイトグーグルに関する最決平 29・1・31 やこれについてのコメント・記事・（これから多く出そうな）解説なども、無論参考となろう。】

スカートの中を覗いてみたいといった（あるいは、むしろ、そんなものを超えた）欲望自体は、多かれ少なかれ、成人男性の自然な本能に属し（大なり小なり魅惑的で、露出せずとも惑わす場合もある成人女体に対応）、創造主が人類の滅亡を避けるために予定している範囲内であるし（こういうことすら理解できない女性も多そうなのだが、嘆かわしい ※）、殆ど誰もが（あるとき町野大先生に呆れられた小生のような僅かな例外を除き）持っている携帯電話・スマホにカメラが付けられているため誘惑的な事情もある（この点も含め、重罰化批判として、松宮孝明・季刊刑事弁護 35 号 48 頁。ただ、わざわざトイレの中に盗撮機器を設置するなどは、建造物侵入罪も犯す悪質なもので、軽率の域を超えており別論だ。なお、ショッピングセンターで細身ズボン着用の若い女性の臀部を追い 11 回ほども撮影し有罪になった、分からなくもないがやり過ぎの事例〔最決平 20・11・10〕に関しては、前田雅英・最新重要判例 250 刑法〔第 9 版〕242 頁、山中敬一・刑法総論〔第 3 版〕87 頁、三浦透・最高裁判例解説〔刑〕同年度 699 頁。・・・ちなみに、盗撮行為についても、映像が確保されていない場合、女性の（迷惑千万な）早とちり、捜査官等の有罪バイアス、否認すると身柄拘束が長期化する「人質司法」、被疑者の動揺・混乱・不器用・虚偽自白などに起因する冤罪の深刻な危険があり得ることを窺わせる丹念な逆転無罪例は、東京高判平 22・1・26〔門野博裁判長・土屋哲夫・村山智英〕。

（※ 関連：別に気になるのは、若い女性などには、〔決して絶無ではなく、むしろ結構居る〕性的欲望に飢え凶暴でもある男ども——父親等とは全く対照的な野獣の類——の存在・危険性に無知・無頓着で、不用心・無防備な海外一人旅などをし、時には不幸にも命まで落としてしまう人もいることである〔なお、性的被害を被ったからといって、「警察に訴える」等と口走ることは、殺される危険を招くので極めて不適切〕。そんな不幸は親にとっても最大の打撃・不幸だ。よくよく注意してほしい！ なお、相手がその種の野獣とは全く別でも、状況によっては男は危険な存在だ。たとえば、「異性」に二人だけの時に 30 センチ等の至近距離に接近したら、男の気に何か異変が起きてても不思議ではない。若い女が独り住まいの〔特に、自分に関心を示した過去のある〕男を〔頼み事があって〕にせよ〕訪問するとか、まして、独り深夜に男の部屋を訪ねるなどは、いくら男が教員等の〔当てにならないが、いわゆる〕「聖職者」であろうと、当然ながら危険に満ちている〔とくに、教え子と先生の関係は、稀には、惹かれあい易いところもあり、男女関係と混線しやすく、危ない〕。決然たる拒絶の態度も取らなければ、内心は心外だったとしても、性的出来事について男を——クビにして貰う等——強く責めることは難しいかと思われる。もっとも、男の側としては、そんな非常識な女は追い返すことが、誘惑下至難のことも多そうだが、失職等の取り返しのつかない不幸は絶対避けなければ、必要だろう。序でながら、これは性とは無関係だが、盗作視もされ得るほど、断り書きなく〔公認の師でもない〕他人の著作に大きく依存して本などを書くのは危険だ。私的にお師匠さんと崇める人の説を広めるような意識だったとしても、破滅的結果ともなる。)

盗撮の話の続きだが、他方では、女性に子供を産ませながら、養育費も払わない、それこそ社会的に遙かに重大無責任で悪質な輩は、何らの制裁も受けず(余裕のない者は仕方ないとしても)、のほほんと暮らしている(姪、教え子〔優秀弁護士〕、安室奈美恵、カマラ・ハリス〔バイデンと共に米大統領選で勝利。自分の当選のみが主眼で品なく敗北後錯乱露呈のトランプの敗退は幸い。トランプの再選狙いを許す共和党は全く困ったもの！ 2022 年の中間選挙は幸い。2024 年大統領選は真の危機！〕の母等の例もあるが、シングルマザーの苦難は大変)。バランスを欠くこと著しい。連中こそ投獄に値しようが(なお、全く同様なのは、警察等が不作為〔放任〕により幫助している趣もある悪質・重大な DV の犯罪者ども)、少なくとも、扶養を実効的に強制すべく、女性政治家・活動家などがリーダーシップを発揮して、厳正に対処すべきだろう(なお、朝日 2019 年 10 月 21 日、11 月 19・27 日、12 月 2 日、新しくは、2024 年 3 月 8 日に国会に提出された離婚での「共同親権」等に関わる民法等改正案では、取り決めがなくても、最低限の養育費を請求できる「法定養育費」制度の創設も盛り込まれた由)。

盗撮より、見方によっては更に深刻なのは、**痴漢・同冤罪の問題**だろう。《この関係は、その後、大增補・改編して、【9 痴漢と冤罪についての一考察】に転載の（一）～（八・完）に論文化されているので、そちらをお読み頂ければ幸いである。ただ、下掲部分は、うち注3は、**論文では（六）**で詳しく論じ、注4は、**論文では後掲96頁以下の（四）「Ⅲ裁判例から」1に大拡充・改編**しており、共に**簡潔な旧版**だが、便宜、残しておく（斜字体部分は論文（二）第三款概説と実質重複）。》 p36～の**小林事件**、p120～の**植草事件**も参照。

注3 痴漢犯人の特定で、特に注意を要すると思われるのは、「痴漢で捕まるのは、殆どが初級者か痴漢冤罪者で、上級者・中級者といった痴漢常習者は、満員電車内痴漢の大部分を犯しているが、自ら捕まるようなヘマは先ずせず（庭山英雄・上掲『痴漢冤罪の弁護』207頁）、間々、善良な他人を間に介在させて、その他人の方が疑われるようにして痴漢を働くものである。」旨指摘されていることである（秋山賢三・[日弁連人権擁護委員会編]『誤判原因に迫る』291頁、荒木伸怡『痴漢冤罪の弁護』27頁等）。もとより、実態ははっきりしないものの、常習か否かを問わず、痴漢を働く者は世の中に数多いようであるが、当然ながら、捕まりたくない、そのリスクを最小にとどめたいと思う者も多そうである。とくに痴漢常習者の殆どは、その策略に長けていよう。だとすると、確かに、犯人と気付かれないよう、「他人を間に介在させて」—— とくに、①被害者の背後にいる無関係の二人の間隙から更に背後の犯人が手を伸ばして触るとか（その無関係の二人が密着していない場合など被害者との距離は二人とそう違わないことも多いし、二人の肩が密着していても二人の腰の間には隙間ができ背後から手を差し入れれば被害者の体に届く。犯人は、被害者に直接接していないから疑われにくいし、「そんなに手の長いヤツはいない」とも一次の[1]で取り上げる事件の場合のように一轻信・看過されがちだし、方向が真後ろだから時に死角にもなりがちだ〔被害者のすぐ真後ろにいた真犯人が見落とされた可能性のある例につき、京王線逆転無罪事件の東京高判平12・7・4参照〕、②被害者と正面から向き合っている（あるいは、被害者の後ろなど前後に同じ向きで立っている）無関係の市民が痴漢をしていると思わせるべく密かに横合いから手を伸ばすとかのかたちで—— 痴漢を働く輩が結構存在し、その煙幕・ダミーとして利用された他人が不幸にも痴漢と間違われて捕まり起訴・処罰される場合も間々ありそうに懸念される。（中略）

[3] 真犯人は被告人の横合いから被害者に触っていたのではないが、やはり問題になりそうな1例として、高裁（東京高判平13・11・5）でも有罪認定が維持された京浜急行線（小泉）事件がある（周防正行監督の多くの映画賞に輝きヒットした映画「それでもボクはやってない」の素材の1つ。『痴漢冤罪の弁護』181〔上野奈央子弁護人の評釈〕、453、459頁。上告棄却で確定。再審請求・即時抗告も棄却。被告人の言い分は、木谷明『刑事事実認定の基本問題〔第3版〕』34頁で「刑事裁判官必読の書」の1つとされている、小泉知樹『彼女は嘘をついている』。本書の帯には、「無実であっても無罪になるとは限らない。この事件に対する怒りが、僕の映画の核心だ。」周防、とある）。

この事件では、「純朴な女子高生」と認定され裁判所の全面的信頼を得ているものの、里見繁・冤罪 File 5号50頁によると母親から嘘つき呼ばわりされていると自認する被害者の供述に変遷・矛盾・不自然さが多く【とくに：警察では「電車通学をするのは週に1～2回で、ふだんは、自転車通学をしています」と言ったのに、5～6回位も電車内で被告人に痴漢されたという主張に合わせるためか、公判では「週に1、2回程度・・・自転車で変えたりしましたけれど、ほとんどは電車でした」と正反対の証言。それなら、利用することが多かったという本件の特急電車のことを熟知していそうなものなのに、「急行電車だったことは覚えているんですけど・・・」などと不可解な証言。担任によると、入学してまだ2ヵ月程度なのに遅刻4回・欠席3回もしながら、公判では遅刻は「余りなかった」と証言。警察で「電車の時間や乗る場所を変えたりしていた。が、時々一緒の電車になってしまう」旨、検察庁では「同じ犯人から付け狙われていると思い、いつも乗る車両を変えていた。それなのに、更に4回、5回と被害に遭った」旨供述しているが、他方、公判では、「電車通学で主に利用していた電車・時間は、本件の特急押上行き」「通常はいつもその5両目の先頭ドアで乗車」旨証言しており、被害を受けたという5回のうち4回も同じドアから〔あと1回の3回目も1つ異なるだけのドアから〕乗ったと自認。別々の痴漢被害の時、自身は混雑・すし詰めの中で逃げられなかったとしながら、犯人はいつのまにか自分の前に立っていた旨主張。計「5・6回の痴漢被害」時の被告人との位置関係につき、被告人のことは確かに認識して

いたと主張したいのか〔犯人との確認は、目視もあり、完璧だったように主張〕、いつも正面から向き合ったと、不自然な主張。セックス経験なしという15歳の被害者が膣内に指を出し入れされたとしながら〔事実とすれば、甚だ悪質な犯行で、懲役1年6月の実刑も軽過ぎる位だが〕、咄嗟の身体的抵抗あるいは「止めて！」等の叫びもないほか、何ら痛みを語っていないこと】、被害者供述の真摯性・信用性には疑問が残る（なお、一般にも、目撃証言の危うさはしばしば指摘されている。斎藤「東電OL殺人事件」法学新報124巻3・4号78頁〔一2⑤〕参照）。

他方、被告人にも疑われて当然のところがある。すなわち、先ず、交番でトイレに行った際、警察官から右手にビニールを被せられたのに、脱落したとして手を洗っている。気が動転していたかも知れないが、多くの人は怪しいと思うだろう。また、犯行不能の理由とする障害の内容につき主張の一貫性が疑わしいようにもみえる。ズボラ・拙劣なだけなのかも知れないが、一審裁判官にウソを見破られて弁解を変えたような感じも。が、ともかく、二審では、新たに、被告人の前腕が外に開くのは45度までで、通常人は90度まで開けるのに比べ可動範囲が狭い障害は認められた。ただ、膣への挿入が、主張のように不可能かは、柔らかい器官だけに（深度にもより）確かに問題だろう。そのほか、裁判所は、被告人の供述には不自然・不合理・不可解な点や納得し得ない変遷があり、被害者証言と食い違う部分は一方的供述にとどまり客観的裏付けや合理的根拠が欠けているとする。もっとも、これに対しては、むしろ逆だとの見方もあり得ようし、被告人の祖母が寝たきりの上に、当日は被告人の母親が手術を受ける日で、被告人は出勤のため家を出る時そのことを気にしていたというのであり、普通そんな朝に痴漢しようという気になるとは考えにくく、難しいところがある。そのほか、これらは何ら決定的でないとの見方も十分あり得るものの、被告人は大学の通信教育部で学ぶ人間であり、真面目さや向上心が窺われそうな感もあって、たやすく痴漢を働くものか疑問にも思われるし、妻などへの思いやりもありそうに見え、事件が知られてからも依然、妻子のほか、特に会社上層部の信頼も厚く、また、被告人は進んで駅員のところに赴いているようだし、検察官からの示談勧奨と執行猶予の提示を拒絶しているというのも無実故かとも思われる。

ところで、これこそ直接本題に関わるのだが、至極注目されることに、被害者は、「私の右手には、別の男性がいましたが、私の右半身と犯人（むしろ、被告人）の右半身とは（向かい合うように）接しており、そこに右横にいた男性の手が伸びてきて私を触ってきたということはありません。」と言う。しかし、この最後の部分は被害者の推測にとどまり、その前の論拠から必然的に導かれるとは思われない。もっとも、被害者は痴漢犯人の「手がまだスカートの中に入っている時に、その手を掴まえて持ち上げたところ、それが被告人の手であった」と一方的に主張しているが、客観的な裏付け等がある訳ではないし、身動きがとれないほど混雑した電車内で、掴まえる手がスカートの中に入っている手だと目で確認できたかは（検事だしぶ苦心のように感じられるが〔小泉・上掲書70頁以下参照〕）疑わしく（現に、裁判例で疑われていることが多い。注5後半参照）、スカートの外でその近くにあって被告人の手を掴んだ可能性も否定できないのではないか。被告人が手を持ち上げられたのは、不意だったからではないかとも思われる。痴漢をしたところなら、当然の抵抗として、被害者より強い男の力で持ち上げられまいとし、実際持ち上げられなかったのではないか。被害者の供述には変遷・矛盾・不自然さが多いので、ここでも不正確等が疑われ得る。また、里見記者が、裁判確定後、被害者に会って、「（あなたと小泉さんの）両方が正しいとしたら、（犯人は）この人（事件当時に被害者が書いた図で、上記「右横にいた男性」）しかいないんです」と話したところ、被害者は「じゃあ、この人を見つけ出して、どうにかしてくれるんですか」と応えたというが（冤罪File5号50頁）、被告人が自分に痴漢する手を本当に目撃していたのなら、この反応はやや不自然な感じだ。被害者の主張によると、被告人は被害者に前にも、スカートの上から陰部・臀部に触るなどの痴漢を少なくとも4回もしたというが、それなら被告人は痴漢常習者だ（ただ、4回というのは、やや不気味なことに、被害者の学校遅刻回数と一致！）その上、痴漢開始時期についての供述も不自然さを薄める方向で二転三転。「誤認逮捕などという責任重大なことをやらかしてしまったのではない」と、後付けを含めて、主張・説明したい至極自然な人情や、敵意・処罰感情、「どうせ相手は犯人だから・・・」の意識等による、訴追・処罰へと焦る警察・検察に、取調べや証人尋問打合せの折に誘導・誘発されての、不実・アバウト・不正の危険もまた大いに考え得る〔注5末尾参照〕。なお、各日にちが余り特定されておらず、反証困難な恐ろしさも問題）。更に、これこそ、犯人は常習犯だという推論の、確かな根拠といえようが、二審の認定によると、今回、犯人は

何とも手際良く、駅を発って1・2分で既に、臆に指を挿入し始めたという（前の4・5回の痴漢行為とは態様が大きく異なるため、果たして同一人物か、前の一連の痴漢行為なるものは本当に実在したのか、の疑いも生ずる）。しかし、痴漢常習者ならば、リスクと回避策を熟知している筈で、バレやすく正面から（更に、痴漢をしている手まで目視されるような危ないかたちで）痴漢する可能性は普通低かろう（里見・冤罪 File 5 号 51 頁引用の「痴漢のプロ」の言、小泉 70, 164 頁, 223 頁以下も参照。なお、上野・上掲 186, 188 頁, 栗田敦・冤罪 File 27 号 53 頁）。むしろ、右横の男こそ（被告人を一種いわば盾にして痴漢を働いた）狡猾な真犯人だったのではないかと、問題となりそうだ。ただ、痴漢被害の実在性にも、靴や手等の接触で誤解され——この被害者のことだから想定し得る——誇張された可能性も含め、**疑問の余地ありか。**

結論的には、「疑わしき」は被告人の利益にという刑事裁判の鉄則、言い換えると、果たして犯人かに「合理的な疑い」が残る場合には無罪を言い渡さなければならないという異論なきルール、の適用については、それぞれの「疑わしき」あるいは「合理的な疑い」を具体的にどの程度のもので理解するかで結論が左右され得るが、その点も含めた小生の理解では、本件の場合、判断材料が増えた現時点で考えると、むしろ無罪とすべきところではないかと思う。上述の（とくに、被告人に有利な）諸点のほか、一つには、被告人の右前腕の障害のほか、臆内への指挿入を考えると、犯行時の姿勢が不自然で周囲に目立つことになってしまい、かなり現実性が疑われそうだ。また、二審のいう被告人が「身体の右側を若干後方に引くか身体の左側を若干前方に出して」「身体の右側を開くようにすれば・・・手はより広く回外する」は、右肩が下がった一層不自然な姿の回避を意識したものかも知れないが、それ自体不可解だし（回外度自体は変わらないように思われる）、「犯人は、この時右肩を少し下げようにして」きたという被害者の供述とも合わないし、満員電車内では「身体の右側を開く」ことに困難がありそうだ。その上、強調すべきことに、被害者の言は、既に詳述したように変遷・矛盾・不自然さが多く、人を断罪し苛酷な運命に陥れる主要根拠としては余りに頼りなさ過ぎる感じなのだ。

注 4 [1] 特筆に値する最高裁平成 21・4・14「防衛医大（名倉）事件」逆転無罪判決（裁判所の HP で閲覧可能だが、刑集〔＝最高裁判所刑事判例集〕63 卷 4 号 331 頁では一・二審判決、上告趣意等も添付。特に那須弘平・近藤崇晴の両裁判官の補足意見が至極有益）は、自分の頭越しに網棚に荷物を上げた際の被告人の動きを「被害者」が痛く不快に感じたが、たまたま（一面）実に幸いな偶然というか、その被告人が自分に痴漢を働いたので捕まえてやった、と主張されたような事案に関するもので、本判決（多数意見）は、「被告人は、捜査段階から一貫して犯行を否認しており、本件公訴事実を基礎付ける証拠としては、A【齋藤注：「被害者」を指す。】の供述があるのみであって、物的証拠等の客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。）。被告人は、本件当時60歳であったが、前科、前歴はなく、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない。したがって、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があるのであるが、(1) Aが述べる痴漢被害は、相当に執ようかつ強度なものであるにもかかわらず、Aは、車内で積極的な回避行動を執っていないこと、(2) そのことと前記2(2)のAのした被告人に対する積極的な糾弾行為【齋藤注：Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛けた。・・・本件電車は、間もなく、下北沢駅に止まり、2人は、開いたドアからホームの上に押し出された。Aは、その場にいた同駅の駅長に対し、被告人を指さし、「この人痴漢です。」と訴えた。】とは必ずしもそぐわないように思われること、また、(3) Aが、成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び被告人のそばに乗車しているのは不自然であること（原判決も「いささか不自然」とは述べている。）【齋藤注：痛く不快に感じた被告人を痴漢として突き出すため、敢えて傍に乗車していたのではないかと疑う余地もあろう。】などを勘案すると、同駅までにAが受けたという痴漢被害に関する供述の信用性にはなお疑いをいれる余地がある。そうすると、その後Aが受けたという公訴事実記載の痴漢被害に関する供述の信用性についても疑いをいれる余地があることは否定し難いのであって、Aの供述の信用性を全面的に肯定した第1審判決及び原判決の判断は、必要とされる慎重さを欠くものというべきであり、これを是認することができない。被告人が公訴事実記載の犯行を行ったと断定するについては、なお合理的な疑いが残るというべきである。」と判示している（被告人は既に60歳、防衛医大で助教授から教授に昇進したばかり、2日後には教授会での所信表明も予定され、関心はそちらに向いていそうな一方、

午前8時頃という「朝っぱから」、抑えがたい性衝動に駆られる可能性は乏しそうでもある)。犯人性よりも事件性〔被害の実在性〕を問題視するものだった【詳しくは、後掲96頁以下の拙稿(四)参照!・・・文献として、秋山・上掲『誤判原因に迫る』299頁、佐藤善博・〔庭山英雄ら編著〕『実務 刑事弁護と証拠法』380頁、名倉事件弁護団・刑事弁護59号77頁、また、証人テストの「真実を再確認することにもつながる」という積極面のほか、被害者への配慮の必要性も強調する、荒木友雄・刑事法ジャーナル19号97、104頁参照。その後、木谷明『刑事事実認定の基本問題〔第3版〕』30頁のほか、原田國男・ジュリスト1424号125頁、家令和典・最判解説〔刑事篇〕平21年度119頁、外塚果林・山崎優子・高田沙織・福井厚による『法と心理』17巻1号62頁のワークショップ記事「ジェンダーバイアスと冤罪バイアス」〔ネット上に転載。大勢として結論的に最高裁・多数意見支持。〕やこれらに掲記の多くの評釈・解説等がある】。

ポルノについても、無節操は避け多少限定的ながら解放のドイツなどは、抑圧的な日本と異なる(日本からの海外勤務者・留学者等には、当初ちょっとした驚きともなる。昔、某著名刑事法学者は研究に必要なものとして多くのポルノを日本に持ち帰り税関を通過した由)。もっとも、日本でも、「わいせつ」とまではいい難い比較的穏やかなポルノなら、週刊誌等にも載っているほか、少なくともネット上では、少し探せば、超露骨・下品・(時に)過激ですらあるポルノが見られる状態になっている。発信地すなわち犯罪地は国外とうたい(犯罪地という、犯罪行為地と考えられやすくもある)、わいせつ物頒布等の罪(刑法175条)に関し国外犯処罰規定(同2条以下。なお、関心のある方は、啓発的な山内惟介「国際私法と刑法(特に1条ないし4条の2)との関係に関する一考察」法学新報121巻11・12号29頁を参照されたい。)は欠けるので、不可罰・合法的という装いのようであり、現実に黙認されているかのようでもある(ただし、近時、注目される摘発例や余波らしき現象も)。実質的な意味での結果(性的風俗への影響)発生地は国内で(も)あり、実際に国内の性風俗に関わるから、国内犯で可罰的だとみるのが理論としては合理的だろう(啓発的な、山口厚・刑法各論〔第2版〕513頁、西田典之・刑法各論〔第7版〕421頁参照。なお、マレーシア〔親会社は韓国〕等の海外法人らが、〔指示するなど一体となって活動していた親会社が日本の三洋電機などの、海外子会社たる〕インドネシアなどの電機メーカー向けブラウン管の低価格競争を避けるため目標価格設定に、海外において合意した場合〔国際的な価格カルテル事件〕でも、日本の自由競争経済秩序を侵害する限り、独禁法〔拙著・刑法各論334頁以下で論及〕を適用〔し、課徴金納付を命令〕できるとした、最判平29・12・12)。ただ、実際に完全抑圧的な方が良いかには大いに疑問もありそうだ。仕事・職場・家庭内人的関係等々に疲れ、ポルノに多かれ少なかれ慰められる人も少なくないだろうし、性犯罪助長的なものや余りに俗悪なものは排除すれば社会的許容範囲内に収まろう(きちんと適度に規定し直した方が良さそうだが、政治的に難しかろうから、取締加減に期待するしかない、とは、これもまた某先生。「個人的にはポルノはすごく嫌だが、完全抑圧が正しいとは思わない」と言う〔また、Gliederungを見せてくれるなど〕ソフトな、あり得ない夢にも出てきた研究者もいた)。ポルノに飽きたり一時的に嫌気がさしたりの場合も多かろうが、ポルノ鑑賞も(少なくとも、男の性〔さが〕の)性欲の適切な処理の1つだ。痴漢(冤罪)事件等では、有罪立証のためとかで、アダルトビデオ等の搜索・押収が行われたりもするが、概して関連性が薄過ぎる嫌いがあるし、そもそも、捜査官も熟知していようが、アダルト趣向・依存は能動的役割のある男には何ら異常ではない(男だって、同工異曲の低俗物を好き好んで見るのではなく、時に困難な局面に当たり気分の転換・一新に〔現実的・規範的な障害に鑑み〕空想的に利用することもあり得るものに過ぎないとされる)。特定女性1人に限らずいろんな女性に惹かれる(これは、好きになったからといって稀な幸運にも恵まれない限り簡単に受け容れられ結ばれる可能性は普通甚だ低いこと等から、理にかなっている)のと同様で、人類の死滅回避のために天が予定しているものだ(ただ、「児童」ポルノの「単純」所持の影響・扱いなどは難問であり、別論)。

ともあれ、少し盗撮の話に戻るが、冷静に考えれば、どうせ大したものゝ写る訳もなく(有り得ぬ奇跡でも起きない限り、テレビで頻繁に放映し家庭内実力者が飽きもせず観ている女子フィギュアスケートの画像以下程度のものしか写らない)、たわいないが、捕まると(全く不均衡なほど)大変なことになる盗撮なんぞにのめり込んだりする人たちは、慈悲深くともいふべきか、黙認されているようなポルノ(あるいは、むしろ、何の問題もない女子フィギュアスケートや、下着メーカーのネット広告)鑑賞に転換するのが無難・賢明のようだ。

(上の最後での、「黙認されているようなポルノ」云々との関連で、某テレビ局の問題にふれておきたい。事は、「テラスハウス」という番組に出演していたプロレスラーの木村花さん〔享年 22 歳〕が、番組内での行動について視聴者から誹謗中傷を受け、自死に追い込まれたという、与野党・政府も取り上げ海外でも反響を呼んだ悲劇的な事件に関わる。局の一部は、視聴率を上げるべく、出させた同意・誓約書に基づき番組内での性的・感情的に扇情的な行動を大筋指示していた疑いがあるようだ〔ただ、局は相談・提案・お願いのみで無理強いなしとも〕。中傷した視聴者らは裏事情も知らず、彼女を傷つけ死に迫いやったものらしい。なお、同局には世論調査の〔データ〕捏造問題もある〔謝罪〕。不名誉な企業倫理退廃〔80 頁以下参照〕を更に進めたものか。)

【5 特別抗告・再審請求事件など】

先ず、これは特別抗告事件ではないが、今後の展開も含めて同様に注目されるのは、栃木県今市市（現、日光市）で起きた少女誘拐・殺人を内容とする「**今市事件**」である。側聞にとどまるが、弁護団に加わっていた弁護士の一は盗撮で逮捕・処罰されたものの、周囲の理解に助けられ、目下弁護士として活動中の由、結構なことと思う（ちなみに、2017・11・22 の報道によると、巡査部長〔千葉県警のこども女性安全対策課〕が常習的な盗撮で検挙されたが、逃亡の恐れがないとして任意で取り調べられた末、減給の懲戒処分を受け依願退職したという。懲戒解雇や逮捕でなかったことに異存はないが、今後平等な扱いが広がってほしいものだ）。また、犯人のものかと考えられた DNA は実は捜査幹部（退職）のものだと判明したという。DNA に関する要注意の一例だろう。更に、この事件については、名うての弁護士が重要な冤罪事件と考え、取り組み中とのことだ。

この事件については、比較的最近、「2005 年に栃木県今市市（現日光市）の小学 1 年の女兒（当時 7）が殺害された事件で、一審の裁判員裁判で無期懲役の判決を受けた勝又拓哉被告（35）＝控訴中＝の弁護団が 29 日、法廷に未提出だった DNA 型鑑定 of 審理を求める法医学者の意見書を東京高裁に提出する。この鑑定は栃木県警が捜査段階で外部に嘱託したもの（中略）。一審では証拠提出されなかった。事件を巡っては凶器が見つからないなど直接的な物的証拠が乏しく、宇都宮地裁は「客観的事実から被告の犯人性を認定することはできない」としながらも、自白の信用性をもとに有罪判決を言い渡した。東京高裁がこの鑑定結果を証拠採用すれば、二審の焦点となりそうだ。」云々と報じられている（2017・8・29 朝日）。その後も、この事件はテレビ・新聞を賑わせ、たとえば、「捜査での自白と遺体の状況矛盾（弁護側鑑定）」などと伝えられる（2017・10・31 朝日〔検察側鑑定もむしろ被告人に有利？〕）。最近は、「顔の傷周辺から第三者 DNA 型」とか（2018・2・28 朝日）【2018 年 8 月 3 日、東京高裁が、原判決を（自白映像に頼った認定だと咎めて）破棄しつつ（この重要判例に関し、精しくは、川上拓一『刑事手続法の理論と実務』357 頁以下）、改めて無期懲役を言い渡し、弁護人が上告した、と報じられた。第三者 DNA の「疑わしきは」鉄則に則した考慮や、母親への「謝罪」の手紙の——大森勸銀事件等を踏まえた（日弁連人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』221 頁以下等参照）—— 批判的検討も課題か。立ち入った文献として、特に、木谷明「今市事件控訴審判決への 5 つの疑問」判例時報 2424 号 3 頁参照。しかし、最高裁は 2020 年 3 月 4 日付で上告を棄却。とはいえ、何ら疑問が片付いたようではなく、むしろ益々激しく争われそうな様相である。・・・なお、対照的に、ほぼ埋もれた問題事件（植草事件）につき、p120】。

85 歳になった宮田さんに朗報が届いた、まつばせ（松橋）事件再審無罪確定は良かったが（2019・3・28。なお、2015・10・16 再審無罪〔養父に強姦等されたとの少女証言は虚偽〕確定の大阪再審事件、2020・3～4 決着・残課題の西山美香さん事件・・・2019・11・8、2020・4・1 各朝日等のほか、青木恵子さん、原口アヤ子さん、櫻井昌司さん〔2020・12・15 朝日「余命 2 か月・・・」警察・検察は・・・捜査に不利な証拠を隠すのでなく・・・〕との関連で、栗野仁雄・Business Journal 2020・5・1「裁判長も泣いた」）、反省点は又残った。

木谷明（編著）『刑事事実認定の基本問題〔3 版〕』という貴重な本を漫然と読んでいたところ、「私の手許には、『有罪判決を受けたが全くの事実誤認である。何とかしてほしい』という悲痛な叫びが次々に届けられてく

る」等とあるのに接し(33頁), 眠気が薄らいた。有名個人に救援依頼が集中か。その後も困難な状況が続く。

殊に深刻に感じられるのは、冤罪に泣く人が(超)高齢化し、いずれ(雪冤の朗報が届けられる前の)重度認知症や死亡も懸念されないでもないことである(大崎事件[入江秀子『叫び—冤罪・大崎事件の真実』とそのアマゾン上の「森の読書人」のレビュー参照]でも、折角再審開始決定[2017・6・28鹿児島地裁]が出たと思ったら、検察側が即時抗告。なお、『季刊 刑事弁護』92号の「この弁護士に聞く 木谷明」等、判例時報2348号の遺言的な「刑事裁判において冤罪防止上特に考慮すべき事項 木谷明」、同2343号の上記鹿児島地裁開始決定[富田敦史裁判長。絞殺・死体遺棄の「共謀も殺害行為も死体遺棄もなかった疑いを否定できない。」等)。

もし再審の動きが絶望的に近く鈍ければ【追記 上記大崎事件では、幸い、2018年3月12日に福岡高裁宮崎支部(根本涉裁判長)が即時抗告を棄却。もともと、地裁とは理由や構想を異にした(供述心理鑑定には否定的で、法医学鑑定のみを重視。また、他の遺棄犯[・死亡関与者]の可能性を示す。なお、併せ、殺人事件性を説得的に否定するのは、門野博・法セミ776号1頁以下)。しかし、福岡高検は特別抗告! しかも、2019年6月25日付最高裁決定(小池裕裁判長)は、I再審開始は認めないという劣悪な歴史的退化!(上記法医学鑑定は、専門的知見・科学的推論に基づくものとして尊重すべきだが、「決定的な証明力を有するとまではいえない」、と称して、[上記拙レビューに示したように元々任意性・信用性の甚だ疑わしい]他人の自白・目撃証言を、[決定的に無力化しないまでも、少なくとも]疑わせることを強引に否定する一方、複数の再審請求等に加え特別公務員暴行陵虐の訴えまで出ている当時の捜査をも盲信して、それらの供述証拠の信用性は、法医学鑑定によっても疑義を生じないほど「相応に強固」などと断言[論拠も杜撰: 捜査官が支え合わない供述を取るのはむしろ普通でなかろう。また、遺棄以外の可能性は無視し得るかも極めて疑問だ。なお、「東電OL殺人事件」86頁=第一章4(6)の「精緻」認定の危険。] IIおまけに、一種のエリート司法官僚らしく、再審開始を認めたそれぞれ力作の一・二審決定を共に否定し、唯我独尊的に幕引きを強行(なお、刑訴法447条2項)。 III更に、DNA型鑑定の信用性に関する最判平30・5・10では、専門的鑑定を自身の意見で疑問視した原審の無罪判決を咎めながら(同じ裁判長、同じく破棄自判)、本件で基本的に(検察の先導はあれ[なお、原田國男『裁判の非情と人情』47, 97頁])自らの一方的な素人意見で(謙虚さのかけらもなく)高名な法医学者の鑑定を実質無価値とまで断じて有罪確定判決は固守!】、第四次再審請求もなされたものの2022年6月22日地裁が棄却し、上掲拙レビュー看過が惜しまれるほか、「雪冤」を専ら国家機関としての裁判所(近時の最高裁につき、木谷明・判時2424号10頁注5)による無罪判決に限定して考えることを疑い、次善の(暫定)策としては、いろいろ難問・制約はあれ、権威ある元裁判官らで構成される民間の「特設(名誉)裁判所」による(真に説得的な「理由」付けを含む、今や九六歳のアヤ子さん存命中の)「無罪判決の言渡し」が、せめてもの慰め(また、裁判所・検察への強烈な抗議)、更に刑事司法改革への重要契機になる可能性もあるかと愚考する。

冤罪の傷癒えぬ袴田巖さんに対し、東京高裁(大島隆明裁判長)は、2018年6月11日、驚いたことに静岡地裁(有能な村山浩昭裁判長)の折角の再審開始決定を取り消した(が、四人も強殺と断じながら、死刑・拘置の執行停止は残した。自信不足等か。名著『袴田事件』[アマゾン上の「森の読書人」によるレビュー参照]を遺された山本徹美氏の決定批判として、PRESIDENT Online 同月17日の『袴田事件』再審棄却は明らかに間違いだ)。袴田巖(救う会編)『主よ、いつまでですか』や浜田寿美男『自白が無実を証明する』も貴重(共に、「森の読書人」のレビューあり)。本田鑑定に弱みもあるかのDNAの点(が、それ単独や新証拠群だけで合理的疑いを基礎づける必要はない。)以外にも沢山の深刻で根本的な問題があるのに(各論レジュメ66頁以下に転載の「袴田事件——死刑判決(有罪認定)は今や維持し難い!」参照)、全てを無視して、何とまた死刑だというのだ! 合理的疑いがないなんて筈はない(なお、やはり検察側を勝たせた疑問な前歴につき、押田茂實『再審無罪の真相』137頁)。偏り・強弁や検討・眼力不足のある裁判は実に恐ろしい。ともかく(過去には幾多の是正実績を持つ)最高裁に期待するほかない【下記追記参照。なお、下手な税金泥棒より、裏社会も知る人材の方が見る目はある。後藤忠政『憚りながら』と「森の読書人」によるレビュー、また、田中森一[元特捜検事]『遺言』290頁参照。季刊刑事弁護96号「袴田事件 即時抗告審決定の批判的検討」、特別抗告した弁護団の『無実の人・袴田巖さんに今こそ再審無罪を』、西嶋勝彦『冤罪白書2019』6頁以下、同コメント・田中輝和編『袴田巖

上告趣意書（抜粋）『《最高裁と国民に訴える 最高裁は正義の砦たれ》2020年、支援 crowdfunding も成功。本田克也「袴田事件、私のDNA鑑定は揺るがない〔上・下〕」WEBRONZA 2018年7月3・4日登載も参照。別に、木谷明『「無罪」を見抜く』52頁（熊本典道〔2020年12月19日夕朝日「惜別」参照〕の凄さ）。なお、浜松に暮らす先生は、袴田さんが他の客を見ると一歩退いて順番を譲ったのを目撃し、その遠慮がちな彼が人を殺せる筈がないと思ったという（彼の人柄につき、上掲『主よ・・・』も、近況は2021年1月25日朝日等、参照）。**追記 2020年12月22日、最高裁は審理を東京高裁に差し戻し、2023年3月13日午後2時、東京高裁（大善文男裁判長）は再審開始決定を下した（特に翌朝刊に詳細）。検察も思慮深く特別抗告は回避！**

袴田事件 最新・拙要説

社会が大注目の 袴田事件

【大体の経緯】

1966年（昭和41年）6月末に静岡の味噌製造会社の専務・妻・次女・息子の四人が殺害された。同年8月に警察が袴田巖さん（以下、袴田とも略称。読み方は「ハカマタ」）を逮捕。

1968年、静岡地裁が袴田に死刑判決（左陪席裁判官の熊本典道のみは無罪説で、後に救援活動）。

1976年、東京高裁が袴田の控訴を棄却（裁判長は、一般には令名ある横川敏雄）。

1980年、上告棄却（『無罪の発見』を著し無罪判断も多い渡部保夫調査官が有罪説で関与）、死刑判決が確定。

1981年に袴田が第一次再審請求をしたが、静岡地裁・東京高裁（裁判長はかなり同情的だったように見える堅実派の安廣文夫）・最高裁が全て認めなかった。

2008年に袴田の姉秀子さんが第二次再審請求。

2014年に静岡地裁（有能な村山浩昭裁判長）が再審開始（と死刑・拘置の執行停止）を決定（袴田釈放）。

2018年、東京高裁（大島隆明裁判長）は、驚いたことに静岡地裁の折角の再審開始決定を取り消した（ただ、死刑・拘置の執行停止は維持）。DNAの点以外にも沢山の深刻で根本的な問題があるのに（既に公刊されていた後掲拙稿「袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！」参照）、全てを無視して、何とまた死刑だというのだ！ 偏り・強弁や検討・眼力不足のある裁判は実に恐ろしい。西嶋勝彦ら弁護団の特別抗告を受けた最高裁に期待するほかなし【なお、裏社会も知る人材の方が見る目はある。後藤忠政『憚りながら』と「森の読書人」によるレビュー、また、田中森一〔元特捜検事〕『遺言』290頁参照】。浜松に暮らす知り合いの先生は、袴田さんが他の客を見ると一歩退いて順番を譲ったのを目撃し、その遠慮がちな彼が人を殺せる筈がないと思ったという。袴田さんに面接した元刑務官坂本敏夫氏も2023・3・25集英社オンラインに類似の所見を公表している。袴田さんの人柄につき、特に、袴田巖（救う会編）『主よ、いつまでですか』参照。

2020年12月22日、最高裁は審理を東京高裁に差し戻し、2023年3月13日、東京高裁（大善文男裁判長）は再審開始決定を下した（翌朝刊に詳細）。 検察も思慮深く特別抗告を回避（再審開始が確定。無罪へ）！

以下さえ読めば袴田無罪は了解可能 : [拙稿] 袴田事件 —— 死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！
《法学新報122巻1・2号（廣瀬克巨先生追悼号。2015年8月）〔457～525頁〕登載》 斎藤 信治

【要旨】 会社専務一家四人が惨殺・放火された袴田事件では、「残忍非道」・「鬼畜の所為」、反省もない等として、死刑が確定したが、冤罪との声も多かったところ（例、先駆的な高杉晋吾氏、緻密な本を書いた山本徹美氏、有益な本を編著の矢澤昇 治氏）、弁護団・諸支援団体の粘り強い活動と大変な尽力もあり、平成二六年三月二七日に静岡地裁が再審開始（また、死刑及び拘置の執行停止）を決定し、袴田巖氏は四八年振りに釈放され、同氏を気丈に守り抜いてきた姉秀子氏の世話の下、快方に向かっている。《引用中略》しかし、依然、今度は東京高裁を舞台に、再審開始の当否が、厳しく争われている。本稿は、今日から見ると、袴田氏を有罪とした司法判断には極めて問題が多く、もはや維持できないことを、先行諸業績等に負いつつ、独断も交え、多岐にわたり詳説している。なお、疑問点も目立つ中、多くの令名ある法曹も関与しながら、なぜ死刑冤罪が三審一致で生ま

れ、久しく維持されたのかを考え、一つには、検察の在り方が根本から問われていることを指摘する【★追記
著名な木谷明元裁判官は、(上告審の渡部保夫調査官、一次再審請求棄却の安廣裁判長等の人権派裁判達も陥っ
たらしい)「警察が不正ことに五点衣類捏造までする筈がない」との思い込みを挙げる。なお、関連して小川秀世
弁護士事務所局長は、弁護士の中にも五点衣類「捏造」主張に消極の意見も有力だったと明かす】。

【本文】

〔大目次〕 一 疑いのない事件か 二 クリ小刀一本凶器説は確かなのか 三 犯行「動機」もおかしい 四 他の者に「動機」は
あり得ないか 五 どういう家に、どんな具合に、「侵入した」というのか 六 奇怪な「黒革財布」が出てきたのだが・・・ 七
次は「事故郵便物」が出てきた！ 八 真犯人の影は別にある 九 「何を」奪ったのか、本当に「奪われた」のか 一〇 パジ
ジャマは、証拠とされたが、弱かった 一一 そこで、出て来たのが「確証」の五点衣類だが、問題が多過ぎる！ 一二 使われた
油はどれだったのか？ 一三 犯行時刻と犯行時間も大いに問題だ 一四 問題大ありの自白とその前後 一五 袴田はどう書い
てきたのか 一六 捜査の不正・疑惑などが多過ぎる！ 一七 強過ぎる検察の公正軽視は冤罪を生む！

昭和四一年六月の二九日夜から、ないしは(確定判決によれば)同三〇日の午前一時過ぎ頃から、同二時過ぎ
にかけて、静岡県清水市横砂の味噌会社(合資会社こがね味噌橋本藤作商店)の専務(藤作社長の息子)一家四
人(専務の橋本藤雄、妻のちゑ子、次女の扶子、息子の雅一郎。以下、「専務」「次女」等と記載。一般に敬称
略)が滅多刺しにされた上に焼かれて惨殺された住居侵入・強盗殺人・放火被告事件で、従業員だった袴田巖
(同じく敬称略)が一審で死刑判決を受け、控訴も上告も棄却されて、確定しているが、この袴田事件には謎が
多く、平成二六年三月二七日に、第二次再審請求を受けて静岡地裁が再審開始(また、死刑及び拘置の執行停止)
を決定した(判時二二三五号一一三頁。袴田は四八年振りに釈放された)ものの、検察側の即時抗告があり、現
在、東京高裁に舞台を移して、再審開始(あるいは、有罪判断維持)の当否が争われている。本稿は、第一次
的に歴史的眞実に関心を抱く立場から、(法解釈の問題ではなく)事実認定の問題として本件を検討し、敬愛す
る一種同志の廣瀬さんの霊に捧げる。なお、DNA鑑定の関係は近時検討が進められているが(たとえば、米田
泰邦・法律時報二〇一四年一〇月号一一二頁以下、押田・再審一四八頁以下参照。本稿での文献の略記については、
本稿末尾の文 献欄参照)、小生には少なくとも当面難解に過ぎるし、本件につき結論を出す上で不可欠とも思わ
れないことから、詳論はしていない。【以下は、特別に重要な部分に絞った抄である。】

一〇 パジャマは、証拠とされたが、弱かった

警察は、「夜中に起きての犯行」と睨み、かつ、消火活動時パジャマ(その写真、弁護士一二頁)だったから、
「突刺時はパジャマ」と自白させたのだろう。しかし、パジャマには(至近距離での四人滅多刺しにしては)返
り血を浴びた様子がなく、—県警・マスコミ(とりわけ、毎日新聞)は早々と「血の付いたパジャマ」等と発表
し、その後、一月半近くもかかっていたの、県警の(虚心な、ではなく)「信念をもって」の鑑定(高杉二一三頁以
下、二五〇頁以下参照)ではパジャマから被害者の血液型が検出されたと称し、取調官はその「事実」も突き付
けて袴田を自白に追い込んだが(弁五四頁以下、五八頁以下も参照)—、警察の中央機関である科警研の鑑定で
は血液型は不詳との結果が出ていた(浜田二四、三〇一頁、山本一二二頁以下など)。袴田はパジャマを何ら隠
してもいなかったし(山本九八頁、高杉三〇頁参照)、加えて、取調主任松本が、袴田は「俺が犯人ならパジャマ
に他人の血がついている筈だからその証拠を見せてくれ」と言い出した、と認め ており(浜田三一頁以下、三〇
九頁以下)、パジャマ着で四人を刺しまくったとは到底考え難い。それに、そもそも、パジャマは、ズボンのゴム
紐が伸び切っていたので、そこにクリ小刀を差し込んでも、保持困難で、まして木登り等しての侵入時には、ク
リ小刀の保持は不可能だったと思われるのだ(高杉二八八頁、山本二〇八頁以下、二一三頁。「検証」時の服装
は、失敗しないよう、自白と全く異なり、パジャマも雨合羽も〔あるいは、また、ゴム草履も〕無しか！ インチ
キでは？ 矢澤九二頁参照)。そこで、検察はともかく、警察には、考えるところがあったのだろう(なお、弁四
〇頁以下、一五三頁。別に、矢澤一六四頁〔裁判所関係者からの情報説〕)。直接的には他事件の員面調書に關す

るが、完全に信用できると思われた自白が虚偽と判明したケースもあり、警察取調べの「可視化」は必要だとの元検察高官の述懐も、示唆的であろう。

— ところで、出て来たのが「確証」の五点衣類だが、問題が多過ぎる！

1 助けに登場した「確証」

助けに登場したのが五点衣類（半袖シャツ、スポーツシャツ、パンツ、ステテコ、ズボン）だ（山本三〇八頁以下、三八二頁以下、高杉一五五頁以下、矢澤一五二頁以下、弁護団三二頁以下、弁六二頁以下など参照。《引用中略》すなわち、裁判途中になって（事件発生から一年二か月も経ってから）、袴田が勤め泊まっていた工場内の味噌タンク中から発見され、同僚に見覚えがあつて明らかに袴田のものとされた、今度こそ血染めの五点衣類からは、科警研によっても被害者らや袴田の各血液型が検出され、しかも、ズボンの紛れもない共布（端布【末尾追記①参照】）が（警察によると）袴田の実家から発見されたことは、「犯人は袴田」の確証とされた。それが、裁判官達の常識でもあった。 《引用中略》

10 袴田が隠したのか？

更に、五点衣類を（それらが出て来た味噌タンクに）袴田が隠したというのも甚だ疑問なのだ（弁一一頁、七五頁以下、一五二頁以下、再審開始決定、「クローズアップ現代」での元捜査員証言〔「タンクの中を棒でかき回したり中に入ったりして徹底して捜索を行っていたから、最初には中に何もなかったことは間違いない」等〕、高杉三三五頁、矢澤一三頁以下、二〇頁以下、一五八頁、山本三四〇頁等。なお、木谷九一頁、小川・画期的九五頁。むしろ、県警からみてパジャマでは弱かったことについては、前述「一〇」）。味噌タンクは深さが一メートル六七センチほどあり、その底の方に（単に投げ込むというのではなく、味噌にすっかり埋もれるように、長靴を履いてタンク内に降り、スコップで巧みに）隠すという厄介な作業——むしろ、四人殺害・放火の異常興奮状態では、實際上短時間内には不可能・至難な作業——をする時間的・精神的余裕が、火災の迫る中（！）、袴田にあったかも甚だ疑問だし、しかも、犯行直後等の暗闇の中では無理であり、照明を用いれば目立つことになるし、当のタンクは当直室や二階の寮に近く、人目につきやすい上に、作業の際にタンク内側に付着した味噌で汚れてしまうことも避け難く、また、事件時に既に隠していれば、数日後の捜索の際に発見された蓋然性が極めて高度であろうし（反対、二審判決一九丁以下。七月四日の捜索では、会社の要請で会社に損害を与えないよう、味噌タンクは上から点検しただけなので、五点衣類が、半分より少ないにしても——精々底から三〇センチ〔どんなに多く見積もっても、五〇センチ〕程度らしいが〔なお、山本三三一頁以下、高杉一六三頁以下も参照〕——相当量の味噌の中に隠れていれば、発見される恐れは小さかったと認定。しかし、四人惨殺・放火の重大凶悪事件の公的捜査がそのように至極不徹底・好い加減なものになるとは、考え難い。便壺ですら汚物を汲み出して異物のないことを確認している。検証も全般的に実に徹底）、衣類は一年二か月ほども味噌に漬かっていたことになり、もっと濃く染まっていた可能性が高そうだ《引用中略》。開始決定も、結論的に、「五点の衣類の味噌による着色の程度及び血痕の色合いを見ると長期間味噌に漬けられていたにしては不自然である」としている。他方、後日（逮捕される前に）隠すことは、警察や会社関係者の監視等が厳しく、不可能・至難だったと考えられる。更に、衣類発見時のカラー写真《引用中略》に見られる程度の染まり具合にとどまるためには、タンクの中に衣類を入れた時期はずっと遅くなり、そうすると、袴田は勾留中で、入れたのは警察しか考えられないことにもなる《引用中略》。

それに、袴田が隠すとすれば、早晚露見が避け難くもある味噌タンクの中に隠すよりも、相対的にみて遥かに良案として、しかも、簡単に考え付く方法として、ボイラー室で焼却してしまうという手があった（山本三三一頁以下、弁一一頁など参照）。味噌タンクの中に「隠す」ことは、むしろ「決定的有罪証掘づくり」になって《引用中略》いるのだ。 《引用中略》

一五 袴田はどう書いてきたのか

1 必死の無実主張

是非ふれる必要のある、注目すべき本がある。『主よ、いつまでですか』である。この本は、獄中の被告人あるいは死刑囚・再審請求人となった袴田が、事件翌年の一九六七年辺りから一九八九年までの二二年ほどの間に（その後は、永年の拘禁のため、心が蝕まれた。もっとも、二〇一四年春に釈放され、快方へ。同年一〇月一五日朝日など）、母親や兄・姉・知人などに出した多くの便りや、死刑確定後に書き続けた日記の、各一部を選び出し（弁一二五頁以下、二二〇頁以下、安倍一二八頁以下も参照）、紹介する【注五】。本書の最大の存在意義は、袴田が、この気が遠くなりそうな長い年月の間、終始一貫して無実を訴え続け、紛れもない「無実の意識」を記録し続けることによって、彼の「無実」自体を立証している点に在ると思われる。無実意識に偽りがなく、それが妄想でもない限り、犯人ではあり得ない道理だ《引用中略》恩義ある専務一家四人惨殺の忘れる筈もない血塗れの暗い過去を背負った犯人なら、そのような罪の意識を完全に隠蔽し、表向きの超演技として、こんなにも永年、終始一貫、数々の具体的な事実までを指摘して、明るい顔で無実を訴え続けることは（白柳誠一氏「推薦のことば」、郡司信夫氏「無実を信ずる明るい顔」参照）、——少なくとも、人間離れした特殊悪性格と、普通あり得ないような（天性の、あるいは特殊な訓練等を受けた）超ウソつき能力との、両方の持主でない限り——、絶対に不可能である。袴田はどうか。そもそも彼の顔からして超演技などできそうでないことは別としても、本書から読み取れるように、袴田は、どちらかといえば、愚直な人間、家族・知人はもとより、独房に巣を張った蜘蛛や、植物にも優しい人物かと思われる位であり、そんな超演技ができるとは到底認め難い。しかも、真犯人の場合は、辻褃の合った作り話は困難だし、話せば話すほどボロが出るのも避け難いから、具体的な話はしたがらず、曖昧な弁解や、抽象的な冤罪主張しかできないのを通例とするのに対し、袴田が躊躇なく積極的に主張している多くの事実には皆具体性があるのだ。その上、そこに、デタラメや妄想と目されるようなものは見当たらない。むしろ、真実かと思われる事実、少なくとも、それなりに（あるいは、大いに）考え得る事実をあれこれ多数挙げて《引用中略》、冤罪を晴らそうと必死にもがき続けているのが、良く分かる《引用中略》。

他に、本書で示されているのは、袴田が獄中きちんとした生活を送っていること、「お母さんの夢を見ました。・・・お母さん！ 遠からず真実を立証して帰りますからね」と書き送ったこと（実は、母は既に他界）《引用中略》、「警察はチャン（パパ）を逮捕したが、その間違いは必ず判ってもらえると信じていたが、その道理がこなごなに砕かれてしまった」こと、「私は今度の濡れ衣でお前（息子）の面倒をみてやるができなかった。本当にすまなく悔しくてならない」こと、日弁連からの封書に胸をときめかせ、「決定的な無罪証拠を発見したかな、真犯人の目星がついたかな」等、考え出したら頭が冴えてしまったこと、日弁連の支援に「有難くて涙が出そうだったこと、大恩人ら召天の悲哀・感謝・追悼・祈り、次は自分の再審無罪の番だとの思い、信仰心と様々な人たちへの心からの感謝等々である《引用中略》。こうしてみると、袴田の無実意識を否定することは不可能だ。そして、それは、彼が、少なくとも記載当時は、妄想の中に生きていたのでない限り、彼の無実自体の決め手のような証拠である（！）。もちろん、有罪の確実な証拠があれば別論ではないかとも考えられるが、無実意識が明らかな以上、それが妄想などでない限りは、有罪の確証は殆どあり得ず（換言すると、無実自体を極めて強く推認させる。小生の敬愛する某元学長も同方向）、少なくとも、それがあのかは、徹底的に吟味される必要があるし、また、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に、ここではとりわけ、あくまでも忠実でなければならない《引用中略》。実際、本件で袴田有罪の確証とかつて目されたものは、今日では皆怪しげなもの、少なくとも疑問の余地が大きいものになっているのだ（弁護団・支援者の大功績）。

追記① 袴田の実家で共布・端切れが「発見」される前後に、捜査員がズボンの製造元から同じ生地サンプルを二回にわたり入手していたことが（弁護団の調査で）判明している。

追記② 同じ寮にいた元同僚2人が事件直後には、県警の事情聴取に「サイレンを聞いて部屋を出ると、袴田が後ろから付いて来て一緒に消火活動をした」と（確定死刑判決と矛盾する）話をしてきたことも判明。

次に、これまた気になるのが**小林事件＝西武池袋線第2事件**である。既に特別抗告も棄却されてしまったとのことながら、第二次再審請求が準備中の由であり、いずれは丁寧な処理を切望したく（また、いずれにせよ、大問題として）、取り上げたいもので、一番の有罪判断を維持した東京高判平20・1・17（秋山賢三ほか編『続・痴漢冤罪の弁護』128頁）と、上告棄却の最決平22・7・26（裁判所HP掲載）によって残念な処理をされた。

この事件でも、被害者（また、目撃者）の証言の信用性が問題であり、また、捜査官とりわけ検察官が、何とか被害者（19歳）の思いを受け止め、無念な（被告人無罪の）結果とならないよう、被害者の供述・証言の信用性を保持・向上させるべく、当然善意で精一杯努力したと思われるが、そこに（人違い等の）冤罪に脱線しかねない行き過ぎや無理がなかったか、これがまた特に問題となるのである。しかも、被害者と捜査官とのやりとりが可視化（録音録画・開示）されていない限り、真相は藪の中に（被告人に不利益に）埋もれがちなのだ。

ともあれ、被告人が本当に痴漢犯人だったかは、以下述べる理由で、疑問の余地も多々あるかと思われる。

㊦被害者は連続する「被告人からの2つの痴漢行為」（以下、「第1行為」「第2行為」という。）による被害を訴えているが、注目すべきことに、起訴され有罪認定されているのは専ら（進行中の電車内で、〔左右の太股辺りを撫で掴む等した後、〕スカートの中に手を入れ陰部を撫で回した上に、パンツの中に手を入れ陰部を撫で回し膣内に指を挿入したという）第2行為のみだ。これに対し、（おおまかにいうと、まだ発車前の電車内で、太股を触り、スカートの中に手を入れ、下着と足の境目まで触ったという）第1行為はそもそも起訴されていない。

㊧しかし、起訴され有罪とされた方の第2行為の痴漢中の手それ自体は被害者によって目撃されておらず、当の「男性の右肘の10センチぐらい下の部分が見えており、その先を延ばしていくと私を触っている手につながると判断した」、「周りを確認したが、私の左斜め前にいた男性以外の人が私を触っていたということはない」と思った、に過ぎない。このような主観的推測・判断では、触っている手など下の方が見えない（また、たとえば、被害者が「肘に掛けて持っていたバックは乗客に挟まれていて、自分の体にくっつけることができず・・・」という）ほど混雑し人が沢山いる電車内で、（触っている可能性も一応考えられ得る範囲内の）触っていない人全部をきちんと「確認」することなど実際には到底不可能と思われるし、痴漢常習犯などは、逮捕される危険を熟知し、当然捕まりたくはないから、巧妙に他人の背後・横合い等（「周り」内とも言い切れない位置）に隠れるようにして痴漢する可能性が高いこと（この点、後記76頁以下〔第三款〕参照！）からすれば、被害者が犯人視した「左斜め前にいた男性」として被告人を断罪するのは、危険過ぎ、説得力に甚だ問題が残ろう。

㊨果たして、そこで、被害者あるいは検察の側でも考えており、起訴外の第1行為のことが持ち出されているのだ。すなわち、第1行為の時は「私は自分を触っている最中の手を見ており、それから辿っていくと、痴漢をしているのはその男性に間違いなかった」というのである。しかも、この第1行為の時やその直前には、まだ混雑しておらず、実に良くした偶然というか、やはり（後の第2行為の時とピッタリ）同じく左斜め前に位置していた男性を直前に良く観察でき、それは、後ろ姿（肩）が、一審公判で示された写真にある被告人の後ろ姿と同一だったし（何とも危うい感じの同一性判断！）、第2行為の男即ちやはり自分の左斜め前にいた本件犯人とも同一だったから、結局、第2行為自体の痴漢中の手とその人物を見たのと殆ど同じように、第2行為の犯人を被告人と断定できる（これも危なげな論証だ！）、というのだ（ちなみに、犯人の特定とも関連して2つの痴漢行為、あるいは過去の痴漢行為、が主張された例として、いずれも逆転無罪となった、東京高判平10・12・2宇都宮線事件〔『痴漢冤罪の弁護』613頁参照〕、東京高判平14・12・5矢田部事件＝西武新宿線事件〔同380頁参照〕、高松高判平16・6・15高知スポーツ少年団事件〔『続・痴漢冤罪の弁護』82頁。逆転無罪〕、名古屋簡判平19・10・31中央本線事件〔無罪〕、なお、京浜急行線事件〔疑問ながら有罪〕など参照）。

㊩だが、少なくとも、そのように、第1行為の痴漢犯人が被告人だと確実に認められるのなら、その確実な第1行為こそ、あるいは、少なくとも第1行為も、被告人の痴漢行為として、起訴され有罪認定されて当然だろう。ところが、第1行為は何と有罪認定されてはおらず、そもそも起訴されてもいないのだ。だとすると、専ら第2行為のために持ち出されている第1行為の認定には何か問題があったのではないか、が疑われよう（さらには、そこに問題があったとすれば、その第1行為のことを、第2行為の犯人は誰かという中心問題の有罪認定に利用

することも許されないのではないか。また、もし被害者の第1行為についての言が必ずしも確かとは認められないとすれば、同人の第2行為についての言もそのまま信用して良いかは甚だ疑わしいと考えるのが、堅実な、むしろ当然に期待される態度というべきだろう)。

④やはり、問題があったのだ！ 第1行為の直前に、被害者は、自分の後に電車に乗り込んで来たというだけで、まだ痴漢行為も何らしていない人物の横顔を見て、一瞬のうちにその言わば特徴を詳しく観察し記憶した(それは、その後の第1行為のまた後の第2行為の人物の特徴と同一だった)、というのだが、余りありそうではない。ふつう何ら気にとめない大勢の他の乗客の中で特定の乗客だけについて詳しく観察・記憶することは、相手が嫌らしい事を始めたなど気になる特別の理由があつて初めて考えられることだ(そんな理由は何ら示されていない)。しかも、その「特徴」と称するもの、実際は、「髪がほぼ白髪で後頭部の下の方の髪は黒くなっており、白っぽいのが真っ白ではなくクリーム色に近い白みtainなジャンパーを着ていた。」**といった**、ありきたりの何の変哲もないようなものに過ぎず、**特別の理由もなしに(まして、明確に)印象・記憶に残るほどのものとも考え難い**。むしろ、**第2行為の際に目に入った光景かも知れないし、あるいは**、「一審公判で示された被告人の後ろ姿の写真」を公判前の検察官との証言打合せの際に(あるいは更に前にも)見せられ、それを基に「第1行為の前に特に理由もなく観察・記憶したと称する男の特徴」を「思い出した」疑い**も考えられようか**。

【被害者Bの証言の要旨。一審判決の一部を(読者諸賢におかれて、「被害者は本当にそんなことを言っているのか」等の疑問を抱かれるかも知れないため)そのまま以下に引用する。ただし、「[1]」「[2]」と、それらの各①から⑨の数字のみは、別々に存在したと主張されている第1行為と第2行為とが本当は実質ほぼ全く同一で、別々に実在したとは考え難いことを理解してもらえよう、小生が加入し、なお、[1][2]を見比べやすいように、それぞれ改行だけした。⑩、下線も小生。】

1 証人B(以下「B」という。)は、平成17年3月18日に本件強制わいせつ(以下、単に「痴漢」ともいう。)の被害に遭った状況等につき、当公判廷において、要旨以下のとおり証言している。

家に帰るため、西武池袋線池袋駅で午後10時35分発の急行飯能行きの電車に乗った。進行方向から5両目の左側一番前のドアから乗り、そのドアの前に外を向いて立った。

[1] それから①私の左斜め前に男性が一人乗ってきて私と同じ方向を向いて立ったが、その際にその男性の横顔を見た。その男性は、髪がほぼ白髪で後頭部の下の方の髪は黒くなっており、白っぽいのが真っ白ではなくクリーム色に近い白みtainなジャンパーを着ていた。その男性の後ろ姿は、示された写真(甲11)にある被告人の後ろ姿と同じである。その後その男性は②右肩をちょっと私の方に下げてきて、③私の左側の太ももにその男性の右④手の甲が当たっている感じがした。そしてその右手がだんだん⑤手の平で触るようになり、さらに私の⑥左太ももから上にあがってきて撫でるような形になったが、その際その⑦右手は私の⑧スカートをずり上げて少し⑨スカートの中に触れていた。下着と足の境目までは触られた。私は痴漢だと思った。私は自分を触っている最中の手を見ており、それからたどっていくと、痴漢をしているのはその男性に間違いなかった。

[2] 私が自分の左手でその男性の右手を払いのけるのとほぼ同時に人が一気に入ってきて、私はドアの外を向いた形のまま後ろに流され、進行方向右側一番前の座席付近まで行った。倒れてはいけないと思い左手で座席の横にある手すりをつかみ、足を開き気味にして立ったが、右肘に掛けて持っていたバックは乗客に挟まれていて、自分の体にくっつけることができず、自分の体から少し離れたまま持っていた。電車が動きだしてから周りを見ると、①私の左斜め前に男性がいたが、私はその男性とドア付近で私に痴漢をした男性を同じ角度で見えており、後頭部とか肩とか着ていたジャンパーとかが全く同じだったので、同一人物に間違いがない。私の左斜め前にいた男性は私にぴったりくっついており、その男性の②右肩を私の方に反らせて押し付け、その男性の肘等も私に当ててきた。そのように押し付けられたせいで私の体も少し反り気味になった。それから私の③左太ももに④手の甲が触れている感じがした後、⑤手の平の感触になって、⑥だんだん左の太ももの上の方の内側付近をつかむ形になり、さらにその手が⑧(⑦は後出)スカートをずり上げる形で上の方へあがってきた。そして⑨その手が私の右太ももの方へ移動してその部分をつかんだりもんだりした後、下着の上から陰部を

なでる感じで触ってきた。その手は親指と他の4指の間を開けて太ももを掴んできたのが感触で分かり、親指と他の4指の位置関係からその手が人の⑦右手だと分かったが、その手を見てはいない。

私が触られている際、私の左斜め前にいた男性の右肩付近が私の方に反って私の左側の胸の上付近に当たっており、その男性の右肘も私の下腹部の少し上位に押しつけられていて、その右肘の10センチ位下までは目で確認できた。また、その男性の右肘のあたりが動いているのが、その男性の上着がこすれてしゃかしゃかという音が聞こえたり目で見たりして分かった。そして私の下腹部の少し下の位置に、その男性の右肘の10センチ位下の部分が見えており、その先を延ばしていくと私を触っている手につながると判断したので、私を触っているのは私の左斜め前にいた男性だと思った。その男性の他に、私の周りには、後ろの座席の私のほぼ真後ろと右斜め後ろにそれぞれ男性が座っており、右隣には私と同じ方向を向いて男性が立っており、左側には私から少し離れたところに女性が手すりを両手でつかんで立っており、さらに、私の左斜め前にいた男性を挟んで正面に私の方を向いて男性が立っており、右斜め前には私に背を向けて斜めに男性が立っていた。私は、自分の体勢が反っていて背後の座席に座っている人に迷惑がかかっていないかとか、私のスカートの後ろがめくれていると恥ずかしいなどと思い、まず後ろを振り向いたし、犯人を間違えてはいけないと思って周りを確認したが、私の左斜め前にいた男性以外の方が私を触っていたということはない。下着の上から私の陰部を触ってきた手は、その指を私の右太ももの上の下着のわきから入れてきて陰部をなでたりした後、多分人差し指か中指だと思うが、膣の中に入れてきた。私は腰をよじって逃げようとしたが、そのままの状態であったため、誰かに助けてもらおうと思って周りを見渡したところ、正面にいた男性と目が合ったので、口パクで助けを求め、目でその男性と私が犯人だと思った左斜め前の男性を交互に繰り返し見た。正面にいた男性が気付いてくれたようで、どうしたのと私に声を掛けたので、私は左斜め前にいた男性を指さし、小声でこの人と言ったかもしれない。正面にいた男性が私に声を掛けた直後に、私の下着の中から急に手が抜かれ、私の左斜め前にいた男性が肩ごと元に戻して私から離れていったので、自分が犯人と言っているようなものだと私は思った。その男性は乗客の間に割り込むようにして動いた。

私は安心したことなどにより泣き出したが、正面にいた男性が離れていった男性に、次の駅で降りるから逃げんなよと言うと、その男性は強い口調で俺じゃねえと言っていた。電車が石神井公園駅に到着し、私と正面にいた男性とその男性が痴漢の犯人として捕まえてくれた相手の男性は、同駅で電車から降りたが、その2人の男性は電車から降りる前に何か会話をしてもめており、痴漢の犯人として捕まった男性は嫌がって電車から降りようとしなかった。電車内で私の左斜め前にいた犯人の男性は、正面にいた男性が痴漢の犯人として捕まえてくれた男性、すなわち被告人に間違いはない。電車から降りた後、3人で同駅の駅長室へ行った。

【以上、一審判決の一部をそのまま引用した。】

更に、関連して気になるのだが、(a) 被害者の上掲（および、引用は省くが、その他多くの）公判証言の内容は、被害者自身のみで全部確実に思い出し得たとは普通到底考え難いほど余りに詳細・入念であり、第2行為の犯人は被告人に違いないと信じつつその点の立証に窮した検察官とのやり取りを経て何とか被告人を有罪にすべく苦心して巧妙に仕上げられた証言かも知れない（背後に、どちら主導で、どのような密度の濃いやり取り・経緯があったのか、別になかったのか、知りたい）、との感も強い。とくに、犯人ではないと確認できたと称する何人もの周辺男性に関しては、警察では（本当に確認できたのなら、痴漢の手も顔も見えないだけに極めて重要・決定的なことであるし、自己の犯人特定を信用してもらうためにも大いに役立つことは明かで、当然話しそうでありながら）話していないことを、後に検察官に対しては実に——非凡な観察・記憶能力を発揮して——沢山語り得たことになっている（公判証言全容と共に、一審判決参照）。それだけではない。(b) 犯人は、本当に、第1行為の段階で、すなわち、まだ乗客が一気・一斉に間もなく乗って来るような時点であり、また、まだ凄く混雑する前でもあって（発車前でもある）、痴漢の手を（被害者のみでなく、他の乗客にも）極めて目撃されやすい状況で、果たして既に痴漢を露骨に開始するものだろうか（犯人は初心者がやるとは考え難い過激な行為に及んでおり、常習者のようだが、だとしたら尚更甚だ疑わしい）、なお、(c) 乗ってから発車するまで、むしろ発車

より更に前までの短時間に、あれこれ（右肩をちょっと右斜め後ろの被害者の方に下げていき、最初は手の甲で被害者の太股を触り、次に段々と手の平で触るようにし、更に太股から上に手を動かし撫でるようにしながら、スカートをずり上げ、少しスカートの中に手を入れ、下着と足の境目まで触るといった）痴漢行為をする時間的余裕が本当にあるのか、加えて、(d) 第1行為の段階では（第2行為の時とは全く異なり）未だ混雑していなかったのだから、見知らぬ男性が、**本当に**、右肩をちょっと自分の方に下げてきたのなら、あるいは増して、痴漢行為を始めてきたのなら、簡単にすぐ逃避することがなぜ出来なかったのか（この点でも、後記75頁の東京高判平26・12・11〔村瀬均裁判長〕参照）、これら4点のいずれも、極めて問題であり、疑問に感じられる（率直なところ、小生には非現実的と思われ、架空ではないかと考えられるが、どうであろうか）。

固実は、裁判所も問題は認めている。すなわち、一審・二審共に（第2行為につき）有罪認定してはいるものの、先ず、一審判決は第1行為時のことと第2行為時のこととの間で「一部記憶の混同」があったかも知れないと指摘しているのだ。しかし、被害者の両行為についての供述は、「一部の混同」どころではなく、実質的に「全体にわたって殆ど同一」といえるほどなのだ。先にそのまま引用した一審判決中の、小生が加入した〔1〕〔2〕の各①から⑨までの9個所を見比べてみてほしい。少なくとも実質、完全に一致しているのだ！・・・もっとも、さすがに、いわば⑩結末では、第2行為は下着の上から陰部に触り、更には膣内への指の挿入にまで至っているのに対し、第1行為は「下着と足の境目までは触られた」にとどまっている。しかし、第1行為の結末も、捜査段階では、スカートの上からながら、司法警察員に対する供述では「陰部を触っていた」と第2行為に極めて近似（抽象的には符合）していたのであり、それが後に検察官に対しては「陰部の辺りを触ってきた」に後退し、公判証言では前記のように更に後退したのだ。余りの一致・酷似を、せめて結末部分では避けて不自然さを目立たせないよう、むしろ無意識的・感覚的にかも知れないが、修正を繰り返したとも見られよう！「左斜め前」に加え、9個所も共通な（なお、結末も当初似通っていた）第1行為と第2行為が別個に実在したというのは苦しく（前記のように、第1行為の実在性は既に初めから甚だ疑わしいのだ）、むしろ虚偽の可能性が高かろう。そうだとすれば、これを見逃したのは、厳密たるべき有罪認定として既に致命的ではないのか。

また（!）、二審判決が、被害者「Bは、第1行為をした男性の横顔を【同「男性が乗車してきた時、体を半回転させた際に、】見たというが、その証言に照らして目撃時間は極短く、しかも、目撃したのは、その男性から何らの被害も受けていない時点であるから、意識して観察しているとはいえない。これ以外に、Bは、第1行為をした男性の顔も、【起訴されている第2行為の】犯人の顔も見er機会はなかった。そうすると、Bが、第1行為をした男性と犯人と被告人の三者が同一人であると認めた重要な根拠は、後頭部の髪とジャンパー（第1行為をした男性と犯人の関係では、肩も根拠となっている。）の特徴であるが、これらは際立った特徴といえるものではないから、これらのみによって同一性を認めるのは困難といわざるを得ない。」としているのも、的確な指摘であり、重大だ。

このような（起訴・有罪認定もできないような第1行為の、それも）一致して不確実視された——むしろ、そもそも実在しない疑いすら濃厚な——間接事実によって（まさに大問題の判示痴漢行為の）被告人の犯人性・犯罪事実を認定することは許されまい（最判昭48・12・13判時725・104長坂町放火事件〔木谷明『刑事事実認定5の基本問題』347頁（中里智美）等〕、最判昭45・7・31刑集24・8・597仁保事件〔木谷・前掲25頁等〕、斎藤・研修764号6頁参照。なお、斎藤・法学新報124巻3・4号79頁〔第1章3第1段落〕）。

もっとも、二審判決は、折角上記のような鋭い指摘をしながら、続いて、**一転**、被害者の「証言は、犯人と被告人の後頭部の髪及びジャンパーの色の特徴が一致するという限度では証明力を有する。犯人と被告人が同一人である（詳しくいうと：犯人と思われた人物をその逃避的移動のために見失って、別の人間〔である被告人〕を取り違えて捕まえてしまった、というようなことはない）というCの原審証言を補強するものといえる。」などとして、一審判断を支持している。が、これは、「被害者とCとの間に立っていた犯人と、逮捕された被告人とは別人である」という弁護人らの主張を否定したものだ（後記②参照）。しかし、問題は、むしろ、そもそも、被害者とCとの間に（被害者の左斜め前、被害者らとは向き合っていたCの右斜め前）立っていて二人に「犯人」視された人物が本当に犯人だという前提に、果たして疑問はないのか、だろう。この観点からすると、二審判決の犯人認定は、結論的には、何ら説得的とはいえない。むしろ、被害者B証言の信用性薄弱を認めつつ、その甚だ頼

りない（従って、当然、被告人の運命を暗転させる根拠とはなり得ない）被害者証言と、もともと実は被害者Bによる犯人指定に多分に寄りかかった逮捕者Cの（しかも、被害者Bと同じく、巧妙に隠れている真犯人の可能性を何ら考慮したとは思われない）これまた甚だ頼りない証言（※）とを、互いに寄りかからせ、見方によっては、頼りなさ同士を掛け合わせて、「立派に頼れる」としたものに過ぎない（なお、本件と同様に、被害者と目撃者の各供述にそれぞれ頼りなさを感じられるケースで、当然なことに無罪を言い渡した例として、たとえば、東京高判平12・8・2、東京高判平12・8・29〔これについては、後記80頁以下、86頁（四）冒頭参照〕、大阪高判平28・11・2〔これについては、後記73頁以下参照〕、東京地判平29・12・19がある）。

※ 〔逮捕者Cの一审公判証言の要部〕「私の右斜め前に男性が、その男性を挟んで私の正面に女性が、それぞれ私と反対の方向を向いて立った。私の左前方、その女性から見て右側には男性が私と同じ方向を向いて立っており、私の右斜め前にいた男性の後ろのポール付近には女性がいた。私の右斜め前の男性の背中では、私の正面にいた女性の方にくっついて押ししており、その男性の右肩が左肩より下がっていて、正面にいた女性は押されて背後の座席に座っている人の方に背中を反らせ、後ろに倒れないように必死に止まっている感じだった。電車が発車して3分位はそのような体勢だった。その際、私の右足の外側で膝の少し下位にカバン様のものが押しつけられていて痛みがあり、足の位置関係等からそれは私の右斜め前の男性が左手に持っている物と思った。また、私は、その男性と私の正面の女性の体勢について、どうしてその男性の背中がいつまでもその女性の方に押ししてるのかな、おかしいと思った。そうしたところ、私の正面の女性と目が合い、その女性が助けを求めるような目をしたので、私がどうしたのと声をかけると、その女性はささやくように小さな声で痴漢ですと言った。私がそのように声を発したら、私の右斜め前の男性が体勢を直してまっすぐ立ち、そのままそこから離れていった。私は、その女性の周りで同女に触れる状態の人が私の右斜め前の男性以外にはいないと思ったことや、私の声に反応してその男性が動いたことから、その女性に痴漢をした犯人はその男性だと思ったが、確認のためにその女性にどの人と聞いたところ、同女は小さな声でこの人ですと言って私の右斜め前から離れていった男性を指示し、それと同時に泣き出した。その男性は車両内の中央の方に向かって徐々に離れていき、その男性の背中に向かって私がおじさん、次の駅で降りるからなと声をかけたが、同人は無視していた。」（上掲引用中、2つの太字斜字体部分については、後記□第1段落末尾の【】内参照。）

しかし、逮捕者のこの証言は、自らの既になした逮捕を正当化したい気持ちに影響された疑いも考えられ得る（上告棄却決定でのM裁判官の補足意見も参照）ほか、先の一審判決の部分的引用中でみたように、また、次にも簡潔に見る被害者証言にもあるように、逮捕者が「どうしたの」と声をかける前に既に、被害者が左斜め前の男性（被告人）を（同人と逮捕者とを交互に繰り返し見る形で）指し示し、また、「どうしたの」と声をかけられるや、同人を指さしたらしいこと（すなわち、同人犯人視は被害者の方が先行し、逮捕者はこれに影響された模様であることを脱落させている嫌いがありそうだ（ネットに載っている【痴漢冤罪】西武池袋線痴漢冤罪事件」2/2でも、逮捕者は、取材に対し、自分は被害者が犯人だとする者を間違いなく捕まえただけだと強調している）。なお、他にも、二審判決が逮捕者は被告人の服装や身長を必ずしも正確に観察・把握していなかったとしている等、逮捕者の証言の正確性はそれほど当てにならないように思われる。

□被害者の証言に、第2行為で指を膺内に入れられるまでに及び、「誰かに助けてもらおうと思って周りを見渡したところ、正面にいた男性と目が合ったので、ロパクで助けを求め、目でその男性と私が犯人だと思った左斜め前の男性を交互に繰り返し見た。正面にいた男性が気付いてくれたようで、どうしたのと私に声を掛けたので、私は左斜め前にいた男性を指さし、小声でこの人と言ったかもしれない。正面にいた男性が私に声を掛けた直後に、私の下着の中から急に手が抜かれ、私の左斜め前にいた男性が肩ごと元に戻して私から離れていったので、自分が犯人と言っているようなものだと私は思った。その男性は乗客の間に割り込むようにして動いた。」ともあり、被告人が怪しいことは理解できる。ただ、痴漢が問題とされたと気付けば、被告人が犯人であろうとなかろうと、犯人は手を引っ込めるのが当然だし、被告人が犯人であろうとなかろうと、痴漢の疑いを掛けられており拙い事になりかねないと思えば、被告人がしたらしいように、咄嗟に遠ざかろうとするのも（被害者も逮捕

者もそれを被告人が犯人の証拠だとみたとのことだが)、却って目立ってしまい拙劣のようでも、反面そこにはいたままでは(弁明しても信用されず)捕まえられる可能性がある面もあり、どちらがベターか明白とはいえないから、ありがちな咄嗟の反応の1つだろう(この点、東京地判平29・3・9に参考となる判示が含まれている)。何食わぬ顔で巧みに言わば身を潜め容易に捕まらない術を心得た真犯人の代わりに被告人が疑われ、捕まった可能性も決して排除できないように思われる。当然ながら、近くには別男性が何人もいたというし、むしろ、被告人が犯人だとすると、後方の女性に寄り掛かり自らも後方に傾く不自然・無理・(倒れかねない)不安定な姿勢(このような姿勢自体は混雑した満員電車内では時に強いられ得るものだが。)また周りにも随分目立つ姿勢(実際、すぐ目の前にいた〔!〕逮捕者Cに不審に感じられている!)で敢行したことになり、しかも、62歳ほぼ白髪といわば初老で、後に述べるように右手指に深刻な障害を抱える被告人が、右手で後方・背後の被害者の左右の太股をあれこれまさぐり、陰部に手を回し、難を押し下着内に手を入れた上、3分間ほども臍内に手指を出し入れするといったアクロバットの動作となるようだ。しかも、被告人は鞆を持っていたらしく、とすると、鞆を左手にでも持ちながら、そんなアクロバットなことまでやったというのか、益々不自然ではないか、の問題が加わろう【しかし、関連してより重大な疑問がある。右手で痴漢したことになっているから、鞆は左手に持つしかないことになるし、逮捕者Cも先に※で引用したその「一審公判証言の要部」の真ん中より少し前のところで、「私の右足の外側で膝の少し下位にカバン様のものが押しつけられていて痛みがあり、足の位置関係等からそれは私の右斜め前の男性が左手に持っている物と思った。」という。が、その前〔上掲※冒頭引用の太字斜字体部分〕に述べられている両者の〔私の右斜め前の男性〕という位置関係と〔双方反対の〕向きからすれば、むしろ、鞆は「右」手に、あるいはむしろ〔障害のある右手だけで鞆を持つのは困難・不自然でもあり〕両手で〔体の前に〕、持っていた〔従って、その男性すなわち被告人は痴漢ではない〕筈である! なお、日本国民救援会の本件「概要」にも、被告人小林氏は「体の前に両手でカバンを抱え持っていました」とある】。

なお、一審判決には以下のような判示もあって、注目されよう。すなわち、「被告人は、池袋駅において・・・乗車し、その後、進行中の車両内で石神井公園駅に着く直前の車内アナウンスを聞き、そろそろ降りなくてはと思って、体の向きを変えようと思った時に誰かに右肩を叩かれた、振り向くと2人位先の方から男性が手を伸ばして肩を叩いていた、その男性は何か言っていたようであったが、すぐに手を引っ込めてすっと見えなくなってしまった、酔っぱらいかなと思った、などと供述している。その供述からは、男性が何らかの意図があって被告人の肩を叩き、何かを言ったと解されるが、被告人が振り向くとすぐに手を引っ込めて被告人の視界から消えたというのであるから、何とも不可解な出来事といわなければならない、その供述は不自然さをぬぐえない。」というのである。なるほど、被告人を犯人とみる立場からすれば、不可解・不自然な出来事・作り話ということになるが、しかし、作り話にしては出来過ぎのようでもあり、人違いの可能性も考えれば、犯人と間違われつつあった被告人に対する真犯人か(観察していた)第三者の一種の軽い「挨拶」か注意とも考えられそうだ。

☐しかも、有罪認定の根拠は被害者と逮捕者の(共に不確かな)証言のみで、被告人には前科・前歴等この種の犯罪性向を窺わせるものは見当たらない。本件犯行は常習犯の仕業と考えられること及び被告人は62歳に至っていることを考えると、被告人に前科・前歴等この種の犯罪性向が窺えない事実は、その無実を示唆しよう。物的証拠などの客観的証拠も何らない。しかも、犯人は、しまいには、下着の上から、ついで直接、被害者の陰部を撫で回し、さらにその臍内に指を挿入し続けたというのだから、繊維鑑定・DNA鑑定をしていれば、まず確実に犯人か否かの確証を得られた筈で、これなしに被告人を断罪することは(鑑定でクロと出なかった場合はもちろん、大切な検査・鑑定を酷い失策として怠り、またはそれに失敗したのだとしても、無罪証拠の隠滅と客観的には実質同様で)許し難い。

☐さらに、被告人には、臍内に指を挿入するのは困難のような障害(狭窄性屈筋腱鞘炎、膠原病の一種の全身性強皮症)があったとも主張されている。前出【痴漢冤罪】西武池袋線痴漢冤罪事件」1/2での主張によれば、被告人はその病気のためチョークを握るのが困難になったため小学校の教員を辞めたばかりだったという(この点の主張と証明せめて疎明がきちんとなされていれば、裁判の行方を左右したかも知れないような気もする)。もっとも、最高裁でも、「被告人の右手指に可動域の制限があることは証拠上明らか」と認められているが、「右中指も同様で、臍内に入れようとする」と相当の痛みが出る」旨の専門医の供述・意見書は信用しがたいとされ(し

かし、被告人や妻の一生がかかっているのだから、そう断定するには、別の確かな専門的鑑定がほしいところだ)、本件の6日後の写真(被疑者写真撮影報告書)で見ると、可動域の制限がない上に、(中指を薬指・小指と一緒に)内側に曲げて(鞆を持って)も痛みのないことが表情から窺われると**決め付けて**いるが、この点について関心を惹くのは、一審判決中の以下のような判示、すなわち、「被告人が本件発生の6日後にカバンを持った状況を再現した写真(甲11)をみると、カバンを持った被告人の右手の示指は、手のひらから浮き上がった位置にあるものの、中指、薬指、小指については、いずれもほとんど手のひらに付くほどに曲げることができており、示指を除けば右手で拳を握ったのとさほど変わらない状態とみることができる。被告人はかかる再現をした際の状況について、当公判廷で、カバンを手指の方で持つとビリビリして痛いから、カバンの取っ手を手のひらの方に通し、直接に手指の方にはいかないようにして持った、と述べており、それは、被告人が自己の手指に痛みが生じないように自らの意思でそのような再現を行ったと解されるものであるし、被告人は捜査機関の取調べにおいて犯行を認めない態度を貫き通すことができていたのであるから、捜査機関に強いられてそのような再現を行ったものともみられない。そうすると、上記写真に写っている右示指が手のひらから浮き上がった位置にある点については、その関節可動域に制限があることに起因する可能性を否定はできないが、右中指については、梅本の証言からも特に疾患がうかがえない右薬指や右小指とさほど変わらぬ程度に動かすことが可能であったとみることができる。なお、初診時に撮影した被告人の右手のレントゲン写真をみると、梅本が証言するように、右中指の第1関節が若干曲がっているように見受けられなくもないが、右示指の第1関節に比べればそれが必ずしも明確にうかがえるものではない。」云々という判示である。これによると、「右中指の第1関節が若干曲がっている」といった障害が実在する可能性も窺われるほか、「カバンを手指の方で持つとビリビリして痛いから、カバンの取っ手を手のひらの方に通し、直接に手指の方にはいかないようにして持った」という説明もあり、ウソとは断じたいが、だとすれば、そのような手指で左右の太股を掴んだり陰部を撫で擦る等すればビリビリするなど痛みそう(太股を掴み陰部を撫で擦る際に示指・中指は使わなかったというのも苦しそう。被害者自身、「親指と他の4指の間を開けて太股を掴んできた」と証言)【加えて、被害者は、「太腿を掴んできた」(そこには、ある力強さが窺われよう。)のは、親指と「4指」だとし、示指すら除くとか圧力感欠如を語るとかしておらず、掴んだのが本当に——年老い病と障害も抱えた——被告人か、甚だ疑問だ!】。さらに、薬指・小指は曲げず中指だけを曲げて腔内に入れようという場合は、可動性や痛みは一層厳しいかも知れない。なお、M裁判官の補足意見は、被告人が手品をたしなんでいることを(仮に、膠原病の動きにくくなった指の運動を兼ねていても)特に有罪認定の一助とするかのようなのだが、具体性に乏しく意味不詳・論証不足ではないのか。少なくとも右示指に障害と可動域の制限があることは裁判所も認めているのである。別に、その種の病気・障害を抱えて、仮に肉体的・生理的には絶対に不可能とまではいえないとしても、精神(関心)面で、過激な痴漢などをやろうという気になるものかも、極めて疑わしく思われる。

更に、一審(・二審)判決は、気になる問題にも論及している。すなわち、「被告人は、電車が石神井公園駅に着いた後、Cが右手でこちらの左腕をつかんできた、こちらも、あなたの腕をつかむぞと言って、Cの左手を軽く右手でつかもうとしたが、痛くて握ることができず、同人の左手の上に右手を軽く乗せた、それから階段を上がりながら駅長室へ向かったが、自分の右手はCの左手首のところへ軽く乗せただけで、同人は何もなく後をつけてきたので、力を入れる必要もなかった、と供述しているが、その後の経過については、階段を上りきる途中の所で右手の人差し指と中指が痛くなったので、時計をつかむぞと声をかけ、痛くない右手小指と薬指をCの左手首と時計バンドの間に入れようとした、と供述しているものである。」云々と。更に、同判決には、Cの供述として、「それから私とその男性の左袖を右手でつかんだまま、駅事務所へ行くためホームの階段を上がり駅事務所の方へ通じる階段を下りたところで、その男性が反対側の腕を俺に握らせろ、君がこちらの手を握ってるんだから俺も反対の手を握ると言ったので、私が左手を出したところ、その男性は私の左腕を右手で握った後、その人指し指を私の左腕と時計のベルトの間に突っ込んでそのベルトを切った。私が弁償してもらおうと言うと、その男性はお前は自分で切ったんだから俺は知らないと言った。」とされているところからすれば、被告人の上記言動は確かに存在したと思われる。裁判に発展するより遙かに前の事件当時に、虚偽の弁解のために、それに役立つような複雑な言動をしていたとみるのは、穿ち過ぎではなからうか。だとすれば、この点からしても、被

告人の(中指を含む)右手の障害や痛みを簡単に虚言と断じ去って良いかは、甚だ疑問のように思われる。また、示されている被告人の言動は、いわれなく犯人視されたことへの対応として、充分理解し得るものでもあろう。

□加えて、被告人は当時既に62歳であり、痴漢それも過激な痴漢を働くとは考えにくく、別に真犯人がいた、たとえば、ずっと年若く性欲盛んな真犯人がいた可能性が高いと思われる(実際、これを強力に裏付ける複合的事情もあるのだ! 前記□第1段落末尾の【】内、および[要注目!]、前記回第1段落中の【】内、参照)。また、被告人のようなしがない初老男が、実際に犯人なら、永年前科・前歴なく一時の出来心で真摯に反省しているとして穏便・寛大な扱いを求め得るのに、なぜ、長期勾留に加え厳罰に処される危険まで冒し(結果的にも、懲役1年10月の実刑という厳しい判決)、逮捕された時から「人違い」だと抗議し、自ら先導して駅事務所に赴いて以来、終始一貫無実を主張して高裁まで、更には(実名と顔まで出して世に冤罪を訴え)最高裁まで争うのかも、大いに疑問だ(被告人は既に退職していたから、有罪認定で失職する心配もなかった)。しかも、大胆・過激な犯行態様から想定される常習犯とも甚だ不調和の感を免れない。一体、痴漢の常習犯が最高裁まで争うだろうか(なお、上掲ネットの映像でみるに、被告人は温和な感じで、元小学校教員という経歴等と共に、痴漢まして常習者にはとても見えない。他方では、後に脳梗塞も患った[妻も難病に襲われた]ことも影響してか、服役・仮釈放後、車椅子に乗った写真を——「小林さんの命を守るネットユーザーの会」の「新しい記事」で——見ると、痴漢冤罪の酷さが真に迫ってくるよう)。

□上告を棄却した最高裁決定でのM補足意見は、有罪証拠は逮捕者の証言と被害者の証言のみで、「物的証拠等の客観的証拠はない。また、記録上、被告人にはこの種の犯罪性向を窺わせる事情は見当たらない。」としつつ、「当審が法律審であることを原則としていることに鑑み、当審は自ら心証を形成するのではなく、原判決の事実認定が論理則、経験則等に照らし不合理といえるかどうかの観点から審査することとなる」とするが、先ず最高裁の上告審は「法律審であることを原則としていることに鑑み」というのは、松川事件でも少数意見の先頭に立って有罪を主張した田中耕太郎元最高裁長官の「われわれの方は法律解釈だけだから・・・“どうか間違っていないように、”という祈りみたいな気持ちになります」といった逃げの(被告人らの運命に冷淡な)姿勢を思い起こさせる(正木ひろし『八海裁判』173, 241頁参照)。実際には、最高裁は、事実誤認(の疑い)についても「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」から原判決を破棄すると、過去幾多の情熱を示してきたのだ(やや具体的には、斎藤・法学新報117巻7・8号390頁参照)。次に、同補足意見は「当審は自ら心証を形成するのではなく、原判決の事実認定が論理則、経験則等に照らし不合理といえるかどうかの観点から審査することとなる」と続けているが、これは、名倉(防衛医大教授)事件(これについては、今や後記96頁以下参照)の最判平21・4・14(逆転無罪判決)、とくに那須補足意見が、「当審における事実誤認の主張に関する審査につき、当審が法律審であることを原則としていることから『原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである』とする基本的立場に立つことは、堀籠裁判官指摘のとおりである。」としつつも、「しかし、少なくとも有罪判決を破棄自判して無罪とする場合については、冤罪防止の理念を実効あらしめるという観点から、文献等に例示される典型的な論理則や経験則に限ることなく、我々が社会生活の中で体得する広い意味での経験則ないし一般的なものの見方も『論理則、経験則等』に含まれると解するのが相当である。」と特に補足・明言しているのを、実質的に軽視しているようにも感じられる。これには、とくに、同裁判官は弁護士会出身者として最高裁入りしている(他の2事件では光ってもいる)だけに、必ずしも満足できない(この点は、上記名倉事件最判で、「被告人は・・・助教授から教授に昇任したばかりで・・・2日後には、就任後初の教授会が開かれ、その時に被告人は所信表明を行うことが予定されていたことなど、本件事件の犯人性と相反すると認められ得る事実も明らかになっている。」とか、「被告人の警察での取調べ段階でDNA鑑定が問題となっていたことが窺われるところ、その点は公判では殆ど問題とされていない。」とか指摘しながら、「原判決の認定に、著しい論理法則違背や経験則違背を見出すことはできない」等と称して、上告棄却を主張したT裁判官の反対意見を思い起こさせる。あるいは、負担過重や疲労も幾らか影響しているのか)。

□ちなみに、弁護団は、主張の重点(争う段階・場面)を異にし、「本件の真相は、停車数分前に犯行現場から2メートルも離れた犯人をCが見失い、停車から降車時にCの比較的近く(1メートルほどのところ)にいた被告人を、犯人を逮捕しようと必死になっていた(被害者と同様に、逮捕以前には一度も犯人を正面から見たこと

がなく、その顔も全く見ていないし、その身長・服装を正確に観察しているともいえない) C が、後姿だけの微弱な印象に基づいて誤認逮捕した、というものである。」としており(もう一つの注目すべき重要な人違い論〔前記④の中頃で簡単ながら論及〕)。もっとも、C が供述するように「当初犯人とC が互いに右肩がくっつくような感じで向かい合うようにして車内で立っていた」こと自体は認めるかのようでもあり、また、被害者も被害時に〔左斜め前に被害者に背を向けて立っていた〕「犯人の後頭部の髪の特徴や上着(白っぽいジャンパー)」を見ている可能性も結構あるから、もしそうだとすると、彼らがそういう——裁判所も認めた——「犯人」〔愚見では、むしろ、正否はともかく、彼らが犯人だと当初認識した人物〕とは別人〔である被告人〕を捕まえつつそのことに気づかなかつたといえるかは、やはりそう簡単ではないかも知れない)、各裁判所も多くこのような主張の否定——及び、重要な関連事項として、これは小生も先に論及したが、被告人の右手指の障害が膣内挿入等の支障になる旨の主張の否定——に努めている。しかし、それだけに、先に提起してきたような、いわば最初からの「犯人」誤認の危惧は、決して解消されたとは思われない。

③本事件については、ネット上にも情報があり、特に、「西武池袋線痴漢冤罪小林事件@wiki」等では、本件一審の有罪判決を下した裁判官は後に検事に戻っていること(この裁判官はもともと検事だった)、本件二審の有罪判決の裁判長(A)は上掲名倉(防衛医大教授)事件で最高裁の無罪判決(最判平21・4・14)に破棄された同事件二審有罪判決(東京高判平19・8・23)にも関与していること(そのほか、小林氏は医療刑務所ではなく通常の刑務所に収容されたが、その後仮釈放され、特別抗告がなされていること等)、が指摘されている(特別抗告は後に棄却)。もっとも、公平のため付言すると、二審裁判長(A)は優れた逆転無罪判決を2つも書いている(東京高判平21・6・11、東京高判平18・10・5)。

再審請求はなされていないようだが、元福島県知事で今はやはり高齢者(2023年で84歳ほど)の**佐藤栄佐久氏**が冤罪を訴え名誉の回復を目指していることも、(以下に述べる次第で)実に注目に値しよう。これについては、やや長い前置きが必要だが、この前置き自体も、次のように、重要かつ大いに注目されるものなので、ご理解願いたい。東京地検特捜部在籍が12年ほどと特に長く、しかも過半は特捜部長・副部長で活躍した宗像紀夫元検事長・最高検刑事部長・法科大学院教授・内閣官房参与(現弁護士)は、小生の敬愛する先輩で特捜部必要論者だが、乱暴等不法な取調べを戒めておられる点でも特筆に値する。すなわち、氏は、検事には諦めない粘り強さが必要であり、真摯な態度・誠意で心を通わせ開かせて、じっくり時間をかけてでも何とか説得して核心的な供述を引き出すことは必要(実際、難航もあったが、自白は随分取れた)とする一方、検察側の(時には調査不足で)思い描いた筋書通りの調書を取ろう(取れるか否かが勝負だ)と焦り、傲慢にも威嚇的に机を叩いたり、怒鳴ったり、「容疑事実を認めたらすぐに釈放するよ」などと利益誘導したり、「他の人も皆こう言っているんだ」と誘導したりするのは(自分達の時代にはなかった)邪道であり、そんな類の無理をすると——厚労省村木厚子さんの「郵便不正事件」でも見られたように——関係者に嘘の自白もさせてしまうから、元福島県知事(佐藤栄佐久氏)収賄被告事件などの弁護経験も積んでの意見として、強引・違法なことを抑制すべく、取調べの全面可視化も必要だ(時に自白が得られなくても、いずれにしても重視されるべき客観証拠に加え、間接事実の積み上げという手もある)、また、筋読みの間違いに気づいたら、引き返す勇気が非常に大事だ、なお、上司の検事の筋読みがおかしくても、その指示に従ってすぐ動いてしまう今の様子は疑問だ(昔は、気骨ある検事の反発が見られた)、とされる(宗像紀夫「特捜検察の光と影」講演)中央ロー・ジャーナル8巻3号〔2011年〕6頁以下。また、是非直接購読・熟読されたく、引用は割愛するが、新著の宗像紀夫『特捜は「巨悪」を捕らえたか』。なお、恫喝・利益誘導等しなくても十分有効な取調べが可能かについては、内外の捜査経験者が示す知的尋問技術を紹介する渡部保夫『無罪の発見』382頁以下も参考となる。ちなみに、志向は宗像氏と同方向で心優しかったが、上司に逆らえなかった若手検事の奮闘・内幕・挫折の記録、市川寛『検事失格』33頁以下等も有益)。

まず、上にも少し出ているので、宗像・上掲論文7頁以下、32頁以下で論及されている——大阪地検特捜部の不祥事・杜撰さが明るみに出た——「郵便不正事件」について、その後に明らかになった事を含めて、現時点での最重要文献と目される、村木厚子(コラム・解説等、江川紹子。夫・上村勉・周防正行も発言)『私は負けな

い 「郵便不正事件」はこうして作られた』2013年に拠って、少しだけ補記すると、比較的良い検事ですら虚心に聴く耳は初めから持たず専ら検察のストーリー（筋読み）の受け容れを迫るだけの（主任検事指揮下の）取調べ、可視化の必要性を示す検察の「偽計」、検察のストーリーと矛盾するような証明書ファイル作成日付（村木による発見、矛盾を知った前田主任検事による改竄、検察の自らのストーリーへの異様・残念な固執、しかし審理担当の裁判官には良い評判と主体性があり甚だ幸運）、上村を虚偽自白に、村木・家族を長期「在獄」・生活圧迫に、追い込んだ（否認すると身柄拘束が長引く）「人質司法」（対抗策に、記載されている案内に従って取調べの様子・やりとり等を克明に記録する「被疑者ノート」、経済的には随分高く付くが夫の高収入もあり毎日の弁護士接見）、検察のストーリーによると「口利き」を頼まれ実行した筈の有力国会議員（石井氏）のアリバイ等の露見（弘中弁護士の功績、この点でもずさんな捜査・起訴）、検察の洩る「証拠開示」の緊要性（更にアンフェアな検事全員による取調べ時メモ廃棄）、捜査官が正義感から陥りがちな有罪バイアス（警察官・検察官が正義感から招く悲劇的冤罪）、が窺われる（なお、村木のほか、上村・周防も全面可視化論）。ちなみに、当時の大阪地検特捜部長の言い分は、大坪弘道『勾留百二十日 特捜部長はなぜ逮捕されたか』2011年によると、要旨「主任検事前田らがフロッピーのデータが検察の見立てと矛盾することを知りながら上村調書を勝手に作成していたことを後になって初めて知った。なぜ報告・相談してくれなかったのかと深く悔やんだが、後の祭りだった。フロッピーデータの改竄については、そのデータは既に捜査報告書に取り込まれていた上に問題のフロッピーは前田が直ぐに上村に還付しているし、上村による書換えの有無を確認した際の取扱上のミスによるとの前田の説明に安心していたから、前田の証拠隠滅罪を隠蔽する不作為による犯人隠避罪が自分や副部長に成立する筈はない」。

ところで、これが本論だが、上記の郵便不正事件の先駆ともされるものの、冤罪と公認されてはいないだけに一層問題で、かつ、原発とも関連して更に重大な意味を持つかとも思われる事件として、宗像・上掲論文 36 頁以下で（取調べの全面可視化の必要性とも絡み）論及の**元福島県知事事件**（その後、「記録を調べても、自白の任意性を疑うに足る証拠は認められない」と称するほか、売買による換金の利益の賄賂性を認めた最決平 24・10・15については、嶋矢貴之『平成 24 年度重要判例解説』163 頁、西田典之〔橋爪隆補訂〕『刑法各論』517 頁、拙著『刑法各論』308 頁も参照）は、「収賄額は 0 円」等、少なくとも起訴価値が疑われるほか（宗像・上掲いわく、「換金の利益なんて言えば、モノの売買というのは皆言ってみれば、換金の利益があるわけです」）、捜査・事実認定面で重大な問題を含んでいると思われる。世に良く知られた東京地検特捜部の現役エリート検事達と偉い大先輩のヤメ検とが相対する、それも通常ともされる半ば馴れ合いみたいな関係ではなく、本当に激しく対立するのだから、なかなか面白いが、それにとどまるものではない。この事件に関する文献として、高橋彦彦『それでも私は無実だ！！（古巣・東京地検特捜部と元特捜部長の宗像紀夫弁護士が「激しいバトル」）』2008 年があり、以下の頁（以下）が見逃せない。すなわち、検事のスネに疵持つ「迎合・協力」証人との取引・事前打ち合わせ等に関し高橋・上掲 64, 72, 80, 83, 知事の弟に対する検事の（受注先の業者に土地を高値で買い取らせると知事に報告したなどという——知事との収賄共謀をほのめかせる——虚偽の調書へのサインを強いた）恐怖の取調べ、「知事に辞職をするようにと言ったらどうか。（知事は）日本にとってよろしくない。いずれ抹殺する。」発言とかにつき同 104, 108, 241, 248, 251, 検事の「見事な」反論と可視化の必要性につき同 152, 「実妹が、検察の厳しい取調べを受けて意識を失い、病院の救命救急室に運び込まれ、朝まで点滴治療を受けた」関係で同 194, 「検事が法廷内で机をドンドン叩き怒鳴り、裁判長が注意」と同 200, 「知事逮捕の根拠となった捏造自白調書」につき同 241, 255 の各頁（以下）など、甚だ（元知事の 2011・3・11 福島第一原発の恐怖の重大事故前・起訴前からの原発への決然たる慎重姿勢とも絡み）注目され、もし本当なら、一部検察暴走の冤罪かと思われ、佐藤氏が収賄事件での名誉回復を目指しておられるのも理解できよう（なお、故 田中森一〔元特捜検事〕『塀のなかで悟った論語』169, 173, 201, 211, 215 頁は、政治的思惑等から事件がボツにされた 2 例もある外、完成した調書を〔裁判官の心証を良くすべく〕書き換えたり〔バレないように気を付けて契印を押す〕、被疑者等が供述していない文は飛ばして読み聞かせ署名・押印させるという方法で偽りの調書を作ったり〔入念に工夫〕、の検察官の不正もあった、と書き遺す。他方、M 特捜評価も。2020 年 7 月末、M 栄転）。

我孫子監督の映画『知事抹殺の真実』【種本とされるのは佐藤栄佐久『知事抹殺 つくられた福島県汚職事件』で、高橋・上掲書と重なるところも多く、182 頁以下では、理由あって感服・信頼もした山上検事に —— 周りに

これ以上の迷惑はかけられないとの思いから—— 虚偽自白するに至った心境が説得的に語られており、168 頁以下によると、2006 年に佐藤知事が辞職に追い込まれる前から特捜部は知事絡みの収賄の捜査も進めていると報じられ〔なお、既にそれ以前から、事故・故障・隠蔽・データ捏造・記録改竄・連絡遅れ、耐震性問題や地震学者の抗議辞任なども含め、信頼し難かった東電等や国の様子、また、ともかく原発を推進する国等と対立気味だった関係、につき、3・11「原発事故は人災」とも指摘する、佐藤栄佐久『福島原発の真実』、342 頁によれば、受注先の幹部は別の事件で裁判を受けていたことから保身のため検察官に言われた通り偽証したことを告白し、栄佐久氏の濡れ衣を晴らす新証言をする用意があった。〕も紹介する 2018・6・22 朝日「てんでんこ」記事（「3・11 の日も佐藤栄佐久知事のままだったなら、今の福島は、そして日本は全く違っていただ」との識者指摘も）、ネット上の下村満子「生き方塾」《知事抹殺》の真実（2017・2・21 公開）、映画『「知事抹殺」の真実」予告編と週刊朝日 2016 年 12 月 23 日号記事「佐藤栄佐久元福島県知事，“現在”を語る」を紹介する「四丁目で CAN 蛙」2016 - 12 - 25、IWJ の「世間では『佐藤さんは反原発派だから、東京地検特捜部に狙い撃ちされた』云々。・・・前福島県知事インタビュー 2011.3.20」、佐藤栄佐久福島前知事、収賄容疑で『冤罪』主張 ～地検特捜部の聴取を『恫喝まがい』と強く批判 2010.2.8、も注目される。そのほか、森功『ヤメ検』の第 4 章が本件を、一審判決まで、宗像氏を多く引用し論じている（なお、可視化論の原点は、惜しくも 2018 年 1 月 28 日に享年 86 歳で逝去された米田泰邦先生の「被疑者取調可視化論の現状と課題」石松判事退官記念『刑事裁判の復興』23 頁以下。検察における可視化の進み具合等については、青沼隆之「供述証拠による立証の現状と今後」中央ロー・ジャーナル 12 巻 2 号 45 頁以下、47 頁）。ちなみに、福島原発事故・津波被害・予見可能性に関する 2020 年 9 月 30 日の仙台高裁判決、翌年 2 月 19 日の東京高裁判決、翌々年（2022 年）7 月 13 日東京地裁（株主代表訴訟）判決も（なお、拙著『刑法総論』151 頁）注目される。

一応は蛇足ながら、重要な余事として、大崎事件の再審請求人の「アヤ子さんは、（先記カスタマーレビューにも書いたように）88 歳になって足腰が衰え、高齢者福祉施設で暮らしている」とのことだったが（2023 年、96 歳）、ある大先生から頂いた賀状には、「介護施設に入りました」と達筆でしたためられているのが、特に印象に残った【なお、古稀以降、賀状を止める方が増えたり、傘寿近くまで高級車を乗り回し死亡事故を起こしてしまった元特捜部長・検事長もおられ〔この方は、中央ロー・ジャーナル 8 巻 3 号に「特捜検察の光と影」を著し、内閣官房参与も務められた等々、活躍著しい、敬愛する上掲大先輩 宗像紀夫先生とは全くの別人!〕、その後、87 歳の元エリート〔工業技術院長・クボタ副社長〕が 31・3 歳の母娘を死亡させる悲劇的事故を起こした！ 眞田芳憲先生〔享年 80 歳〕は、『〈大逆事件〉と禅僧内山愚童の抵抗』を遺された〔15 頁も〕。最近、2022 年 8 月 30 日には、偉大なゴルバチョフも 91 歳で世を去ってしまった。彼ならウクライナ侵略の愚はなかったろう。追随したいものだが 90 歳も過ぎれば、頭脳は凄くても身体は頑健とばかりもいかないか（2021 年 4 月 15 日に 93 歳でご逝去とのこと、暗然 !! ）。なお、101 歳まで生きた家内の祖母も、最晩年は介護施設。永年家族の世話をしてくれた継母は、最晩年頃まで元気だったが、2018 年 6 月 2 日に満 96 で亡くなった。度々拙稿をご高閲賜った外間寛元学長先生が米寿の翌年 2022 年春にご逝去（多発すい臓ガン等々早期発見のため、**N-NOSE** を）！ やはり元学長で温厚な笑顔の川添先生も同年 8 月末に 97 歳で逝去。2023 年、従弟・従妹が逝去、9 月には、姉の夫君 92 歳で逝去、兄二人と共に葬儀に参列。特別扱いとなるが、「ちびまる子ちゃん」（なお、17 頁）の漫画で知られる「さくらももこ」さんが、53 歳の若さで乳がんのため逝去との悲報・追悼が世界を駆け巡った（2018 年 8 月 27 日夜以降）。60 カ国もの人達に愛されたという。日本の家庭内等漫画のようで、その人間味は実世界で共感と呼んでいたのだ。「人間性に国境はない」（小生も昔ドイツ留学中に大変お世話になった韓国出身の鄭鍾勗 Zong Uk Tjong 教授〔チョン先生。なお、13 頁〕追悼文集〔1985 年〕寄稿拙文のタイトル）と改めて痛感する（35 年位「ちびまる子」の声優 TARAKO さん 2024 年 3 月夭折！ 同頃、憎めない世界的漫画家鳥山明氏、ご永眠。財務省の森友文書改ざんに巻き込まれ自殺した職員の死と、老父の嘆き、妻の闘い（2018 の 9・28、12・19、2020・7・7、14 等朝日）も、衆人注視の的。非致命的でも大変なパーキンソン病と闘う敬愛するお三方の各快癒が目下最大級の関心・祈り。男女平等などに大貢献の日本ユニセフ協会会長赤松良子氏の逝去も惜しまれる（2024・2・7 好評。享年 94 歳）。69 歳で逝去の女優木内みどりさんの反戦反核・脱原発への傾倒も、

忘れ難い (2019・11・22 朝日と Wikipedia)。反原発では、「たんぼぼ舎」の精力的な活動も特記に値する。朝日新聞連載の「青空の方法」(その後の単行本では 118 頁以下の「例文」)でご高配下さった偉大な宮沢章夫さんの未だ 65 歳での御逝去 (2022 年 12 月 3 日朝日夕刊「惜別」欄)がまた心から惜しまれる!! もう一つ、高校の同級会幹事としても大変尽力してくれた好人物で、美術的能力にも秀でていた二人の畏友(宮島、田辺の両君。なお、5, 12 頁)が 2018 年、相次いで亡くなったと教えられ、大ショック(追記:突然の大動脈解離・破裂、膵臓ガンの再発とか。二人の冥福を祈って、同級会出席の全員で黙祷。田辺君は、奥様によると、「最後まで夢を持ち続け もう少し生きたかったが いい人生だった と逝きました」由)! ちなみに、立派な《17 歳、最初で最後の晴れ着姿・・・「ママ、泣いてちゃダメだよ」》(2021 年 1 月 9 日朝日夕。朝日新聞デジタル上の写真付き続報:2023・2・15「ユウは何食べたい?」白血病で旅立って 4 年 母は命日に問いかける。別の写真付きで 2023 年 2 月 27 日朝刊)と比較すると、不幸と嘆き得べき事態は稀と思われる(やはり白血病のため 9 歳で逝った女兒が遺した「だいすき」につき、同年 12 月 9 日朝日。こどもホスピス開設へ)。朝日デジタル 2023・10・22=11 月 25 日夕刊の《「ママ、苦しい」 夫に続き 36 歳で認知症の娘が遺した日記》。

2021 年、3 月は、散歩コースの小池に 2 羽のカルガモかアイガモ様のペアが微笑ましかつたが、オスが先に体調を崩しかけ(メスは孤独でつまらなく寂しそう)、一旦復帰後もペアは長続きせず、6 月中頃からはメスだけの姿も見られず、可哀想で失意! 山中等での生き延びを祈る。2022 年 3 月末以降、2 羽再(?)見!! なお、2023 年 11 月 26 日朝日「男のひととき ショコと私」愛犬 15 歳の死去(隣人の愛犬の死去を想起)。19 世紀欧州で「民衆の中へ」運動に犠牲も厭わず身を捧げた(貴族の子ら)多くの男女もいたのだ(森戸)。

【6 付録 ①: 松浦繁先生に関する記録】

① 日本裁判官ネットワークブログから

追悼「一言裁判長」松浦繁さん [Weblog / 2006 年 11 月 30 日](#)

29 日の産経新聞社会面で大きく取り上げられました。見出しとリードのみ引用させていただきます。「安楽死 議論深めて」、「4 要件」示して逝った”一言”判事、最期の日…人工呼吸器 ユーモアあふれる「説諭」で被告人を諭す”一言裁判長”とも呼ばれた松浦繁元仙台高裁部総括判事(中央大法科大学院教授)が今月 8 日、白血病のため亡くなった。家族に仕事の話をするとはなかった松浦さんが昨年、1 度だけ漏らしたことがあった。「安楽死の議論は、あれからふくらんでいない…」。東海大安楽死事件で、裁判長として延命治療中止の 4 要件を示してから 10 年以上。判決確定後も関心を持ち、安楽死議論の深まりを望んでいたという。

- ② 松浦先生に関する「思い出の記」 【2007 年 9 月 29 日に中央大学法科大学院で開催の「松浦繁先生を偲ぶ会」で参加者に配布された追悼文集『思い出の記』に収録。中央ロー・ジャーナル 5 巻 1 号(松浦先生〔享年 63 歳〕追悼号)には入っていない秘蔵の拙稿である。】

I スカウト

松浦繁先生に小生が初めてお目にかかったのは、2002 年 7 月 22 日午後 5 時で、場所は仙台高等裁判所内の先生の大変広い執務室だった。京都大学ご出身の松浦先生が中央大学法科大学院に専任教員として果たしておいで下さるか、まして、部総括判事をご定年前に辞められておいで頂けるかは、全く心もとなかったが、いろいろと調べた末に、現に高等裁判所で裁判長を務められ、最高裁調査官として数々の珠玉の解説を著されてもいる上に、東海大学安楽死事件横浜地裁判決など立派な諸判決を書かれ、また、『現代裁判法大系』第 30 巻所収の「刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号をめぐる問題」と題する論文など多くの重要著作もおありの、抜きん出た業績の生粋の刑事裁判官であられ、理想的な第一級の人材と判断されたことから、高望みとも思われたが、ともかく一度頼み込んでみようと考えてのことであった。

もちろん、このようなことは小生の独断でできることではなく、新しく招聘する専任教員については最善の人材に限るとの方針を宣言しておられた小島武司先生を長とする法科大学院開設準備委員会で、刑法関係委員とし

て説明し、同委員会の満場一致の承認も予め得た上での、スカウト活動だったのである。

お目にかかったの印象は、「予想以上にスマートかつ魅力的な好人物」で、学生にも絶対受けると確信され、これは何としても獲得にこぎつけたいものだと考えたことであった。また、幸いなことに、松浦先生は、若い後進の育成・指導には大いに熱意をお持ちで、学閥的な狭い料簡などとはおよそ無縁だと感ずることもできた。しかし、何分にも極端な減収となり家計にも深刻な影響のある決断をお願いするものであるため、最終的には、「拝み倒す」しか方法はなく、先生としても奥様のご同意が果たして得られるかを気にしておられ、しばらくの期間、ご検討願うこととなった。結局、先生はおいで下さることになり、本法科大学院やわたくしどもにとっては非常に幸いであったものの、ご決断願ったことが先生の後のご病気にかかわる運命に何らかつながつたかも知れず、先生のご逝去後、奥様からは気にしないでと言って頂いたが、罪を背負った感じもないではない。

なお、刑法関係では、松浦先生のほか、宗像紀夫、堀内捷三、奥村丈二、只木誠の各先生も法科大学院創設時からのスタッフで、各分野の逸材にお集まり頂けたといえる。

II お仕事

松浦先生は、2004年4月の法科大学院創設時から、刑事法関係の重鎮として目覚しい活躍をして下さった(『中央ロー・ジャーナル』創刊号の開校記念シンポジウム記事も参照)。ご担当科目は、いずれも必修科目である「刑事訴訟実務の基礎」「刑事法総合Ⅰ」「刑事法総合Ⅲ」の3つである。とくに、刑事法関係の仕上げ科目である「刑事法総合Ⅲ」では、授業に加え、チーフ(取りまとめ役)として授業のやり方の決定や成績判定等につき中心となる働きをして下さった(現在も受講生諸君に事前配布されている「刑事法総合Ⅲを受講する学生諸君へ——授業の方針と方法等について——」と題する基本文書も、僅かな調整部分を除き、松浦先生ご執筆のままである)。情熱をこめ、丁寧に仕事をされていたのが、今も鮮明に印象に残っている。ある時は、かなり試験の出来の悪かった1名の学生にE(不合格)評価をつけるのに、チーフとして随分とあれこれ時間をかけ、逡巡しておられた。

2004年度と2005年度、松浦先生は、学部での専門演習も、快くご担当下さった。そのゼミ員諸君が、先生が慶応病院に入院された際には、いち早くお見舞いに訪れ、また、今、熱い「思い出の記」を寄せてくれているのは、彼・彼女らの人柄を示すものであると同時に、先生の人徳と熱意を示すものである。ちなみに、夕方、この学部ゼミが終わった後に、宗像先生と小生はしばしば学生食堂で夕食を共にしつつ色々と駄弁っていたが、松浦先生は奥様の待つわが家にひとり直行されるのが常であった。

法科大学院での授業のやり方については、直接、またビデオで、松浦先生の授業を見せて頂いたことがある。先生は、ご自分で直接的に答えを示されるというより、受講生に考えさせることを重視しておられたように見受けられる。小生は、「いろいろと考える道筋は示せたところで、具体的に妥当な結論を示せないことが多いのでは、何にもならない」とか、「取り上げるべき点は多く、時間は短いだから、それほど待つてはおられない」とか、性急に考え勝ちであるが、松浦先生の授業スタイルには教えられるところも多いと思っている。

ところで、松浦先生は、高等裁判所の部総括にまで出世された方だけに、「テキパキ仕事を進める」点でも、まことに模範的で、劣等生的な小生には、「レポートの講評作成と返却が遅過ぎる嫌いがある。レポートを作成・提出した学生の記憶がまだ鮮明なうちに講評・返却することが大切だ。」と、お叱りを受けた思い出もある。この時、小生は「講評の詳しさも大切」などと口答えしたものだが、やや旗色が悪かったことは否めない。ただ、その後も、法科大学院では、学部とは異なり、レポート評価・添削、講評など手間のかかる仕事が多く、その他にも、学部での授業を含め、やるべきことが色々あって、仕事がたまってしまう傾向があり、半ば開き直っていることも少なくないが、それだけに松浦先生のお叱りの言葉を忘れられることは少なくとも在職中はなさそうである。ほかにも、松浦先生とは議論、時には激論、を交わさせて頂いたこともあった。周りからは、「また、あの2人が・・・」などで見られていたようである(もともと、松浦先生の「好」敵手としては、むしろ宗像先生が挙げられ、両巨頭間の平和が維持されるかハラハラした時もあったが、さすがに双方とも大人であった)。しかし、松浦先生と小生との論争は、純粹により良い教育を志向してのことなので、その時々どちらに理があったかはともかく(「いつも松浦さんの方が理にかなっていた。」と言う第三者も、いることはいる)、後味の悪いような思い出は何1つないのは、幸いなことである。

なお、松浦先生の裁判官時代のお仕事ぶりをうかがわせるものとして、本2007年春に刊行された長嶺超輝『裁

判官の爆笑お言葉集』(幻冬舎新書)がある。この本は、タイトルから想像されるより真面目な労作で、その168頁以下、170頁以下、184頁以下に、判決言渡時の松浦裁判長の説諭の言葉が紹介されており、先生のお人柄を示すものともなっている(ちなみに、その112頁以下には、先輩格の高木俊夫先生のピリがらく有益な裁判長説諭が載せられている)。たとえば、当時マスコミで大きく取り上げられた「つくば妻子殺害事件」では、死刑の求刑を斥けて無期懲役にとどめつつ(これは妥当なところと思われ、実際、控訴棄却・上告取下げで確定している)、「君の今後の生き方は、亡くなった3人の6つの目が、厳しく見守っている。」と諭した、というのである。

III ご病気のと き

松浦先生のご抱えられたご病気はきわめて深刻なものであつたが、先生は精密診断を受けられたその日のうちに同僚のわたくしどもに事情を率直に打ち明けられ(2005年10月29日夕刻の刑事法関係者へのメール)、同時に、可能な限り、むしろきわめて危険なくらい、ご担当授業の実施にこだわられた。2006年度前期には、「刑事法総合Ⅰ」の授業の最初の時間に、小生が代講をさせて頂こうと教室に入っていたところ、病を押して松浦先生が現れて、学生諸君に大きな拍手で迎えられ、やむなく小生は退散することになった。同じ2006年度前期の末には、松浦先生は、成績判定に対する学生諸君の多くの異議申立を中心的に熱心に処理されたほか、「刑事法総合Ⅲ」の(授業のほか)出題等にも大変な情熱を示された。その11頁にわたる事例問題は、2006年7月25日(ご逝去の3ヵ月半ほど前)の期末試験で使用されたが、今にして思えば、先生が最後の力を振り絞ってつくって下さった良問である。さらに、「刑事訴訟実務の基礎」の裁判官関係部分については、先生が特にご心配と責任感・情熱を示され、代講や援護を(ご配慮に満ちたかたちで)して下さる高木俊夫先生との間の若干の調整が必要になるほどであった(ちなみに、高木先生の後には安廣文夫先生がこの授業を引き継いで下さっており、「検察」は奥村先生、「弁護」は横井弘明先生が、一貫してご担当である。なお、高木先生は椎橋隆幸先生と共に刑訴側から刑事法総合Ⅲにも加わっておられた)。そんなことで、わたくしどもは、やや慌て、ご無理や危険なことは是非とも控えて下さるよう、一同お願いしたことである。それでも、先生は、授業をやれなくて申訳ないとか、配慮に対し感謝にたえないとか、繰り返しメールで言われ、却ってわたくしどもが恐縮し、拝み倒してご就任頂いた恩義のある小生などはむしろ困惑するていであった。

ここで特に付け加えておかなければならないのは、上にも少しは触れたことであるが、松浦先生は、ご病気で授業等を担当できない時も、ご自宅等で非常に重要な働きをして下さったことである。それは、授業に不可分に関連したことであつたり、正規の授業以外の「起案演習」の出題・講評だったりしたが、質量ともに相当なものであったから、大村研究科長にも報告したことだった。なお、先生は、2006年春に刊行された『小林充先生 佐藤文哉先生 古稀祝賀刑事裁判論集 下巻』の巻頭に、「証人保護制度に関連して」と題する立派なご論文を寄せられ、後世に残るご業績を増やしておられることも、特筆に価する。

もう1つ、付け加えておく必要があるのは、松浦先生の多数の蔵書等がご家族のご好意により寄贈され、法科大学院の図書館に(また、重複図書・法律関係以外図書・資料などは、刑事法共同研究室に)収められて、役立っていること(これらについても、教育研究支援室の加藤裕子さんらの大変なご尽力があつた)、これまた実に有難いことである。

IV 最後の一こま

奥様から伺ったことであるが、松浦先生は最後に集中治療室に移される時、見送られた奥様・ご家族に、非常に悲しそうな表情をされたとのことである。わたくしどもからしても実につらい光景で、何と言ったらよいか、分からない。しかし、後で小生は、これは、ご家族・ご夫婦の精神的なつながりが如何に強かつたかを示すもので、誰にも避けられない死に直面して、そのようなつながりを示すことができるのは、ある意味で、実に恵まれていると考えるに至った。松浦先生は、お仕事とご家庭の両面で、成功されたのであり、わたくしども(とりわけ小生)の心の中に引き続き模範的存在として永く生き続けられることは確実である。

☆ これも奥様にお教え頂いたことであるが、松浦先生は、とても大きな額に入った、大変立派な勲章(瑞宝重光章)を受けておられる。まことに先生にふさわしいご栄誉と思われる。 以上

【追記】その後、悲しいことに奥様も2016年に亡くなられたが(うちの家内の母親と、別種ながら、や

はり難病のためとのこと。比較的身近の別例もあり、未だに治療法の乏しい難病は結構多いように実感)、ご令嬢は、爽やかな美人の上に、イギリスの大学で天文学を講じられ、来日して松浦先生に認められた大変立派な(同じく天文学の先生である)学者と幸せな結婚をしておられるし、ご子息も(国内)一流企業に勤められ、奥様のご存命中に結婚されたご夫人との間の一男一女のお世話でまるで戦場のような忙しさとこのことで、幸いなことに、至って明るい面も感じられる(繁先生ご夫妻も天国で安心・満足しておられることと思われる)。

【**特別紹介**：以下は、2023年7月16日の産経新聞に、長戸雅子先生が、「**今も色あせぬ『松浦法廷』**」「論説委員 日曜に書く」との題で、松浦繁先生について書かれた記事を、できる限り原本文に沿って引用させて頂いたものである。本来なら、頂いたpdfをそのまま引用させて頂きたく、その方が縦書き構成等の素晴らしさも理解して頂けるのだが、あいにく、pdfで引用したうえ本コーナー記事を、拙ホームページに載せるため、更にpdf化すると、引用のpdfを開けなくなってしまうことから、小生の能力的限界を感じ万やむを得ず、このような引用方法を取らせて頂く次第で、長戸先生のほか、読者諸賢のご寛恕をお願いしたい。】

本の中で再会 初版から16年を経ての再ブームは、担当編集者にも確たる理由が分からないのだという。先月、都内の複数の書店をのぞくと確かにその本が週間ベストセラー1位(新書部門)として目立つ位置に並べられていた。全国の裁判官の説論を集めた「裁判官の爆笑お言葉集」(幻冬舎新書)である。私も初めて手に取った。果たして「あの人」はいるだろうか、と思いながらページを繰ると、いた。きちんといた。しかも続編の「裁判官の人情お言葉集」には、「皆さんから反響の大きかった」と紹介されていた。文字だけでも、あの人柄は伝わるのだ。東京や横浜などの地裁、仙台高裁で部総括判事を務め、味わいのある説論で「一言裁判長」とも呼ばれた故松浦繁さんと新書で「再会」した。

強面被告も恐縮 「はは一。さすがですなあ。大したもんですなあ。それほど知識があれば、他の人が下に見えてしょうがなかったのでは」。平成4年、株価操作事件で証券取引法違反などの罪に問われた男性被告の公判だった。株の「ちょうちん買い」や「鉄砲」などの仕手戦を、立て板に水のごとく解説する男性被告に、裁判長だった松浦さんは思わず感嘆の言葉を漏らした。全盛時はポマードで髪をかつちり固め、強面で鳴らした被告が、すっかり油気のぬけた髪に手をやりながら、照れた様子で「いやいや(拘束されて)長いこと現場を離れてますので。今はもうダメです」と恐縮すると、法廷は笑いに包まれた。裁く側と裁かれる側を超えた人としての交流。「松浦法廷」の真骨頂だった。「脱サラはいいけど脱税はダメですな」「ところで、被告人の名前は●島△郎(実際は実名)ですね。浦島太郎ではありませんね。浦島太郎のように消えたり(逃亡)しないでしっかり(脱税の)罪を償ってください。まだ若く十分働ける」。妻子を殺害した医師の被告に無期懲役を言い渡した判決公判では「君の今後の生き方は亡くなった3人の6つの目が厳しく見守っている」と諭した。

最後まで見せた闘志 一度だけ、松浦さんと直接話したとき「一言」の理由を尋ねた。「法廷は人を裁く場ではあるけれど、ふれあい大切にしたい」と語っていた。「罪を犯した人の更生にはこころの通いが必要」との信条を持っていた。松浦さんは、「一言」だけが目立っていたのではない。最高裁調査官なども務めた刑事裁判官のエリートで、証人制度や鑑定をめぐる論考や論文は今も高く評価されている。末期がん患者を苦しみから解放するよう家族に頼まれた医師が薬物を投与して殺人罪に問われた「東海大学安楽死事件」では、裁判長として延命治療中止の4要件を示した。これはその後の基準として引き継がれた。一連の実績から16年、中央大学法科大学院開校に際して教授(刑事法)として招聘された。裁判官は天職であっただろう松浦さんだが、「後進の育成」に新たな情熱がかきたてられたのだという。法科大学院でも誠実に学生と向き合った。刑事法をめぐる解釈で松浦さんの論争相手でもあった斎藤信治名誉教授によると、学生のレポートへの講評と返却は「迅速で的確」だった。返却が遅れがちだった斎藤さんは「学生の記憶が鮮明なうちに返すのが大切ですぞ」と「説論、されたそうだ。一方で不合格の評価をつけるときは、時間をかけ逡巡していたという。しかし、教授就任の翌年、病魔に襲われた。白血病だった。松浦さんは精密診断を受けたその日のうちに斎藤さんらへメールで連絡し、できる限り授業を続ける決意を見せた。亡くなる数カ月前、斎藤さんが松浦さんの代

講を始めようとしたとき、教室のドアがガラッと開き、松浦さんが現れた。「ある種の静かな決意というか闘志を感じました。病身には見えず、いつにもまして大きく見えました」(斎藤さん)。学生は拍手で松浦さんを迎えた。18年11月、63歳で死去。斎藤さんは「心の中に生き続ける模範的存在」と、変わらず松浦さんを慕う。横浜への転勤前、松浦さんは司法記者クラブを訪ねてくれた。「皆さんの報道によって私たちの仕事が社会に伝わる。お世話になりました」。今も心の糧とする一言だ。

(ながと まさこ)

【7 付録 ②：堀内捷三先生への拙い最大の謝辞】

送信済み: 2013年3月17日, 日曜日 午後 1:40:07

件名: 堀内先生への拙い謝辞

堀内捷三先生 および 諸先生

大変遅ればせながら、堀内先生の長年にわたる絶大なご貢献・ご活躍等に対する拙い謝辞を、添付ファイルに記させていただきました。

比較のお暇な折にご笑覧頂ければ、真に幸いです。

斎藤信治拝

堀内捷三先生への最大の謝辞

堀内先生に改まって謝辞を申し述べる機会を、小生、このところ(も)、雑事にかまけ、あたふたウロウロするばかりで、ご定年間際のこの3月も半ばに至るまで、失しておりました。不徳の致すところで、申訳なく存じますが、土壇場ながら、この際、謹んで、少しでも申し述べさせて頂きたいと存じます。もっとも、この件は、本当は、主任でご見識豊かな只木先生にお願いした方がよいことは明白であります。只木先生は余りにお忙しくしておられるようですので、とりあえず・窮余のピンチヒッター役を務めることをお許し頂ければ幸甚でございます。

堀内先生には、法科大学院発足の当初から、正確にはそのかなり前から、最も信頼でき、一番頼りにもなる、超一流の刑法理論家たる大先輩として、当法科大学院教授にご就任下さるよう懇請し、先月4日の刑事系新年会で堀内先生から紹介もございましたように、一席設けて何とか拝み倒させて頂いたことでした。先生は、とりわけ、東京大学の大学院で平野龍一先生のご薫陶の下に『不作為犯論』で博士号を取得され、「事実上の引受行為」を中核概念とする新たな理論を構築されて、「不真正不作為犯」についての通説的な見解(とりわけ、その基礎)を形成されることにより、「不作為犯」の理論史に永久に名を残す業績をあげておられることは周知の通りでございます。また、先生は、「責任」の分野でも、責任主義はむろん前提としつつ、「予防目的」を重視する(責任の本質を単なる非難可能性と捉えるのではなく、犯罪の防止という実質的観点より理解しようとする)、栄えある新たな理論の開拓者としても知られております。犯罪論の根本に関わるこのご活躍は、久しく類例の乏しい快挙と思われまふ。この点、最近の「団藤重光先生の人と学問」特集の『論究ジュリスト』4号においても、堀内先生は、「団藤先生の法理論と軌跡」に関する4論文の筆頭に、「団藤先生と人格形成責任論」と題する優れたご論文を(懇望され)寄せておられ、先生の責任理論に対する学界での評価の高さの一例証となっております。また、最近、この春から専任の高橋直哉教授、兼任の原口伸夫教授などの若手有力研究者たちを率いて、W・ハッセマー(堀内捷三 監訳)『刑罰はなぜ必要か(最終弁論)』(2012)を世に出しておられるのも、不朽の関連業績と思われまふ(先生のドイツの超大物[連邦憲法裁判所元副長官]ハッセマー先生とのご親交も、小生の羨む点の1つでございます)。その他、小生の乏しい知見で少し考えただけでも、堀内先生は、因果関係論、共犯論、国際刑法、コンピュータ犯罪、賄賂罪などの領域においても、卓越した理論的業績を残しておられます。

一時期、といっても相当の年月、堀内先生とは司法試験審査委員をご一緒させて頂きましたが、先生は、刑法

部会の長を務められたり、法務省の地下1階の大会議室で催される何とも大規模な考査委員全体会議の議長も務められるなど、その存在感の大きさは圧倒的なものがございました（この春から派遣検察官としておいで下さる稲葉一生先生も、その頃、やはり刑法の考査委員としてご活躍でした。小生は、隅で小さくなっておりました。もっとも、刑法部会では、堀内先生司会だと却下・無視されないのを良いことに、愚論を時たま述べさせて頂いたことも、思い出になっております）。序でながら、小生の方は、旧司法試験先細りの頃、早めにお役ご免になり、これにより、本学からの刑法委員2人というやや目立つ状態も解消されましたが、堀内先生はその後もなお数年に及び最後まで任（それも、刑法部会長）を嘱されておられ、法務省当局などからも大物として一目置かれていたことが、ひととき印象に残っております。

その堀内先生には、上記懇請以来、10年近い歲月、刑法グループの大御所として、大変なご尽力・ご貢献を賜り、真に感謝に堪えません。序でに、勝手な事を申し添えさせて頂ければ、先生を担ぎ出させて頂いた小生の選択・懇請が間違っていなかったことは、この間の「事実」によって優に確証されていると考えております（図々しく申せば、堀内先生の絶大なご功績も、小生の手柄かも知れません）。先生が、「刑法」「刑事法総合Ⅰ」「刑事法総合Ⅲ」「研究特論」などで教えられた成果は、直接・間接、限りないものとお見受け致しております。司法試験合格者の名簿を見ても、「刑法」の先生ご担当クラスから毎年多数にのぼる院生が合格を果たしております。また、それらの合格者の多さは合格者祝賀会でも感じられて参りました。先生には、表現は良くないのですが、ご担当クラス・その他に、「親衛隊」「ファン」といった感じの崇拜者が少なくないのも、久しく傍で見ていて羨ましい限りでございました。「刑事法総合Ⅰ」や「同Ⅲ」の授業評価アンケート中にも、「受験生」にありがちな視野狭小・焦りからの無理解も散見される一方、）そうした崇拜の証跡が多々窺われます。「研究特論」に至っては、長い年月、終始、最適任の堀内先生にご担当をお任せし、小生は副査として署名・押印させて頂くのみでしたが、その指導熱心振りには頭の下がる思いを繰り返して参った次第でございます。わが法科大学院が刑法（を含む刑事法）で強力とされているのも、堀内先生の存在なしには到底語れません。

口幅ったいことを申し、はなはだ恐縮ながら、先生は人格面でも基本的に至って温和な方で、小生の抜けたところ、行き届かないところも、鷹揚にご海容下さり、刑法グループの融和的雰囲気保証人であられ続けたことは、誠に感謝に堪えない次第でございます。

付言させて頂きますと、小生、先の新年会で、最後のシメを命じられた際に、ご退任になられる他の諸先生の大きなご貢献に対する深甚な謝意は述べさせて頂きましたが、堀内先生への謝辞は半ば意識的に割愛させて頂きました。それは、堀内先生に対する小生の絶大な評価と謝意を隠すためではなく、10年近くも中心的にご高配を賜り続けた堀内先生は「近く的身内」の性格が強い上に、先生のこと論及し出した場合には、上記他の諸先生に対する謝意表明が妙に霞みかねないと危惧したためでございます（この点、もう少しそつなくやれば良かったとも存じますが、小生の能力では難しかった次第で、ご理解願えれば幸いです）。

定年を迎えられたというより、古稀をお祝いすることになったと申し上げた方が良さそうでございますが（小生も、早く暇がほしい気が致しております）、「古稀」というのも、よく言われるように、今や少しも「稀」でなく、すっかり「古」い表現になってしまった、「人生100歳時代」でもあり、堀内先生には、今後とも、良い意味で長老格の大先生として（固より、老けておられる感じなどは全然ございません。）、厳しく、あるいは温かく（どちらでも、贅沢は申しませぬので）、ご指導下さるよう、謹んでお願い申し上げます。

2013年3月17日

斎藤信治拝

【**角栄・ロッキード事件無罪（冤罪）論**（p19~21）の**補足**を兼ねて】Amazonカスタマーレビュー2編

そのⅠ **田原総一郎『大宰相 田中角栄 ロッキード裁判は無罪だった』**（2018・8・15）
五つ星 **角栄本のナンバーワン！**

本書の内容は、「まえがき」,「第1部 ロッキード裁判は無罪である」,「第2部 『地球の彫刻家』たらんとす」,「第3部 コンピュータ付きブルドーザー」,「第4部 葬られた列島改造論」,「第5部 『唯角史観』政界を席卷す」,「第6部 角栄倒れてなお『角影』は続く」,「あとがき」,「石原慎太郎との巻末特別対談」など、と盛り沢山である。結論から言うと、知的な人なら、買って損はなからう。

第1部以外も力作で、中でも第2部は、いわゆる「裏日本」のそのまた僻地も見捨てず、悪口風には「土建屋」、実体はむしろ「地球の一部たる地域の彫刻家」あるいは「公共事業の魔術師」ともいうべき、いわば《恵まれない地域を住み良くし活性化させる、辺境住民が本当に頼れ感謝した、非凡な政治家》の驚くべき実像を克明に描き出しており、実に啓発的と感じられる。人はややもすると首都圏や大都市圏さえ良ければまあまあと考えがちだが、そんな謬見に正面から立ち向かい、地道に泥くさく、しかし極めて精力的に活動し、大きな成果を上げ続け、『日本列島改造論』にまで広げたのだから、この点だけみても角栄は真の博愛主義者であり、大いに評価されるべき政治家だろう。こんな辺境にまで足を延ばして、詳しく調べ上げた著者の田原氏も、当時は暇があったにしても、やはり只者ではない。

第3部、第4部も、角栄が33本もの議員立法を主導し、エリート官僚を魔法にかけその能力を活かす、また日米繊維交渉を解決する、(これは、「偉業」「首相としての最大の業績」にしては、「改造ブームに沸く」の陰でひっそりと触れられており、今日では、「民主度」「人権尊重度」で中国と台湾を対比すると、その扱いにも一理あるかも知れないが)日中国交回復を(アメリカも出し抜くように)実現する、北方領土問題で善戦する、中東問題でイスラエルの武力によるアラブ領土の獲得・占領に反対するなど、並外れた人物だったことを活写している。ほかにも色々あるがそれらは措き、彼を上回る政治家や総理がどれほどいたろうか。

ただし、本書のメインは、その副題からも理解できるように、「第1部 ロッキード裁判は無罪である」だ。文庫版あとがきにも、「角栄について書いた本は山のようにあるが、ロッキード裁判について正確に書いた本は、私がかいたこの本以外にないと自負している。」とある。そこで、以下、この第1部に焦点を絞ってレビューさせて頂くことにする。

まず、「ロッキード裁判は無罪である」は名句だが、あるいは、「ロッキード裁判、角栄は本当は無罪」の方が分かりやすい向きもあろうか。それはともかく、その無罪論の主たる論拠は、精確には是非直接本書に当たりたいが、2つのようだ。第1には、もし、丸紅が角栄総理に、全日空にロッキード(以下、時に「ロ」と略記)社の旅客機トライスターを採用させるよう働き掛けてほしいと、5億円の報酬を提示して依頼(「請託」)し、角栄が「よっしゃ、よっしゃ」と快諾したのが本当なら、トライスター採用が決まった時、速やかに御礼に参上し、5億円も遅滞なく献上するのが当然であるのに、そうっていない(8か月も放置していて榎本に催促され[104頁以下のように、榎本は否定)、ようやく渋々5億円を渡した)というのは奇妙であり、これは検察と裁判所の描いた上記ストーリーのウソを証明・示唆しているようだ(63頁以下。元角栄弁護士だった木村喜助も力説。他方、検察・裁判所は苦しい弁解)、というのである。この論拠は、検察官・裁判官を除き、大抵の人が一応納得しそうだ。

第2の論拠は、検察・裁判所は、遅ればせながら、現に、5億円の賄賂が実際に4回に分けて——当時丸紅常務の伊藤宏と角栄総理秘書官の榎本敏夫との間で——授受されたと主張するが、その日時・場所の具体的立証は実は無残に破綻している(24頁以下、100頁以下、162頁以下、204、628頁)、ということだ。もっとも、この第2の論拠は、やや問題かも知れない。なぜなら、もしも、ともかく5億円の授受があったこと自体さえ確実に認められるならば、理屈としては、その日時等の特定の立証は(異論はあれ)絶対不可欠という訳ではなく、その間違いも致命的ではない。更にいえば、そもそも、賄賂の「約束」があったら、それだけでも収賄罪は成立するのだ(刑法197条1項の、公務員がその職務に関し「賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは」参照)。もっとも、各日時等の立証の「破綻」が、賄賂收受の存在自体、更に、具体的依頼の承諾(これは刑法197条1項の後段の受託収賄罪〔前段の単純収賄罪より重い罪〕の追加的要件「請託を受けたとき」で、ロ事件では、全日空にトライスターを採用させるよう働き掛けてほしいとの丸紅側からの依頼に角栄が「よっしゃ、よっしゃ」と応じたこととされたもの)や賄賂約束の各存在までを、(これも検察・裁判所の見方とは異なるが)疑わ

せるなら、話は別となる（74頁参照）。ただ、この点、本書は、どう考えたのか、詳しくは、今一つはつきりしない感もある。あるいは、《精緻でも鳴る特捜検察が、各証拠を調べ上げ、その全知全能を絞ってこの日時等だと特定し、伊藤らにも確認させたところが破綻したということは、他の説得的な日時等も實際上想定し難く、結局、賄賂の授受は実在せず、その約束も請託・承諾もなかったことを示唆する。また、5億円の授受は1973年夏から翌年にかけてだとの検察等の主張が崩れれば、（後記の榎本重大発言にあるような、）授受は1972年内で総理就任祝いの政治献金だという線がクローズアップする。》と考えているのだろうか。

ともあれ、しかし、丸紅常務だった伊藤は総理秘書官榎本との間の5億円授受を公判廷でも一応認め（111頁以下）、当時丸紅社長の檜山広は公判廷でも、1972年8月に初めて訪れた角栄邸で（前月の）「総理にご就任おめでとうございます」等と話した後、「最後にコーチャンの伝言を申して『5億円相当の献金をしたいと伝えてほしいということなので、お伝えします。ただし、これは丸紅からのものではございません』と申し上げました。」と認めており（90頁以下）、都合が悪い。もっとも、弁護人を務めた弁護士達（二審からの石田省三郎ほか）は、そんな話（伝言）は甚だ不自然・非常識・失礼で、あった筈がないと強く否定する（92頁以下）。一旦、検察官に対して（身柄を拘束された上、114、119頁等に垣間見られるかの、人権も名誉も根こそぎ剥奪の酷い取調べを受けてにせよ）認めさせられ調書にとられたことを公判廷で露骨に翻すと、偽証罪に問われそうなことや求刑が重くなることを恐れたとの（説得的な）推測もなされている。二人とも、取調べで特捜検察の怖さを、イヤというほど思い知らされたのだろう。

関連して、本書では、弁護団の中にあつた見方、すなわち、要旨《丸紅の檜山社長は総理就任祝いに角栄邸を訪れたとき蘭の鉢を1つ持参しているが、慣例上、初訪問の大企業社長の土産がそれだけということはありません、事前・事後にカネも届けたと思われる（ただし、80頁以下にあるように、角栄自身は、紛らわしく誤解を招くと思ったのか、全面否定）。しかし、ロ社担当責任者である大久保利春常務に席を外させていることや、ロ社のライスターが全日空に採用・購入されると決まってからも、角栄は（少なくとも、長らく）謝礼のカネを受け取っておらず、御礼訪問すら受けていないこと等からみても、訪問時の話が、働き掛けの依頼とロ社からの賄賂話および受諾だった筈はない。むしろ、伊藤と榎本との間に、5億円授受など表に出ていない何か秘密があったのではないか。ただ、ロ社の東京支社長だったクラッターも囁んでいる筈だ。》といった見方が紹介され（64頁以下、94頁以下、199、200頁）、重視されているようだ。

しかし、それにも増して、本書では、元秘書官榎本敏夫の以下のようないわば爆弾重大発言に大きな関心が寄せられ、それが本書の「売り」にさえなっている。すなわち、榎本は、田原らのテレビ朝日「モーニングショー」インタビュー取材（1983年2月10・11日放送）の最後になって、要旨《丸紅の伊藤から5億円の政治献金を受け取った。趣旨は角栄が1972年7月に「総理になったお祝い」ということであり、ロッキードのロの字も何もなく、伊藤から申し出があつて、角栄に「くれると言ってますよ」と報告したら、「じゃあ貰え」ということになって、後の打合せは伊藤と二人でやり、受け取っただけだ。時期は1972年内、場所は専ら伊藤宅だった。その後、検事の取調べを受けた時には、角栄が5億円の受領を認めた旨の——後で虚報と分かったが——新聞の見出しを事実上見せられ（まんまと騙され）、検事に「みんな喋っている。お前が最後だから、隠したってしょうがない」と責められ、現実に丸紅の伊藤から受け取っていることもあり、ロッキードでも賄賂でもなく、政治献金を受け取っただけだから、やられても、無届けということで政治資金規正法かな位に考え、伊藤から5億円を受け取ったと認めた（ロッキードのロの字も、ライスターなんて言葉も、検事ももちろん私も一切口にしていない）。検事の言う授受日時・場所は何だか分からないけど、繰り返し繰り返し、際限なく責め立てられて、五十歩百歩みたいなものかなと思っちゃった。それがロッキードに結びつけられて、受託収賄なんてとんでもないことになるとは想像もしていなかった。ただ、その後、角栄も弁護団も全面否定の方針だと分かったので、公判廷では、一転否定し続けた。しかし、インタビューの際には、田原は信頼できる人だし、検察のウソのストーリーに勝つには、事実をありのままに語るべきだと考えた。》と概ね（次の再確認の際の発言も含まれているかも知れないが）述べたというのであり、18年後にも、田原は榎本の自宅を訪れて、再確認を得ている（97頁以下、106頁以下、165頁以下、175頁以下、187頁、190頁以下）。

榎本重大発言も受けての田原の結論は、「田中角栄はロッキード事件でカネを受け取っている。しかし、あの裁

判ではシロだ。だが、日本の裁判は田中をクロにした。」(619頁) というものようだ。

そこで、田原氏の考えを付度しつつ、少し蛇足的に愚見を述べさせてもらおうと、次のようになる。

もし、上記インタビューで榎本が——授受の時期・場所についても難がないかたちで、かなり真実らしく——語っているように、本当は、角栄は5億円の「政治献金」を丸紅から（総理就任後ほどなく、榎本を介し、伊藤宅で）受けていたのだ（Wikipedia「ロッキード事件」で引用されているが、大久保丸紅常務の部下だった坂篁一も同方向で証言。角栄秘書の朝賀昭も同方向で推測）、とした場合、丸紅（また、陰でその原資を実際には事後的に供与した模様のロ社）側にはP3C（58頁にあるように、この対潜哨戒機の方が巨額の重大問題だったとの見方も有力）・トライスターに関する思惑があったとしても、請託とか対価関係あるいは（角栄側に）故意とくに賄賂性認識などなく、「政治献金」あるいは（角栄は）その認識にとどまったとしたら（少なくとも、その合理的疑いは否定できまい）、「アメリカ（特にキッシンジャー）による自立外交派角栄追い落とし」謀略説（田原氏の本書3頁、32頁以下、391頁、396頁以下、604頁以下が代表的。そのほか、石井一、朝賀昭、孫崎享【**追記**：、春名幹男】らの見方、角栄の同説肯定、中曽根康弘の同方向推測も注目される。）とは離れても（ただし、謀略説もかなり説得的で、十分に両立可能）、角栄無罪説は成り立つ（なお、「政治献金と賄賂」「賄賂性の認識」の関係は、一部の「刑法各論」の教科書などに詳しい）。

ロ社・丸紅・角栄の各々の立場で考えてみても、まず、ロ社としては、曖昧な「政治献金」で大金を出すことは不可能だが、隠密・不可罰的かつ経済合理的な賄賂の供与なら大いに考慮に値する。次に、丸紅としては、実利上「政治献金」も考えざるを得ない一方、露骨な贈賄攻勢は危ないし断られる恐れも強いので躊躇・排除され、一番儲けるロ社にいずれカネは（日本での飛行機売り込みには必要な経費だとして）出させるべきだが、ロ社などの名前を角栄総理に出す訳にはいかない。最後に、角栄総理としては、ロ社などの名前の付いた賄賂なら——二審で逆転無罪になったとはいえ《炭鉱国家管理法案に反対の業者から収賄したのではないかとして起訴された事件》(216, 219頁。なお、早野透が詳説)の忘れ難い苦い思い出もあり——断るほかないが、その付かない丸紅からの政治献金なら有り難いことだ。そして、本事件は、ロ社の立場からのコーチャン副会長ら証言から表面化したため、異常な社会的雰囲気の下、(三木・稲葉にも、まして最高裁や検察にも、悪意のない)自然な流れとして贈収賄事件に発展してしまっただが、本当は、角栄の刑事責任に関しては、むしろ上記のような、丸紅の立場、更に特に角栄総理の立場から熟考してみる必要があったと思われ、事実関係等についての捜査・弁護・審理がうまくなされていれば、単なる「丸紅からの政治献金」を受けたつむりの角栄には（仮に軽率だったとしても）賄賂性の認識が欠ける、ゆえに、およそ収賄罪は成立しない（少し補足すると、これは、他人の物と思わず、自分の物と誤解して、持ち帰っても、窃盗罪は成立しないのと、同理だ）、と気づき得たのではないか。

そうすると、角栄は正しくは無罪であり、となれば、めでたく（歴史上）復権だ（「政治とカネ」は、社会全体で考え続けるべき別問題）。どうだろうか。なお、角栄は失脚後、後継者を育てるより、往生際悪く自身のカムバックにこだわり、創政会結成（488頁以下）を招いた、といった批判もあり、正論かも知れないが、ロッキード事件は上記のような意味で一種の「冤罪」だったとすると、角栄が酒浸りになるほど口惜しがり復権にこだわったのも十分に理解・同情に値するのではないか。

その② **中澤雄大『角栄の「遺言」 「田中軍団」最後の秘書 朝賀昭』**（2018・9・23。後の微調整あり。

[週刊文春 2018・11/1号以降に、「5億円」関係の注目に値する真山仁氏「ロッキード」連載記事!](#))

五つ星 角栄とその人間関係を語る最重要文献!

本書は、田中角栄（以下、角栄）と同郷で実に有能な中澤雄大氏の著作ではあるが、取材対象である「田中軍団」最後の秘書の朝賀昭氏（詳しくは後に紹介）が「私」として語るような体裁の本になっている。なお、朝賀氏は、その長く仕えた角栄と佐藤昭子（詳しくは後記。旧名、昭）との間の一人娘の佐藤あつ子さんが公刊した『昭 田中角栄と生きた女』に「お兄ちゃん」として頻出する一方、本書（たとえば、87～、458～。単なる数字は本書の頁数。以下同じ）には、幼時以来の敦子さんへの論及も多い。

本書の内容は、手頃な値段の割に、随分と盛り沢山で、質的にも読み度があるが、とくに関心をひいた以下の

三点を紹介等するにとどめ
ざるを得ない。

【無罪論】言うまでもなく、角栄は、雪国（裏日本）振興者、大蔵大臣、自民党幹事長、内閣総理大臣、閣將軍（キングメーカー）等として、日本の戦後史をドラマチックに飾る逸材だが、彼がロッキード事件で総理を辞めざるを得なくなったのは、彼が進めた自立的な資源外交、あるいは、米国の先を行った電撃的な日中国交回復、または、その両者が、米国とくにキッシンジャーの神経を逆なでし、やられた（狙い撃ちされた）のだ、という「キッシンジャー（米国）謀略説」も有力なところ（角栄自身の理解にも沿うようであるほか、特に田原総一郎、孫崎享、石井一ら）、本書はそれを裏付けるかの中曽根元首相の著作等 267～を援用し、また、関連して対潜哨戒機 P3C（・中曽根）疑惑隠蔽問題 347～にも論及しており、注目される。

しかし、角栄無罪論に直結するという意味で、一層注目されるのは、①ロッキード社の対政府高官贈賄スキャンダルが盛んに報じられた頃にも「角栄はトライスターを知らなかった」こと 341～（なお、佐藤昭子『決定版私の田中角栄日記』178：角栄いわく「俺はロッキードなんてものは初めから知らん」）、②角栄は佐藤昭子との間でその無実を窺わせる会話をしている、すなわち、「噂されている政府高官 T というのは、まさかアンタじゃないでしょうね？ ロッキードなんかからカネを受け取っていないでしょうね？」と尋ねられて、「バカッ！ オレがそんなものを貰うと思うかい？ そんな外国の航空会社から、なんで一国の総理大臣が一私企業のために、カネを貰わなければいかんのだ。・・・オレを信用しろ！ 絶対がないと言ったらないんだ。」等と答えていること 343（同旨、昭子・上掲 161～）、③角栄は、総理在任中、丸紅の檜山社長から、全日空にロッキード社の航空機トライスターを採用させるよう（運輸大臣を介し、または直接）働き掛けることを依頼され、成功した場合には5億円の報酬を差し上げる旨の申し入れを受けたのに対し、「よっしゃ、よっしゃ」と快諾した（そして、成功後、現に5億円を受け取った）として、受託収賄罪に問われたが、実は、角栄は「よっしゃ、よっしゃ」といった言い方はしなかったこと 77（なお、大勢の乗客と次々に面談せざるを得ず、時間も極めて限られている中で、そのような込み入った重大な会話がいきなり簡単になされるとは考え難いことは、木村喜助『田中角栄 消された真実』67～、71～に引用されている角栄自身の意見陳述中で、十分説得的に示されている）、④5億円の話や授受があったとしても、それは上記のような賄賂ではなく、丸紅辺りからの総理就任祝いの単なる「祝儀」献金だった、少なくとも、それが角栄の確信だった、と思われること（だとすると、少なくとも賄賂性の認識がなかったことになり、自分の物と間違えて他人の物を持ち帰ってしまった〔他人物性の認識が欠けた〕場合と同様に、罪にはならない〔刑法 38 条 1 項参照〕） 385～、⑤以上のような事情だからであろうが、角栄は裁判の当初から一審判決を聞くまで、「心配するんじゃないぞ、こんな裁判は 2～3 年で片付けるからな。」と意気軒昂、判決当日も、裁判所に向かう車中で、同行した早坂秘書の右膝をポンと叩いて、「オマエにも苦労させてきたけど、今日から楽にさせてやる。大丈夫だ、安心しろ。」と言い、ニッコリと笑顔を見せる、という具合で、無罪判決を得る自信を持っていたこと 360（併せ、弁護団トップの不明・安易。なお、昭子・上掲 181～、204～も参照）、363（同様、昭子・上掲 177、179）、382、384、⑥起訴罪名や有罪判決に「そんなバカな話があるか。一国の総理として国益を害することは何もしていない。これは謀略だ！」「許せん」と怒ったこと 357、384（昭子・上掲 203～も参照。なお、早野透『田中角栄』365～は、有罪判決に角栄が激怒したのを見つつ、ウソで否認している間に自己錯誤を来したと思うほかないとするが、つまるところ不可解ともいう。檜山・角栄のやりとりを直接認識したわけでもない「コーチャンが・・・語って事件の全容がわかった」と思い込んだ大多数の人達の代表的受け止めか）、である。これらの紹介は、角栄無罪論に極めて貴重な材料を提供するものだろう。近親者の証言に過ぎないなどと信用しない向きもあるだろうが（戦後最大の刑事事件ともいべき八海事件でも、そういう考えが冤罪の一因だった）、余りウソらしくはないし、これだけ揃ったら、無視する方がおかしい。

なお、これも重要だが、田原総一郎『大宰相 田中角栄 ロッキード裁判は無罪だった』は、もし本当に角栄が頼まれたのなら、全日空がトライスター採用を決めた時、丸紅から速やかな御礼訪問や5億円供与がある筈なのに、それらがなく、随分後になって実現したと称する5億円授受の立証も無残に破綻していることのほかに、総理秘書官を務めていた榎本敏夫の重大な発言（要旨「角栄の了解を得て5億円を丸紅の伊藤宏から受け取ったのは事実だ。しかし、それは、ロッキード社・トライスター絡みの賄賂などではなく、総理就任祝いの政治献金

ということだった。なお、授受の時期や場所も違う。」との証言)を紹介しつつ、角栄無罪論(誤判論)を展開している。この本と愚見につき、詳しくは、「森の読書人」のAmazon上カスタマーレビュー参照。関連して、丸紅社長だった檜山の公判証言は、とくに田原・上掲88～や木村喜助・上掲181～で紹介されているが、全体として、やや責任転嫁的で不正確ながら、実質的には、ロッキード社負担での政治献金についてのみ認めている、と解すべきだと思われる。

【絵になる人間関係、特に、取り巻いた主な人々】〔1〕 先ず異能の秘書達として、①田中事務所の主で「越山会の女王」などと呼ばれた後記〔2〕中の佐藤昭子のほか、②記者上がりの大番頭的な政務秘書で好著『田中角栄頂点をきわめた男の物語(オヤジとわたし)』等を著した早坂茂三、③早坂と共に「小佐野と昭子」を心配し直言もした有能な麓邦明、④総理秘書官を務め、前記のように、後に「5億円授受はあったが、ロ社がらみの賄賂ではなく、総理就任祝いの政治献金」と重大証言をした榎本敏夫がいるが、更に、⑤角栄の「佐藤親子担当秘書」兼「日経平均・個別銘柄チャート特命記録係」兼「全国各地向け特派要員」兼「田中軍団秘書会仕切役(お庭番)」として角栄(また、昭子)の偉さ・真実と弱み・悲哀を知る朝賀昭(本書の実質上の著者)が生き証人として貴重だ(なお、その奥さんが意外と美形)。

また、江戸(目白)家老、地元(新潟)家老、公設第一秘書(角栄の従兄弟)、就職斡旋担当秘書、刎頸の友(田中ファミリー企業代表)、目白私邸住み込みの秘書群・書生達・お手伝いさん達(計30人前後!)、そして最盛期会員数9万人余を誇る越山会が、それぞれ角栄を支えた。以上眺めただけでも、その偉容には驚かざるを得ない(要したカネ、集めたカネも巨額に上ろう)。

もちろん、圧倒的な最大勢力を誇った田中派(口裁判中、国会議員は100人超!)・隠れ田中派の国会議員・地方議員達こそ角栄の成功を如実に示す(配ったカネも膨大に及んだはず)。そして、おびただしい数の田中派・角栄系政治家の中に、たとえば、先ず、①元の議員・大臣・民主党副代表で今まで輝き、説得的に「キッシンジャー(米国)謀略説」を展開し郵便不正(冤罪)事件との予断先行等の酷似性も指摘している好著『冤罪 田中角栄とロッキード事件の真相』も著した長老の石井一がいる(73, 373。なお、問題大ありそうな取調べ方につき、木村喜助・上掲186～, 211～[丸紅の檜山・伊藤から検事がどうやら乱暴に取った調書には、証拠能力・信用性に深刻な疑問]、昭子・上掲174～。他方、たとえば、令名ある二人の元検事総長は、法学新報120巻1・2号789～でも引用されているが、中野並助『犯罪の通路』あるいは笠間治雄・研修751号で、「被疑者の弁解は納得いくまで聞いてやれ・・・と注意する・・・実行の段になると、その通りにはやっていない。これが至るところで失敗の原因になっている」等と、あるいは、「まず人の話に耳を傾けることが大事であり、そうすることによって初めて・・・信頼関係が確立され・・・心からの自白や真摯な弁解を得ることができ、捜査の方向性を誤らずに済む」、「特定の人物による特定の犯罪の摘発を志向しており、しかもそれが、どうしても摘発しないわけにはいかないとの異常な精神状態・・・としたら、人の話を虚心坦懐に聞くなどということは到底できず・・・捜査の方向性を誤る道を歩むことに直結している」と、説いている)。

また、②総理にならなかった辺り剛腕ながら意外に控えめで、律儀な(角栄・昭子の)愛弟子にして、野党の今も輝く小沢一郎も、特筆に値する(5, 142～, 209, 382, 407, 439～, 451, 453～)。更に、③(資産も収入も「ない」人以外には年金も医療保険も介護保険も不要との言い方などは、大多数の庶民の現実を知らないのか甘く、不安も残るが)2018年秋の自民党総裁選で善戦した石破茂も、今ますます目立っている(20, 74～, 372～, WEBRONZA 2018・9・2)。

〔2〕華麗にして(側近が心配したように)弱みになりかねなかったが、本当は批難し難い女性関係。もともと、本書で語られているのは主に(朝賀氏がその下で長らく仕事をしていた「田中事務所のママ」で「越山会の女王」とも呼ばれ、角栄が脳梗塞で倒れ娘眞紀子が事務所を閉鎖した後は「政経調査会」の実質的責任者になった角栄の愛人)佐藤昭子と、その角栄との間の一人娘の佐藤あつ子(敦子)さんの関係のみである。なお、敦子さんは、本書に結構登場するが、ご自身も、角栄には甘い一方で母の腹癒せ再婚・心移りや自身の(傍目には贅沢過ぎる悩みや失恋からの)自殺未遂等も告白し、読ませる、『昭 田中角栄と生きた女』を書いている(なお、敦子さんが角栄の実子であることは確実視されるが、戸籍上は昭子氏と先夫との間の子になっているため、角栄が認知したくても実際は無理だったとみられる)。しかし、角栄には、別に、れっきとした本妻と、お妾さん・愛人の類、

特に、子を産ませたお妻さんもいた。

そういうと、角栄はモテただけに女性関係に無節操だったように思われそうだが、意外とそうでもないのだ。先ず、①簡単に本妻についていうと、この方は元子連れ出戻りで 8 歳年上だが角栄に見初められ結婚に至った（小林吉弥「天下の猛妻 -秘録・総理夫人伝- 田中角栄・はな夫人(中)」週刊実話 2017 年 9 月 28 日号 Web 転載参照）。5 歳で死去の息子と（男優位に抗したのはもっともな）田中眞紀子氏の母で、角栄から大事にされている。次に、②主要な、実質的には唯一のと言って良さそうなお妻さんは、苦労人の元芸者で角栄との間に一女（1 歳にもならぬうちに死去）二男（共に二号さんの子であることに悩んだりもしたとか。）をもうけ、角栄の見せた涙もろさも含め悲喜こもごも開示的で興味深い『辻和子 熱情』を著している。お二人の結びつきに違和感はない。最後に、③本題ともいうべき佐藤昭子さんは、二度の離婚歴をもち、2 人の DV 夫（ただし、2 人目の夫には同情の余地もあるよう。110 参照）の前後に角栄に見出され、「政治家としての角栄」の一番の同伴者となった人で、前掲『決定版 私の田中角栄日記』を書き遺している。なお、三人の女性については、（朝賀氏も登場する）『田中角栄という生き方』（別冊宝島 2183）、『人を引きよせる天才 田中角栄』（SAKURAMOOK91）の中でも取り上げられている。

人一倍精力的な（頭が良くマメで、カネづくりにも長けていた）角栄は例稀な複数家庭持ちだが、略奪婚などはしておらず、むしろ、見方によってはそれぞれ不遇だった女性達を元気にさせたもので、毎日遅くなくても妾宅等には泊まらず最後は必ず本宅に戻るなど本妻側の方を立てつつ（これが、脳梗塞で倒れ自身の思うようには処理できなくなった後には、却って周囲への思いやり不足等の問題につながった感もあるが）、女性達をみな大事・幸せにしたようだ（芸妓からの「告発」や短命内閣でも記憶に残る宇野宗佑などとは女性観に差があったか。なお、たとえば吉田茂・岸信介にも愛人がいたと指摘されている）。理性的に考えれば、これにケチをつけるべき理由はなからう（なお、163）。

【角栄の遺言】これが何かは、読者諸賢がそれぞれ本書（たとえば、28～、132～、172～、175、222～、262～、283、336、461～。なお、朝賀「エリート官僚を操縦した男」月刊日本 2016 年 4 月号 Web 転載から：今「田中角栄ブーム」が押し寄せています。その理由はいろいろあると思いますが、国民が強いリーダーシップを求めている、そして情のある思いやりの政治を期待しているからでしょう。私も年をとるにつれ、弱者やマイノリティを切り捨ててはいけなく考えるようになりました。それは、まさにオヤジさんの志だったのです。総理になる少し前、オヤジさんはこう語っていました。「君たち。そこに困った人がいるのに、助けてやろうという気持ち起きないヤツは政治家になんかなっちゃダメだ」。また、「政治家は、マスコミや評論家とは違う。学者とも違う。理屈をこねるだけじゃダメだ。行動し、実現するのが政治家だ」と。）を精読しつつ考える（そして、投票に生かす）べきものだろう。

小生のヤブ睨みでは、「角栄の遺言」とは、とりわけ：思いやりの本心と行動力・指導力・統率力がある政治家；公務員その他の専門的知見を活用しての、現下諸課題（今日では、原発・長時間労働・老後不安・健康不安・雇用不安・過疎/地域振興・弱者支援・各種格差・研究教育・危機的財政・犯罪対策・ラッシュなど山積。「改憲ファースト」などは非庶民感覚）への真剣・実効的な取り組み；自立（対米不隷属）・平和（軍事偏重極力回避）外交；健全な（三権分立堅持・冤罪消滅志向などの）司法とみられる。陳情を受け付け、親身になって解決に努めるなども結構なこと。他方、公共事業の割り振り等をテコに選挙に協力させる（68、71、79、286）とか、決して角栄が創出した訳ではなく以前から存在したもののだが「カネがものを言う政治」（例、カネが飛び交った角栄以前からの自民党総裁選 206：昭和 31 年の岸信介らの金権選挙、35 年の池田勇人らのそれ）やそれに十二分に対応した「経済活動」「副業」（圧倒的主流の歴代総理達とは異なり財界との関係には恵まれず、頭を下げてカネを貰う屈辱を「財界の紐付きになるのは御免だよ」と好まず、自身の才覚を活かし苦労・成功した、ただ、実業界出身の国会議員は概して同様やっていたにせよ、頑張り過ぎて批判を招いた面もあるカネづくり 185、207、337、387）とかは、問題があり、今では遺言外だろう。企業献金も問題（山本祐司『特捜検察物語』下 111～）。

【8 日韓関係問題について】

とくに 2019 年 8 月から日韓関係が悪化する、気になる事態となっていた（近時の関係改善については、ずっと後になってしまいが、末尾 60 頁でふれる）。私事にもなり恐縮ながら、昔（1980～1982 年）西ドイツ留学で韓国出身の親切なチョン先生、正式名では Prof. Dr. Zong Uk Tjong（ドイツの歴史ある大学都市フライブルクにある〔日本には例がないような三階建ての豪華な建物を擁する〕マックス・プランク外国・国際刑法研究所の〔東アジア部門主任〕研究員。46 頁でもふれさせて頂いたが、各国の多くの諸氏の追悼文等を収めた『鄭鍾勗教授追悼文集』〔1985 年〕参照。なお、拙稿「保安処分立法より精神衛生法の改正等を」法学新報 89 巻 5・6 号〔1982 年〕所収の追記〔50 頁以下〕にも、個人的な極めて詳しい追悼文〔兼ご紹介文〕を書かせて頂いている。）のお世話になった日本の研究者は数多い。私もそうで、韓国の諸学者とも付き合いがあり、彼らが昔の日本の植民地支配を持ち出し強い被害感情を示すのには驚き、それが特に強く鮮明な印象として残っているが、彼らは人間的に皆良い人達だった。韓国人は仲良くやっていける人達と思う。それだけに、日韓関係の悪化に無関心ではおられない。

注意を要するかと思われる点が幾つかある。

先ず、韓国市民の日本企業に対する旧徴用工関連請求権につき、韓国の大法院（最高裁に当たるもの）判決が打ち出した肯定的新見解（なお、13 名中、2 名の大法官〔同院裁判官〕は反対意見）およびこれを是認する文在寅政権に対し、安倍内閣は、日韓請求権協定（1965 年）によって解決（・消滅）済みのことで信義に反すると批難し、ホワイト国から韓国を除外するという経済制裁を科したが、実は日本も以前は同協定によって個人の（裁判上の）請求権が消滅したとまでは言い切っていなかった、あるいはむしろ消滅はしていないと説明していたことだ。この点は、とくに、Wikipedia の「徴用工訴訟問題」が当時の諸資料を示して詳しく解明している（その資料には、主要なものとして、当時の外務省条約局長柳井俊二氏〔後に、外務事務次官、駐米大使、中央大学法学部・法科大学院教授、国際海洋法裁判所裁判長等〕の説明も含まれる）。

次に、請求権問題については旧植民地支配の被害国韓国と加害国日本とでは、国民感情に大差があることも特別注意に値する。40 年ほど前、ドイツ留学時にチョン先生の配慮で実現した上記韓国諸学者との出会いで痛感したのだが、日本人（とくに今の世代）は昔の韓国への植民地支配のことなど忘れあるいは初めから余り意識していなくても、韓国の人にとっては現在も続く苦痛・屈辱の重大な事実なのだ。この大差は、ある意味で自然なもので、個人請求権が残っているか否かの解釈にも影響し得るし、被害国である韓国側の解釈（より具体的には、植民地支配——特に、とりわけ、少なくとも概して苛酷・反人道的な戦時総動員体制下のそれ——被害国の人々の無理ない心情を考慮したと思われる、「問題の強制動員慰謝料請求権はそもそも日韓請求権協定の対象になっていない」旨の韓国大法院の多数意見、あるいは、結論は同じだが考え方は前記の日本の以前の説明に近い 3 大法官の意見）を絶対に誤りとまで断じ得るかは大問題で、韓国人が韓国で日本企業相手に訴訟を進めているのにも少なくとも一理は優にあると思われる。更に、韓国側の新見解だけを問題とする場合でも、そのような見解変更問題よりも、旧植民地支配加害の方がやはり断然重い歴史的事実だから、植民地支配に痛く苦しみ屈辱に苛まれてきた韓国の人々の思いを察し、旧世代が掛けた甚大な迷惑自体は素直に詫げる姿勢を改めて示すことが（日本政府としては）大変でも必要であり（もちろん、戦後の目覚ましい復興・発展等々、誇るべきところは別に誇って良いし、今の普通の国民が詫げる必要まである訳でもない）、両国の友好協力上も大切と思われる。

安倍政権にはこれが欠けたが、安倍もハンセン病の関係で不満も抑え控訴を断念し謝罪する英断を下しているのだから、（台湾擁護も妥当だが）日韓関係でも柔軟に再考してほしかった（2020 年 8 月、辞意表明。2022 年 7 月、旧統一教会の問題や警備の手抜かりも禍し、兇弾に死す〔犯人の境遇には同情の余地多大〕。菅氏が首相に。頑張るも不運だったが、後継は岸田氏。不記載・裏金作りで安倍派も終幕!!）。石破氏らのほか、立憲民主党・新体制共産党なども期待されるか（共産党が 2023 年 2 月 6 日、党首公選制・安保条約堅持等を主張した党員を除名したのは、党内手続きを踏んでないのを咎める点では一理あっても、主張自体はウクライナ情勢等に照らし相当多くの共感を呼ぶものだから、やや拙速の感もあり、手続き履践を促す辺りが穏当だったのではないか）。

なお、2018年10月30日の大法院（新日鉄住金事件）判決については、ネット上に仮邦訳（山本晴太氏ほかの労作。なお、「元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明」）が載っているほか、醍醐聰氏のブログには、参考となる記事が載っているし、その外にも、たとえば、やはりネット（本HPと同じjimdo.com/）上には、「韓国は『敵』なのか」と題する声明等も出ている。とくに、ようやく朝日にも正論が載ったことが注目される（2019年12月7日掲載の奥菌秀樹氏の見解「互いの主張知る姿勢、欠かせない」参照。なお、朝日社説も微妙に少し変化〔8月17日→12月25日〕）。

韓国でユン・ソンニョル（尹錫悦）氏が2022年春に大統領に就任し、日本との関係改善を積極的に進めており、日本側もそれなりに協力して、日韓関係は好転している。これは非常に好ましい動きと思われる。

【9 痴漢と冤罪についての一考察】

痴漢と冤罪についての一考察（一）～（四），（五）（六）（七）の要旨，（八・完）

齋藤 信治

はしがき

I 要点概説

〔注、参考文献・略称〕 以上，（一） 法学新報一二六巻五・六号〔p41～ 令和元年一〇月一〇日発行〕

II 要点各説

第一款 被害の実在性（1） 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性（2） 変わり種 — 背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題 — 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性（3） デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）

以上，（二） 法学新報一二六巻九・一〇号〔p1～ 令和二年一月二九日発行〕

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 絨氈鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より，早期中止要求発声・防衛を！

以上，（三） 法学新報一二六巻一一・一二号〔p183～ 令和二年三月一〇日発行〕

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決

以上，（四） 法学新報一二七巻九・一〇号〔p171～ 令和三年三月二九日発行〕

2 若干の注目点

3 難しい有罪維持確定事件

IV 各方面へのメッセージ

はしがき

痴漢と「痴漢」冤罪への社会的関心は結構強くなっている。女性も男性も全く無関心でいることは難しい。そして、それにはむろん理由がある。痴漢は広い意味でのセクハラの一種にしても、女性の個人としての尊厳に対する特に粗野で露骨な攻撃である（それは同時に、父親・夫・恋人などを初め、男としても許し難い行為である）。

しかし、また、「痴漢」は、後に詳しく述べるように、実は冤罪であることも何ら稀ではなく、かつ、その場合には、誤って痴漢とされた人やその家族・親などの人生を狂わせるほどの悲惨な事態にもなり、妻・娘・母親など女性も大変な害を被る（特に妻の悲惨は矢田部二〇五、小澤二二六等に生々しく描かれている。なお、引用略語などについては、本稿末尾の「参考文献・略称」欄参照）。

これら、痴漢と痴漢冤罪は、身近な問題であり現実的なテーマであると共に、弱者（多数女性・児童・高齢者・病者・障害者・貧困者・冤罪被害者など）への配慮不足・攻撃など社会全体にかかわるような大きな問題に属する。そして、痴漢・冤罪は、法秩序維持と人権保障のバランスに関係する「刑事司法——とりわけ、刑事実認定——の在り方」という重要な問題にかかわっており、その点では、袴田事件・松川事件・八海事件などの著名・冤罪事件や、ロッキード事件・郵便不正事件などの特捜部扱い（・冤罪）事件とも、深く共通するところ——たとえば、「取調べ方」（被疑者・被告人が否認すると大抵その身柄拘束が続くという）「人質司法」、「自白調書」、「証拠開示」、「疑わしきは 被告人の利益に」鉄則と現実との緊張関係——がある。

本稿は、著者の一連の刑事実認定に関する研究の一環として、上記のような共通性にも十分に留意しつつ、主に痴漢に関する事実認定と冤罪の問題を取り上げ、大小の提言等を試みるものである。

I 要点概説

（一） 不届きな痴漢二種と痴漢冤罪への恐怖 本稿の扱う「痴漢・同冤罪の問題」は、それほど体裁の良いテーマではない。こんなことで苦勞して論文を書いても大きな顔はできず、悪くすると大いに偏見を持たれたりして肩身の狭いことにもなりかねない（とくに、すぐ次に述べる痴漢区別のうち条例違反に論述を限定する「思慮深い」例には従わない場合）。けれども、世の中には、電車内等で、畏れ多くも女性の多かれ少なかれ敏感または鈍感な部分に断りもなく触ったりする不心得者が少なくない。それはれっきとした犯罪である。その的確な処罰は、極めて重要だ。実務上、検察は、おおむね、女性の陰部・胸部に直接接触などは刑法一七六条の強制わいせつ罪（六月以上一〇年以下の懲役）として、着衣の上から触るのは、各自治体議会の定めている条例、たとえば、東京都・大阪府その他多くの道県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」あるいは各府県などの同種条例（略称、「迷惑（行為）防止条例」）に違反する犯罪行為（現在では、たとえば、懲役刑も選択できるように加えられ罰金額上限も引き上げられていて、六月以下の懲役または五〇万円以下の罰金）として、それぞれ国策的に厳しく起訴・求刑している。ただ、両者の限界線には微妙なところがあり、直接接触してもお尻や太もも等にとどまる場合は条例違反、下着の上からでも特に酷い場合は強制わいせつ、ともされ得るようだ（◆《注表示の印。以下、同じ》1）。

しかし、また、他方では、極めて不幸・悲惨なことに、痴漢と間違われて逮捕・勾留・起訴・有罪認定されてしまう人も少なくない（中には、本当は無実なのに、裁判の前に、広く世の中に実名報道もされてしまう人もいる）。

これらは、いずれも、やはり大きな社会問題の一つである。それに、なんらかの形で「関係者」になったら、途方もない重圧がかかり、あるいは悲惨である。女性にとって酷く負担な煩わしい問題（時には、心的外傷後ストレス症候群PTSDのような深刻な被害）となり得るし、男にしても、事件になったら、冤罪でも、むしろ冤罪こそ、一大事であり、万一のことも考えれば、誰も、特に電車利用者は、そう安心できない。

かくいう小生自身、電車内痴漢やそれに関する冤罪が特に社会問題になり出した頃、電車通勤していたこともあり、少し心配になって（なお、プライバシー保護のため、周知のもの以外、それと分かるような記載は避けていくが、大学教員が痴漢冤罪に巻き込まれた例も一・二にとどまらない）、敬愛する元トップクラス裁判官に伺ったことがあったが、仮に、「痴漢などするハズのない人格の持主です」などと証言してもらっても冤罪を免れることは難しい、と教えられた。確かに、考えてみると、そんなことは当てにできず、悪くすると冷笑されるのが落ちかも知れない。なお、この教示と関連して、もとよりそれと何ら矛盾しないが、中年の社長が痴漢を疑われ、会社の部下たちが「彼は、このような痴漢行為をやるような人間ではない」と、検察に上申書を提出したが、やはり効なく起訴されたものの、裁判では被害者による犯人（は被告人だとの）特定の信頼性が甚だしく疑問視さ

れ、その理由の一端として、被害者の背後に密着した体勢にあった被告人が「車両の壁に右手を突っ張り、その手が震えるぐらいの辛抱をされていて、・・・満員電車の圧迫を被害者に与えないという配慮が働いたとも推測できる。」とし、この具体的な事情から、被告人が（スカートの中に手を差し入れて大腿部を撫でるといった）「本件のような行為に出るかについては、疑問を持たざるを得ない」と判示されたケースは見られる【〈注 隅カッコは、以下、主に、括弧内の記述が重要かつ長いとき、どこまで続くか見やすくすべく大括弧として使用〉 東海道線事件〔東京簡判平一二・八・一一横田忠裁判官〕。池上七七・八三・九〇・一一三、弁護四八〇・四八六など参照。なお、次元も異なるが、背任罪等に関する一種の人格重視弁論は、向江一卷四一八。さらに、やはりむしろ痴漢事件以外が念頭の持論かも知れないが、渡部三八，二三九，四〇五・四〇六。・・・裁判例や文献の引用方法・略語については、巻末の「参考文献・略称」欄ご参照】。

それで、結局、前記の元トップクラス裁判官はいわく、「まあ、疑われないようにするしかないでしょう」と。以来、小生も、電車内では、不本意でも女性の隣には行かないようにし、やむをえず隣になった時は、両手を吊革に預けるようにしている。知人の先生は、片手は鞆を、もう片方は手すりや吊革を持ち、膝を使って痴漢をしたと言われた場合の抗弁まで考えているという。この種の用心・警戒は、かなり広がっているかと思われる。実際、痴漢冤罪は破滅的な上に結構多いのだから、当然ともいえる。ある折、なんと、（際立った経歴の）元高裁長官からまで、不良女子達に痴漢と言いがかりを付けられないよう大いに用心している、旨伺ったのも印象に残る（池上一四三も参照）。しかし、痴漢をするところではない戦戦恐恐の用心ぶりをちゃんと目撃し厄介を押して証言してくれる奇人な人がいるとは限らないから、不安は残らざるを得ない。

（二） 痴漢冤罪の諸要因 運が悪く、早とちりする女性、特に、男の持つ鞆等が継続的・断続的にお尻に当たったのを痴漢の指だと自信たっぷりに思い込んだ女性〔詳しくは、後記Ⅱ要点各説の第一款〕、やや珍しい裁判例では、バス内の自分の座席の背もたれの右端を掴んでいた後ろの座席の男性の手を自分の右脇の下を撫でた痴漢の手と思い込んだらしい女性〔同第二款〕、あるいは、「ぞくぞくすること」はやりたくて仕方がない一方、もっともながら捕まりたくはないので巧妙に人の陰に隠れて痴漢を働く——痴漢行為はいわゆる幕を使って行われる犯罪であるが（荒木・STOP五九）、それを行う——輩（これは殆ど捕まらず、懲りずに常習化する一方、その存在可能性も見落とされやすいのが大きな問題。）に幻惑された女性〔第三款〕や、主観的に犯人と思い込んだ人物の確実な処罰を意図し絶対間違いないと誇張・虚構する女〔一部関連、第五款〕、あるいは、不快感・迷惑視等から男を痴漢に仕立ててやろうなどと考える女〔第四款〕に、「この人・あの男、痴漢です！」等と叫ばれたら（それらの実例は、結構露見している）、まさに、一大事、人生の危機だ。

（三） 逮捕と勾留 電車内で痴漢として捕まるような場合、一般には現行犯逮捕の要件（刑訴法つまり刑事訴訟法の二一二条〔二項一号にも注意〕。なお、周防二〇七〔木谷〕、井上二四）は確かに充たしそうな観があるし、捜査は概して聴く耳は持たず強圧的・糾問的でウソでも自白しない限り勾留され（長期間拘束され）続け職場の雇用関係・身分（あるいは、受験等）も極めて危うくなり、しばしば失われる（！）のが従来の例である上に【否認していると、本当に犯人か、それとも本当は無実かの区別なく〔實際上捜査官等にも区別は付け難いことが多かろう〕、ずうっと釈放・保釈されない——いわば身柄拘束を人質に取って自白を迫る——という甚だ問題のある傾向は「人質司法」と呼ばれている。木谷五三、原田・人情一六八〔人質司法の解消、取調べの全面可視化、証拠開示の徹底の三つが冤罪防止の要〕、斎藤・東電注七、二〇一九・三・七朝日新聞社説〔日産自動車元会長ゴーン氏の関連〕】、たとえ——失職（また、それに伴い、教育費・学費、老後資金、ローン返済等の関係でも深刻なことになりがちで、収入途絶）したりその危険に脅かされたりする中で—— 弁護士・裁判対策費用に泣く泣く（長年苦勞してやっと貯めたか、一部または全部借金した）数百万円から一千万円前後を投じて、裁判では、間々、「本当はやっけていても破廉恥な犯行は隠したいのも無理もない一方、被害者が被告人を殊更デッチ上げたと考えるべきフシは見当たらない」などと【ややもすると、有罪慣れで安易に、あるいは皮相に（◆2）、もしかすると、裁判官によっては、とくに判断に迷ったときに、また無罪とした場合には人事上の不利益を受けることがあるかも知れない等の懸念から〔一般論の井上二〇八参照〕、あるいは、ともかく、迷うときは「大

樹」検察に寄るべし、それが無難とばかり〔ご自身のことではないが、原田・人情四七，八二，九七参照〕認定されがちで、人生運の尽きみたいなことになりやすい（勿論それは困る！！）。男は、職務中の警察官等を除き、大抵、痴漢冤罪の可能的被害者だ（実は、男の妻・娘である女性なども、深刻な可能的間接被害者）。

【ただ、逮捕や勾留がそう簡単に認められて良いかは、本当は大きな問題だ〔原田九一〕。先ず、逮捕の方が、それが許される基本的な理由は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」と逮捕の必要性すなわち「逃亡または罪証隠滅の虞」であり、付随的な理由として考えられるのは、取調べの必要性にとどまるから、そうであれば、住所・氏名・勤務先・身分などの記された名刺を渡し、DNA鑑定・繊維鑑定とそれに必要な微物採取も要求・応諾し、「被害者」に働き掛ける可能性・つもりもないことが分かり、取調べを拒むつもりもないことが示されれば、市民の至尊ともいべき自由の重大な剥奪となる逮捕は一般にその必要性・不可欠性を欠き、許されない、と解すべきだと思われる。

次に、一〇日間・二〇日間といった更に長期の身柄拘束となる勾留についても、少なくとも原則として、勤め人等の場合、住居不定ではないうえ、逃亡や罪証隠滅の恐れは現実的でなく〔原田九一，井上四六も参照〕、他方では、無辜つまり無実の人間でも、勾留されれば現実的には「失職の恐れなど」絶体絶命に近い窮境に陥り、又その結果、虚偽の便宜自白も實際上強いられてしまい、冤罪も生み出す〔井上一六二，秋山・続弁護一七等参照〕から、否認者に対して勾留請求があっても、人権感覚のある裁判官なら、これを却下しなければならないように思われる。なお、更に、勾留中に起訴された場合の問題性につき、井上五六，深くは安廣・時代二三。】

勾留に関しては、二〇一五年一月二四日毎日新聞の記事が、実は（痴漢冤罪問題にも少し論及した）「東電」拙稿では見落としてしまっていたが、やや長いものの、新しい注目すべき動きを伝えており極めて重要なので引用すると、《痴漢で勾留原則認めず 東京地裁「解雇の恐れ」考慮 捜査段階で容疑者の拘束を解く裁判所の判断が急増していることが明らかになった。行き過ぎた拘束を見直す意識の高まりが背景にあり、東京地裁では痴漢事件の勾留請求を原則認めない運用が定着している。長期の拘束が社会生活に与える影響を考慮した判断で、弁護士らは冤罪（えんざい）の防止につながることを期待している。【山下俊輔】 昨年九月、混雑するJRの電車内で乗客の体を触ったとして、東京都迷惑防止条例違反（痴漢）の疑いで逮捕された男性会社員は「触っていない」と容疑を否認した。東京地検は一〇日間の拘束を求めて勾留を請求したが、東京地裁は却下。地検が異議を申し立てずに男性は釈放され、在宅捜査に切り替えられた。近年、痴漢事件で無罪判決が相次いだことを受け、東京地裁は痴漢で逮捕された容疑者の勾留を原則認めていない。「事件があった路線に乗車しない」とする誓約書へのサインを求め、応じた場合は勾留請求をほとんど退けているという。あるベテラン裁判官は「後に無罪判決が出ても、勾留が続けば解雇される恐れがあり、影響は大きい。拘束までする必要はないと考える裁判官が増えている」と説明。元裁判官で冤罪事件に詳しい秋山賢三弁護士も「痴漢で逮捕される人の多くは家族がいて勤務先もはっきりしている。証拠も被害者の供述に限られることが多く、勾留の必要はない」と強調し、裁判所の対応の変化を歓迎する。》云々と報じている【二面。一面には「勾留請求の却下急増」等の見出しの下に、一九七〇年前後の学生運動激化・大量逮捕の頃の勾留請求却下件数・却下率の高騰という特殊現象を別とすれば、二〇〇九年の裁判員制度スタートに向け、二〇〇五年に公判前整理手続が始まってから却下件数が増加し始めており、拘束要件の（厳格）吟味は態勢が充実している東京地裁から始まっている旨の記事。なお、痴漢否認事件を含め、勾留請求却下率が東京・熊本で二〇一七年には一二%を超え、新記録となったと報じられており（二〇一八・四・二八～）、注目される（特に、「却下が多いのは・・・痴漢」などのケースとも記す、同二九日の東京新聞記事「勾留請求却下一割超え」参照。また、斎藤・東電一〇二及び注七）。——— なお、二〇一九・四・二五朝日は、「裁判所が検察の勾留請求を却下する率も、保釈を認める率も、最近一五年ほどは上昇傾向が続く」、日産のゴーン前会長の身柄拘束に関し、東京地裁が、特捜部の主張から四回離反している（証拠隠滅の可能性を厳密に検討し、裁判準備の必要性も考慮するという姿勢を鮮明にした）のも不思議ではないとの見方を伝え、また、「大阪弁護士会は昨年、大阪地裁の勾留決定に不服を申し立てる準抗告キャンペーンを三カ月実施した。三六人のうち二四人で取り消しや期間短縮が実現したという」（大阪に限らず、複数の弁護士会において展開された「全勾留準抗告運動」に関し、刑弁九八号の有益な特集「勾留を争う」参照）とも報じてい

る。なお、二〇一九・五・七産経は、「最高裁によると、勾留請求却下率が急増。平成二一年に一・一%だった却下率は三〇年には五・九%（速報値）と約五倍になった。却下率は東京、大阪両地裁で突出して高い傾向がある。」「全国の裁判所が保釈請求を許可した割合（保釈率）も二〇年の一五・二%から二九年は三二・七%と倍以上になった。」旨等をも伝えている。また、保釈率については、二〇一九・五・一六朝日記事「（裁判員一〇年）被告の保釈率，上昇 公判準備に配慮の流れ」が、「裁判員裁判の対象外を含めた全事件の保釈率をみると，〇八年は一四%だったが，一八年は三三%まで上昇した。保釈を請求した被告に限ると，同じ期間で五六%から六八%に上がった。」等とする】。

（四）痴漢犯人への対応と冤罪の深刻な問題　もちろん、本当の痴漢こそ多く（概して低劣な輩。風俗辺りで、然るべく対価を払ってやるべし!）、中には、捕まっても、有能な捜査官に問い詰められる等して観念するまでは無実を主張し、あるいは、弁明不可能になっても遮二無二に白を切り通そうとする（困った）者も稀ではないのかも知れない。それらを逃さず、可及的・相応に厳重処罰することは、確かに重要であり、至極当然のことである。なお、「性依存症」で、痴漢を止めたくても止められない一種の病人には治療を受けさせる——むしろ、本人が主体的意思に基づき治療を受ける——ことが特に重要で、また、そのための治療環境の整備が急務とされる（この点も重要だが、読者層の関係もあり、後に「IV 各方面へのメッセージ」3で、比較的簡単な案内程度の論及にとどめることにしたい）。

しかし、他面、多くの成人男性等が巻き込まれる可能性があり（時には、恐ろしいことに、もっともらしく、「あなた・被告人がその手で痴漢しているところをこの目で見ました」等の決定的みたいな証言まで出てくることも〔第五款〕）、しかも、本人だけでなく、家庭にも破滅的な影響を及ぼし、男だけの問題でもない、悲惨な痴漢冤罪の問題もまた重大な社会問題だ〔第六款〕（アナウンサー小川彩佳さんのネット記事「わたしの立ち還る場所は、いつも心の奥底に」での論及も参照）。

（五）二つの重要策　大雑把ながら、一つには、深刻な痴漢が問題の場合には、下着や身体への接触の有無を明らかにすべく直後の微物採取とそれに基づく繊維鑑定やDNA鑑定を必須とし（荒木伸怡・弁護二三、今村核・同一〇七、佐藤善博・刑弁五九号八六、木谷・基本三〇など参照。なお、これらの鑑定の痴漢事件関係での有効性に対しては時に〔過度に〕否定的・懐疑的な意見もみられるが、押田一三八、一四四、押田・鑑定一〇三参照）、鑑定でクロと出たら——犯人であることに「合理的な疑い」なしということになったら——厳罰、出ない（あるいは、鑑定が欠如・不可能な）限りは、原則的には不起訴・無罪とすべく〔第七款。例外については、その〔七〕〕、それでも、励行されれば、繊維鑑定やDNA鑑定の（遁辞封殺の威力による）痴漢抑止力は大きからう。

ただし、「上着の上から少しお尻に触った」とか、これに近い程度の場合には、電車内等で被害確知困難・被害不確かな場合や混雑時等の接触もあり得るし、誰が触ったのかも不明瞭なことが多い上に（繊維鑑定にも限界）、被害の軽微に比べ、冤罪のリスク・コストが大き過ぎる（◆3）ので、起訴を特に明確なケースに限定するほか、そうしたアンバランスをも考慮して起訴猶予にしたり、あるいは有罪認定を一層慎重にする、のが妥当だろう。

（六）「疑わしきは被告人の利益に」鉄則と「合理的な疑い（疑問）」　「合理的な疑い」という言葉が出てきたこの機会に、刑事裁判での事実認定の在り方とされている「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則に、触れておきたい。これは、本稿の読者には概しては不要のようでもあるが、しかし、専門家の読者ばかりとも限らない上に、重要かつ、専門家にとっても必ずしも簡単でもない点なので、やはり触れておくと、国家権力によって犯罪者だと烙印を押され、刑罰を科されることは、苛酷な負担だから、その正当性に疑問が残るようではいけないのである。もし自分が被告人（とりわけ、無実の被告人）の立場に置かれたら（痴漢事件では、成人男性である限り殆ど誰でも、そういうことにもなりかねない恐ろしさがある）、疑問の余地が残るような不確かな有罪判断をされては絶対に困ると誰もが感ずるだろう。もっとも、そこでいう「疑問」としては、より詳しく正確には、通常人が問題外・行き過ぎとするような言わば不合理な疑問まで問題にすることはできない【言い換える

と、無辜——「むこ」と読む。無実の人のこと。—— 処罰の危険性をごく僅かでも回避するために余りに多く（◆4）の犯罪者を無罪放免とすること、たとえば、「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、一万人の罪人が逃れる方が良い」とすること、は実際上できない【から、（冤罪発生の可能性の完全排除にまでは徹し得ない苦渋の）一種妥協的な一線として、「合理的な疑問」を考える必要がある【定説。このように、「合理的な疑問」という基準は、冤罪発生の実を敢えて少しは残したものであり、従って、「合理的な疑問」が仮に全ての（通常第一審事件に限っても数万件にも及ぶ）有罪認定において常に理想的に排除された（やや非現実的に想定された）場合ですらも、比較的稀にせよ冤罪に泣く無辜の発生が当然に予期されるから、決して「再審の門」を閉じてはならないことにも注意が必要なのだ】。

そこで、「合理的な疑問」の余地が残るような不確かな有罪判断をされては絶対に困ると誰もが感ずることになる。だとしたら、被告人が他人であっても、やはりそうでなければならない訳である（周防二七〇も参照）。一般の読者はややもすると傾きがちか（実は、警察官・検察官あるいは裁判官も時に陥りかねない）と思われる「どちらかという、犯人らしいか、犯人らしくないか」の問題ではなく、「犯人と断定しても、まずまず間違いの余地はない」といえるか否か、を検討すべきことに、十分に留意する必要がある。

より専門的に少し補足すると、最高裁判所の「判例」つまり権威ある一つの裁判例（最判昭二三・八・五つまり昭和二三年八月五日の最高裁判所判決〔窃盗事件〕）によれば、被告人の犯行だということは「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信」までが必要であり（泊まった旅館で夜隣室の客の財布を密かに抜き取り隠し持っていたのは、盗んだのではなく交際のきっかけを作るために隠したに過ぎない、旨の唐突な主張を排斥。なお、安廣・時代一八四〔大谷吉史〕、原田・人情八〇）、別の判例（最判昭四八・一二・一三〔長坂町放火事件〕）の表現によれば、刑事裁判において「犯罪の証明がある」ということは、その「高度の蓋然性」が認められる場合をいうもので、そこにいう「高度の蓋然性」とは、反対事実の存在の可能性を許さない程の確実性を志向した上での「犯罪の証明は十分」であるという確信的な判断に基づくものでなければならない（証明力が薄いか又は十分でない情況証拠をただ量的に積み重ねるだけでは、犯人と断定するに足りないし、存在に疑問の余地がある諸々の間接事実に基づく有罪認定も許されない。なお、斎藤・研修六。関連、酒井三および鹿野五四等。詳しくは、斎藤・東電八〇参照）。逆に言うと、そうでなければ、有罪認定に、「合理的な疑い」を容れる余地が残ってしまうというのである（なお、両判例にいう「確信」あるいは「確信」的とは、単なる主観的な確信ではならず、客観的合理性を備えた確信でなければならないのは、無論だろう。木谷・基本一七も参照）。そのほか、「合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、・・・抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。」との説明もある（最決平一九・一〇・一六〔爆発物取締罰則違反・殺人未遂事件〕。なお、鹿野七八、中野目善則・判例時報二〇四八号一七四〔後に誤判と判明する余地が残ることも指摘〕、木谷・基本一六、同・平一九年度重要判例解説二一一）。

（七） 冤罪回避と女性の対応策 では、満員電車内で痴漢被害を感じたとき、女性は一体どうすべきか。これは重要な問題だが、物や手の非故意的な接触などではなく間違いなく痴漢だと確認できたとしても（その確認が実は錯覚・不十分だった場合も間々みられるが）、犯人を誤りなく特定すること、すなわち、そもそも周囲に何人もいる上に肩より下の方は余り見えないことが多い満員電車の中で痴漢を間違いなく捕まえることは、しばしば実は至難ともいえる。というのは、とりわけ、痴漢常習者など悪賢い痴漢は、当然捕まえられる危険を熟知し、これを避ける必要を無論痛感しているから、疑われないよう被害者への最接近を避けて、無関係の者を間に挟み、あるいは横合いから手を伸ばして触る等、自身は捕まらないよう、ふつう巧妙に隠れているという特別の事情が更に加わるからだ。それらの事情を総合すると、満員電車内での痴漢犯人特定（推理）は普通、甚だ不確実なものとならざるを得ず、「闇夜に鉄砲」ないし精々「下手な鉄砲も数撃ちゃ当たる」と言ってもそう過言ではないと考えられる。そのような事情に思い至らず、咄嗟に「勇気をふるって」、しかし、極めてありがちなことだが人違いをして、至近の無警戒の「痴漢」（実際は、善良な第三者）を捕まえることは、不注意による不法行為となり、（わざとの場合と同様に）損害賠償責任が発生する（民法七〇九条以下）だけでなく、相手方やその家族に

冤罪の大変な、時に破滅的な、災いをもたらすので(相手側からすれば迷惑千万であり、深い恨みともなろう!), 簡単に考えての逮捕は到底お勧めできない。なお、痴漢事件では、上記のような、「合理的な疑い」の余地を残すことを認めない「疑わしきは被告人の利益に」がここでも鉄則とされていることもあり、一般の刑事事件では考えられないほど多くの無罪判決が出ているが〔第八款〕、有罪とされた人達の中にも、あくまで無実を主張し続ける場合の長期にわたる身柄拘束(「人質司法」)、失職等の顕著な危険、高額 of 弁護士・裁判費用などを考えて、泣く泣く罪を認め(虚偽自白(◆5)), 略式手続による罰金刑を甘受した人も決して少なくないと推測されている。

もっとも、とくに、悪質に過ぎ深刻なケースで、痴漢している最中の犯人の手、さらに腕・肩を経て顔までを、十分に目で確認でき迎えることもできて、しかも、あるいは、少なくとも、確実に痴漢中の手を掴み、ずっと抜かれることなく掴み続け、現行犯として捕まえた場合などは、別論といえようが(荒木・STOP五九参照)、それは混雑した満員電車内では例外的にのみ期待し得る状況にとどまるし、そのような完璧な確保・逮捕は力に勝る必死の痴漢相手には普通困難と考えられる。これらの事情を窺わせる近時の無罪裁判例として、東京地判平二九・一・一一〔齊藤啓昭裁判長〕があり、被害者は最後には下着の中に指を入れられた(犯人の手首を掴んで下着から出し、後ろを振り向いて犯人の顔を確認すると被告人だった)とも言うものの、記憶の明確さが相当疑われるためか、何度もの事情聴取ののち一年も経ってから、臀部を下着の上から触られたという限度で起訴されている本件では、繊維鑑定でも被告人はシロで、被害者が手を後ろに伸ばして「犯人の」手を掴み顔を見た段階か、その手を振りほどかれ掴み直した段階か、いずれかの段階での人違いの可能性が指摘されている。

果たしてそうであるならば、痴漢に遭遇した場合、誤認逮捕の危険は避け、被害の深刻化を防ぐことをこそ、眼目とすべきである〔第九款〕。具体的には、深刻な痴漢被害となる前に、なるべく、少しでも異常を感じた時からすぐに(恥ずかしさで声を出しにくくなる前に)、「ちょっと!」、「お願い、よして。」、「止めて下さい!」あるいは「てめえ、止めろよ!! 何なんだよ、おめえは!! 最低じゃないか、恥を知れ!! (云々)」等と——相手を特定せずに——叫ぶ、万一それでも止まなければ、繰り返して更に大きな声で叫ぶのが、上記のような誤認逮捕・冤罪加害の危険も無いと同時に、自分自身を最も良く守り(より深刻な事態を回避し)、犯人を脅しつけ恥をかかせる——そして、痴漢の進行・繰り返して、更に別の(やはり痴漢傾向のある)人物による痴漢やその横行まで抑止することにもなる——ので、賢明・ベストな対応だ(他方、沈黙は相手の思うつぼ)。なお、録音等される訳ではないから、発声・叫び声は効果的でありさえすれば良く、本来の奥ゆかしさとか言葉遣いを気にする必要もない。

注目すべきことに、警視庁は無料の防犯アプリ「デジポリス」に痴漢撃退機能を付けており、メニュー画面からこの機能を選ぶと、「痴漢です 助けてください」の文字が表示され、さらに画面をタップすると「やめてください」という音声が出て、怖くて声が出せなくても、スマートフォンで被害を訴えられる仕組み、とのことだ(二〇一九年五月二一日の報道では、「異例のヒット 二万三ダウンロード突破」とか)。これを活用するのも、一案だろう。

また、中止要求発声が(上記「デジポリス」もなく)難しい場合や中止要求だけでは気持ちが収まらない場合には、痴漢中の犯人の手を(強く)つねるとか、(思い切り)引っ搔くとかも、人違いの深刻な不法行為となる大きな危険を伴う「犯人と感じる者を捕まえる行為」とは異なり、確かに一案で、むしろ大いに勧められる。つねったり引っ搔いたりして、痴漢中の手を傷つけたとしても、正当防衛(刑法三六条一項)だから、何ら罪にならない。しかも、ちょっとでも痴漢をしたら被害者につねられたり引っ搔かれたりして痛い目に遭うとなれば、痴漢中止要求の発声・叫びにも増して、痴漢撲滅、「痴漢のない社会」にもつながり、実に結構なことだ。ただ、人違いでつねったり等すると、やはり拙い(◆6)から、よくよく注意してにしてほしい。

更に、そもそも痴漢に遭遇する事態を極力回避する工夫が大切だろう。先ず、好みの問題もあるが、「防痴」的観点からは、服装に工夫の余地もあると思われ(『週刊女性PRIME』編集部二〇一七・一二・一六ネット転載記事が参考になる)、短いスカートより長いスカート、スカートよりズボン、それも、女体美の露出しないダブダブのズボン、あるいは、一種不気味な(電車内だけで足る)サングラス姿とか、周囲の関心・視線・監視を呼び集める個性的あるいは目立つ服装とか、どうだろうか。

そのほか、これは名案かと思われるのが痴漢予防バッジを、女性が肩付近など目立つところ(衣服自体の上で

なく肩に掛けたバッグの紐の上とか)に付けるという手だ。比較的最近報じられたところでは、「痴漢は犯罪です。私は泣き寝入りしません！」などと書いた痴漢抑止バッジが痴漢被害消滅に役立ち、さらに、同じ女子高生の思いに発し、一部の駅の売店等や「痴漢抑止活動センター」のウェブサイトで売られているという(二〇一七・七・二八および二〇一九・四・一二の産経、二〇一八・三・三～四朝日)。同センターの松永弥生氏の言うように、抑止されれば痴漢の被害者も犯罪者もなく、冤罪もなくなり、結構なことと思う。鉄道会社・売店などもみな協力してほしいものだ。

蛇足ながら、腹癒せに、あるいは示談金をせしめる等の目的で、人を痴漢だとでっち上げるような行為は、虚偽告訴罪となり、最高一〇年の懲役刑で罰せられる(刑法一七二条)。それは、相手やその妻子等の家族にとつてもない被害をもたらす、その人生も狂わせるような重大・悪質な犯罪だから、厳に戒められなければならない。さらに、間違いであっても良いというような好い加減な気持ちで人を痴漢呼ばわりする場合も、一種の故意があることになり(専門的には「未必の故意」と呼ばれる)、同罪が成立することに注意が必要だ。間違いないと信じての場合には、同罪は成立しないが、軽率に(不注意で)痴漢呼ばわりして迷惑をかけたときは、(わざとの場合と同様に)民事上の不法行為となり、損害賠償責任が発生する(民法七〇九条以下)。

(1) [対応の本文は、I 要点概説(一) 第一段落末尾] 強制わいせつと条例違反との区別については議論もあり得るが、少なくとも起訴裁量も含めて考えると、実務にそれなりの合理性は認め得ようし、本稿の関心は区別自体にある訳でもないので、区別の点には立ち入らない(なお、本稿は、男への痴漢などは度外視)。

(2) [対応の本文は、I 要点概説(三) 第一段落後方] 実はデッチ上げが窺われ、疑われ、あるいは否定し切れない事件も散見されるし(第四款参照)、デッチ上げが考えられない限り被害者や目撃者などの逮捕協力者の言うことは信用できるかのように(判決で)言われることも少なくないが、それはしばしば非常に危険な思い込みである(それらの者の、警察官や検察官からの影響を受けがちでもある、「係争利害当事者」的性格につき、II 要点各説・第五款の《甲》冒頭、特に《乙》第二段落参照)。

(3) [対応の本文は、I 要点概説(五) 第二段落] たとえば(例は多過ぎ、一部に限らざるを得ないが)、[1] 会社の懇親会後の(平成二二年の某日)午後一〇時半前後に混雑し揺れる電車内で酒に酔い(多忙苛酷な勤務状況と持病悪化もあり疲れ)半分寝てふらついたりしている状態だった被告人が意識的に女性の臀部に股間を押し付け臀部等を撫でたと誤解されて逮捕され、警察で辛い取調べを受け「否認すると長い間勾留されるなど思い、家族が大変なことになってるなどという思いと、会社の方も大変なことになるなどという思いで、胸が張り裂けそうな気持ちで」、女性検事にも分かってもらえず、不本意な(気持ち良かったので体をずらさなかった等の)自白を強いられ(以上、確からしいが、厳密に言えば推測にとどまる。以下でもほぼ同様)、被害者・検察だけを信じる一審で有罪とされ、必死の控訴で幸いなことにやっと——意識的だったとするには、「合理的な疑い」を差し挟む余地があるとして——逆転無罪とする東京高判平二四・七・五つまり平成二四年七月五日の東京高等裁判所判決[小川正持裁判長]に救われている【なお、女子高生のお尻をズボン越しに触った痴漢としてホーム上で追跡・誤認され、後日通常逮捕され、弁護士に「失職したくないのなら虚偽自白するのが良い」と勧められて、罰金三〇万円の略式命令を受け、確定後に申し立てた再審請求も通らずじまい、懲戒免職・実名報道もされてしまい、父親は自死したという、菅野三七九の「二子玉川駅痴漢事件」なども、酷過ぎよう】。

[2] 電車内で深夜〇時頃に男性が、隣に座っていた二二歳の被害者の膝ないし太もも付近を着衣の上から手で撫でるように触り(目撃者によると、「男性が左手の平で被害者の右膝を触り、撫で下ろすのを見た。触っていた時間は二秒くらいで、手は向かいに座っていた目撃者から見て手前の方向に動き、途中で止まったりせずずっと動いていた」)、被害者は「被害に遭う前は男性が目をつぶっているのを見ていたと思っていたが、触られた後、男性の顔を見たところ、笑って会釈するような表情をしたので、わざと触ったのだと思う。その数分後に確認したときは、また目をつぶっていた」というので、被害者と目撃者が相談して痴漢と考え非常ボタンを押したが、その後、乗務員が来るまでの間に男性が後ろの車両の方に出て行ってしまったため、後を追って、二両ほど進んだ車両のロングシートに座っていた人物を犯人と(先ず被害者が、次いで目撃者が)特定し、この人物が被告人だった、という事件も注目されよう。この事件では、○膝ないし太もも付近への接触

自体は確かにしても、男性が「故意に」触った痴漢なのか、○その男性と被告人とは同一人か、が争われたが、京都地判平二六・一二・八〔渡辺美紀子裁判官〕は、非常に詳細・丹念な検討の末に、「本件接触が故意に基づく行為であると認めるには合理的な疑いが残る」として無罪を言い渡している。少しだけ検討内容を紹介すると、「本件接触は、その態様自体からは故意に基づく行為であることが間違いないとはいえない上、直前に男性が起きていたことを窺わせる証拠はなく、直後に男性が会釈したことも、本件接触の瞬間までは眠っていたが、その後で目を覚ました可能性を排斥するものではない。」そして、「仮に男性が故意に本件接触をしたのだとすれば、その直後に被害者が目撃者と相談をしたり、痴漢に遭った旨通報して乗務員を呼ぶのを聞けば、すぐに逃げ出すのが普通である・・・男性はその間目を閉じていたことが窺われる・・・通報を聞いていなかったとも考えにくい。・・・故意に本件接触をしたとすれば、その後、ずっと同じ席に座っていたことには不自然の感が否めない。」というのだ。なお、判決は、念のため、当の男性と被告人との同一性についても検討し、疑いを容れる余地がある、とした。この判決を読み通したとき、非常に印象的なのは、——女性裁判官の慧眼は別としても、男にも、問題な痴漢目撃者がいたり、一般的に思い込み等も多かるうから、被害者や女性目撃者を批判するような気は更更ないものの——被害者と目撃者の「痴漢」及び「同一人」との各確信にも拘わらず、それらの確信が如何にも根拠不十分・危なっかしいことであり（痴漢なら、会釈などするかも疑問）、ここでも、被害が比較的軽微であるのと対照的に悲惨な冤罪のリスクが顕著なことである。

少し似たところのある裁判例として、神戸地判平二八・六・二〇〔長井秀典裁判長〕は、バス内で隣の二〇歳の女性の太ももをタイトの上から触ったとして起訴された事件につき、朝の被害を夜になってから申告しており、また被害内容の供述に複数の不自然な点と変遷のある（裏付証拠はない）被害者の証言中、被害に遭った際、被告人の方を注視していたという部分等の信用性に疑問があるとした上で、車酔いし楽な姿勢になりたくて体を動かしていたという被告人の（不自然なところは格別ない）証言等を踏まえると、被告人の手や荷物が偶然被害者の体に触れたのを故意に触られたと勘違いした可能性も否定できないとして、無罪を言い渡している（この事件については、「犯人扱い聴取七時間の恐怖・・・」その他のネット記事が見られる）。

〔3〕被告人を犯人とすることに被害者自身は自信がなかったが、被告人（否認が虚偽とは認め難いような真面目な人物）がお尻を触っているところを見た（被害者の供述と矛盾し、不自然・不合理な）証言をする第三者がいて、一審で無罪となるも、検察官が控訴し、決着が先延ばしになったが、もっともな理由で棄却された事件もある（Ⅱ第五款《甲》冒頭で紹介の、東京高裁平成一二・八・二九判決〔安廣文夫裁判長〕。弁護五八一、五八七、Ⅲ2B（ハ）、参照）。

〔4〕五十代の被害者が混雑電車内で着衣の上から「お尻を下から上へ素早く一回触られ」躊躇ののち捕まえようと決意して、振り向いた時に、丁度背後に立っていた被告人を犯人と認め、被告人は当日は否認していたが、否認のままでは勾留される気配を感じて自白し、略式起訴されて釈放後に正式裁判を申し立てたものの、簡裁では有罪とされ、高裁でやっと無罪と認められた（詳しくはⅢ2A〔A〕（イ）を参照されたいが、東京高判平一二・九・一八〔荒木友雄裁判長〕日弁連「無罪事例集」第七集No.六一五。なお、〔荒木氏のほか、安廣文夫氏の経験と思いを伝える〕読売新聞平成一三年四月一四「裁く」、荒木友雄一〇三、池上二）。

〔5〕飲酒帰りの女性が深夜〇時近くに電車内で下着・ズボンあるいは更にジャケットの上からお尻を触られたと感じたのは、新宿駅発車直後と中野駅到着直前で、いずれも電車の加速・減速に伴い隣の乗客の鞆等の接触が十分に考えられる時点だったが、女性は痴漢それも右手の平によるもので、犯人は右後ろの人以外にあり得ないと彼女なりに大いに勘と想像を働かせ、十五分も経ってから三鷹駅のホーム上で会社員男性（被告人）を捕まえ、度々変転し次第に詳しく又男性に不利となっていく供述をしたところ、善意の警察官・検察官は女性を信じて少しも疑わず、他方、男性は捜査官から素直な自白、一刻も早く帰ってきてほしい妻からは便宜上の虚偽自白を求められて、一旦は否認から自白に転じ、罰金の略式命令を受けたものの、事情を聞いた上司の勧めもあり正式裁判の申立てをしたところ、裁判所は余りに問題が多いと驚いて無罪を言い渡し、検察からの控訴もなくそのまま確定した事件が、また注目に値する（Ⅲ2A〔A〕（ロ）に詳しい東京地八王子支判平一八・三・一〇〔長谷川憲一裁判官〕）。

〔6〕別に、被害者が、深夜に至るクラブ勤めをし、その中およびその後の同僚との食事の際の飲酒（ワイン、

ビールおよび日本酒)を済ませて、かなり疲れ眠気にも襲われての朝帰りだった等のため、電車内で午前六時頃、隣に座っていた被告人から本当に被害者がお尻などを着衣の上から触られたのか、それとも、被告人が被害者との間の空席に工具等の入った大型のバッグを投げ下ろし、あるいはそれを動かすとか取り上げるとかした際の接触等を、痴漢をされたと誤解したのか、定かでない事件があつて、さいたま地判平三〇・六・二〇〔四宮知彦裁判官〕は、被害者が臀部に違和感を覚えたのは、「仮睡状態や目覚めた直後の意識が清明とはいえない状態であった可能性も払拭できないのであつて、・・・自らの身に何が起きているかを正しく認知し、更には記憶すること自体、通常はたやすいことではないと考えられ・・・被告人による故意の痴漢行為を認定すること自体、相当困難」等と指摘し、「被害者供述の重要部分に関する看過し得ない大きな変遷」(警察官調書の内容よりもかなり時間が経過した後の検察官調書等での供述の方が詳しく被告人に不利なことから記憶の減退等では説明がつかない供述経過)等も考慮して(その他、判示は極詳細)、無罪を言い渡している。

〔7〕付け加えると、電車内で午前八時過ぎに女性の「スカートの中に手を差し入れて大腿部を上下に撫で」たとして起訴され、被害者は背後に密着した被告人の犯行を目撃するには至らなかったが、その左肩は確認して犯行中の被告人の手を掴んだと主張するものの、状況上「被告人の左肩を見ることはできないであろうという疑念もあるし、更に又、周囲の乗客で被害者に手の届くところにいた者の存在も否定できない」等々として、犯罪の証明なしとされた東海道線事件(上掲東京簡裁平一二・八・一一。弁護四八六、池上七七、九四、二一一)でも、「被告人の左手の甲が被害者の尻に触れることはあつたが、それは密着状態からして止むを得ないことであり」とはされており、間一髪の危うさが窺えよう。

〔8〕なお、今では少なくなったかと思われるが、知り合い同士の間では、わいせつ性・痴漢の認識なしに、女性の尻を触ったりするような人も時にみられるようである【個人的にも、かつて悪気なく笑顔で知り合い女性の尻に触っていた知人先生を見かけ、「えっ」と思った経験がある。他方、二〇一九・三・二五ないし二六の朝日新聞には、《お尻なでる男性「票持ってる」 女性議員、票ハラ直面》ないし《「票」の力でセクハラ横行》という、これはむしろ気になる記事もみられた】。これと直結するとはいい難いものの、やや注目されるものとして、静岡地判平三〇・三・一九〔佐藤正信裁判官〕があり、美術館で開催された粘土教室でインストラクターをしていた際、少女(当時、中学生)の尻を触るなどしたとして逮捕、起訴された被告人につき、「着衣の上から被害者の臀部付近・・・を手で触れたこと・・・は認められるものの、・・・わいせつ性を認識していたとまでは認められない」(被害者をゲームに参加させるための指導としての接触だったことも十分に考えられ、被告人がわいせつ性を認識した上で触つたと認めるには合理的疑いが残る)として(他に問題となったこともあるが、割愛)、無罪を言い渡している。なお、福岡高判平二九・九・一三〔岡田信裁判長〕も、マンション管理人の被告人が管理室で八歳の女兒の臀部を(その趣旨・態様はさておき、少なくとも)手の平で叩いた事実は認定できるが、それがわいせつ目的でなされたという証拠はないとしている(ただし、女兒と母親の公判供述の信用性を肯定して女兒の下着内に手指を差し入れ陰部を触つたなどの強制わいせつ罪の成立を認めた原判決を破棄し〔女兒はその被害を受けたとされる直後にも被告人にじゃれつき、まとわりついている客観的事実との整合性等々を踏まえた検討が不十分とする〕、無罪とした点を中心)。

(4) 〔対応の本文は、I 要点概説(六) 第一段落中頃〕無辜処罰の危険性をごく僅かでも回避するために余りに「多く」の犯罪者を無罪放免とすることは実際上できない、という場合の「多く」としては、どの程度までの人数を考えるかは、無辜処罰の回避に熱心な立場からは「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、百人の罪人が逃れる方が良い」とも考え得ようし、罪人を逃すことに比較的抵抗を感じない立場では「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、十人の罪人が逃れる方が良い」程度にもなり得る、など様々であり得る(たとえば、フオイエルバッハ〔福井厚訳〕『陪審制度論』一〇四、一四四訳注3参照)。なお、一般には認められていないが、「死刑での処罰」の場合には無辜処罰の回避が特に厳しく求められるべきではないのか、という問題もある(斎藤・研修一〇のほか、木谷一三七に関する「森の読書人」によるアマゾン上のカスタマーレビュー参照)。これを肯定する立場からは、「合理的な疑い」まではないものの、死刑にするには一抹の懸念が残る場合には、無期刑にとどめるべきことにもなるが、死刑廃止論とは折り合いがつきにくい。

(5) 〔対応の本文は、I 要点概説(七) 第一段落末尾〕虚偽自白して略式命令を受け(釈放され)たような

具体的事例として半ばたまたま小生の目についたところでも、その後、正式裁判を申し立て、一審で無罪判決の確定を得た事件（Ⅲ 2 A [A] (ロ) 参照）、二審で逆転無罪を得た事件（Ⅲ 2 A [A] (イ) 参照）、略式命令が確定した後に再審請求したが・・・という事件（注 3 [1] 末尾、菅野三七九の「二子玉川駅痴漢事件」）、略式命令を選択・甘受したが、悔しいやら警察・検事の暴言が頭を離れないやらで時々自殺を考えるというケース（鈴木健夫『ぼくは痴漢じゃない』についての「匿名」氏によるアマゾン上のカスタマーレビュー参照）、国際的な大手企業に勤めるエリート欧州人が混雑した山手線電車内で女性に痴漢と言いつてられ、会社の顧問弁護士に勧められて略式命令を選択・甘受したが、心に傷を負い、家族と共に日本を離れ、二度と戻って来ることはないと話しているという例（知人の仏フィガロの東京特派員が詳しく伝える、東洋経済ONLINE二〇一七・九・四記事）、がある（ただ、前記のように、東京地裁等では近年勾留は簡単には認めなくなったようなので、悲劇は減っているだろうか）。なお、虚偽自白は、痴漢事件に限らず、非軽微犯罪、更に殺人等の重大犯罪でも珍しくない（たとえば、詳細・包括的な司法研修所編〔田崎ほか〕の本のほか、内田博文ほか編『転落自白』、および、同書についての「森の読書人」によるアマゾン上の詳細なカスタマーレビューのほか、木谷・基本二二、小嶋一七四、一九四参照。なお、斎藤・東電の注八。他方、井上九一、一九六などは、少し筆が滑ったものか）。

（6）〔対応の本文は、I 要点概説（七）中頃の第五段落の末尾〕 間違えて別の人の手をつねる等すると問題なので、十分な注意は必要だが、不幸にして間違っても、痴漢に対する正当防衛の認識だった以上、「罪を犯す意思」（刑法三八条）がないので、暴行罪・傷害罪にはならず、せいぜい罰金・科料しか科せられない上に（検察官が起訴するには、被害者側の告訴が必要な）親告罪でもある過失傷害罪（刑法二〇九条）しか考えられないし（傷を与えていない場合は過失暴行で、罪にならない）、仮に告訴があったとしても、過失の立証は難しいこともあり、世論に逆らうような起訴は先ずありそうでない。

参考文献・略称

引用は、一部の文献の末尾において → で略語を特に記したものは別として、原則的に、著者・編者の姓（又はゴシック部分）と頁数により（「頁」および頁「以下」は省略）、複数の著作がある場合は、原則、姓をゴシックにした方の著作を指すものとしつつ、時には、姓に、ゴシックにした他の語句を添えて区別する。

なお、「刑訴法」は刑事訴訟法、「刑弁」は『季刊 刑事弁護』、「最判解」は『最高裁判所判例解説 刑事篇 各年度』、「File」は『冤罪 File』誌、の各略。また、裁判例に関しては、たとえば、「東京簡判平一二・八・一一」とあるのは、平成一二年八月一日の東京簡易裁判所判決の意味である。なお、原則としては裁判官名も記させて頂いたが、合議体による裁判の場合には、便宜的に裁判長のお名前のみ記させて頂いた（多数決の可能性も一応あり、裁判長が反対意見の可能性も絶無とは言い切れないが、最高裁の場合を除き評議内容は公表されず知り得ないことなので、ご了解願いたい）。

☆ 多くの引用裁判例が至極参考になったほか、主に、以下の諸文献、頻度上はとりわけ、→ を使って引用略語を記している痴漢冤罪問題に密接な文献、を参考に（あるいは、引用）させて頂いた。

青沼隆之「供述証拠による立証の現状と今後」中央ロー・ジャーナル一二巻二号（二〇一五年）

秋山賢三・荒木伸怡・庭山英雄・生駒巖 編『痴漢冤罪の弁護』二〇〇四年 → 弁護

秋山賢三・荒木伸怡・庭山英雄・生駒巖・佐藤善博・今村核 編『続・痴漢冤罪の弁護』二〇〇九年（二月）→ 続弁護

秋山賢三・荒木伸怡・佐藤善博・今村核（名倉事件弁護団）「痴漢裁判における判例の到達点と最高裁判決（最判平二一・四・一四防衛医大事件）の意義」〔ただし、四氏の個別論文〕刑弁五九号（二〇〇九年）

秋山賢三「最高裁二一・四・一四逆転無罪判決（名倉事件）について」LIBRA 九巻七号（二〇〇九年）

秋山賢三「痴漢事件」日本弁護士連合会（略称、日弁連）人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』二〇〇九年（一月）二七八頁以下 → 秋山・迫る

秋山賢三『裁判官はなぜ誤るのか』二〇〇二年 → 秋山・裁判官

荒木伸怡「痴漢えん罪の原因とその防止策」痴漢えん罪被害者ネットワーク編『STOP! 痴漢えん罪』二

〇〇二年

- 荒木友雄「刑事裁判例（最判平二一・四・一四防衛医大事件）批評」刑事法ジャーナル一九号（二〇〇九年）
- 栗野仁雄『「この人、痴漢！」と言われたら』二〇〇九年
- 飯島滋明『痴漢冤罪にまきこまれた憲法学者』二〇一二年 → 飯島
- 井内顕策「取調べ（自白）の有用性・必要性と刑事政策的意義・心理学的観点」中央ロー・ジャーナル二卷二号（二〇一五年）
- 池上正樹『痴漢「冤罪裁判」』二〇〇〇年（付、佐藤善博弁護士の解説） → 池上
- 石井一『冤罪 田中角栄とロッキード事件の真相』二〇一六年
- 市川寛『検事失格』二〇一二年
- 井上薫『痴漢冤罪の恐怖』二〇〇八年 → 井上
- 今西憲之ほか『私は無実です 検察と闘った厚労省官僚村木厚子の四四五日』二〇一〇年
- 今村核『冤罪弁護士』二〇〇八年（追記 2022年8月20日頃ご逝去。享年59歳。詳細は（八・完）末尾）
- 今村核『冤罪と裁判』二〇一二年
- 岩村修二「捜査の現状と制度的な課題の一端」法学新報一二一巻一一・一二号（二〇一五年）
- 植草一秀『知られざる真実』二〇〇七年
- 魚住昭『冤罪法廷 特捜検察の落日』二〇一〇年
- 大谷昭宏『冤罪の恐怖』二〇一一年
- 大坪弘道『勾留百二十日 特捜部長はなぜ逮捕されたか』二〇一一年
- 大森馨子・巖島行雄・五十嵐由夏・和氣洋美「痴漢遭遇時に臀部の触感覚のみに事実認定を頼る危うさ」刑弁七六号（二〇一三年）
- 沖田光男『裁かれる者 沖田痴漢冤罪事件の一〇年』二〇一〇年
- 小木曾綾「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」法学教室二〇一九年四月号別冊付録『平成の法律事件』
- 小澤実『左手の証明』二〇〇七年 → 小澤
- 押田茂實『法医学者が見た 再審無罪の真相』二〇一四年
- 押田茂實・岡部保男ほか 編著『Q&A見てわかるDNA型鑑定〔第二版〕』二〇一九年
- 笠間治雄（検察庁のHP等に掲載の「検察の理念」策定時の検事総長）「年頭所感」研修七五一号（二〇一一年）
- 笠間治雄「検察の虚像と実像」中央ロー・ジャーナル八巻四号（二〇一二年）
- 鹿野伸二「最判平二二・四・二七大阪母子殺害事件の解説」最判解平二二年度（二〇一三年）
- 亀井洋志『どうして私が「犯人」なのか』二〇一三年
- 家令和典「最判平二一・四・一四防衛医大事件の解説」最判解平二一年度（二〇一三年）
- 菅野良司『冤罪の戦後史』二〇一五年
- 木谷明『刑事裁判のいのち』二〇一三年
- 木谷明 編著『刑事事実認定の基本問題〔第三版〕』二〇一五年
- 木谷明「刑事裁判において冤罪防止上特に考慮すべき事項」判例時報二三四八号（二〇一七年）
- 木村喜助『田中角栄 消された真実』二〇〇二年
- 小泉知樹『彼女は嘘をついている』二〇〇六年 → 小泉
- 小嶋信勝（「関西検察」の巨星）・安達敏男『冤罪を生まないための裁判員裁判』二〇一二年
- 後藤昌次郎編『無実』一九八〇年
- 斉藤章佳『男が痴漢になる理由』二〇一七年
- 斎藤信治「東電OL殺人事件」法学新報一二四巻三・四号（二〇一七年）・・・本稿では挙げ切れない多くの参考文献を間接的ながら示唆・紹介する意味で、本旧拙稿等の頁数を挙げることも多いが、他意（尊大な見など）はないので、ご了解頂きたい（なお、ここ以下に挙げた五つの拙稿は、少なくとも当面、拙ホームページ <http://saitoshinji.jimdo.com/> に載せているレジュメの付録になっているので、ネットでも読むことが可能）。

齋藤信治「袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！」法学新報一二二巻一・二号（二〇一五年）

齋藤信治「戦後最大の刑事事件 — 八海事件 — の教訓（一）」法学新報一二〇巻一・二号（二〇一三年）

齋藤信治「一層尊敬される刑事司法への期待」研修七六四号（二〇一二年）

齋藤信治「松川事件・松川裁判とその各状況」法学新報一一七巻七・八号（二〇一一年）

酒井邦彦「情況証拠による事実認定と立証の程度について考えたこと」研修七七七号（二〇一三年）

佐藤栄佐久『知事抹殺 つくられた福島県汚職事件』二〇〇九年

佐藤博史『刑事弁護の技術と倫理』二〇〇七年

司法研修所編（田崎文夫・龍岡資晃・田尾健二郎 著）『自白の信用性』一九九一年（初出、一九八八年。布川事件に関し補正、二〇一一年。なお、「布川事件は、正に全面証拠開示の必要性を示した事件」との指摘は、小寫ら七〇〔安達元最高検検事〕。更に、二〇一九年五月二七日、東京地裁は同事件に関し、「検察官は公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負う。裁判の結果に影響を及ぼす証拠は、有利不利を問わずに法廷に出すべき義務がある」旨判示し、国と茨城県に賠償を命じた等と、翌日の朝日〔水野智幸教授の談話付き〕などが大きく報道。）

下村幸雄『刑事司法を考える』一九九二年

周防正行（協力、木谷明）『それでもボクはやってない』二〇〇七年

鈴木健夫『ぼくは痴漢じゃない！』二〇〇四年（含、升味佐江子弁護人の詳しい解説）→ 鈴木

高橋豊彦『それでも私は無実だ！！（古巣・東京地検特捜部と元特捜部長の宗像紀夫弁護士が“激しいバトル”）』二〇〇八年

田崎文夫・龍岡資晃・田尾健二郎 著（司法研修所編）『自白の信用性』一九九一年（なお、上掲「司法研修所編・・・」の個所参照）

田中森一『遺言 闇社会の守護神と呼ばれた男、その懺悔と雪辱』二〇一四年

田原総一郎・田中森一『検察を支配する「悪魔」』二〇〇七年

痴漢えん罪被害者ネットワーク編『STOP！ 痴漢えん罪』二〇〇二年 → STOP

中野並助（終戦時の検事総長）『犯罪の通路』一九八六年

長崎事件弁護団『なぜ痴漢えん罪は起こるのか』二〇〇一年 → 長崎団

夏木栄司『でっちあげ』二〇〇〇年

成澤寿信ほか編『日本の冤罪（法学セミナー増刊）』一九八三年

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』二〇〇九年（十一月）→ 迫る

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』一九九八年

日弁連「人権と報道に関する宣言」一九八七年（日弁連HPに掲載）

日弁連『被疑者ノート活用マニュアル（改訂版）』二〇〇九年

庭山英雄・荒木和男・合田勝義 編著『実務 刑事弁護と証拠法』二〇一一年

原田香留夫・佐々木静子『真昼の暗黒』一九六六年

原田國男『逆転無罪の事実認定』二〇一二年

原田國男『裁判の非情と人情』二〇一七年

廣津和郎『新版 松川裁判』二〇〇七年

正木ひろし『八海裁判』一九六九年

松井修視「報道の自由と犯罪報道」石村善治編『現代マスコミ法入門』一九九三年

三井誠「鍵は刑事弁護」論究ジュリスト一〇二号（二〇一五年）

向江瑋悦『無罪の記録』第一巻・第二巻（一九七七・一九七八年）

宗像紀夫「特捜検察の光と影」中央ロー・ジャーナル八巻三号（二〇一一年）

村木厚子（コラム・解説等、江川紹子。夫・上村勉・周防正行も発言）『私は負けない「郵便不正事件」はこうして作られた』二〇一三年

門田實『松川裁判の思い出』一九七二年

安廣文夫 編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』二〇一五年

安廣文夫「DNA鑑定」河上和雄ら編『大コンメンタール 刑事訴訟法〔第二版〕』七卷（四五三頁以下）二〇一二年

矢田部孝司+あつ子〔逆転無罪を勝ち取った夫妻〕『お父さんはやってない』二〇〇六年（なお、孝司氏のその後の話を紹介するものとして、栗野一六七）→ 矢田部

山本さむ『痴漢の百科』一九九八年

米田泰邦「被疑者取調可視化論の現状と課題」石松判事退官記念『刑事裁判の復興』一九九〇年

渡部保夫『無罪の発見』一九九二年

渡部保夫監修・浜田寿美男ほか編著『目撃証言の研究』二〇〇一年

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）

痴漢と冤罪についての一考察（二）

第一款 被害の実在性（１） 単なる物理的接触

他人の鞆や体などが当たっただけなのを他人の手による痴漢と誤解したかと思われる逆転等無罪事件としては、たとえば（なお、別に前回中の注3に掲記の諸例）、三鷹バス事件（東京高判平二六・七・一五〔河合健司裁判長〕）、駅内エスカレーター事件（大阪高判平二八・一一・二〔後藤眞理子裁判長〕）、右手の甲が女性の胸に接触事件（東京地判平三〇・九・一二〔井下田英樹裁判官〕）がある。なお、同種誤解の可能性も考えられそうな京王線逆転無罪事件も注目に値しよう（東京高判平一二・七・四〔安廣文夫裁判長〕。弁護六〇五〔二審判決〕、六〇七〔一審判決〕）。これらの事件の概要は以下のようなのだが、男も誤解されないように時に注意する必要がある。

〔一〕 三鷹バス事件については、ネット上にも記事が見られる（「マガジン9」内の「どん・わんたろう」氏・小石勝朗氏の記事等に加

え、BS1スペシャル「ブレイブ 勇敢なる者 えん罪弁護士・今村核」。なお、同番組の出版化、佐々木健一『雪ぐ人』ほか、判例時報二二四六号一二三に、専門的なコメント付で、高裁判決と破棄された地裁判決の各全文が紹介されているし、今村核（主任弁護士）・刑弁八一号七四、池添徳明・File二〇号二〇、二二号四〇（ツイッターでの一審判決批判も効果的だった様子）もあり、詳しくはそれらをお読み頂きたいが、女生徒も初めは本当に痴漢か相当疑ったようだ。しかし、結局、バスの揺れで傾いたとき、被告人が真後ろに立っている状態で、「被告人の左手は吊革につかまっていたが、右手は分からなかった。被告人から、手のひら全体でお尻の左側を数回なでられた。お尻の付け根の辺りから上にべったりと手で上げるような触り方だった。それが手であったことは、指の形だったり温かさだったり、少なくとも物では絶対ないことは分かる」といった心境に至った。しかし、上記のように、被告人の左手は吊革に掴まっていたと供述している。しかも、その点は車載カメラの映像でも、一〇〇%ではないにしても、大いに裏付けられたし、揺れるバス内で立っている場合、吊革等に掴まるのは常識でもある。それにも拘わらず、一審判決が「問題の時間帯の左手の状況は不明であり（被告人の「ごめんなさい」発言に関する弁解等も「不自然」）、バスが揺れている状況下で、右手で携帯電話を操作しながら、左手で痴漢行為をすることは、容易とはいえないけれども、著しく困難とまではいえない」（！）などとしているのには、「合理的な疑い」を無視しているか、むしろ、それ以上の無理を犯している嫌いがある（別に、混乱した判示も）。なお、同映像で窺われ一審判決も認めているように、被告人は右手では携帯電話を操作し恋人と通話しており、先行する恋人との（間もなくデートするという、乗車前の）約束以降、恋人とのメールでの（会う時間に関する）やりとりの間や直後（デート前）の痴漢も、関心が向くとは思われないという意味で、心理的に考えにくかろう（一審判決も、右手では不可能に近いと認めているが、心理的には左手でもほぼ同様と思われる）。また、手の平全体で数回べったりと撫でられたというが（スカートの生地は、触れば手に繊維が付きやすいものだった等の指摘も）、繊維鑑定はシロだった。なお、女生徒の背後に立っていた被告人はリュックサックを前に提げ

ていたので、それが女生徒のお尻に接触したことも考えられやすい。この例のように女性の一部は臀部の感覚に自信を持っているが、臀部感覚はそれほど精密なものではなく、当てにならないことについては、貴重な研究がある（大森ほか七〇。なお、鈴木二三四〔升味〕）。一番は、仮に小生が裁判官でも同じになるかも知れないが、一般には殆ど犯罪者の被告人それも男ではなく、検察・警察に支持・指導された女性それも女生徒に味方し、無理をしてまで有罪判決を下している（検察なども要反省か）。これに対し、二審のベテラン裁判官達は、弁護人ら・被告人の驚くほど徹底的な（詰めの鑑定依頼を含む）反証活動にも動かされたか、車載カメラの映像、被告人の言動等の綿密な検討の末に、「被告人が述べているように、被害者は、被告人が携行していたリュックサック等の臀部への物理的接触を、故意の痴漢行為と勘違いしたのではないかとの疑いは残るとみるのが合理的」と判示しており、十分に納得のいくものだ。

〔二〕 駅内エスカレーター事件では、エスカレーター上で臀部を着衣の上から触られたと感じた被害者（五〇歳）が振り向いて被告人に

「触りましたよね。」と言い、これを聞いた被害者の次女も直ちに「おっさん、触ったやろ。」などと言って、二人で被告人を捕まえた。少し酔っていた六〇歳前後の被告人は、駅員に「私の話も聞いて下さい。」と言って無視されたが、弁解録取書には「・・・女性のお尻を触ったことに間違いありません。」と記載されており、一番では有罪の証拠とされた。しかし、高裁のみるところ、被害者の証言は不十分であり（被告人から「手で」触れられたと判断した根拠は、「臀部の感触」と「直後に見た被告人の手の、エスカレーターの手すりの方へ引っ込む動き」に過ぎないし、それぞれ問題がある）、その次女の証言も、「被告人の手が母親の臀部付近に伸び、当たっているのが見えた」というが、不自然さと変遷や母親の証言との不一致があり（自身の明確な目撃なく母親に加勢した可能性を排斥できない）、被告人の両手から採取された微物に関する証拠も推認力の欠けるものに過ぎない。結論として、故意に手で触ったのかは疑わしく、鞆（か何か）が当たったに過ぎない可能性も排斥できないとして、逆転無罪とされた（判旨は精緻と思われる）。

〔三〕 手の甲接触事件は、午前七時ごろ混雑した電車内で会社員の手の甲が二二歳の女性の（着衣に覆われた）胸に電車の揺れに伴って複数回押し当たり、「防いでもやってこようとしたりしていたので偶然ではない」と痴漢視され、下車直前に携帯電話で服や腕を撮影された末、起訴されたが、女性の供述には変遷・混乱もある一方、痴漢の意図を推認できるほどの事情は認められず、「電車の揺れや周囲の乗客の圧力による身体的接触を、意図的な痴漢行為であると誤認した可能性は十分考えられる」等として、無罪とされた。被告人の乗り越しなど気になる点も残るものの、女性の誤解だった可能性は十分と思われる。

〔四〕 京王線の調布・明大前間で、着衣の上から臀部・大腿部付近を撫で回したとして起訴された事件では、逆転無罪とした高裁も、痴漢被害の存在自体は認めており、確かに、被害者は被告人が犯人だと断定しているものの、触っている犯人の手自体は見えていないと自認していること、当初は不確かな消去法で右後ろにいた被告人を犯人視していたようでもあること等から考えて、人違いの可能性、すなわち隠れた真犯人の可能性も否定し切れないとは思われる。二審判決も、「当時車内は満員の状態であったから、当然被害者の真後ろにも乗客がいたと考えられるところ、被害者は、自分の真後ろにも人はいたと思うが確認していないと証言して」おり、「結局、被害者の真後ろにどんな人がいたかは明らかでなく、被告人以外の者が犯人である可能性を否定することはできない」としている。が、他方、精緻な二審判決を読んでも、痴漢の手と間違われかねない長身の被告人が持つ鞆と袋（鈴木一八によると、これらを被害者が後ろに押しのけるように蹴飛ばしたとか。あるいは、右後ろからの痴漢の手とでも思ったのか？）等や、被害者と背中合わせに（あるいは、被害者の真後ろに）立っていた（と被告人が言う。なお、鈴木一八にも〔ディバックと〕記載の）女性の背負ったディバック（これは被害者に当たると思われるが、被害者はこれを認識していない。あるいは、むしろ、後方からの痴漢の手だと誤認した可能性も？）は出てきても、真犯人の影はどこにも格別には窺えないかのようでもあるのが（ただし、第三款も参照）、やや気に掛かる。また、実質的に被告人と弁護人の共著であり、人生を激変させる痴漢冤罪の重苦しさ、弁護人の無辜救援活動に立ち塞がる障壁の多さ・峻険さ等々を伝え大変参考になる、鈴木の本の二五四（升味佐江子弁護士による解説の部分）には、「私は、どうしても、痴漢行為があったということ自体が思い過ぎなのではないか、鞆とか傘とか傘を握っている拳の指の付け根の関節とか、当たったものを指とか手と思ったんじゃないの、という

疑問を拭きませんでした。その一方で、痴漢行為がないなんていう想定を裁判所がする訳ないと『確信』していました。だから、」云々とあるのも、注目される。序でながら、二審が、不可能でもないが恣意的な論法を避けて、無罪とした（弁護六〇〇参照）ことに関して、同弁護人は「なんだか夢のようにフェアな裁判所に当たったんだなあ、と思いました。」とも記している（詳しくは、鈴木二六六参照）。

第二款 被害の実在性（２） 変わり種 ―― 背もたれ痴漢疑惑事件

このバスの背もたれを掴んでいたのを痴漢視されたい事件は、幸い二審で逆転無罪となったが（東京高判平二六・一二・一一〔村瀬均裁判長〕）、女性の思い込みに基づく痴漢冤罪が（普通想定されるような範囲も超えて）相当広がり得る可能性を示している点で特記に値しよう。一審（地裁）が有罪認定した事実は、検察官主張の公訴事実と同様のもので、その要旨は、午後八時前、走行中のバス内で二三歳の女性の右脇を着衣の上から右手で撫で回した、という地味なものである（これは、やや違和感もあるが、迷惑行為防止条例に違反する「卑わいな行為」とされた）。その証拠としても、被害者の（後記のように、疑問な）証言があるのみで、客観的証拠はない（バスのドライブレコーダーには問題の行為自体は映っていないし、被害者の着衣から採取された付着物からは被害者のDNAのみ検出）。痴漢撲滅と（その関係での）女性保護は「国策」で、特例かも知れないが、よく起訴したものだ。

被害者の証言の概要は、「進行方向に向かって右側の窓側の席に座っていたところ、被告人が後ろの座席に座ってしばらくすると、右脇の付け根から下に約八センチほどのところに、着衣の上から或る程度柔らかいものが、触れるか触れないかの強さで当たり、直径五センチほどの円を描くように、速くもなく遅くもなく動き続けるような違和感を感じた。後ろの座席から傘などが飛び出していて、それが当たっているのかな、と考え、特に体勢を変えたりはしなかったが、約四五秒間そのような違和感を感じた後、それが何かを確認するため、体勢を変えずに左手を右脇に差し込んだところ、手の甲側の指先部分に触れ、その直後、その手指が後ろに引き抜かれるのを感じた。そこで、後ろを振り返ったところ、被告人が寝たふりをしたため、被告人から右脇を手で触られていたのだと思った。」というのだ。他方、被告人は、「私は右手で前の座席の背もたれの右端を掴んでいただけであり、被害者が振り返る少し前に、その右手の指先に何か触れた気がしたので、掴む場所をややずらし、その後、再度、右手の指先にしっかりとしたものがコツンと当たったので、右手を引いたが、それ以外に被害者に触れたことはなく、触るつもりもなかった。被害者が振り返った際、寝たふりなどはしていない。」旨主張する。被害者は、被告人が痴漢行為を否認し続けるや、バスの運転手の所に行き、痴漢された旨申告した。

被害者の証言とくに太字部分が確か（信用できる）なら、一審判決のように、「被告人が右手で被害者の右脇を撫で回した」事実を認定できそうだが、問題はそれが本当に確かなものなのか、である。二審判決は、それには「思い込みや勘違いが含まれているのではないかという疑いを払拭することができない」とした。その根拠としては、とりわけ、もし被害者が当の時点で本当にそのような違和感を覚えたのであれば、後ろの人が手を伸ばして触っているのではないかと容易に考え得た筈であるのに、そのような考えに至らず（却って、「後ろの座席から傘などが飛び出していて、それが当たっているのかな、と考え」）、そのため回避行動にも至らなかったというのは、理解し難い、言い換えると、被害者の上記太字部分のような証言内容は、実は、違和感を覚えた時点の認識をそのまま述べたものではなく、その後、違和感の原因は被告人の手だと認識したこと、事後的に記憶を喚起し、あるいは推測（ないし、思い込み・勘違い）したのではないかという疑いが払拭できない、というのだ。結局、「被害者の感じた違和感が、被告人が背もたれの右端を掴むことによって感じさせたものではないと断定することは困難である。」と。これは鋭い洞察で、人の証言を鵜呑みにするのは危険であることの良い一例になっているようにも思われるが、どうだろうか。

第三款 大きな問題 ―― 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

痴漢犯人の特定で、特に注意を要すると思われるのは、「痴漢で捕まるのは、殆どが初級者か痴漢冤罪者で、上

級者・中級者といった痴漢常習者は、満員電車内痴漢の大部分を犯しているが、自ら捕まるようなヘマは先ずせず（庭山英雄・弁護二〇七）、間々、善良な他人を間に介在させて、その他人の方が疑われるようにして痴漢を働くものである。」旨の指摘である（荒木伸怡・弁護二七、秋山・迫る二九一、池上九六、山本四二等参照）。確かに、常習か否かを問わず、痴漢を働く者は世の中に数多いようであるが、当然ながら、捕まりたくない、そのリスクを最小にとどめたいと思う者も多そうである。とくに犯行頻繁な痴漢常習者の殆どは、その策略に長けていよう。だとすると、犯人と気付かれないよう、「他人を間に介在させて」痴漢を働くケースは多く、とりわけ、①被害者の背後にいる無関係の二人の間隙等から更に背後の犯人が手を伸ばして触るとか【その無関係の二人が密着していない場合など被害者との距離は二人とそう違わないことも多いし、二人の肩が密着していても二人の腰の間には隙間ができ背後から手を差し入れれば被害者の体に楽々届く。犯人は、被害者に直接接していないから疑われにくいし、「そんなに手の長いヤツはいない」とも——次の〔一〕で取り上げる事件の場合のように——軽信・看過されがちだし、方向が真後ろだから時に死角にもなりがちだ〔被害者のすぐ真後ろにいた真犯人が見落とされた可能性も残るとされた例として、第一款〔四〕でふれた京王線逆転無罪事件の東京高判平一・二・七・四〕】、②被害者と正面から向き合っている（あるいは、被害者の後ろなど前後に同じ向きで立っている）無関係の市民が痴漢をしていると思わせるべく密かに左右の横合いから手を伸ばすとか、のかたちで痴漢を働くケースが多く存在し、その煙幕・ダミーとして利用された他人が不幸にも痴漢と間違われて捕まり起訴・処罰される場合も結構ありそうに懸念される。

〔一〕たとえば、西武新宿線第三事件（今村核・続弁護九七、同・弁護士一二八、秋山・迫る二八三参照）では、被害者（女子高生）の背後に（女性と横並びで右側に）いた会社員が、被害者に捕まえられ、起訴され一審（著名裁判官）有罪となったが、被害者は被告人の乗車駅の次の駅の乗車ホーム上から痴漢被害を受け始めたと述べており、この一事だけでも、既に被告人の犯人性は疑わしく（他にも、被告人のしていた特大の腕時計が「パンツの中に手を入れ陰部を触った」「パンツはずり落ちなかった」という痴漢内容と調和しにくい、そもそも被害者が被告人を犯人と思った根拠が不十分、警察が微物採取を忘れた等の問題があったが）、被害者の後ろの左右に並んでいた女性と被告人の更に背後・真後ろに真犯人——被告人のいう「外国人風の男」——がいた可能性が（その可能性はないと被害者を誤導した捜査官の思い込みに反して）極めて高そうな事案である【被告人は、東京高判平一八・三・八〔原田國男裁判長〕で逆転無罪となった。詳しくは、原田八七、九二、更に、加藤健次・刑弁四七号一二五、小澤七、二二六〔極限状態に追い込まれた家庭と妻の自殺未遂〕、なお、File 創刊号一三、三〇、四〇参照】。この事例は、その種の事案が実際多いかも知れないことを窺わせる貴重なもので、この教訓は極めて重く、被害者（時に捜査官・裁判官）の「常識」・素人考えによる犯人特定は、かなり多くの事案で、当てにならないことになった訳である。

〔二〕そのほか、真犯人は被疑者・被告人の横合いから手を伸ばして被害者に触っていたという可能性にも、また、大いに注意が必要だ。たとえば、東京地判平二九・三・九〔伊藤ゆう子裁判長〕は（東京高判平二九・一・二・一二〔大熊一之裁判長〕が支持）、JR湘南新宿ラインの通勤電車内で一七歳の女性の下着内に手を入れて陰部付近を触ったとして強制わいせつ罪に問われた五〇代の被告人につき、被害者は「股間の前に伸びている手は被告人の手しかなく、そのほかに被害者の周囲に伸びている手はなかった」等と主張するが、被害者の周囲のどこにどのような人がいたのか記憶がないとも述べているし、乗客同士の服と服が接触し床が見えない位の混雑ぶりで、かつ、被告人の左腕にコートが掛かり被害者の服に接触もしている状況で、他に手が伸びていないことをどのように確認し得たというのか明らかでない等の問題がある一方、被害者の傍に、別の男二人が立ち、被告人は左腕にコートを掛けていて、第三者が被告人のコートの下から（被害者に見えないように）手を伸ばして猥褻行為に及んだ可能性も排除しきれない、等として、無罪を言い渡した（なお、被告人は手の付着物を採取されたが、被害者のDNAは検出されなかった。第七款〔六〕第一段落）。

他にも、貴重な裁判例がある【とくに、東京地判平二四・九・二〇井下田英樹裁判官〔たとえば、被害者の左隣に立っていた人物からの実行も可能〕、大阪地判堺支判平二二・一一・一二飯島健太郎裁判官〔被告人の右側にいた者による犯行の可能性〕、大阪高判平一九・五・二五陶山博生裁判長〔被害者の右側にいた者等の可能性。逆転無罪〕、札幌地判平一五・五・九森島聡裁判官〔被告人の左横の男の可能性〕】。

第四款 被害の実在性（３） デッチ上げ

デッチ上げの事案としては、示談金獲得目的で関西の私大生が交際女性を利用してデッチ上げ虚偽告訴で実刑判決を受けたケースや、構ってくれない夫を振り向かせようと痴漢被害をデッチ上げ実刑判決を受けた例もあるが（これらについては、より具体的な内容はさほど重要性が高いとも思われぬ上に、何時までも過去を暴き立てるのは躊躇される事情もあるので、詳論は控えたい）、意外に広がりがあるようにも思われ、特別に注目に値すると思われるのは、むしろ、不快感・迷惑視からのデッチ上げの問題である。以下、これに関して述べたい。なお、デッチ上げ疑惑は、不当に隠蔽されるべきではないが、希薄な場合など安易に公にされて良いことでもないため、判断微妙（裁判所慎重）で表面化しないケースも考えられる。

〔一〕 第一に上げるべきは、最高裁平成二一・四・一四防衛医大（名倉）事件逆転無罪判決であるが、これは、後にⅢ 1 で詳しく紹介・検討するので、デッチ上げ疑惑の点もそこに譲る。

〔二〕 新しくは、一七歳の女子高生のブラジャーを下にずらして胸を揉み、同女の手を被告人の股間に押し付け、同女のパンツの中に手を差し入れて陰部を触り、唇に接吻したなどとして、強制わいせつ罪で起訴された事件で、被害者（仮称。以下同じ）の供述は、それほど具体的・迫真的とはいえない上に、不自然なところが多々目立ち、過去の（手を握るといった）迷惑行為を恨んで懲らしめようなどと虚偽の被害申告をした疑いがある（また、被告人は検察官には自白しているものの、それは、「認めれば帰れる」と言われており、早く家に帰りたい、仕事も辞めたくないといった理由に基づく虚偽自白の可能性があると）として、無罪とした裁判例（京都地判平二七・三・二〇〔渡辺美紀子裁判官〕）が注目される。

〔三〕 夕方スーパー屋上駐車場に止めた被告人運転の乗用車内で、いきなり助手席の女子高生の乳房を揉むなどしたほか、下着の中に手を差し入れ陰部に指を挿入して弄ぶなど強いて猥褻な行為をした（主位的訴因：強制わいせつ。訴因＝検察主張の罪状）、あるいは、被害者が一八歳未満と知りながら単に自己の性的欲望を満足させるため前記のような行為をした（予備的訴因：青少年健全育成条例違反）として起訴された会社員につき、仙台地判平三〇・二・八〔小池健治裁判長〕は、いずれの訴因もこれを認めるには「合理的な疑い」が残るとして、全面無罪を言い渡した。二人は会員制交流サイト（SNS）で知り合い事件前に二回は性交等があったと認定し、女子高生が被告人との従前の親密な関係を窺わせるLINEメッセージのデータを事件後に消去・隠蔽したことも重視して、「初めから無理やりされ」車内からLINEで彼氏に助けを求めた旨の女子高生の供述を疑問視し、むしろ、被害者は被告人との性的接触を当初は受け容れていたものの、途中から「やっぱり彼氏がいい。」と言ったため、被告人は驚いて、直ちに性的な行為を止めたにも拘わらず、彼氏が事件当時にはできていたのに被告人と性的接触をしてしまった言い訳などとして、初めから同意していない旨ウソを言った疑いも否定し切れない、等とした。また、予備的訴因に関しては、判決は、福岡県青少年保護育成条例違反事件についての最高裁昭和六〇年一〇月二三日大法廷判決（文献も含め極めて詳しいのは、高橋省吾・最判解二〇一。なお、拙著『刑法総論』三五）を引用しつつ、「被害者に対し本件当時に好意を抱いていたという被告人の供述を排斥することはできない。・・・被告人は、専ら自己の性欲を優先したとまでは言い難い。」等とした。

〔四〕 西武新宿線（第一）事件と呼ばれるケースでは、東京地裁が被害者の供述を実質「唯一の（有罪）証拠」と認めつつ、これを全面的に信用して、否認を続けた被告人に対して、反省の色も見えないと懲役一年二か月の実刑を宣告したのに対し、高裁は「被害者の証言には幾つかの無視できない疑問がある」一方、「被告人の否認供述の信用性は、容易に否定できない」旨判断して、原判決を破棄し無罪とした。その功績は絶大と思われる。ただ、高裁も、弁護側の「狂言説」戦術的撤回の影響や被害者・検察等への配慮もあつてか、誤認逮捕の可能性を認定しているだけで、被害者の「証言を全体として見ると、その供述内容は、原判決が説示するとおり、具体的かつ詳細なものであり、体験に即さないのではないかと疑わせるような、空想的・作為的な色彩は見られない（この点、被害者証言に係る犯行態様は、混雑する電車内で、犯人が自己の陰茎を露出して、見ず知らずの女性の手に一〇分間にわたり擦り付けるというものであるが、犯人が股間を押し付けるなどして被害者の反応を窺った上で、本件犯行に及んだと解することができる上、婦女子の前で陰茎を露出する公然わいせつ等事犯が世上稀

ではないことなども考え合わせれば、特異な犯行ではあるが、荒唐無稽とはいえず、むしろ、創作で語ることができるものではないといつてよい。」としている【東京高判平一四・一二・五〔仙波厚裁判長〕。弁護三八四、三九八、鳥海準・続弁護七二、秋山・迫る二八二、F i l e 創刊号二〇、そして、悲惨な冤罪〔三カ月の身柄拘束も伴う捜査・裁判〕被害に見舞われた被告人および妻の、うつ状態、頻繁な夫婦喧嘩、一家心中未遂まで含む赤裸々かつ綿密な苦闘記録として大変貴重な、矢田部九等参照。なお、周防五】。

しかし、愚見では、人違いの可能性だけではなく、むしろ、トラブルの不快感から、かつて知人から密室内で受けた行為などの（陰茎も触ったという）男性経験を参考に、デッチ上げた可能性も疑われる。被害者の専門学校生（一九歳）が受けたと称する上記痴漢行為は、「午前七時五七分ころから午前八時一〇分頃までの間に西武新宿線鷺ノ宮駅から高田馬場駅に至るまでの間を走行する電車内」という舞台も考えると、被害者のみが感知し周囲に気付かれずに済むとは到底見込み得ない（しかも、近くの乗客にも汚損被害が見込まれ黙過されるとは考え難い）公然わいせつ行為でもあり、余りに特異・荒唐無稽の感が強い（過激さ等からは常習犯としか考えられないのに、いとも捕まりやすい行動は常習犯タイプではない。そもそも二人は鷺ノ宮以降全く離れていたという趣旨に帰する第三者〔被害者の友人！〕の証言さえあるようだ。「鷺ノ宮以降、被害者の姿を全く見た覚えがない」とも述べる矢田部一九四参照）。

より分かり易そうな表現（弁護三八〇等参照）では「被害者の手を掴み、その手を動かして（一〇分間ほど）自己の勃起し露出した陰茎に擦り付け続けた」という上記の行為のほか、実は、それより前に、感触上、「勃起した陰茎を（田無駅出発後から鷺ノ宮駅まで、双方の着衣——厚手のウールコートと膨らみのあるダウンジャケット等々——越しに、約一〇分間も）被害者の腰骨下辺りに押し付け続けた」行為もあった、というのが被害者の独自の主張で（弁護三八一）、その際に（相手が自分より頭一つ分位背が高く、持ち物としてウォークマンのリモコン部分をのぞかせた黒のバッグを持っていたこと等を観察したほか）相手の服を覚え顔も見た（その点等から、二つの行為の犯人は同じで被告人だと断定できる）とも主張されている（「ちらっとだけ見た」という割に、被告人を、〇・二か〇・三の視力ゆえか精確さに問題がある部分を含むが、詳しく描写）。が、この前段階の行為は、そもそも起訴されていない（検察官すら、本格的攻防の対象とする自信はなさそう）。おまけに、この前段階の行為があったとすれば、大きな身長差（二六センチ位）に伴う顕著な不自然さが付け加わる（二審判決・弁護三六五、矢田部一五四等参照）。更に、そんな不快で執拗な痴漢行為が本当なら（更なる被害を避けるためにも）、鷺ノ宮で停車した時、（他の乗降客の動きに伴い）車両を変えるとか電車から降りるとか当然しそうなものだが、実際はそのまま乗り続けており、妙だ。

しかも、被害者が高田馬場のホームで痴漢呼ばわりした被告人が着用ズボンの前開き部分は、出し入れ容易な通常のチャック式ではなく、四個のボタンで留める特別形式で（加えて、このズボンは体に密着しているタイプ等のため、ボタン部分を開くだけでは足りず、いつもベルトを緩めて用を足していたとか）、それも、容易には身動きがとれないほど相当混んだ電車内であり、更に、ズボンの上には股下約一〇センチまでのダウンジャケットも着ていたのだから、既に勃起していたという陰茎の出し入れは、まして、周囲に目立たず且つ短時間でのそれは、至難・不可能だった筈だから、被告人は「鷺ノ宮を発ってから一分前後の頃、ごそごそして陰茎を出し、私の手を陰茎に擦り付けた」、「高田馬場のホームが見える辺りで、私の手を陰茎に擦るのを急に止めて、ごそごそし、出していた陰茎を中にしまった」旨の被害者の主張は、人違いよりデッチ上げを思わせる。

上記のような特異な「痴漢」は被害者が主張しているだけで（被告人は終始一貫否定）、それを裏付ける客観的証拠は何もない（気付いた旨の第三者証言などもない）。勃起し長らく刺激されたというなら（一種異常な者の興奮もあって）高い確率で出そう・付着しそうな体液等についても、その証跡なく（二審判決）、被害者も（躊躇の末に）付かなかつたと証言している由だが（なお、そんなことを本当にされたのなら、不潔感から早々に手を洗いたいものだろうが、手を洗ったのは後のことだという）、このような怪しげな訴え（しかも、容疑者否認）で立件・起訴するのなら、微物採取・DNA鑑定等が当然なされて然るべきところだ（なされた様子はない。なお、矢田部五七）。被害者が退避行動を取っていないのも変だし、被害に遭ったのは本当だと信用させたくてか、被害中に助けを求めるメールを発信しようとしたが圏外で送信できなかったとも主張するが、稀にしかない事態で眉唾ものだし、自分で声を上げたり争ったりもせず、離れた場所にいる友人に（掴まれていない方の手で持ってい

たバッグは可能なら肩に移し、その手で携帯を取り出し気付かれないよう、困難を押して) メールしたとしても助けられる訳はなく、そもそも不合理・不自然な上に、そう行動した証拠も不可解なことに欠けている。

そして、注目されるのは次の事情だ。被告人は地裁公判で、「田無駅でアトピー症状の重い顔をした被害者が乗車してきて、私の正面に立ち、私にどげよというふうな顔で私の方を見た。私はすごく嫌だと思い、睨んだかも知れない。そのまま被害者と向き合っているのが嫌だったので、右前の方に身をかかわした。」などと供述し(二審判決も参照)、これを受け、弁護人は、強いコンプレックスのある被害者に対し、被告人が強い嫌悪感を露わにしたため、被害者が強い怒りの感情を生じさせ、虚偽の犯罪を作り上げたなどと主張した。なお、被告人は、「思い当たることといえば、彼女が乗ってきた際、私の正面に立ちふさがり、睨まれたと感じたことで、私が彼女を睨み返し、舌打ちして、避けるように身体をかかわしたことだった。その行為が、彼女の容姿——重症のアトピーのせい(正しくはアトピーではなく痣だった)、赤黒い顔をしていた——を侮辱したと誤解されたかも知れないということ」とする(矢田部一五七・二一)。

どちら(か)が悪かったかは不明だが(睨んで「どげよ」というより「もっと奥に入ってよ」というのだった可能性も? 気の毒な相手に睨み返し・舌打ちなどは刺激的・余計かも)、二人が感情的に対立したこと自体は間違いなさそうだ。そんな相手への痴漢は全くありそうでない(相手がおとなしく痴漢被害を甘受するとも考え難い)。相手は皮膚炎だと思ったら、尚更だ。なお、被告人は(会社が受験指示の)英会話の試験があるので勉強にCDを聴いていて、そもそも痴漢などに関心が向きそうでもない。加えて、プレーヤーの入った鞆を脇に抱え、他方の手は吊革を掴んでいれば、物理的にも痴漢は困難だ(吊革の存在は一審では被告人の虚構とされたが、少なくとも可能性はあることが二審では認められた)。そして、被告人の嫌悪感・反感の露骨な表明で、被害者が(コンプレックスも影響し)痛く感情を害されたことも確からしく思われる。それが(それほど大変なことになるとまでは予想しないので、仕返し的な)デッチ上げにつながった可能性は、あながち、むしろ、以上の諸点を総合考慮すると、到底排除し切れない気がするのだが(被告人を高田馬場で痴漢だと突き出した被害者が、その前、鷺ノ宮で車両変え等する訳にはいかなかったのも、納得がいく。また、被害者の友人の前記証言によると、実は、鷺ノ宮以降、被害者は被告人の近くにはおらず、これは「痴漢」の偽りを物語ると共に、仕返し作戦を練るに引き、頷ける)、どうだろうか。

〔五〕 別に、気になるのは、一連の痴漢事件無罪判決の先駆となった宇都宮線事件控訴審判決である【被害者の証言は被害状況および犯人確認の点で多大な疑問ありとした当時画期的な逆転無罪の東京高判平一〇・一二・二。弁護一三三、六一五、六一九、池上一四一参照。裁判長は、後に最高裁長官になった島田仁郎で、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法』第二版第三巻に甥の故・島田聡一郎早稲田大学教授と共著で責任能力を精緻に論じ、木谷四五(その最終講義に臨席)や、夏樹静子『裁判百年史ものがたり』末尾の「特別対談」に登場、ウィキペディアでも人物紹介】。

被害者の主張によれば、満員電車の中で、臆の中に指を入れられ(身長差もあり、少しかがむような姿勢になり、周囲に目立つのに)、七分間位も続けて指でピストン運動をされたという(そんな運動を七分ほどは通常あり? しかも、途中駅での乗客乗り降りもあり、途中難を逃れられそうなもので、降車「駅直前で後ろを振り返って『降りて』」と言い、降車後は、被告人の袖を掴んで結構汚い言葉も使って大声で叫んだ)うえ、被告人が逃げようとしたので追いかけて捕まえたという摘発・逮捕行為の激しさからすれば、なおその感が強いが・・・)、極めて信じにくい「被害状況」であり(なお、被害者の言うところでは、犯人はハハハ息をしていた、「降りて」と言うと、男は少しうなずき、陰部を触るのを止めて、被害者のパンツの乱れを直した)、「犯人確認」(被告人が犯人だとの特定)も全く無理・不確かだと認定されている(被告人は、そのような猥褻行為をしたことは全くない、と主張。会社役員らも被告人の無実を確信、昇格人事も決定の由)。さらに、被害者は一六歳の女子高生ながら、茶髪で、証言公判にクラスメート多数を呼び、セックス経験や何十回もの痴漢被害ありとも証言し、示談に前向きだったともされ、更に、注目すべきことに、被告人は途中駅で多くの乗客が乗ってきた際にそれらの乗客に押されてよろけ、その右肩を被害者の背中辺りに勢い良くぶつけ、その後、姿勢を立て直そうとした時に、鞆を持った右手の甲(やその鞆)が被害者のスカートの上からそのお尻辺りに触れて、ずり上げるような形にはなった、とされるので、高裁判決の示唆する、何者かによる、被害者の主張よりも軽い猥褻行為の可能性、ある

いは、更に、憤慨・腹癒せ等、ないし（併せ）、誤解と誇張も考え得るかと思われる（池上一四七、一六三も参照）。

〔六〕 その外、十分な解明には至っていないものの、沖田国賠事件は、電車内での携帯電話の利用を止めるよう注意された女が逆恨みして痴漢被害をデッチ上げた疑いの濃厚な事件として知られている（秋山・迫る二九〇、沖田三、亀井一八三、一端ながら有益な最二判〔民〕平二〇・一一・七〔津野修裁判長。なお、判例時報二〇三一号一四に解説〕、など参照）。別に、飯島一五、三九、九八も、かなりトラブルからのデッチ上げ被害を思わせる。さいたま地判平三〇・一一・二一〔高山光明裁判長〕では、その可能性も否定し切れないとみられている。また、痴漢事件ではないが、トラブルからの（少なくとも客観的な）デッチ上げの危険を教える良い例がある（◆7）。

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）

《甲》注目すべき裁判例など 〔A〕紛れもなく被告人がその手で触っているのを見たなど一見決定的・決め手のような（逮捕協力者などの第三者あるいはより多くは被害者の）証言がなされていても、必ずしも当てにならないことに、特に注意が必要だ（これらの者は、後に、《乙》第二段落で説明するように、時に事実上一種の「係争利害当事者」の危険な性格も帯び得る）。裁判所が冤罪防止に努めた貴重な実例が幾つもみられるが、たとえば、埼京線第二事件と呼ばれているケースが参考になる（一審の無罪を維持した綿密な東京高裁平成一二・八・二九判決〔安廣文夫裁判長〕。弁護五八一〔控訴棄却・「有罪」とあるは誤り〕、五八七、Ⅲ2B（ハ）、参照）。この事件では、被害者の臀部を着衣の上から触った犯人に関し、被害者と目撃者の証言があったが、被害者の証言は「勇気を出して『やめてください』とそこそこ大きい声で言った・・・瞬間、犯人が触っていた手をずっと右後ろの方に引いたのが分かった。犯人を見ようと振り向いたとき、ちょうど右後ろの方にいた被告人と目が合った。被告人は、目を丸くして驚いた顔をしていた。手が届く人は被告人しかいないという感じだったので、被告人と目が合って被告人の驚いた顔を見たとき、犯人はこの人だと思った。」というに過ぎず、極めて疑問な主観的判断にとどまり、説得的な根拠に基づくものではないし、しかも、捕まえたとき被告人から「本当に私がやったのか」と聞かれ、「自信はないけれど、触られたことは確かです」と答え、また、その前、目撃者（仮称）から「捕まえようか」と聞かれて、「（犯人が）誰か分からない」と言っている位だから、被害者の証言のみでは被告人を犯人と断定し得ないことは明白である。他方、一見決め手の目撃者の証言は、「僕の手の手甲と被告人の手の手甲が触れているので、被告人の手の手甲を感じ・・・被害者のお尻を触っているのを感じて痴漢だと思った。触っているところを見てやろうと思い、電車が揺れたとき少し間隔を作ることができたので、そこから見ると、被告人が被害者のお尻を左の手の手甲で円を描くようにある程度の範囲を触っていた。・・・被告人の鼻息がはあはあと荒かったのをはっきり覚えている。」といったものだが、多々疑問等が見出された。すなわち、〔1〕触った部位、触り方が被害者の証言と食い違っている。〔2〕被害者証言と異なり、被害者が「やめてください」と叫んだ後も、被告人の手は引っ込められなかった、としている（不自然でもある）。〔3〕目撃者の手の手甲と触っている自分の手の手甲が接触し続け、痴漢の動きを感知されそうなのに痴漢行為を続けたというのは、余りありそうでない。〔4〕目撃者は（ここ四年位の間に一五回位、電車内での痴漢行為を目撃し、うち、）正義感から痴漢を捕まえること、今回は四回目だというが、それにしても、とりわけ、被害者が大声で叫んだ後も、痴漢行為を止めなかったり、被害者も降車してからその意思を確かめた上で捕まえれば良いとしたりしているのは（逮捕の機会を失する可能性もあり）不自然だ。他方、被告人は、本件当時六〇歳の定年を間近に控えた勤続三六年の会社員で、当日も、翌日の株主総会の資料の修正のことで頭が一杯の状態出勤していたと語っており、勤務態度・生活態度とも真面目で、前科・前歴もなく、一貫して犯行を否認し、その弁解内容も直ちに不合理とは言い難く、弁護人を介して検察官から「事実を認めて五万円払えば釈放します。被害者と示談すれば起訴猶予も検討します」と言われても、「やってもいないことを認めると一生後悔する。」と断り、更に、身の潔白を晴らすのに中途半端な姿勢ではできないとの思いから、上司に事情を説明して退職し、全ての時間を身の潔白を晴らすために費やすとの覚悟を固めて裁判に臨んでいる旨述べている（裁判所も、これを虚偽として一蹴することは難しい）。結局、高裁でも、一審の無罪判決が支持された。

その他、《1》弁護五〇八・五一四の「背後から左右の手を（私の下腹部に）回されたとき、私はその手を見たが、同一人の手でボタンなどが付いている白っぽいコートの両袖口も見えた。更に、右側から首だけ右に回して後ろを見たところ、背後にいた男性は白っぽいコートを着た被告人であった。」とも主張されたが、最初（本件当日）の調書では「白っぽいコートの袖」に関する供述は全くしていない等の看過し難い変遷、動揺や曖昧部分があり、また、「当時の混雑状態の中で、被害者が下腹部に回された手の袖口を確認することが果たして可能であったか否かについても、疑問を差し挟む余地がある」等々と判示された総武線事件があり【東京高判平一三・三・二八龍岡資晃裁判長〔無罪維持〕。本件詳細と一審判決につき、池上九，二〇二。なお、被害者は、自身も被告人もズボンとコートとを着用していたにもかかわらず、背後から「十数分間にわたり、尾てい骨とウエストとの間に勃起した男性器を押し付けられっぱなしであった。押し付けられたものが男性器であることは、勃起していて温かかったから間違いない」としたり〔そのため、被告人側では硬度や温度に関する殆ど珍妙な鑑定書まで用意・提出！〕、その際、一〇数分間も、体を動かすなど難を避けるための行動に出ていなかったりで、一・二審の不審を買っている】、《2》第一款〔二〕で取り上げた駅内エスカレーター事件でも、目撃者の「被告人の手が母親の臀部付近に伸び、当たっているのが見えた」という証言は疑問視されたし、《3》後にⅢ1で詳しく紹介する防衛医大（名倉）事件でも、女子は「成城学園前を出ると、今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを触られた。私は、・・・捕まえたり、警察に行ったときに説明できるようにするため、しっかり見ておかなければいけないと思い、その状況を確認した。すると、スカートのすそが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき、被告人の左手で触られていることが分かった。」等と、まことしやかに主張しているが、最高裁の多数意見に（事実上）信用されておらず、大いに注目に値しよう。別に、《4》尻を触っている手自体は見えていないが触っている腕（肘の下位から手首付近まで・服）は見えた（後には）被害者は述べている弁護六〇五・六〇七で第一款〔四〕の京王線事件、《5》腕・肩・顔は見たと称された弁護六一五・六一九で第四款〔五〕の宇都宮線事件や、太股を触っている犯人の（スカート外の）手首を見たらうえ、肘、肩、顔と順に確認したと主張された本〔A〕末段掲記の東京高判平二七・三・二四に係る埼京線第X事件も、無罪で終わっている。

更に、注目すべきことに、《6》**警察官が痴漢行為を現認したと主張された事件**についてさえも、無罪判決が続いている（続弁護一三六の中央本線事件のほか、東京高判平二四・四・二六、横浜地判平二四・一〇・一九、神戸地判平二三・一一・一五。これらの判決は、科学的な捜査・鑑定の必要性を強力に裏付けていよう。後出第七款〔八〕参照）。

上記の点については、とりわけ、満員電車では（十分・確実な）目視等は概して困難な筈である。実際、痴漢している手の手首を目で確認して、順番に、腕、肩、顔と見ていったので、間違えている可能性はない、という主旨の検察官調書はあるが電車内カメラ映像や公判供述（二審でのそれだけでなく、原審のそれ）と整合的でなく被害者自身公判で偽りと認めた事件につき（検察官が善意から何とか決め手となるような供述をさせたい誘惑に駆られるのも、その立場からすれば理解できない事ではないが、それだけに轻信すると危なそう）、東京高判平二七・三・二四〔河合健司裁判長〕は、「勘違いだと悪いと思い、太ももの辺りを見ると、スカートの中に手が入っていて、スカートの下辺りから犯人の右手首が見えていた」と検察官調書にはあるし、公判供述でも手首を確認したとはいうが、詳しくみていくと、「痴漢行為に及んでいる犯人の右手首を被害者が目で見て確認できたか疑問である」し、「車内カメラの映像を子細に検討すると、それまで前を向いてうつむいていた被害者は、突然顔を上げ、被告人の方を振り向くや否や、直ちにその胸ぐらを掴む行動に出ていることが認められ、その間に、上記のように、手首、腕、肩、顔と順次確認している様子は窺われない。」諸々の事情を考慮すれば「被害者は十分な確認を行うことなく、被告人の胸ぐらを掴んだのではないかとの疑いを払拭することができない。」旨判示している（逆転無罪。なお、Ⅲ2A〔B〕（ハ）参照）。

〔B〕また、まさに痴漢中のその手を掴んだと主張されることもあるが、これも本当に確実と認め得るケースは少ないように見える。たとえば、弁護三一（また、今村・弁護士一四四）の中央線第二事件（東京家決平一四・一〇・二八小川正明裁判長）、弁護四八六の東海道線事件（先にもふれたが、東京簡判平一二・八・一一横田忠裁判官。供述の変遷は被害女性側にのみ存在。本判決と本件詳細につき、池上七七，九四，二一一）、続弁護一

○二の京浜急行第二事件（東京高判平一八・一〇・五阿部文洋裁判長）、大阪地裁堺支部平二二・一一・一二（飯島健太郎裁判官）の南海本線事件、I 要点概説（七）第二段落で取り上げた東京地判平二九・一・一一〔齊藤啓昭裁判長〕の横須賀総武快速線事件、で各被害者が（もっともらしく）主張した、痴漢している最中の（スカート・下着の中に入っている）その手を掴んで犯人を捕まえた、との主張はいずれも容れられていない（他方、例外的なのは、疑問な有罪認定の、弁護四五三・四五九の京浜急行線事件。後に、三三Ⅱで取り上げるが、文献として小泉七）。

一つ具体的に紹介すると、初めに挙げた中央線第二事件では、被害者は、要旨「かつて警察官に指導されたように、スカートの中で左太もも後ろ付近を触っていた犯人の左手の（スカートの中に入っていなかった）手首を自分の左手で掴み、そのまま背後を振り向いて犯人である少年の顔を確認」したので、「犯人は少年に間違いはない。」と主張したが、少年は「突然、左手の甲部分を掴まれ」たのであり、「被害者にはふれていない」し、自分の右前や左側に犯人かと思われる男がいたと供述しているところ（第三者による本件痴漢の可能性を排除する証拠もない）、「被害者は、そもそも、少年の手首を掴んだ瞬間を視覚的には確認しておらず、手首を掴むことを狙っていたとまでは供述していない。また、・・・少年が手首に腕時計をしていた可能性が高いのに、被害者は腕時計を掴んだか否かの点について記憶が不明確であること」等「からすると、被害者が・・・掴んだのは左『手首』であるとの被害者の供述が錯覚や思い違いである可能性を否定し切れず、左手の『甲』を掴まれたとの少年の供述を否定し去ることはできない」のであり、「結局、少年が本件痴漢の犯人であると認定するには未だ合理的な疑いが残る」とされた。被害者が掴んだと称する、スカートの中に入っていなかった「手首」が実は「手の甲」かも知れないとすると、手の平（掌）もスカートの外だったかも知れず、「スカートの中で痴漢中の手」を掴んだとは認め得ない訳である（今村核・続弁護四一参照）。ただ、仮に少年が腕時計をしていなかった場合には、被害者の供述を唯一の証拠として犯人と認定されてしまう危険は顕著だったように見え、そうならないような——幸運（や関係者の活躍等）に依存しない冤罪回避の——考え方が是非とも必要と思われる。一つには、仮に被害者主張のように「スカートの中に入っていなかった少年の『手首』を掴んだ」としても、その手首とスカート内の手指（掌）とが、人違いの可能性を残す「近い」というだけではなく、「確実につながっている」という厳密な判断が求められ、同人の「位置やその左腕の角度などを視認していない」なら、それは無理といえよう。

弁護五二一の埼京線第三事件（東京高判平一二・七・一四仁田陸郎裁判長）でも、コートを手を捲き上げられ、太股を「触られていると感じた。指が動くような感触だったので痴漢だと思い、その手の甲から手首にかけての部分を、私の左手で掴み、顔を左に動かして、掴まえた手を視線で辿って顔を見たら被告人だった。顔を確認するまでは、手を離さずに握っていた。」と主張したが、「本件電車の乗車率は約二〇〇%で、乗客は身動きがとれないほどの混雑状況だったというのであり、被害者も、検察官から『（痴漢から）触られているときに、その手は見えていますか』との質問を受けて、『混んでいたのに、（乗客の）胸から下の辺りは見えなかったのに、目で見てはいません。』との答えをしている。従って、・・・痴漢である可能性のある別の者を見落としていなかったのか、思い込みで判断した恐れがないかどうかについては疑問の余地が残る」等々と判示している（逆転無罪）。

なお、たとえば、逆転無罪とした東京高判平二一・六・一一〔阿部文洋裁判長〕は、被害者が手を掴んだのはスカートの外側であること、その際、犯人の手であると目で確認してはいないこと等に照らし、被害者の掴んだ手が犯人のものだとは断定し難い、としている。また、前掲の大阪地裁堺支部平二二・一一・一二も、被害「女性は自分の臀部を触っている手を見ておらず、掴んだのも、スカートの外側にあった手首付近である旨述べており、その手首の先がスカート内に入っていることを確認した訳ではない」等と判示している。なお、第四款〔五〕の宇都宮線事件の東京高判平一〇・一二・二が、「何よりも、被害者は、臆の中に指を入れている手を確認した上で、そこから辿ってその手の持ち主が被告人だと確認したというのではないから、被害者の犯人確認方法は確かなものとは到底いえず、その証言を全面的に信用することはできない。」と鋭く指摘している。

《乙》背景、警察・検察のバイアス（一方当事者性）、被害者・目撃者の係争当事者的性格など 上記事象の背景に関しては、そもそも、結構ありがちなバッグ・鞆・手等の接触を痴漢と誤解する場合や意外に稀とも断じ難いトラブル・腹癒せ等からの虚偽「痴漢被害」主張の場合を別としても、不特定多数の乗客が密集・密着し身動きも困難な混雑電車内では視野が大きく限定され犯人特定には想像が入りがちであり、又（多くの痴

漢を繰り返しているような犯人などは、自分は捕まらないよう、他人の背後や横合い等から巧妙に手を伸ばして痴漢することが多い等の) 専門的知識が欠けることも災いして、被害者の犯人特定(推理)は概して、主観的には自信があっても、甚だ不確実なものであり、「闇夜に鉄砲」ないし精々「下手な鉄砲も数撃ちゃ当たる」と言ってもそう過言ではなかろうが、被害供述はそれだけで(正義感・同情・任務感に満ちた)警察や検察に信頼されがちであり(確信的・詳細なら尚更のようだが、概してむしろ危険か。渡部一四九、一五五、秋山・裁判官一三四参照)、他方では、被疑者の必死の弁解も(被害者が犯人に間違いないと証言しているし、被害者のすぐ近くにいて痴漢できたことも確かだ、などと[本当は当てにならないことを頼りに])初めから無視・軽視されがちな実情が窺われ、また、検挙率・起訴率の向上への誘惑が働く(なお、秋山・続弁護一四、飯島八三、八七、一一八、市川一一四、一三六、二〇八)とも指摘されている。更に、検察による警察捜査チェックは、殺人事件も含む一般の事件ですら間々(小寫九七・一八六、田原ら一四四[田中])、まして痴漢事件では普通余り行き届かず、また不起訴処分は警察の不満・抵抗に遭いがちでもあろう。

また、被害者・目撃者(そう自称する者)の供述・証言の進化・補強・固執——あるいは、被害者・逮捕協力者が帯び得る一種の「係争利害当事者」的性格——という問題が極めて重要である(秋山・迫る二八八、同・続弁護二一、同・裁判官一二七、一三三、一三七、一九一、井上一二七参照)。すなわち、一旦、犯人として特定人を指名・現行犯逮捕すれば、それが根拠のある正当なものだったとされなければ立場・名誉がなくなり、責任を問われることにもなりかねないから、無意識的・意識的に、断然間違いなかったと思いたくなり、後からの理由付けを含め、根拠を充実させたくなくても、人情として極めて自然なことだし、その弱みや記憶の不鮮明等を突かれたりして、被害者への同情もあり善意で訴追・処罰へと心はやる警察・検察に示唆・誘導され、徹底的に自身の最初の記憶の内容・鮮明度等に固執して、少しでも違う感じやニュアンスがあれば署名・押印を断然拒否するというより、犯人指名を強める方向では多かれ少なかれアバウトでも(非頑強・譲歩的にあるいは暗示に影響され誤って)署名・押印の求めに応じ、となると、法廷でも(検察官との事前打ち合わせやその際の検察官からの念押しもあるし[刑事訴訟規則一九一条の三のいわゆる証人テストにつき、佐藤二三三、小寫一五一のほか、斎藤・東電九四＝二[3]第二段落]、違ったことを言えば偽証とされかねないこともあり)それに沿って(時には、更に進めて)証言することが有りがちとみられるのだ(まず悪意はなかろうが、時に冤罪の加害者として実に罪深い。なお、心はやって影響を及ぼした警察・検察のせいで、女性が「ウソまで言って陥れようとした」などと被告人の恨みを買う危険・場合もあり得よう)。

関連して、今村核・刑弁五九号八八は、防衛医大事件での那須補足意見が「検察官としても・・・捜査段階での供述調書等の資料に添った矛盾のない供述が得られるように被害者との入念な打ち合わせに努め・・・公判での供述は外見上『詳細かつ具体的』、『迫真的』で、『不自然・不合理な点がない』ものとなる」と指摘するのを重要としつつ、「検察官の公判対策としての『入念な打ち合わせ』ばかりでなく、むしろ捜査段階における供述調書や、再現実況見分調書等の作成過程においてこそ、供述の具体性、詳細性、迫真性等が獲得される。何通もの供述調書を比べると、通常、日付が後のものほど具体化、詳細化しており、情報量が増えている。日時の経過とともに情報量が減っていくのが記憶法則である。逆にこれが増えるのは、体験記憶以外に起源を持つ情報、すなわち、捜査官からの示唆、誘導や推測、想像などに基づく情報が増えているのである」と指摘する。鈴木一三三、一四六、二三四、二三九も、具体的事件につきほぼ同旨を含む。なお、多くのことを一挙に想起・供述・録取することは精神的等の事情で困難な場合もあり得ようし、捜査官に問われる等して本当のことを思い出すこともあり得ようが(福岡高判平二六・一一・二一川口政明裁判長も参照)、その種の問題ない「情報量増加」だけでもなく、捜査官の思い込みや有罪獲得志向等に影響された「情報量増加」が多い、という主旨であろう。そこで、「当初・初期」の被害供述・目撃供述の確保・可視化が望まれるところだが(今村二三五、渡部一六〇、渡部・研究三、斎藤・東電一〇七)、その録音録画や、まして開示は現状では不備といわざるを得ず、被害供述・目撃供述の批判的吟味は欠如・不十分となりがちである。

今村・上掲は、また、「被告人が犯人だと強く確信した被害者は、その人格特性にもよるが、たとえば、『痴漢中の手をつかんだ』とはっきり嘘で言うことに、それほど躊躇いがいないのかも知れない」と述べる。「民事では偽証は多い」と(信頼できると思われる先生から)聞いたことがある(なお、原田・人情一〇)。刑事でも、

「人が変わる」とは言い切れず、都合でウソに流れることなしともいえまい。また、乱暴な取調べをした捜査官が法廷で嘘をつくことは、必ずしも稀でもなかった、あるいは、むしろ多かったか、一般だった（精神的退廃進行の危険！）、と思われる。たとえば、市川二六四、渡部三九六・四〇六、正木六四・原田香留夫一六二、下村一〇七、一六一に加え、木谷・時報一三七（なお、木谷・基本一四、一五）参照。そこには、更に、「比較的最近、ある大物検察OBから、次のような話を直接聴いた。このOBは、『我々は、検事は法廷で少々の嘘についてもよいと教育してきた。なぜなら、それによって真犯人が処罰されるのなら、大きな意味で正義が実現されるからだ』と言われたのである。」ともあり（率直で重大・貴重な証言（◆8）！）、意図的に、あるいは漠然とであれ、その種の考えで、供述調書等が作成されたり、打合せがなされたりすると、甚だ危ないことになる（冤罪の危険も十分意識してほしい。「検察の理念」参照）！

- (7) 〔対応の本文は、第四款の末尾〕痴漢事件ではないが、甲（後に被告人）が第三者Aの自動車を傷つけた、その犯行を目撃した、と（前から甲とトラブルになっていた）女B（Aの妻）が訴え（Bと仲良く甲には好意的でないCも、Bを支援するような供述をしている）、それを信用した警察が甲に自白を迫り、甲は検察に器物損壊罪で起訴されたが、一審（岡山地判平三〇・四・二〇〔岡本康博裁判官〕）で、①アリバイ示唆的な防犯カメラ映像が見付かった、②犯人なら（隠匿の可能性もなく）存在すべき証拠物件が甲宅や関連個所から出ていない、③他方で、B・Cは中立的な証人ではない上に供述に変遷・不自然さがある等の認定により、無罪となり、二審（広島高岡山支判平三〇・一〇・三〔橋本一裁判長〕）では、①は否定されたものの、②③の点は大筋維持され（また、甲の申出で行われたその洗われていない両手からの微物採取でもクロの証拠は出ていないと認定）、やはり無罪で、そのまま確定した（しかし、甲方は逮捕・勾留・裁判に加えPTSD・自宅売却・一家引越など大変な目に遭ったという）事件も、新しいだけでなく、示唆的なところ多大で、甚だ注目されよう（二〇一八・一一・二毎日新聞〔ネット〕記事「無罪確定女性『逮捕で一変』PTSD、家は売却」も参照。なお、同年、ksb 5chも「近所の車に液体・・・『無罪』確定の決め手は？ 岡山」と題する解説〔大野あゆみ記者〕を放映し、相川哲弥ブログがこれを引用）。
- (8) 〔対応の本文は、第五款の末尾付近〕「大物検察OB」の率直で重大・貴重な証言に関連して、注目すべきことに、故・田中森一（元特捜検事）『堀のなかで悟った論語』一六九、一七三、一七七、二一五は、ウソか本当か、取調べメモを二重に作ったり（一通は、ありのままの不都合な内容ではなく、法廷に出すべく特に工夫したメモ）、被疑者等が供述していない文は飛ばして読み聞かせ署名・押印させるという方法で偽りの調書を作ったり（入念に工夫）、完成した調書を（裁判官の心証を良くするよう）書き換えたり（バレないように気を付けて契印を押す）、といった欺罔的な検察不正もあった、と書き遺す。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）

痴漢と冤罪についての一考察（三）

第六款 「痴漢」の社会的問題性

（一）痴漢事件の社会的重要性 痴漢は民主社会の根本理念である各個人の尊厳に対する卑劣かつ傲慢極まる性的侵害であり、被害も概して深刻で（心的外傷後ストレス症候群PTSDのような持続的・永続的被害すら稀ではないという）、その悪質性は深く認識されるべきものだ（なお、捜査協力・出廷・証言あるいは不本意な裁判結果の場合の被害者の負担も重い）。その撲滅が緊要な社会的要請なのは（男にも、娘・妻・恋人等がいたりすることは別としても）、余りに当然のことである。しかし、また、痴漢冤罪も被告人・妻を初めとする家族の失職・窮乏・不和・精神異状・自殺（同未遂）などの人生崩壊まで来し得る深刻重大事である。しかも、殺人事件などとは異なり、善良な一般市民にとっても、電車を利用する限り、男なら殆ど誰でも、いつ自分の身に降りかかって来るかも知れない、女性にとっても夫・恋人・息子・孫等をいつ災難が見舞うかも知れ

ない、という社会的性格のとびきり強い冤罪問題であり、決して「他人事」では済まされないところが顕著だ。それだけに、社会的重要性も高い（秋山・裁判官一二一頁、庭山・弁護二〇五も参照）。こうしたことを看過した「痴漢事件などは軽微事件（下らない事件）に過ぎない」「たかが痴漢事件」といった安易な認識・心構えは、痴漢冤罪の一つの要因でもあろう（原田一〇〇、井上二一、二一九も参照）。

（二）失職・休職，実名報道　痴漢冤罪における失職や実名報道は、大きな人権問題だ。まだ逮捕・起訴といった段階で、とくに、本人が否認しているのに、既に実名報道したり解雇したりするのは、痴漢冤罪が少なくないことも考えると、報道機関（報道人）や勤務先企業（幹部）の人権感覚の乏しさを示すものだろう

【後に無罪となったが実名報道されてしまっていた例として、宇都宮線事件・三鷹バス事件など。優れた弁護活動のお蔭で勾留を免れ不起訴処分を勝ち取った事件でも〔飯島三三，三八，九八，一五〇参照〕，また，二〇一九年八月一・二日に読売・朝日等々が報じた，これは窃盗容疑だが，「誤認逮捕された女子大生が自白強要された」事件でも，実名報道されたという。冤罪であろうのに痴漢と実名報道され，父親の自殺などの悲惨な目に遭った例として，二子玉川駅事件〔菅野三七九〕。原則匿名とすべく，匿名の範囲を広げるべきことにつき，詳しくは，「IV 各方面へのメッセージ」中「報道関係者へ」参照。・・・実は，本人も認めていて冤罪ではないという場合でさえも，実名報道で痴漢の事実を時に永年にわたりネット等に流し続けることには，更生（社会復帰）妨害，無慈悲・違法にわたる名誉毀損という深刻・過激な弊害があり，思慮ある人のやることではあるまい】。

とくに勤務先企業については，冤罪犠牲者の企業内・上司における評価如何とも関係するが，企業により，扱いの寛・厳，人権感覚の繊細・希薄は，様々で，格差も目立つ【たとえば，池上一五九〔一審有罪・執行猶予判決後も在職の上に昇進・・・宇都宮線事件〕，三六・七〇〔勾留・起訴されたが，職場復帰，「裁判の結果を見る」とクビ・処分にならず・・・総武線事件。既に無罪の一審段階〕，一二八・一三七・一三九〔逮捕され無給の休職扱い（長期勾留）の後，逆転無罪が確定して職場復帰・・・荻窪路上事件〕，七二〔一審無罪・控訴なしの東海道線事件では被告人は自身が社長〕，小泉四五〔「普通に考えると，逮捕されたことが会社に知れると懲戒免職を覚悟するんだけど〕，有給休暇消化，七割支給休暇。ただ，疑問ながら有罪に終わり，後に服役！・・・京浜急行線事件〕，矢田部九八・二九七，九九〔世には即時懲戒解雇が多いところ，起訴後に退職金付き自己都合退職，後に復職〕，小澤三二・四〇，二〇八・二一四，三〇九，F i l e 創刊号三六・四二〔労組の支援もあり逮捕から一〇日弱ながら有給休暇か，その後は，労組のお蔭でクビは免れたが，無給休職で借金生活・生活保護に転落，無罪確定で復職も，借金抱え・・・西武新宿線第三事件〕，鈴木一二六，一三八，二〇八・二二三〔起訴されたら厄介者扱い，まだ一審でも有罪なら懲戒解雇・退職金喪失等の見込み〕，二二七・二六七・二九四・二九六＋表紙カバー裏面〔一審途中で退職金付きながら退職に追い込まれ，二審で逆転無罪になっても復職にならないばかりか，甚大な損失等が残り，再就職に次々と失敗，実家に戻ったりした後に，デザイン業自営＋アルバイトで家計・・・京王線逆転無罪事件〕，参照】。

一問題としての起訴休職については，国家公務員法七九条二号（休職させ得る。略式起訴では裁量上微妙か），八〇条二・四項，一般職の職員の給与に関する法律二三条（休職者の給与）四項（給与等を六割まで支給可能。しかし，村木一四四によると，郵便不正事件に巻き込まれた厚労省局長の村木厚子氏すら無給だったとか）。また，地方公務員法二八条二項二号（休職させ得る），三項（休職の効果等は原則として条例で規定），職員の給与に関する（東京都）条例一九条の二第二号（給与等を六割まで支給可能）があり，批判的に，かつ，痴漢冤罪の特殊性に留意して，参照すべきか。休職させるほかない場合は，先ずは有給休暇の消化，次いで給与三割減・半減など減給にせよ一部給与付きでの休職，無罪確定の場合は（休職期間に期限があり満了で解雇の場合も含めて）復職（ないし，相当な代替措置），辺りを基本とすべきか。なお，三鷹バス事件（第一款の冒頭参照）では，起訴休職になっていた中学教諭の被告人は，逆転無罪後に晴れて復職になったという。

（三）投資振り分け・法規制等　人権感覚の希薄（良識の欠如）を示す乱暴な拙速・過酷（懲戒）解雇などに関しては，目先利益優先傾向のある多くの（あるいは，少なからぬ）企業には節度・自主的改善を（会社法等でご活躍著しい先生との会話でも痛感したことだが）期待しにくそうだ（もっとも，もちろん，皆ダメという訳でもない。上掲企業の一部のほかにも，たとえば，従業員が——痴漢冤罪に巻き込まれた場合について

も親身配慮類推の余地があるかと淡い期待を抱くのだが——ガンに罹った場合にも見捨てまいとする企業もある。例、朝日二〇一八・二・三「フロントランナー 伊藤忠の役員小林さん ガンでも居場所はここだと」、同二〇一九・二・三「(癌と共に)『仕事も治療も』安心できる制度は・・・」。他方、同二〇一九・一・二九「癌でも働きたいのに・・・定年後、拒まれた再雇用」。

そうした拙速・過酷な(懲戒)解雇などに対しては、司法的救済の活用の余地も考えられそうなほか、社会的関心事としての企業内人権状況の劣悪、企業統治の欠陥【なお、中央ロー・ジャーナル一五巻三号・四号の柏木昇論文が興味深く精緻な検討を加えているが、少なからぬ我が国の代表的な企業で製品検査データの改竄等が横行してきたのは情けないことだ。最近では、日本郵政グループ〔うち、かんぼ生命〕の保険販売で詐欺・文書偽造まで含む不祥事が大きな社会問題に！ そうかと思えば、日立製作所〔経団連会長企業〕や三菱自動車までが、外国人技能「実習」で大恥を晒し、三菱電機と子会社が新入社員自殺等続きで注目されている】〔追記：29頁末〕、の一種として、投資振り分け上の不利益——対して、模範的な企業には利益——があることが望ましいのではないか。そこで、ごく僅かながら淡い期待を全く抱かせないでもないのは、近年進展が見られ、更なる発展が期待される、それ自体極めて結構な「ESG投資」の考え方・動向である(◆9)。

別に、これも——自由主義経済の問題面の法的是正という難題に関わるだけに——国会における多数派の関心とも絡み実現可能性に疑問もあり、内容を詰める必要もあろうが、痴漢事件(など一定範囲の刑事事件)につき又は一般的に、労働法制中(労働契約法一五・一六条《2018年成立・2020年4月施行のパートタイム・有期雇用労働法でも変更なし》の付近)に、否認事件では逮捕・勾留・起訴だけで(懲戒)解雇(等)してはならない旨の規定を設けること、あるいは、そのような趣旨の判例の出現、が望まれようか。

(四) 繊維鑑定・DNA鑑定などの光 「痴漢と誤認された男性においても、その疑いを晴らすための有効な手立てがないことが通例である」と指摘した判例(第五款冒頭掲記の東京高判平一二・八・二九〔安廣文夫裁判長〕)があり(被告人が、罪を認めてしまった方が遙かに負担や厳しい処罰のリスクが少ないのに〔虚偽自白選択例については、本稿(一)五四と注5参照。なお、藤野豊・自由と正義五四巻五号七〕、「相当の負担を忍んで否認の態度を貫き、身の潔白を強く主張している状況」を要注意要素ともする)、防衛医大教授事件の最判平二一・四・一四(詳しくは、Ⅲ1参照)も、「被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、その者が有効な防御を行うことが容易ではないという特質が認められる」としており、共に注目・評価される(秋山・迫る二九二、二九六、二九九)。ただ、この点、前述(I(五))・後述のように、最近学説等では、繊維鑑定・DNA鑑定等に基づく無実主張が強力視される傾向になっている。警察庁も、新しくは平成二八年三月二五日付で更新の「電車内における痴漢対策の推進について」と題する通達で、全国の警察に対し「微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施」を指示している。

しかし、繊維鑑定・DNA鑑定などはそれぞれ注意すべき点が多いほか、警察において必ずしも励行していない場合もみられる(励行しても、行為態様等により、頼れる結果を得られない場合もあり得るが、裁判所が被害者の供述を偏重し科学的証拠をやや軽視しがちなことも励行不徹底につながっている)うえ、警察・検察には、これらを、被疑者・被告人に不利な場合にのみ活用しようとする残念な傾向もあるので、積極的に弁護側に開示しないときは、開示を要求していく必要がある【証拠開示一般に関し、安廣・時代二〇、二三、斎藤・東電八九。繊維鑑定の証拠価値(特に、犯人特定の困難性。なお、脱落の問題)につき見逃せない論文は、刑弁八七号(二〇一六年)一四三の平岡義博「痴漢事犯における繊維鑑定の諸問題」で、なお、同一八七の河合潤論文、大阪高判平一九・五・二五陶山博生裁判長等。DNA鑑定につき、参考文献・裁判例も含め、安廣・DNA鑑定四五三、押田・鑑定八七、一〇〇、一一八、一三三等々、斎藤・東電九五、問題を含む最判平三〇・五・一〇(◆10)(DNA型鑑定の信用性を否定した原判決が破棄された事例)、東京地裁二〇一九・二・二〇乳腺外科医無罪判決(科捜研DNA鑑定等の問題。押田・鑑定五〇、一二九、一三四、一四九も参照)、西英二ほか「犯罪捜査におけるDNA鑑定によるヒトの異同識別」化学と生物五五巻八号五五九(ネット転載。なお、一部関連して、二〇一八年一月二九日時事ドットコムニュース)など】。

痴漢事件では「被害者」と「加害者」の主張が真っ向から対立し、いずれの主張ももっともらしいことも多い。もちろん、供述は真実とは限らず、しばしば誤りだったりウソだったりするが、その真否の判断は困難なことが多い(そのため、審級間で明暗が極端に分かれることや、有能な裁判官の判決でも誤判として破棄されることも)。しかも、痴漢犯人の言い逃れ・無罪放免は好ましくない一方、冤罪も大変な不正であり悲惨である。そこで、犯行を確証したり、無実の強力な証拠になったりする、(前款末尾でも少しふれたように限界や難しい問題もあるものの) 繊維鑑定・DNA鑑定その他の科学的・客観的証拠が貴重だ(一般的に、DNA、防犯ビデオ映像、メール・ネット履歴など利用可能な客観的証拠の飛躍的増加につき、青沼四八。検出DNA微量の場合の扱いについては、押田一四五)。もっとも、有罪証拠としては被害者の証言や時に目撃者の証言もあるが、確実な客観的証拠があることが是非とも望ましい。また、無実を分かってもらうのに大いに頼れるような供述証拠は実際上乏しく、冤罪を防ぎあるいは晴らす上では、客観的証拠の果たせる役割は特に大きい。従って、客観的証拠の確保・活用が緊要だ。そこで、裁判例でも、客観的証拠が問題とされることが多くなっている。以下に例を挙げよう。

〔一〕たとえば、第一款〔一〕で触れた三鷹バス事件では、一種の客観的証拠である車内カメラの保存映像(および携帯電話のメール受送信時間についての携帯会社のサーバーの記録)が逆転無罪の判断に大いに役立った。また、被告人は逮捕後に両手指の付着物を採取されたが、被害者着用のスカートの繊維の付着は認められなかったことも、被告人に有利な事情となった。この点、破棄された一審判決は、弁護人の指摘に対して、「着衣の上から女性の臀部を触るという痴漢行為の態様であっても、その手指に、後に検出されるほどの着衣の繊維が付着しないこともあり得る・・・被害者供述の信用性を慎重に判断すべき事情とはいえるものの、被害者供述の信用性を左右するまでの事情といえない。」とし、繊維鑑定シロを(も)実際は余り重視せず、被害者供述ばかり信用した感があるが、本件はそのような態度への警鐘ともなっていよう。

〔二〕埼京線を舞台とした一つの事件では、東京高判平二七・三・二四〔河合健司裁判長〕でやはり逆転無罪となったが、車内カメラの映像には、被害者が犯人の触っている手首を被告人のそれと確認した様子は映っておらず、むしろ注意深い観察とはそぐわない挙動が窺われることも、理由とされた。

〔三〕やはり逆転無罪の東京高判平二五・七・二五〔山崎学裁判長〕では、一審裁判官の被害者に対する誘導尋問が批判されたが、警視庁科捜研の化学研究員による繊維鑑定の評価も争われ、「被告人の手の平から採取した繊維片についても、せいぜい被害者の着衣の繊維片と類似するというものに過ぎない上、当審(二審)における事実取調べの結果によると、その類似性にも疑問が提起された」。序でながら、他事件の関係だが、むしろ被害者以外の衣服の繊維片かを吟味すべき場合もあり得る(植草二一六参照)。

〔四〕他方、路上あるいはスーパー内での事件だが、大阪高判平二三・一一・八〔的場純男裁判長〕や福岡高判平二三・五・二五〔陶山博生裁判長〕のように、防犯カメラ映像が有罪認定上取り上げられた例も見られる。

〔五〕そのほか、後にⅢ1で詳しく取り上げる最高裁の画期的な逆転無罪の裁判例(最判平二一・四・一四刑集〔=最高裁判所刑事判例集〕六三巻四号三三一)の名倉事件ないし防衛医大教授事件で、繊維鑑定・DNA鑑定が問題とされた。重要なので、やや詳しく述べる。この判例は、「第二 当裁判所の判断」中で、「五 そこで検討すると、」として、まず、「被告人は、捜査段階から一貫して犯行を否認しており、本件公訴事実を基礎付ける証拠としては、A(被害者)の供述があるのみであって、物的証拠等の客観的証拠は存しない(被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。)。被告人は、本件当時六〇歳であったが、前科、前歴はなく、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない。したがって、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要がある」と判示しており、これは基本的に真に妥当と思われるが、有罪証拠について論じている文章とはいえ、「客観的証拠は存しない(被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。)。」の部分は、必ずしも本件に全面的・精確に妥当するものではない(むしろ、本件よりも被告人にとっての有利さはやや少ない部分のみを挙げている)のではないかと、との疑問がある。すなわち、被害者の(検察官等に指導された)供述をほぼ鵜呑みにして(被害「女性の原審供述は詳細かつ具体的であり、疑問を差し挟む余地はない」等)、本判決によって破棄された二審の有罪判決では、(明記は避けたようでもあるが)警視庁科捜研の化学研究員の証

言を——鑑定機関・鑑定者の非中立性（・単数性）も問題で、警察側の鑑定だけでは無論不安が残るが——考慮してか、繊維が付着しにくいと称する諸事情を挙げ（これに対し、荒木伸怡・刑弁五九号八一参照）、また、被告人の指先から繊維を採取した時点が「触った」直後ではなく、「その間被告人が指先をどのような状態にしていたか明かでない」ことを（基本的に、捜査官側が当然きちんとなすべきところ、実質的に被告人に責任を転嫁し、かつ又、検察側にきちんとした立証をさせるでもなく）問題にした後に、「そうすると、下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維が被告人の指から発見することができなかつたにしても、特に不自然ではない。被告人が女性に触れてわいせつな行為をしたことには合理的な疑いがあるということとはできない。」と判示しているのであり（庭山三八七〔佐藤善博〕も参照。なお、「被告人の手指からは、一〇〇本を超える多数の繊維片が検出されたが、このことから、手指には繊維片は極めて付着しやすいことが分かる」等とも指摘）、二審判決は（概略）「下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維が被告人の指から発見することができなかつた」こと自体は認めつつ、そのことは（上記の理由で）決定的な無罪証拠にはなり得ない、としたもの~~と~~かと思われる。そして、最高裁は、この点につき格別新たな事実認定をしたようには窺えない。もっとも、「色素付着ではない」無色綿繊維は被告人の手指から多数検出されており、この繊維については本件パンティに由来するものかどうか不明だと鑑定されているという（刑集六三卷四号四二九）。だとすれば、最高裁としては、「客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった。）。」というより、「客観的証拠は存しない（被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、本件〔甲〕**下着を構成する化学繊維や色素付着の綿繊維は被告人の指から発見することができなかつた**。もっとも、付着性等の問題のほか、〔乙〕由来不明の「色素付着ではない」無色綿繊維は被告人の指から検出されていることもあり、鑑定結果の意味するところの如何については議論がある。）。」とでもする方が、より適切だったように思われるが、そして、このより適切な後者は弁護人らの主張とも概ね一致し（たとえば、荒木・上掲参照。なお、それだけで、合理的疑いを生じさせ、無罪判決をするに十分な筈とも指摘している）、被告人により有利と思われるし、上記〔甲〕の繊維が全く検出されていないことは、〔乙〕繊維は本件下着に由来するものではないことを示唆する（刑集六三卷四号四三一〔秋山弁護人の上告趣意補充〕参照）といえそうだが（なお、他事件で、乙の「無色綿繊維は生活環境下でどこでもしばしば認められる繊維である」旨の鑑定意見もあるようだ。東京高判平二一・六・一一末尾付近参照）、どうだろうか。ただ、念のため繰り返せば、「被告人の手指に付着していた繊維・・・が、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であった」場合でも、「被害者の供述の信用性判断は特に慎重に行う必要がある」ことに何ら変わりはない、旨の——幅を広く取った——判示とも解されよう。

なお、本件ではDNA鑑定も問題となっている。すなわち、逮捕直後、警察官に「DNA鑑定をする！」と言われたのに、検察官は「DNA鑑定は存在しない」と述べるだけで、行き届いた（採取・鑑定したのか、結果はどうだったのか等を明らかにする）説明をしていないという（秋山・刑弁五九号七九、荒木・同八二、詳しい被告人本人の上告趣意・刑集六三卷四号四三六参照）。検察官は、公正（真実と正義）を旨とするなら、もう少し明朗・率直であるべく、捜査方針直しの用意もあり得べきだろう（後のものながら、二〇一一年公表の「検察の理念」参照）。そして、当然DNAなどの微物を採取・鑑定すべきところで、していなかったり、鑑定結果を開示しなかったりすれば、（後の〔七〕で触れるように、例外もあり得るにしても）原則的には無罪（木谷・基本三〇）とされるべきであり、少なくとも訴追側に大きなハンディとなるべきである。

本判決後ながら、警察庁も、平成二一年六月二五日付の「電車内における痴漢事犯への対応について」と題する通達で、全国の警察に対し、「被害者の供述を裏付ける証拠として、微物（DNA型鑑定の対象となる資料、繊維片）鑑定が有効であることから、早期に被疑者の手指から微物採取を行い、被害者の分泌物等の有無についての鑑定（DNA型鑑定）や着衣繊維の異同識別鑑定を活用するほか、事案の具体的態様に応じ、被害者の身体等への被疑者の分泌物等の付着の有無についての鑑定の実施を検討するなど、科学的、合理的な捜査を積極的に推進し、客観的証拠の収集に努めること。なお、各都道府県警察の体制や実情に応じ、微物採取に係る資機材を整備して必要な部署等へ配付するとともに、微物採取に従事する警察官への指導教養や現場臨場警察官への証拠保全措置に関する教養に努めること。」を指示した（その後、たとえば、平成二八年三月二五日付の「電車内における痴漢対策の推進について」と題する通達では、簡略に「微物等の客観的証拠の収集及び鑑定の実施」を指示）。

〔六〕上記の最高裁判決や警察庁通達の後、たとえば、第三款〔二〕で論及したが、東京地判平二九・三・九〔伊藤ゆう子裁判長〕は、

電車内で女性の下着内に手を差し入れ陰部付近を触ったとの起訴につき、被害者はその「股間の前に伸びている手は被告人の手しかなく、そのほかに被害者の周囲に伸びている手はなかった」等と供述するが、「被告人は、本件当日・・・両手の付着物を採取され、DNA型鑑定が行われたが、鑑定の結果、被告人の両手の付着物から、被害者のDNA型と認められるものは検出されなかった。」「被告人を犯人であるとする被害者の供述は、被告人と被害者との体格差を考えた場合に生じ得る・・・疑問につき、・・・十分に具体的・合理的な説明がなされているとはいえないことに加え、・・・第三者による犯行可能性を排斥し得るほどの・・・ものとはいえない」等と指摘した上、結論として、「被告人は一貫して犯行を否認しているところ、客観的証拠や目撃供述は存在せず、・・・唯一の証拠は被害者の供述で・・・被告人を犯人と断定し得るほどの信用性・証明力を有するとはいえず、」無罪とした。

また、繊維鑑定・DNA鑑定を、形式的には「付言」ながら、実質的には少なからず重視した無罪裁判例として、さいたま地判平二二・

六・二四〔井口修裁判官〕があり、スカートの中に手を差し入れ下着の上から臀部（被害者の証言によれば、肛門と陰部の辺り）をなぞるなどしたとして起訴された被告人につき、被害者は痴漢中の手を掴んだとまでは言っていないし、被告人の手を掴んだ時は電車が非常に混雑していた上、駅に到着していた（従って、乗客がドアから一斉に降りようとしていたであろう）可能性もある等、人違いの可能性を否定できず、別の証人の供述も、或る「駅を過ぎてから、被告人が、自分の真後ろにいた被害者に対して痴漢行為をしているのではないかと思った」といい、「その時の被告人は身体を縦にがたがたと揺らすように震わせていた」というのだが、「ゆっくりと撫でるように触られた」という被害者の述べる痴漢態様とは整合しておらず、周囲にどのような人物がいたか明かでないこと等も考慮すると、被告人以外の者が痴漢行為をしていた可能性を排除するものではない（なお、検察官の指摘する被告人の性的嗜好は、積極的に被告人の犯人性を示すほどの事情とまでは認められない）、とされた。そして、「付言すると、被告人の左手の甲と掌から採取された繊維と同種又は類似の繊維は、被害者の下着と着衣から採取した繊維からは検出されていない。また、被害者の下着に細胞様片の付着が認められ、ヒト成分が検出されたが、そのDNA型は被告人のDNA型とは一致しなかった。これらの事情は、直ちに被告人が痴漢の犯人ではないことを示すものではないが、被害者の供述する痴漢の態様はかなり執拗なものであったことに照らすと、被告人が痴漢の犯人であることに相当強い疑念を抱かせる事情であることは疑いない。」と判示されている（なお、押田一四二）。

更に、東京地判平二四・九・二〇〔井下田英樹裁判官〕は、被害者供述には、被害の實在に関する限り十分な信用性が認められるものの、被告人の犯人性に関しては、供述の変遷や疑問点等があるほか、「被害者は、犯人の袖を掴むまで後ろを振り返ったことがなく、犯人を含めて背後に密集していた乗客の動きや位置関係等様子が全く分からなかった筈である上、感触に基づいて自分の臀部を触っていると判断される者の手を、目で見ないまま後ろ手で押さえたというのである。また、犯人の手を押さえた後に、やはり目で見ないまま、その者の衣服の袖を掴み直すという行為もしている。従って、・・・犯人でない者の手を誤認して押さえた可能性や、袖を掴み直す際に誤って掴んだ可能性は、考えられる」等の事情があるし、執拗に被害者の体を触った（スカートを捲り上げて太股を触り、下着の上から陰部付近を触った等）にしては、被告人の手の平からは、被害者の着衣の構成繊維と類似してはいても同一とまでは言い切れないものしか検出されておらず、また、付着した繊維が少な過ぎるようでもあるし、類似しない繊維も付着していて、客観的証拠が不足しており（被告人には、前科前歴・検挙歴、この種事犯の性癖・傾向も認められず、当時開店に向けた準備をしており、また、本件直前まで婚約者と一緒に過ごしていたという事情もあって）、合理的疑いが残るとして、無罪を言い渡している。

〔七〕他方、繊維鑑定やDNA鑑定による裏付けなしで有罪認定されているケースも従来稀でなく、その中には不当とも言い難いものが見られる。たとえば、ある裁判例（上告趣意は刑訴法四〇五条の上告理由に実質的には当たらないという理由からだが、一応最決平二七・一一・二六に支持された福岡高判平二六・一一・二一〔川口政明裁判長〕）は、二一歳の被害者の乳房・臀部を着衣の上から触るなどしたと認定したもので、車内は密着す

るほどまでは混んでいなかったのに、被害者と被告人は密着に近い不自然な近さで向かい合っていたことは確か
なうえ、被告人は恰幅が良く目立つし、被告人はうつらうつらしていたと主張するが、実際には（第三者的立場
からの目撃証言によると）目を開けていた（その外にも、被告人の複数の供述には不自然・不合理、疑問なところ
がある）ほか、被害者に「謝ったらいいか」とも言っている事案であり、なお、一・二審共通の認定によれば、
被害者が敢えて虚偽の痴漢被害を申告していることを窺わせるような事情は何ら見当たらず、虚偽の供述を
する動機も見出し難い（そのことは、被害者が、同じ列車に乗り合わせていた元同級生に痴漢被害を訴えた際、
すごく動揺しており、その元同級生と共に被告人を捕まえ駅員のところに連れて行った頃も泣いてしまうような
状況だった等の事実からも、納得がいく）。だとすれば、確かに、被告人の手から被害者の着衣の繊維が検出され
なかったとしても、被害事実の存在は否定し難い上に、人違い（犯人取り違え）の可能性もない（二審）ようだ。
なお、破棄された一審の無罪判決も（かなり考えたところはあって）人違いの可能性は否定し、また被告人の供
述は余り信用できないともしつつ、被害者の供述の信用性には疑問を差し挟む余地があるとし、その論拠として、
被害者は、犯人から離れようとしていなかった理由として、〔1〕犯人から離れることは、或る駅では状況上物理
的に困難だったと主張するが、むしろ正反対の状況だったし、〔2〕「怖くて」逃げられなかったとも主張するが、
本件痴漢行為の内容・程度等からして、逃げられないほどの恐怖を本当に感じていたかは疑わしいこと（等）を
挙げていた。しかし、二審の認定では、〔1〕は状況誤認だし、〔2〕も、密着性・体格差・年齢差もあるし、人
生初めての痴漢被害体験でもあるなど、合理的な判断ではない、とされた（なお、「検察官上訴」につき斎藤・東
電八四のほか、周防二三七〔木谷〕）。

そのほか、「被告人供述によっても・・・被告人の着衣と本件女性の着衣が数回接触した事実が認められ・・・
着衣と着衣が接触した場合に・・・着衣に他方の着衣の繊維片が必ず付着するとはいえないから」、「混雑した通
勤列車内において・・・約一五分間にわたり、被害者に対し、その背後から、自己の右足を、同女の両足の間に
差し入れ、つま先を床に付けたまま踵を浮かすようにして時折上下に動かし、着衣越しに同女の両太股付近にす
り付けるなどし、途中で被害者が体の向きを変えても、それに追従するように体勢を変えて痴漢行為を続けた」
と認定できるとされ、「故意に行った」ものであることも優に認定できる、とされたケースもある（名古屋高判平
二二・一一・二四〔下山保男裁判長〕）。

〔八〕しかし、言い逃れを許さないため、また冤罪を極力なくすためには、繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的
的捜査を励行する必要がある

ることは、改めて強調しておかなければならない。たとえば、第三款〔一〕で触れた西武新宿線第三（パンツ内
に手を入れ陰部を触るなどしたのはむしろ「外国人風の男」か）事件で、警察が付着物を採取するのを忘れた大
失策がなかったなら、既に一審で無罪となった可能性が高そうだし、第四款〔四〕で取り上げた西武新宿線（第
一）事件（手を勃起・露出した陰茎に一〇分間ぐらい擦り付けられたと称する矢田部事件）でも、微物採取・D
NA鑑定がなされていれば、これまた既に一審で無罪決着が付いたかと思われるのだ。

また、第五款の第三段落《6》で触れたように、プロの**警察官が痴漢行為を現認したと主張された事件**につい
てさえも、無罪判決が続いている。たとえば、東京高判平二四・四・二六〔井上弘通裁判長〕は、痴漢取締中の
警察官が列車内で男が痴漢（女性の陰部などを下着の上から触る行為）をしているのを現認し、この男を、列車
から降りてホーム上を追跡し逮捕したが、その間に他の人物と混同することはなかった、旨の当該警察官の証言
に基づき（なお、被害女性は犯人と被告人が同一かは分からないと供述）、一審は被告人を有罪とした事件につ
き、同警察官がその追跡中に、以後の捜査に資するため、その男を携帯電話のカメラで撮影したという写真に写
っている人物と、本件当日等に写真撮影された被告人とは、別人と判断するのが妥当であろう旨の鑑定に基づき、
被告人を犯人とするには合理的な疑いがあるとして、逆転無罪を言い渡したものである（なお、第四款〔五〕の
宇都宮線事件でも、「被告人が犯行を認めている」旨の鉄道警察隊員の証言を疑問視）。たまたま警察官が写真を
撮っていた（そして、弁護人がこの写真の吟味も怠らず、鑑定に持ち込み、二審もこれを容れた）から良かった
ものの、この偶然がなければ一審と同様に有罪になっていた危険性は高かろう。やはり、きちんと科学的鑑定を
励行すべきなのだ！

なお、神戸地判平二三・一一・一五〔片田真志裁判官〕では、深夜路上で走り寄って被害者（痴漢犯人等の検

拳を目的として捜査に当たっていた婦人警官)の胸を触ったという行為については裏付けとなる客観的な証拠は存在せず、有力な目撃者の証言もなく、「かえって、逮捕後の鑑定の結果、被告人の右手掌部から粘着テープにより採取された微物からは、被害者が着用していたニットジャージの繊維は検出されず、また、ニットジャージの右胸部から採取された微物についても人由来のDNAは検出されなかった。ただし、被告人の右手の平が被害者の右胸を触ったものの、一瞬であったために繊維やDNAの付着に至らなかったという可能性もあり・・・」(なお、被害者の証言より被告人の供述の方が真実味を感じさせる)とされている。

やや事案異なり、横浜地判平二四・一〇・一九〔毛利晴光裁判官〕は、捜査員二名による——電車内で被害者の後方に立ち着衣の上からその腰部付近に自己の股間を押し付けたのを現認したとしての——現行犯逮捕だが、被害届は出ているものの被害者の証言は得られず(調書にも証拠能力がなく)、他の目撃者の確保もなされていないほか、被告人の着衣に被害者の着衣の繊維が付着していたか否かについての捜査も全くなされておらず、その理由として「被告人は本件電車に乗り込むときに被害者を押しながら入っていったので、その時点でも被告人の着衣に被害者の着衣の繊維が付着してしまい、どちらで付着したか判別できないと思い、繊維の捜査をしなかった」などと供述しているが、余り納得のいくような説明とは思われぬ(なお、被告人の供述は非常に具体的であるなど一概に全面排斥し難い一方、両警察官が述べる被告人の姿勢は異様・不自然さを認めず、供述の誇張・すりあわせも疑われ得る)、と指摘している。なお、名古屋地判平二四・二・二一〔水野将徳裁判官〕は、駆け付けた警察官は直接逮捕したのではなく、追跡中の被害者と途中合流した同女の交際男性に捕まえられた者の引渡を受けた事案に関し、繁華街の路上で背後からワンピースの裾をめくって、臀部を直接手で触ったとして起訴された元会社員につき、捜査機関は微物を調べるなどして犯行を客観的証拠によって裏付けてはならず、また、被害者は被告人の痴漢行為を直接目撃した訳ではないし、それまで交際男性との喧嘩的やり取りに長らく関心が向いていたなど、観察・供述の正確性に疑問を容れる余地があり、別人の犯行の可能性を否定できない、として無罪を言い渡している。

また、中央本線事件(続弁護一三六)の名古屋簡判平一九・一〇・三一〔山本正名裁判官〕は、本件前に被害者(二一歳の女子大生)は二回も(同一犯人からの)痴漢被害に遭ったとして警察に相談したことからなされた(犯人検挙目的での)同行警乗の三回目の本件当日四人の警察官が取り囲んで監視する中で痴漢が三分ほど現認されたとして被告人が現行犯逮捕された事案につき、列車内で着衣越しに、被害者の大腿部付近に陰茎を押し当て、また手甲部で胸部に触ったとして起訴された被告人と小柄な被害者とは二〇センチ以上もの身長差があることと関連して、計測など客観的科学的な裏付けを欠いた(被害供述だけ偏重の)捜査を批判する等、様々な問題【被害者・目撃警官らの供述の信用しにくさ・不自然さ・変転・不一致等、脅しとアメでの自白強要(被告人は、警察への自白のほか、妻と共に被害者の父に土下座謝罪までした由)、前二回被告人痴漢という前提(での立証作戦)の不成立(なお、Ⅲ3〔Ⅳ〕の小林事件)、押し当て「回避」の疑わしさ、検察の主張の揺れなど】を極めて詳細に指摘した無罪判決であり、これまた警察・検察の反省材料とされて良さそうだ。その職務熱心や被害者支援の熱意は敬意に値するが、それらのみでは(冤罪回避への注意・熱意の方は欠けるときは)冤罪の危険はむしろ増大し得る。もともと密着は当然の満員・鮎詰め電車の内の上にズボン・コートを含む着衣越しのことであり(陰茎勃起も、警察官の一部も疑問視した由の、特に「三回とも」など疑問な想像にとどまる)、電車の揺れ等でないのか、故意的か否かなど、極めて微妙で判断の難しいケースで、素人の被害者の思い込み・自己正当化等かも知れない主観的・感覚的な判断・主張に綿密な検証なしに依拠した(また、被害者への熱い気遣い、検挙への焦りが突出した)ところに非常な危なっかしさを感じられるだけでなく、中年被告人の連日の深夜勤務と一日平均四時間未満の睡眠時間なども考慮すれば、間違えた可能性が著しく高そうだ(裁判所は、問題の時点では被告人は鮎詰め状態の中で立ったまま「うとうと」睡眠していたのであり、勃起もなかった、と認定)。なお、微物採取・繊維鑑定はなかったようだが、本件では仮に繊維鑑定で「シロ」と出れば身長大差等の問題が裏付けられ得たかと思われる。

〔九〕繊維鑑定やDNA鑑定のための警察官による微物の採取への不協力・拒否や保全の妨害(事情精査が必要だが、手を洗ってしまう等)は、痴漢行為の存在を推認させる事情とされることがあり、個別結論の可否はともかく、それ自体は一応もつともだが、不協力等に正当な理由ないし無理もない事情等が窺われれば、その推認

は否定され得る。たとえば、第二款の東京高判平二六・一二・一一〔村瀬均裁判長〕は、被告人が微物の採取を拒否するなどしたのも、犯行に及んでいない者の言動として必ずしも不自然・不合理とはいえない特殊事情（特別の意識・感情）が考えられると指摘している。また、第五款《甲》〔B〕で触れた大阪地裁堺支部平二二・一一・一二〔飯島健太郎裁判官〕では、被告人が微物採取（結果が出るまで一週間なり釈放されないとの説明に納得しなかった。）やポリグラフ（いわゆるウソ発見）検査等に応じなかったことには相応の理由があったと認定されている。

他方では、容疑者・被告人の方から繊維鑑定・DNA鑑定などを積極的に求めた場合には、痴漢行為の不存在を推認させるのが一般と考えるのが公平でもある。

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

以下に述べることは、ごく大雑把な目安（あるいは、その一基礎）になり得るとどまるが、それでも多少の参考にはなるかと思われる。「弁護」「続弁護」を主とする文献、新たな裁判例情報（及びネット情報。ネット情報のみは一件。）で小生が比較的簡単に知り得た、平成一〇年以降の無罪（少数の電車内事件ではないものを含む。一部無罪は除く。）事件に限っても（なお、上級審で逆転有罪となったものは除いているほか、検事控訴があり高裁でも無罪判決があったものも一件に数えている）、五九件ほどに上っている（なお、うち、逆転無罪となったものは二四件ほどである）。これは、有罪率（有罪人員数／有罪人員数＋無罪人員数。ただし、略式命令事件を除く一審での数値）九九.九%位などといわれる我が国の刑事司法の中で突出した数値といえ、痴漢被告（公判請求）事件に限れば有罪率は大きく低下すると見込まれる。

なお、「無罪」になったと言っても、犯人と断定するには合理的な疑いが残るといって過ぎない場合が多く、むしろ、真犯人なのに有罪認定・処罰を免れたケースが沢山あるのではないかと疑う向きもあろう。一応もつともであるが、実際には、起訴されながら無罪となっている場合は、反証等によって起訴の根拠が大きく揺らいだ場合が多く、本当に無実そうなケースが大部分のように感じられる。

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！

冤罪の危険を避けにくい逮捕より、被害予防・深刻被害防止、早期中止要求発声・防衛こそ、推奨される。痴漢犯人の逮捕は結構でも、犯人が誰かを間違えると（あるいは、本当は荷物等が当たっていたに過ぎないのを痴漢と錯覚し、捕まえると）、相手やその家族の人生も狂わせるような大変な事態となり得るし（至極啓発的な、矢田部、鈴木、小澤の各本など参照）、自身も、誤って逮捕した重い道義的・法的責任を（特に無過失と言いつつ切れない限り）負うことにもなる。そうした「冤罪」を生み出さない適切な対応は、以下のようだと考えられる。

〔A〕「上着の上から尻に触られた」程度の時は、被害は比較的軽いし、本当は当たっているのは荷物等だったり、手等は触れていても、わざとではなかったり（非故意的だったり）等の、誤信の可能性も大きいので（第一款参照）、逮捕には、間違いなく痴漢か、困難でも、極めて慎重な見極めが要請される。むしろ、現実的で無難な、しかし有効な対処方法として、適当な大きさの声、時には大声で、なるべく、少しでも異常を感じた時からすぐに、相手を格別限定せず（厄介な特定など無用！）、「ちょっと！」、「よして！」、「お止め下さい！」あるいは（陶酔に耽っている場合の相手には大量の冷水を頭から浴びせるようなものだが）「やめろよ！ てめえ！！ 何なんだよ！ おめえはよー！！」などと叫ぶ辺りが適当だろう（本来の奥ゆかしさは措き、役者を演じ切れれば良い）。あるいは、何なら、気の向くままに怒鳴り続ければ、迫力満点で、痴漢撲滅に大いに貢献するし、とかく溜まりがちなストレスも綺麗さっぱり解消され、実に健康的だ。もし、叫ぶのが困難・苦手なら（しかし、痴漢を怖がる必要は全くない。ビクビクしているのは痴漢の方だし、いざとなれば周囲の人達が圧倒的に味方になってくれる。痴漢に味方する者などいない）、あるいは、それでは気持ちが収まらないなら、痴漢の手をつねり、あるいは、引っ搔くのも一案だ（この関係は、I 要点概説（七）で詳説）。

大声で叫ぶのは、むろん恥ずかしいことでは何らない。甘受・更なる被害こそ恥ずかしいことだし、痴漢をつげ上がらせる。悪くすると、「この女、きっと、全然もてないもんだから、このオレ様に触って頂いて、内心すごく嬉しいのだな」などと誤解されかねない（痴漢依存症の者ないし痴漢の常習者には、むしろ喜ばれるのだという誤解が多いとか）。何より、恥ずかしい事をしているのは痴漢の方なのだし、痴漢に対しては怒るのが当たり前で、こともあろうに、痴漢に（褒美でも出すみたいに）たつぷりと体を触らせてあげる必要などむろん毛頭ないのだ！ それだけではない。たつぷりと触らせてあげることは、犯人に甘い味を堪能させ、益々痴漢の快楽に溺れさせて、更なる痴漢被害を生み、増やすことにもなる（自分だけの問題ではない）！ 逆に言えば、痴漢被害者がこぞって即時断固排撃・反撃するようになれば、痴漢の激減（また、それに伴い、痴漢冤罪の激減）、更には「痴漢（・冤罪）のない社会」が見込まれるのだ。大声で叫ぶことは、欲望充足を許さず、恥をかかせ、逮捕の恐怖も与え、痴漢予備軍も震え上がらせるなど、反撃・懲戒等として至当である（悪いと余り分かっていないような鈍感・愚鈍な男に対しては、至極教育的でもある）。しかも、痴漢か、それとも、意識せず・悪気なく単に鞆等の持ち物や手を接触させているだけかはっきりしなくても、いずれにしても迷惑行為だから、「止めて！」等と叫んでも何ら差し支えないし、犯人が誰か分かりにくい混雑状況で叫んでも、相手を「誰」と特定する訳でない以上、「的を外す」心配も（名誉毀損の問題も）ないのが大きなメリットだ。痴漢が始まった途端に、あるいは痴漢の前触れかと感じた時に既に予防的に、叫ぶこともできるし、声の大小も自由で、最初は小さい声で、それで収まらなければ段々声を大にするのも一案だ。何より、痴漢を捕まえるより、痴漢を防ぐことを第一に考えるのが、当然合理的で、叫ぶのは真に理にかなっている。

〔B〕対応（中止要求・反撃）ができず、遅れ、あるいは侵害が急激・過激で、被害深刻の場合は捕まえ駅員・警察に突き出すとしても、冤罪の場合には無実の人やその家族は人生を狂わされるほどの大打撃を受けるため、そのようなことのないよう、〔1〕本当に痴漢だったのか（たとえば、体を手で触られたのではなく、単に鞆等が当たっていたに過ぎない、というようなことはないか）、また、痴漢だとしても、〔2〕人違いの恐れはないのか、が早晚大きな問題となることが非常に多い。ことに、犯人の正確な特定は、しばしば、普通人が素人考えで簡単に（大体すぐ後ろか前の怪しげな男が犯人だろうなどと）考えるより、遙かに難事であり、たとえば、巧妙に——考えようによっては、単純に痴漢を働けば、逮捕等される危険は極めて顕著かつ明白なので、その危険を第三者に転じ自らは免れる工夫として、取り立てて「巧妙」というより、至って自然なこと（どこの誰でも考え付くようなこと）だが——、第三者を間に挟んで、あるいは、被害者と第三者が向き合い又は前後している横合いからひそかに、痴漢を働く者が多いとみられるので（上記第三款参照）、「人違いの恐れなく確実に被逮捕者・容疑者・被告人が真犯人だと特定できたのか」の点が、捜査官や特に裁判官・弁護人に、普通予想外であろうほど極めて厳しく問い質され、被害者が間違ったらしい場合は勿論のこと、裁判官に十分に納得してもらえない場合も、有罪にしてもらえず、痴漢被害自体に続く捜査協力・出廷・証言の重複の大負担の上に、思うような結果も出ず、悔しさと落胆だけが残る酷い無駄骨折りに、になってしまう。更に、悪くすれば、冤罪で甚大な迷惑をかけ巨額の損害を与えた負い目まで背負うことになり、また、相手から訴えられかねない。

それを避けるためには、勇気を出して、車中で（ホームに降りてから捕まえるのでは、客観的に誤認の恐れが強くなるし、犯人に間違いなしとの主張も説得力が弱くなる）、それも、痴漢の現場で、——実際にはなかなか難しいとは思われるが——犯人がまさに痴漢行為をやっている最中に、そのまだ痴漢をしている最中の手を何とか確実に視認（目で見て）の上で、同じその目で、手から腕・肩を辿って顔（ないし、極めて特徴のある衣服）まできちんとじっくり確認して（荒木・STOP 五九参照）、その手を掴まえ、あるいは（とくに、その顔までの延長的な視認が無理な場合には）、視認したその痴漢中の手を引き続き視認して——あるいは、痴漢の手をスカート等の内側で——掴まえ【秋山・裁判官一三二、同・迫る二八六のほか、第五款で触れた東京高判平二一・六・一一での阿部裁判長らによる逆転無罪判決〔被害者が手を掴んだのはスカートの外側であること、その際、犯人の手であると目で確認してはいないこと等に照らし、被害者の掴んだ手が犯人のものだとは断定し難い〕を初め、第五款《甲》に挙げた諸判決参照】、決して離さず、何が何でも掴まえ続けて、「痴漢です！ 捕まえて下さい！」等と大声で叫ぶべきだ。叫ぶこと自体は、多数の裁判例の女性が実行していることで、必ずしもそう困難とは思われない（◆11）。もし、それでも、捕まえてくれる者が現れないときは、掴まえ続けている犯人を自

身でそのまま駅事務室辺りに連行すべきだ。なお、痴漢中の手の捕捉・継続保持については、犯人も摘発を逃れるため必死になるので、手を振りほどかれる——その結果、逮捕・処罰に失敗する——蓋然性が高いとは思われるが、その場合でも、痴漢を中止させることができるうえ、犯人に恥辱を与え、恐怖を感じさせ、痴漢繰り返しを止めさせる見込みは絶大だろう。

これら、痴漢中の手の視認および顔までの延長的視認の上での、あるいは、痴漢中の手の視認と引き続き視認しての（あるいは、スカート等の内側での）その手の捕捉と継続保持、が（大混雑・密集・抵抗等のため）できない場合——実際的には、それがむしろ大部分の場合かも知れないが——には、大変なことになる誤認逮捕を避けるため、逮捕ではなく（◆12）、もっぱら、[A]で述べたような、中止要求発声・防衛の方を選択すべきである。

なお、犯人特定に自ら不安が残る場合は、間違っている危険が尚更高いし、人違いの場合、相手やその家族の人生を狂わせるような取り返しのできない大打撃を与えることになる（従って又、相手から訴えられる可能性もある）ので、犯人指定は断然止めるべきである！

(9) [対応の本文は、第六款（三）第二段落] ESG投資とは、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のウェブサイトの説明を一部借用すると、《環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の英語の頭文字を合わせた言葉です。投資するために企業の価値を測る材料として、これまではキャッシュフローや利益率などの定量的な財務情報が主に使われてきました。それに加え、非財務情報であるESG要素を考慮する投資を「ESG投資」といいます。ESGに関する要素はさまざまですが、例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は女性従業員の活躍、「G」は取締役の構成などが挙げられます。ESGという言葉が知られるようになったのは、二〇〇六年に国連のアナン事務総長（当時）が機関投資家に対し、ESGを投資プロセスに組み入れる「責任投資原則」([PRI, Principles for Responsible Investment](#))を提唱したことがきっかけです。二〇〇八年のリーマン・ショック後に資本市場で短期的な利益追求に対する批判が高まったこともPRIの署名機関増加につながり、二〇一七年四月時点で一七〇〇を超える年金基金や運用会社などがPRIに署名しています。このうち年金基金などアセットオーナーの署名は三四六にのぼり、その運用資産残高の合計は一七兆ドル（約一八〇〇兆円）近くに達しました。GPIFも二〇一五年にPRIに署名しています。》といったものだ【二〇一七・九・二七のNHKテレビ午後一〇時からの『クローズアップ現代+』での「二五〇〇兆円ESG投資！ 世界急増・遅れる日本」、二〇一七・一一・一八朝日の年金基金投資先に関する記事「年金マネー、環境・社会に生かす」「貢献企業に投資拡大へ」等、二〇一七・一一・一九朝日記事「環境・社会配慮の投資 企業は変わるか」等、二〇一八・八・二二「（二〇三〇 SDGsで変える）トップが語る：一 中西宏明・経団連会長」と、二〇一九年にまたがる続き、二〇一九・五・八朝日「公的年金の運用 グリーン債でも GPIF、ESG投資拡大」、二〇二〇・一・一四ロイター「ブラックロック（米資産運用大手）が投資再配分の方針、気候変動対策の強化求める」、なお、二〇一九・九・一一朝日「人権を守る 企業の責任 [アニタ・ラマサストリさん]」、銀行「融資」の分野でも、二〇一九・一一・四朝日「環境や人権重視 融資でも」、なども参照】。

(10) [対応の本文は、第六款（四）第二段落] 最判平三〇・五・一〇【DNA型鑑定の信用性を否定した原判決を破棄し、控訴を棄却。評釈等として、たとえば、「混合資料である可能性が抽象的なものに過ぎないのか、経験則上あり得るものなのかは、専門的知見を有する者でなければ容易には判断できない」とも説く村瀬均・刑事法ジャーナル五八号一五一、「法廷において、科学的正当性を、より分かりやすく示すよう工夫することも必要であった」とも指摘する前田雅英・捜査研究八一号二、「最高裁がなぜ鈴木鑑定を合理的と認めたのか、鑑定証言を信用したということ以外が分かりづらい」旨も指摘の徳永光・新判例解説Watch刑事訴訟法一一六番、「他の専門家の意見を聴取するなどして」とも説く宮崎香織・警察学論集七一巻八号一五九、本最判に、別の専門家の意見を求める道を自判で絶った点も含めて、批判的な久保田共偉・刑弁九八号一一八、やはり本最判に批判的な松倉治代・刑弁九八号一二三】については、科捜研鑑定と鈴木廣一鑑定が部分的に食い違っていることに関連して、一四座位のSTR型等の一致などの意味との対

比において、突然変異が生ずることもそれほど稀ではないのか等につき、刑事事実認定の在り方に照らし（十分な社会的納得のためにも）、一応少しは説明がほしい気もなくはない（なお、判例時報二四〇三号一二三のコメント、原判決、徳永・上掲など参照）。関連して、確かに、原判決には、専門家の意見の（直接的）援用無しに鈴木鑑定（その権威は事実上当局の折り紙付き。）に逆らっている危うさがあるが、有罪とするにしても、裁判所自体は（「鈴木鑑定・・・の内容は専門的知見に裏付けられた合理的なものと認められる」等と請け合っても）やはり専門家ではないのだから、突然変異や混合資料の可能性に関し、ややスタンス・傾向の異なる他の専門家の意見聴取も経ていれば（重要なケースであるから、そうする価値は十分ある）、信頼度ないし市民の納得度がより向上し得たかと思われる。ちなみに、事情が異なる面もあるものの、心神喪失・心神耗弱に関わる責任能力の問題では、裁判所はしばしば、被告人に不利益な方向で、精神医学者の鑑定に依拠せずに（あるいは、むしろ逆らって）、完全責任能力あるいは限定責任能力を認めており（比較的最近では、最判平二七・五・二五〔死刑！〕。なお、最判平二〇・四・二五の差戻を受けた東京高判平二一・五・二五も鑑定に従わなかったし、最決平二一・一二・八〔最判解六四六、翌年度重判解二〇二〕も出ている）、注目されよう。しかも、原判決は専門家の意見を援用していないにしても、「疑わしきは被告人の利益に」鉄則を考慮して合理的疑いを容れる判断をしているという逆の方向性も、留意に値しよう。基本的には、「合理的な疑い」の範囲の取り方に関する相当対照的（一種一徹）な立場同士の対立のようにも思われる。

ちなみに、注目すべきことに、最高裁は、一層重大な「大崎事件」でも、同じ裁判長（一種のエリート司法官僚）の下で、同じく破棄・自判で決着を付けている。それは、再審開始は認めないという令和元年六月二五日付最高裁決定である。この事件については、入江秀子『叫び一冤罪・大崎事件の真実』という（実質的には、再審請求人のお一人である大崎アヤ子さんとの共著ともいえる）極めて注目に値する本があり、小生、これにつき、アマゾン上に、「森の読書人」の名で詳しいカスタマーレビューを書いているが、小生のみるところ、この最高裁決定は、破滅的で到底支持し得ない。とくに、本決定は、弁護側提出の（豊富な経験と専門的知見を備えた法医学者」と認められる）東京大学名誉教授の法医学鑑定は、専門的知見・科学的推論に基づくものとして尊重すべきだが、「決定的な証明力を有するとまではいえない」、と称して、（上記拙レビューに示したように元々任意性・信用性の甚だ疑わしい）他人の自白・目撃証言を、（決定的に無力化しないまでも、少なくとも）疑わせることを強引に否定する一方、複数の再審請求等に加え特別公務員暴行陵虐の訴えまで出ている当時の捜査をも盲信して、それらの供述証拠の信用性は、法医学鑑定によっても疑義を生じないほど「相応に強固」などと断言し、その主たる論拠の一つとして、関係者の供述が相互に支え合っていることを挙げるが、捜査官が支え合わないような供述を取るのはむしろ普通ではない。また、決定は、死体遺棄の存在は否定できず、現場の状況等からして、有罪が確定している親族ら以外に遺棄犯（・殺人犯）は考えられないともするが（これに対し、他の遺棄者の可能性を指摘するのは、原決定のほか、殺人事件性を説得的に否定する、門野博「大崎事件最高裁決定について——このような認定が許されてよいのか」法セミ七七六号一。なお、入江・上掲四、五三、二二四）、遺棄以外の可能性は無視し得るかも甚だ疑問である（なお、斎藤・東電八六〔「精緻」認定の危険〕）。おまけに、再審開始を認めたそれぞれ力作の一・二審決定を共に否定し、唯我独尊的に幕引きを強行している（なお、刑訴法四四七条二項）。更に、前掲最判平三〇・五・一〇では、専門的鑑定を自身の意見で疑問視した原審の無罪判決を咎めながら、本件で基本的に（検察の先導はあれ〔なお、原田・人情四七、九七〕）自らの一方的な素人意見で（謙虚さのかけらもなく）高名な法医学者の鑑定を実質無価値とまで断じて有罪確定判決を固守するのは如何なものか。最高裁は劣化してしまったかとの思いを禁じ得ない。

- (1 1) 〔対応の本文は、第九款の後ろから三番目の段落〕 被害女性に勇気・努力も声も確実性も求めるべきではないとして、車内痴漢通報ボタン設置の提唱もあるが（斎藤章佳・第八章参照）、もしも、痴漢継続阻止を超え、あくまで犯人逮捕まで目指す措置とする場合には、大き過ぎる危険や混乱があろう。
- (1 2) 〔対応の本文は、第九款の後ろから二番目の段落〕 本文記載のいずれの態様でも痴漢中の手の視認・捕捉と継続保持ができなかった場合であっても、相当の場合には（たとえば、臍内に指を挿入した犯人かが

争われた弁護一九〇・三一七・三二九の小田急線事件参照), 警察において, 被疑者の同意を得て, DNA・繊維鑑定のための微物採取(及び被疑者の氏名・住所等の確認)だけを即時行って直ちに釈放し, クロの鑑定結果が出ない限りは, 後日の逮捕等もなしとする扱いにする, というのも一案か。

これだと, 無実なら普通同意し, 助かるのではないか。他方, 犯人なら普通同意しないようでもある。だが, 然るべき理由もないのに同意しない場合, [1] 嫌疑濃厚として(逃亡・罪証隠滅〔体液洗い流し等〕する恐れも認められる限り)逮捕も可能となり得よう(また, そう告げられれば, 犯人でも仕方なく同意するのが普通でなかろうか), [2] また有罪認定しやすくなるのではないか(第七款〔九〕参照)。もちろん, 微物採取・DNA鑑定で有罪の確証が得られる等の場合もあろう。これらの結論は悪くもなさそうだ(繊維鑑定については, 第六款末尾も参照)。

(本学法科大学院フェロー・本学名誉教授)

痴漢と冤罪についての一考察(四)

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決

- ア 本判決の中心的な内容
- イ 動機に関する問題
- ウ 被害者の主張の更なる問題
- エ 反対意見の更なる問題性
- オ 本件の骨子と重要部分の紹介
 - i 本件における公訴事実、明らかな事実、および、一・二審の判断
 - ii 二人の裁判官(堀籠・田原)による一・二審判決支持の有罪意見
 - iii 二人の裁判官(那須・近藤)による補足意見
 - iv 多数意見(藤田宙靖・那須・近藤)の結論的骨子とコメント

(以下、未刊)

2 若干の注目点

3 難しい有罪維持確定事件

IV 各方面へのメッセージ

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決(最判平二一・四・一四)

ア 本判決の中心的な内容

本第三小法廷判決(裁判所のHPで全文閲覧可能。刑集〔=最高裁判所刑事判例集〕六三巻四号三三一では一・二審判決、上告趣意等も添付。)については既に本稿(二)二一〔関連:二二〕(被害者の「しっかり見て確認した」旨の主張はあったが……。今村核〔浜田寿美男編〕『供述をめぐる問題』一四一、遠藤邦彦・刑事訴訟法判例百選一〇版一六〇も参照)、本稿(三)一九一(繊維鑑定・DNA鑑定の関係詳細)でも触れたが、頭越しに網棚に荷物を上げた際の被告人の動きを「被害者」(女子高生)が痛く不快に感じたが、運良く(また、タイミングも実に良く)、その被告人が間もなく自分に痴漢を働いたので捕まえ懲らしめてやった、と主張されたような事案に関するもので、本判決(多数意見)は、「第二 当裁判所の判断」中で、「五 そこで検討すると、」として、「被告人は、捜査段階から一貫して犯行を否認しており、本件公訴事実を基礎付ける証拠としては、A(被害者)の供述があるのみであって、物的証拠等の客観的証拠は存しない(被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来する

ものであるかどうかは不明であった。) 被告人は、本件当時六〇歳であったが、前科、前歴はなく、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない。したがって、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があるのであるが、(一) Aが述べる痴漢被害は、相当に執ようかつ強度なものである【斎藤注：一審判決によると、Aは、公判廷および検察官調書の中で、曰く。小田急線の「向ヶ丘遊園を出てから・・・まず、スカートの上から下腹部、次いで陰部を触られ、次に、スカートの中に手を入れられ、パンティの上から陰部を触られた。登戸に着く少し前に、その手は抜かれたが、同駅を出ると、さらに、パンティの前の部分の上から手を入れられ、成城学園前に着く直前まで、陰部を触られた。・・・成城学園前駅を出ると、今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを・・・触られた。・・・その後、その犯人は、パンティの右のわきから・・・手を入れ、指で陰部を触り、さらに、その手を抜いて、今度は、パンティの上の方から手を入れ、陰部を触ってきた。」というのだ。なお、起訴は、後半の太字部分に限られている。】にもかかわらず、Aは、車内で積極的な回避行動を執っていないこと、(二) そのことと前記二(二)のAのした被告人に対する積極的な糾弾行為【斎藤注：Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛けた。・・・Aは、その場にいた同駅の駅長に対し、被告人を指さし、「この人痴漢です。」と訴えた。】とは必ずしもそぐわないように思われること、また、(三) Aが、成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び被告人のそばに乗車しているのは不自然であること(原判決も「いささか不自然」とは述べている。)【斎藤注：迷惑男と感じた被告人を(痴漢と称して)後の駅で突き出すことを考えていたとすれば、傍に乗車していたのは、当然なこととなる。】などを勘案すると、同駅までにAが受けたという痴漢被害に関する供述の信用性にはなお疑いをいれる余地がある。そうすると、その後にAが受けたという公訴事実(◆13)記載の痴漢被害に関する供述の信用性についても疑いをいれる余地があることは否定し難いのであって、Aの供述の信用性を全面的に肯定した第一審判決及び原判決の判断は、必要とされる慎重さを欠くものというべきであり、これを是認することができない。被告人が公訴事実記載の犯行を行ったと断定するについては、なお合理的な疑いが残るといふべきである。」と指摘している。

文献として、名倉事件弁護団(秋山賢三・荒木伸怡・佐藤善博・今村核)・刑弁五九号七七(多くの有益な指摘)、また、中川孝博・法セミ六五八号四、荒木友雄九七、一〇四【本稿(二)二六等で論及している証人テストが、他面では「真実を再確認することにもつながる」という——確かにこれも軽視し難く、可視化すれば良く納得されそうな——積極面のほか、被害者への配慮の必要性もまた強調】参照。その後、木谷・基本三〇のほか、家令一一九、原田國男・ジュリスト一四二四号一二五、外塚果林・山崎優子・高田沙織・福井厚による『法と心理』一七巻一号六二のワークショップ記事「ジェンダーバイアスと冤罪バイアス」(ネット上に転載。大勢として結論的に最高裁・多数意見支持。)やこれら掲記の多くの評釈・解説等がある。

イ 動機に関する問題

本件は、自分の頭越しに網棚に荷物を上げる際の被告人の動きを「被害者」が痛く不快に感じ、その腹癒せに、敢えて被告人の傍に居続け、痴漢として突き出したのではないかと疑う余地が残るような事案である。この点、弁護人が、『被害者が嘘をつく動機』は、田原(反対)意見がいうように、①示談金目的、②腹癒せ、③自己顕示、④愉快犯と、四つもの動機が容易に考えられるし、弁護人が主張したように、『遅刻の言い訳』の動機も考えられる。また、本件では、『生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。』とあり(◆14)、A(被害者)は、『頭越しに無理に網棚にかばんを載せられて不愉快になった「腹癒せ」に痴漢被害を演じた』との動機も考えられる。」と指摘しており(庭山三八一〔佐藤善博〕)、特に最後の指摘は、主任弁護人秋山賢三ほかの上告趣意等でも主張されているところで(刑集六三巻四号三七七参照)、説得的と思われる。なお、女性が「痴漢被害」の前にそのような不愉快な思いをしたこと自体は、同女が公言し判決文にも出ているものの、不愉快にさせたという「無理やり」の詳細は語られていない憾みがあるが、秋山氏の上告趣意補充によると、「被告人が衰弱した体で、満員電車の中で、網棚に荷物を上げようとしたときに、上手に上げられずに邪魔をしたことについて、本件で被害者とされている女子高生が立腹し、あることないこと、それこそ虚言の限りを弄して、被告人を痴漢

犯人に仕立て上げた、というのが本件の筋書き、真相である」という（刑集六三巻四号四二六参照）。また、本判決は「犯人性よりも事件性（証言の虚偽性）を問題視する明快な判決であった」と評されており（秋山・迫る二九九。なお、原田八七）、これも同方向と思われる。なお、一審判決は、「被告人と女性は、当日、同じ電車に乗り合わせただけの関係に過ぎないから、被告人がやや強引に鞆を網棚に上げたことについて不快感を有していたとしても、同人が、ことさら被告人を痴漢に仕立て上げる理由はない。」とするが、「先ず結論ありき」の感があるし、そのような不快感を抱いた以上、「同じ電車に乗り合わせただけの関係に過ぎない」という常套句は不適切だろう。

反対意見（田原睦夫・堀籠幸男）は、トラブルの腹いせなど「Aが殊更虚偽の被害事実を申し立てる動機をうかがわせるような事情（ないし証拠）は、記録を精査検討してみても全く存しない」などと強調さえしている。しかし、本判決が特に問題視する、(一)Aが述べる痴漢は相当に執拗かつ強度なのに、Aは積極的な回避行動に出ていないこと（加えて、向ヶ丘遊園駅を出てから、登戸駅に着く前に既に「スカートの上から体を触られた後、スカートの中に手を入れられ、下着の上から陰部を触られた」というのだが、停車駅であるその登戸駅でも車両・乗車ドアを替えてもいない。これらは、「痴漢被害」の实在性を疑わせよう）、(二) そのことと積極的な糾弾行為とは必ずしもそぐわないように思われること（これは、糾弾の動機が「痴漢」以外にある可能性を窺わせよう）、また、(三) Aが、成城学園前駅で一旦下車しながら、再び被告人の傍に乗車しているのは不自然であること（これ又、「痴漢被害」の不存在と、それとは無関係な糾弾の意図も疑わせよう）、の三点に加え、「生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。」と述べられているし（被害者の憤懣は、このことに向けられているように推測し得る）、被告人が実際に痴漢を働いたとみ得るような物証も状況証拠も何ら存せず、むしろ、証拠は（後記ウのように）無実を示唆している（こと本件に関する限り、両裁判官には同調し得ない）。

また、「感情的衝突」と腹癒せの可能性は、冤罪回避のための一つの要注意点のように思われるが（本稿二一一参照）、それが、本判決指摘の被害供述の信用性を疑わせ得る三点にも関係していよう。成城学園前での行動について言えば、Aは、「成城学園前に着いてドアが開き、駅のホーム上に押し出された。被告人がまだいたらドアを替えようと思ったが、被告人を見失って迷っているうち、ドアが閉まりそうになったので、再び、同じドアから乗った。乗る直前に、被告人がいるのに気付いたが、後ろから押し込まれる感じで、また被告人と向かい合う状態になった。」と幾重にも苦しい説明をしている。しかし、「本判決は、このような説明は不自然とみたものと思われる」（家令一三五）。荒木伸怡氏の指摘（刑弁五九号八二）のように、被害者は被告人の鞆のことには当然関心があり、被告人がその鞆を成城学園前駅まで降ろしてはいないことを認識していたものと推測されるし、同じ所に戻れば同様の被害に遭いかねない（戻らなければ、逆である）ことは当然分かることである。別のドアから入ることは、乗り切れなくなるリスクも少しは冒すとしても、そのリスクはさほど大きくはなかろうし、遅刻のデメリットも被害継続に比べれば大ではなかろう。そして、被告人が網棚の荷物を下ろし手にしている様子が（事実に反するが）確認できたとか、また、彼が自分の意思で下車し去ったと安心できたとかは、そもそもA自身主張していないし、また、直ちに自分と向かい合う状態になったほど直ぐ近くにいた人物を直前まで見失ってもいたというのも、甚だ疑問に思われる。それに、成城学園前駅に着くまでも、スカートの上から、パンティの上から、更にはパンティの中に手を入れられて直接、陰部を触られた（それほど衝撃的な痴漢被害を既に受けた）、と言うのだから、同駅でホームに押し出された機会に、すぐ別のドアの方に移動・回避しようとするのが当然・普通で、そうすれば乗り切れなくなる（そのため遅刻する）恐れも格別なかつた筈であり（A自身、被告人がまだいたら、という不自然な条件を付けてだが、「ドアを替えようと思った」と述べている）、そうせず、また元のドアから車内に戻ったのは、不可解に近く、痴漢被害は實在しなかった（むしろ、自分の頭越しに網棚に荷物を上げ謝りもしなかった被告人をやっつけるため傍に戻ろうとした）のではないかと、とも思われよう。

また、そのような鞆を巡るトラブルと「痴漢」という、それぞれ珍しいことが共に、かつ、たまたま全く無関係に、しかも、その順序で、加えて、（生田を発車して直ぐのトラブルと、直ぐ近くの次駅向ヶ丘遊園を出てから始まったという「痴漢」という具合に）殆ど引き続いて（被告人の供述では、「網棚に鞆を置いたのは、登

戸を出て成城学園前に着くまでの間」というが、だとすれば、起訴された「痴漢行為」とは、尚更引き続き、かつ一層近接)、発生する確率は相当低いではなかろうか? 加えて、鞆を網棚に載せるため多かれ少なかれ一種迷惑を掛けたかも分からない辺りの女子に痴漢を働くということも、一般には極めて考えにくかろう。

人によっては(未熟な女子など)、トラブル・迷惑の腹いせに、「我慢ならないヤツ、迷惑男」といった感覚で相手を「痴漢」呼ばわりし、打撃を与えることも充分想定し得るのだ。かつて、某元高裁長官から、不良女子(具体的には、女子高生)達に痴漢と言いがかりを付けられないよう大いに用心している、旨伺ったのも思い起こされる。

ウ 被害者の主張の更なる問題

成城学園前駅を出てからも受けたと称する痴漢被害についても、「今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを・・・触られた。・・・その後、その犯人は、パンティの右のわきから・・・手を入れ、指で陰部を触り、さらに、その手を抜いて、今度は、パンティの上の方から手を入れ、陰部を触ってきた。」と言うのだが、大きな身動きはできないほど混雑していたことは自認しているところであり、そんな中で、そうした全くの自由自在も思わせるような痴漢行為が果たして、空想や出任せでなく、実際に体験されたのか(また、僅か数分のうちに三つもの別行為があったのか)、相当疑わしい。実際にスカートの中に手を入れるためには、「脚を曲げ、肩を下げ、体を前後左右に傾けるなどするほか、両脚を少し広げる」(原判決)といった(実現性の疑わしい)方法で指先の位置を大分(九センチほど)下げる必要があるが、目立つ等の危険を伴うし、一旦パンティの中に手を入れ陰部を触ることができたのなら、そのまま触っていれば良さそうなものだが、一度その手をわざわざ抜いて、もう一度パンティの中に別のところから手を入れて改めて陰部を触った、というのは(焦っての創作的説明のようで、それ自体、現実味が薄い)、 「肘が・・・折れ曲がり、混雑した電車内では、周囲の乗客に当たって邪魔になり、甚だ不自然」等の問題がある旨、弁護人らの上告趣意中(刑集六三卷四号三九六、四〇一、四〇九)で指摘されている(周囲の人にも不審に思われよう)。

繊維鑑定は、クロでなかったのは勿論、むしろシロ示唆的であり、DNA鑑定もシロだった可能性が高そうなのも(本稿(三)一九一参照)、特に重要な事実だろうし(荒木・刑弁五九号八一、八二、木谷・基本三〇、福井厚『法と心理』一七卷一号六八参照。なお、刑集六三卷四号三七八一三九四、四二七一四三二の上告趣意、同補充が詳細・有益)、被告人は当時既に六〇歳にもなるのに前科・前歴も見当たらず、痴漢性向は考え難いし、少なくとも性欲旺盛とは考え難い年齢のうえ、教授に昇進したばかりで二日後には教授会での所信表明も予定されていたから、その所信表明のことで頭が一杯で、痴漢への関心などは尚更生じ難かったであろうことも併せ考えると、午前八時頃という朝から、抑えられないほどの、しかも強烈な痴漢衝動に駆られるとは、考えられまい(◆15)。

原判決は、それでも犯行「も考えられる」とするが、蓋然性ありとでもいうのか(そんな根拠はなかろう。「被害者」の主張は、観念的な余地でもある限り盲信する、に近いのではないか)。なお、被告人は、電車が下北沢駅に着く直前、ネクタイを掴まれ、「電車降りましょう。」と声を掛けられた際、声を荒げて、「何ですか。」などと言い、女性が「あなた今痴漢をしたでしょう。」(この表現は、女性主張の、向ヶ丘遊園を出たところで既に痴漢被害に遭い、登戸・成城学園前を経て下北沢に着く直前まで、断続的にせよ長々と続いたと称する痴漢と余り整合的でない感を否めないが。)と応じると、女性を離そうとして、その左肩を手で押すなどした、と認定されているが(刑集六三卷四号三三三等)、これも、被告人の無実を示唆するように思われる。教員をしているような人間は、そう心臓が強くなく、むしろ神経が繊細で、良心も抱えているのが普通だから、本当に派手に痴漢を働いていて、思いがけず逆襲され、捕まえられたのなら、すっかり動揺し、しどろもどろになりそうなものだ。

エ 反対意見の更なる問題性

反対意見は、無辜不処罰確保という最高裁の貴重な歴史的実績(斎藤・松川三九〇参照)、冤罪防止の最後の砦という極めて重大な任務、刑事裁判における「疑わしきは(合理的な疑いが残る限りは)被告人の利益に」

の鉄則、任務遂行の十分な可能性（最高裁裁判官の資質・幅広さ、概して有能で時間的余裕にも比較的恵まれ、時には使命感も感じさせる最高裁調査官による下準備〔なお、木谷明『「無罪」を見抜く』一三四、一四七、二二一等。冷水、渡部保夫『竹澤古稀』四七五、五〇〇〕、市民からの熱い期待（「まだ、最高裁があるんだ！」）に、そぐわない嫌いがあると思われる。

なお、田原反対意見は、女性が、満員で積極的な回避行動を執ることができず、また痴漢と発言して周囲から注目されるのが嫌だった旨、述べていることも（原判決と共に）援用するが、女性は、登戸駅で別の車両・ドアの方に移動することもできたのに移動していないし、成城学園前駅でも、上記のように、折角ホームに押し出され下車したのに、やはり移動しておらず、また、同じく満員の下北沢駅到着前の車中でも被告人のネクタイを掴んで、「電車降りましょう。」と声を掛け、ホームにいた駅長に対し、被告人を指さし、「この人痴漢です。」と訴えており、周囲からの注目も物ともしていないのだから、説得力に乏しい。

付言すると、裁判長を務めた、弁護士会出身の同裁判官の反対意見が、「被告人は・・・助教授から教授に昇任したばかりで・・・二日後には、就任後初の教授会が開かれ、その時に被告人は所信表明を行うことが予定されていたことなど、本件事件の犯人性と相反すると認められ得る事実も明らかになっている。」とか、「被告人の警察での取調べ段階でDNA鑑定が問題となっていたことが窺われるところ、その点は公判では殆ど問題とされていない。」とか折角鋭く指摘しながら、女子の前記弁解的説明の「信用性について、『いささか不自然な点があるといえるものの・・・不合理とまではいえない』とした原判決の認定に、更に、著しい論理法則違背や経験則違背を見出すことはできない」などと（後記オiv（一）の問題に加え）無罪判断へのハードルを妙に嵩上げしつつ（太字化は二つとも斎藤）、上告棄却を主張したのは、残念というほかない。

また、堀籠反対意見は、「被告人の供述については、その信用性に疑いを容れる次のような事実がある。（一）被告人は、検察官の取調べに対し、下北沢駅では電車に戻ろうとしたことはない供述しておきながら、同じ日の取調べ中に、急に思い出したなどと言って、電車に戻ろうとしたことを認めるに至っている。これは、下北沢駅ではプラットホームの状況についてビデオ録画がされていることから、被告人が自己の供述に反する客観的証拠の存在を察知して供述を変遷させたものと考えられるのであり、こうした供述状況は、確たる証拠がない限り被告人は不利益な事実を認めないことをうかがわせるのである。（二）次に、被告人は、電車内の自分の近くにいる人については、よく記憶し、具体的に供述しているのであるが、被害者Aのことはほとんど記憶がないと供述しているのであって、被告人の供述には不自然さが残るといわざるを得ない。（三）多数意見は、被告人の供述の信用性について、何ら触れていないが、以上によれば、被告人の供述の信用性には疑問があるといわざるを得ない。」と主張しているが、（三）は実質単なる繰り返しに過ぎないし、（一）の点については、荒木弁護人が「しかし、鞆を網棚に残したままに下車してしまうわけには行かないのであるから、痴漢の疑いをかけられて下車させられそうな被告人として、たとえ無意識であれ、いったん車内に戻ろうとするのは当然の行動である。この点をまったく見落としている」と指摘している（刑弁五九号八二）。戻ろうとしたことが何故「不利益な事実」だと主張するのも、理解しにくい。また、勘違いなどは人間には誰も（まして、平静でない時には尚更）有り勝ちなことである。（二）も、一審判決に引用されている被告人の（別に怪しむべきところはなさそうな）供述（◆16）からすれば、また、特に、男は普通（特段の事情でもない限り）他の乗客女性まして一七歳ほどの女子をジロジロ見たりするものではない（被告人のような類のいわば上品な男性であれば、尚更である）ことからして、理由があるとは思われない。

オ 本件の骨子と重要部分の紹介

i 本件における公訴事実（検察官主張の犯罪事実）、明らかな事実、および、一・二審の判断

一 公訴事実は、次のようである。

「被告人は、平成一八年四月一八日午前七時五六分ころから午前八時三分ころまでの間、世田谷区内の小田急電鉄 成城学園前駅から下北沢駅に至るまでの間を走行中の電車内において、乗客である当時一七歳の女性Aに対し、パンティの中に左手を差し入れその陰部を手指で弄ぶなどし、もって強いてわいせつな行為をした」。

二 関係証拠によれば、次の事実が明らかである。

(一) 被告人は、通勤のため、本件当日の午前七時三四分ころ、小田急線鶴川駅から、綾瀬行き準急の前から五両目の車両に、Aは、通学のため、同日午前七時四四分ころ、読売ランド前駅から、同車両に乗った。被告人とAは、遅くとも、本件電車が同日午前七時五六分ころ成城学園前駅を発車して間もなくしてから、満員の上記車両の、進行方向に向かって左側の前から二番目のドア付近に、互いの左半身付近が接するような体勢で、向かい合うような形で立っていた。

(二) Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛けた。(中略)

(三) Aが乗車してから、被告人らが降車した下北沢駅までの本件電車の停車駅は、順に、読売ランド前、生田、向ヶ丘遊園、登戸、成城学園前、下北沢である。

三 Aは、第一審公判及び検察官調書(同意採用部分)において、要旨、次のように供述している(「被害」に関する下記【イ】【ロ】【ハ】の部分は、冒頭のアの最初の【斎藤注】中で既に引用したので、ここでは割愛)。

「読売ランド前から乗車した後、左側ドア付近に立っていると、生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。その後、私と被告人は、お互いの左半身がくっつくような感じで立っていた。向ヶ丘遊園を出てから痴漢に遭い、【イ】触られている感覚から、犯人は正面にいる被告人と思ったが、されている行為を見るのが嫌だったので、目で見て確認はしなかった。成城学園前に着いてドアが開き、(中略。「幾重にも苦しい説明」として、前掲イの第三段落内で引用済み。)私が、少しでも避けようと思って体の向きを変えたため、私の左肩が被告人の体の中心にくっつくような形になった。成城学園前を出ると、今度は、【ロ】私は、いったん電車の外に出たのにまたするなんて許せない、捕まえたり、警察に行ったときに説明できるようにするため、しっかり見ておかなければいけないと思い、その状況を確認した。すると、スカートのすそが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき(この辺りの「しっかり見て確認した」旨の主張については、前掲アの冒頭でふれた。)、被告人の左手で触られていることが分かった。その後、被告人は、【ハ】その間、再び、お互いの左半身がくっつくような感じになっていた。私が、下北沢に着く直前、被告人のネクタイをつかんだのと同じころ、被告人は、私の体を触るのを止めた。」

四 第一審判決は、Aの供述内容は、当時の心情も交えた具体的、迫真的なもので、その内容自体に不自然、不合理な点はなく、Aは、意識的に当時の状況を観察、把握していたというのであり、犯行内容や犯行確認状況について、勘違いや記憶の混乱等が起こることも考えにくいなどとして、被害状況及び犯人確認状況に関するAの上記供述は信用できると判示し、原判決もこれを是認している【斎藤による補足：一審判決は、被害者を全くすっかり信じ込み、被害者が「痴漢行為に遭ったことに疑問の余地はない」、「被告人が本件犯行を行ったことは優に認められ」る、等と断定的で、二審・原判決も、被害「女性の原審供述は詳細かつ具体的であり、疑問を差し挟む余地はない」、「女性の受けたわいせつな行為が可能な者は・・・被告人以外にあり得ない」等と、これまた断定的だ】。

ii 二人の裁判官(堀籠・田原)による一・二審判決支持の有罪意見(反対意見)【他の部分で度々取り上げられていることもあり、紙幅の制約上、割愛させて頂く(なんなら、裁判所HP・判例集で参照可能)。】

iii 二人の裁判官(那須・近藤)による補足(無罪とする多数意見を補足する)意見・・・これらの補足意見は極めて適切なものと評されているが(秋山・迫る二九九等)、斎藤も同感である(ただし、「被告人が冤罪を主張するものややはりこれを補強する客観的証拠に乏しいという証拠状況」とされる点には、本稿(三)一九一で詳論したように繊維鑑定・DNA鑑定の関係で異論がある。なお、本稿(二)二七で紹介した今村核氏の指摘も参照)。

(一) 裁判官那須弘平の補足意見は、次のとおりである。

「一 冤罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるものであり、これを防止することは刑事裁判に

おける最重要課題の一つである。(中略)

二 痴漢事件について冤罪が争われている場合に、被害者とされる女性の公判での供述内容について「詳細かつ具体的」、「迫真的」、「不自然・不合理な点がない」などという一般的・抽象的な理由により信用性を肯定して有罪の根拠とする例は、公表された痴漢事件関係判決例をみただけでも少なくなく、非公表のものを含めれば相当数に上ることが推測できる。しかし、被害者女性の供述がそのようなものであっても、他にその供述を補強する証拠がない場合について有罪の判断をすることは、「合理的な疑いを超えた証明」に関する基準の理論との関係で、慎重な検討が必要であると考えられる。その理由は以下のとおりである。

ア (前略) 普通能力を有する者(例えば十代後半の女性等)がその気になれば、その内容が真実である場合と、虚偽、錯覚ないし誇張等を含む場合であるにもかかわらず、法廷において「具体的で詳細」な体裁を具えた供述をすることはさほど困難でもない。その反面、弁護人が反対尋問で供述の矛盾を突き虚偽を暴き出すことも、裁判官が「詳細かつ具体的」、「迫真的」あるいは「不自然・不合理な点がない」などという一般的・抽象的な指標を用いて供述の中から虚偽、錯覚ないし誇張の存否を嗅ぎ分けることも、決して容易なことではない。本件のような類型の痴漢犯罪被害者の公判における供述には、元々、事実誤認を生じさせる要素が少なからず潜んでいるのである。

イ 被害者が公判で供述する場合(中略)、検察官の要請により事前に面接して尋問の内容及び方法等について詳細な打ち合わせをすることは、広く行われている。痴漢犯罪について虚偽の被害申出をしたことが明らかになれば、刑事及び民事上の責任を追究されることにもなるのであるから(刑法一七二条、軽犯罪法一条一六号、民法七〇九条)、被害者とされる女性が公判で被害事実を自ら覆す供述をすることはない。検察官としても、被害者の供述が犯行の存在を証明し公判を維持するための頼りの綱であるから、捜査段階での供述調書等の資料に添った矛盾のない供述が得られるように被害者との入念な打ち合わせに努める。この検察官の打ち合わせ作業自体は、法令の規定(刑事訴訟規則一九一条の三)に添った当然のものであって、何ら非難されるべき事柄ではないが、反面で、このような作業が念入りに行われれば行われるほど、公判での供述は外見上「詳細かつ具体的」、「迫真的」で、「不自然・不合理な点がない」ものとなるのも自然の成り行きである。これを裏返して言えば、公判での被害者の供述がそのようなものであるからといって、それだけで被害者の主張が正しいと即断することには危険が伴い、そこに事実誤認の余地が生じることになる。

ウ 満員電車内の痴漢事件については上記のような特別の事情があるのであるから、冤罪が真摯に争われている場合については、たとえ被害者女性の供述が「詳細かつ具体的」、「迫真的」で、弁護人の反対尋問を経てもなお「不自然・不合理な点がない」かのように見えるときであっても、供述を補強する証拠ないし間接事実の存否に特別な注意を払う必要がある。その上で、補強する証拠等が存在しないにもかかわらず裁判官が有罪の判断に踏み切るについては、「合理的な疑いを超えた証明」の視点から問題がないかどうか、格別に厳しい点検を欠かせない。

三 以上検討したところを踏まえてAの供述を見るに、一審及び原審の各判決が示すような「詳細かつ具体的」等の一般的・抽象的性質は具えているものの、これを超えて特別に信用性を強める方向の内容を含まず、他にこれといった補強する証拠等もないことから、上記二に挙げた事実誤認の危険が潜む典型的な被害者供述であると認められる。

これに加えて、本件では、判決理由第二の五に指摘するとおり被害者の供述の信用性に積極的に疑いをいれるべき事実が複数存在する。その疑いは単なる直感による「疑わしさ」の表明(「なんとなく変だ」「おかしい」)の域にとどまらず、論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられたものでもある。Aの供述はその信用性において一定の疑いを生じる余地を残したものであり、被告人が有罪であることに対する「合理的な疑い」を生じさせるものであるといわざるを得ないのである。

したがって、本件では被告人が犯罪を犯していないとまでは断定できないが、逆に被告人を有罪とすることについても「合理的な疑い」が残るといって、いわばグレーゾーンの証拠状況にあると判断せざるを得ない。その意味で、本件では未だ「合理的な疑いを超えた証明」がなされておらず、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を適用して、無罪の判断をすべきであると考えられる。

四（前略）各反対意見の見解は（中略）傾聴に値するものであり、一定の説得力ももっていると考え。しかしながら、（中略）Aの供述の信用性にはなお疑いをいれる余地があるとする見方も成り立ち得るのであって、こちらもそれなりに合理性をもつと評価されてよいと信じる。

合議体による裁判の評議においては、（中略）個人の裁判官における有罪の心証形成の場合と同様に、「合理的な疑いを超えた証明」の基準（及び「疑わしきは被告人の利益に」の原則）に十分配慮する必要がある、少なくとも本件のように合議体における複数の裁判官がAの供述の信用性に疑いをもち、しかもその疑いが単なる直感や感想を超えて論理的に筋の通った明確な言葉によって表示されている場合には、有罪に必要な「合理的な疑いを超えた証明」はなおなされていないものとして処理されることが望ましいと考える（これは、「疑わしきは被告人の利益に」の原則にも適合する。）。

なお、当審における事実誤認の主張に関する審査につき、当審が法律審であることを原則としていることから「原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである」とする基本的立場に立つことは、堀籠裁判官指摘のとおりである。しかし、少なくとも有罪判決を破棄自判して無罪とする場合については、冤罪防止の理念を実効あらしめるという観点から、文献等に例示される典型的な論理則や経験則に限ることなく、我々が社会生活の中で体得する広い意味での経験則ないし一般的なものの見方も「論理則、経験則等」に含まれると解するのが相当である。多数意見はこのような理解の上に立って、Aの供述の信用性を判断し、その上で「合理的な疑いを超えた証明」の基準に照らし、なお「合理的な疑いが残る」として無罪の判断を示しているのであるから、この点について上記基本的立場から見てもなんら問題がないことは明らかである。」

（二）裁判官近藤崇晴の補足意見は、次のとおりである。

「私は、被告人を無罪とする多数意見に与するものであり、また、多数意見の立場を敷衍する那須裁判官の補足意見に共鳴するものであるが、なお若干の補足をおきたい。

本件（中略）においては、「被害者」の供述と被告人の供述とがいわば水掛け論になっているのであり、それぞれの供述内容をその他の証拠関係に照らして十分に検討してみてもそれぞれに疑いが残り、結局真偽不明であると考えざるを得ないのであれば、公訴事実が証明されていないことになる。言い換えるならば、本件公訴事実が証明されているかどうかは、Aの供述が信用できるかどうかにかかっているとすることができる。このような場合、一般的に、被害者とされる女性の供述内容が虚偽である、あるいは、勘違いや記憶違いによるものであるとしても、これが真実に反すると断定することは著しく困難なのであるから、「被害者」の供述内容が「詳細かつ具体的」、「迫真的」で「不自然・不合理な点がない」といった表面的な理由だけで、その信用性をたやすく肯定することには大きな危険が伴う。この点、那須裁判官の補足意見が指摘するとおりである。また、「被害者」の供述するところはたやすくこれを信用し、被告人の供述するところは頭から疑ってかかるというようなことがないよう、厳に自戒する必要がある（◆17）。

本件においては、多数意見が指摘するように、Aの供述には幾つかの疑問点があり、その反面、被告人にこの種の犯行（公訴事実のとおりであれば、痴漢の中でもかなり悪質な部類に属する。）を行う性向・性癖があることをうかがわせるような事情は記録上見当たらないのであって、これらの諸点を総合勘案するならば、Aの供述の信用性には合理的な疑いをいれる余地があるというべきである。（後略）

上告裁判所は、事後審査によって、「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある」（刑訴法四一一一条三号）かどうかを判断するのであるが、言うまでもなく、そのことは、公訴事実の真偽が不明である場合には原判決の事実認定を維持すべきであるということの意味するものではない。上告裁判所は、原判決の事実認定の可否を検討すべきであると考えられる場合には、記録を検討して自らの事実認定を脳裡に描きながら、原判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかを検討するという思考操作をせざるを得ない。その結果、原判決の事実認定に合理的な疑いが残ると判断するのであれば、原判決には「事実の誤認」があることになり、それが「判決に影響を及ぼすべき重大な」ものであって、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき」は、原判決を破棄することができるのである。殊に、原判決が有罪判決であって、その有罪とした根拠である事実認定に合理的な疑いが残るのであれば、原判決を破棄することは、最終審たる最高裁判所の職責とする

ころであって、事後審制であることを理由にあたかも立証責任を転換したかのごとき結論を採ることは許されないと信ずるものである。」

iv 多数意見（藤田宙靖・那須・近藤）の結論的骨子とコメント

（一）事実誤認の審査 本判決（多数意見）は、まず、「当審における事実誤認の主張に関する審査は、当審が法律審であることを原則としていることにかんがみ、原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである」、とする。原判決の認定が本件のように有罪認定の場合にもこのように——上告審（最高裁）での——審査を一見するとやや限定的のように考えるべきかは問題だが、上掲の那須・近藤補足意見（各末段）および両補足意見を含み支持する（と解される）多数意見が特別に注意に値する。

これは、「控訴審による審査との関係における一審裁判とくに裁判員裁判（事実認定）の原則的尊重の要請と同（一審）裁判が有罪判決か無罪判決かによる差異の有無」という（より多く論じられる）重要問題（関連文献については、斎藤・東電注5参照）にも関係し、基本的に共通する（ただ、岩瀬徹「裁判員制度の下における上訴審のあり方」木谷明編『裁判所は何を判断するか』二一七、二二四も参照）。

特色あり特別な注意が必要な、本判決における上掲多数意見が、最一判平二四・二・一三（刑集六六・四・四八二）およびそれ以降の関連最高裁諸判例（有益な村瀬均「控訴審における事実誤認の審査」刑事訴訟法判例百選第一〇版二二八参照）にどれほど影響を残しているのかは定かではないが（しかし、中川孝博・刑弁七一号一三〇、一三二、一三三とそれぞれ補足意見〔・反対意見〕も付いた掲記の最判平二一・九・二五と二三・七・二五も参照）、多数意見の重み自体は決して否定できないし、「論理則、経験則等」概念についても「相対性」も必ずしも否定できまい（本判決にも留意している例として、安廣文夫・平二六重判解〔ジュリスト一四七九号〕一九七、川上拓一編著『刑事手続法の理論と実務』四三四〔笹野明義・安永武央〕、原田二四、中川・上掲参照）。

ともあれ、一審の**有罪**判決に対し、控訴審が有罪認定には合理的な疑いが残るとしてこれを破棄する場合にも、「論理則・経験則等に照らし不合理である」ことを具体的に示すことが必要だとする学説もあるが（審査内容での区別は、川上編著・上掲四三二〔笹野・安永。後掲の寺田補足意見を援用〕）、概して、（原判決が、一審判決は「論理則、経験則等に照らし不合理である」としたのに対し、そのことを十分に示したものは評価し得ないとして、破棄し差し戻した）最判平二六・三・二〇等を（やや我田引水的に）援用するのみで、あるいは加えて、それを具体的に示すことは、そのような場合には「できる」筈だとするのみで（しかも、基本的に共通であるべき本件などに必ずしも妥当しない。外塚果林・刑弁一〇三号一一三参照。なお、村瀬・上掲二二九〔通常〕、植村立郎〔小林充ら編〕『刑事事実認定重要判決五〇選』下《二版》三九八）、「必要だ」とする実質的根拠は示していない嫌いがある。他方、その場合には、合理的疑いの指摘で足り、経験則等違反の指摘までは必要ない（逆転「無罪」の方は、その指摘の必要性により限定されるべきではない）との説も有力である（なお、安廣・時代に収録の諸稿その他につき、アマゾン上の同書の「森の読書人」によるレビュー（1）第三段落参照）。後説が妥当と思われる（たとえば、木谷四〇、特に九六、後藤昭・刑法雑誌五四卷三号九、外塚・上掲一〇八。更に、本件の補足意見・多数意見、原田二五、高田昭正『刑事法辞典〔信山社〕』三三八のほか、最決平二五・四・一六〔川上拓一・重判解一九六〕末尾の寺田逸郎裁判官の補足意見および安廣・上掲一九七参照。なお、東京高裁部総括研究会・判タ一二九六号九）。

控訴審での審査を例にいえば、控訴審が、説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的な疑いが残るとする限り、一審の有罪認定を否定するのに既に十分な筈であって、経験則等違反の指摘は不可欠ではない。

【更には、双方、すなわち、合理的疑い「なし」とした一審、「あり」と考える控訴審が、共に一理あると考えられる場合（微妙・判断困難な「幅」につき、村瀬均『植村退官記念』一卷三五五参照）——たとえば、控訴審としても、一審認定に（「合理的な疑いが残る」のほか、その立場上自然なことに「必要とされる慎重さを欠く」とも指摘するとしても、一理は認めざるを得ず）経験則等違反までは指摘し得ない場合——も、まさしく、（事後審性徹底の法律的要請よりも一段高い憲法レベルの）人権尊重・適正手続（憲法三一条等）の趣旨からして、疑問を残しての有罪認定の許されないことは明らかであって、「合理的疑いは残る」（結果的に、一審認定は不適

切だったことに帰する)、従って、逆転無罪は正当とすべきだと思われる(これは、本件といわばパラレルな場合)】

加えて、控訴審から見て明らかに不合理な場合——あるいは更に、これも概念の「相対性」ということなのか、一審に経験則等違反があるかのように説示されてもいる場合——の中にも、経験則等違反があるとまでは実は言い難い場合があり得ることは、破棄する一審認定が無罪でも有罪でも必要な指摘に差異はない(一般に、いずれの破棄においても、経験則等違反の指摘は必要だ)とする学説中でも認められている(とくに、川出敏裕「控訴審の審査」論究ジュリスト三〇号一一九)。しかし、そのような場合でも破棄を認める限り、論理の徹底を欠き論理の信憑性を疑わせるようにも思われる。もっとも、そこを弁明して曰く、「事案の個別性が強く、定式化された経験則を抽出することが困難な場合には、控訴審による事実誤認の判断の実態は、第一審による証拠の信用性の評価や証拠の総合判断が、控訴審から見て明らかに不合理であると判断される場合に、それを経験則等に違反するとしているものといって良いであろう。」そして、最判平二四・二・一三の趣旨は、「控訴審が、第一審判決のいかなる点が、どのように不合理であると判断したのかを明確に示す必要があるという点にあるとすれば、その場合に、定式化された経験則を示すことは不可欠ではないから、こうした判断も十分に正当化できると思われ」、「問題は、どのような場合に、第一審の事実認定が明らかに不合理」かだが、経験則等違反(たとえば、重要な客観的証拠・事実関係の見落としやそれらとの矛盾といった典型例)と同程度に不合理であると評価できるものであれば良いことになろう(以上、川出・上掲一二〇)、というのも(途中で理由とされている「趣旨」中の「どのように」は、不合理の程度も問題としているものか)、一つの理解ではあろう。ただ、そうすると、一審の有罪認定に対して「説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的疑いが残るとする」のも、それ自体、同程度の不合理の具体的指摘たり得る(その場合、更に事案の個別性の強弱で峻別する緊要性は疑わしい)ことにならないだろうか(安廣・上掲一九八参照)。

別に、経験則等が(具体的に)何を指すか必ずしも明確ではない旨の指摘(岩瀬・上掲二一五、安廣・上掲一九七、植村・上掲三九八、中川孝博『供述をめぐる問題』三等参照。なお、多様性等につき、村瀬・上掲二二九〔意味合い・程度〕、二三一、川上編著・上掲四三〇〔笹野・安永〕)に重みがあろう。そうすると、何を指すか必ずしも明確ではない「経験則等」の違反があるとの(十分な)指摘ないし説示が困難・厄介な(あるいは、そこで、十分には又は全然説示しない)場合も考えると、「控訴審が、説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的疑いが残るとすれば、一審の有罪認定を否定するに十分で、経験則等違反の指摘は不可欠でない。」とみる立場の妥当性・実理性が、一層明らかと思われる(なお、一審の無罪判決を破棄する場合については別個の検討(◆18)が必要と考える)。

ただ、一審の有罪判決を破棄する場合でも、時には、経験則等違反の指摘が「可能かつ分かりやすく」(上掲寺田補足意見参照)「有益」であり得るが、無論それは別論である。

(二) 結論 本判決は「第三 結論 以上のとおり、被告人に強制わいせつ罪の成立を認めた第一審判決及びこれを維持した原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。(中略) 本件公訴事実については犯罪の証明が十分でないとして、被告人に対し無罪の言渡しをすべきである。」と結論づけている(刑訴法四二一条三号などを援用)。

本判決(多数意見)は、真に説得的で、被告人が無罪とされたのは、至極当然というべきである。荒木伸怡・刑弁五九号八〇も、「最高裁判所は、人権擁護の最後の砦であるべきである。・・・冤罪・誤判は国家権力による人身の自由の侵害の最たるものである。・・・直接主義・口頭主義の下での事実認定であっても、誤りはある。そして、その誤りを正す義務があることを、刑訴法四二一条三号は規定しているのである。」とするが、それを読んで、小生は、八海事件第三次上告審判決(刑訴法四二一条三号により阿藤ら四人の無罪を確定させた奥野判決)を得て、田中耕太郎ら旧来の無責任流に対し勝どきを上げた正木二四一を想起したことだった(なお、「直接主義・口頭主義が訴訟の基本」と称して広津和郎の松川裁判批判を抑えつけようとした〔ただし、別に評価される碩学としての面も持った〕青柳文雄氏の主張に関し、斎藤・松川三八九)。

それにしても、本件のような証拠状況の下で、一・二審が有罪とし（ただ、秋山・無罪三八によると、二審の裁判長は少数・反対意見だったのかも知れないが）、最高裁の二裁判官まで有罪視し、かつ、一年一〇ヵ月の実刑が相当だとしているのは、寒心に堪えず、運良く（なお、木谷と渡部・上〔エの第一段落〕掲。弁護の重みもあろう）、最高裁では逆転無罪となったものの、三対二の際どい多数決であるところと共に、深刻な問題性と根の深さが窺われよう。

なお、論拠として挙げられたような諸事実までは揃っていない場合はどうか。痴漢事件一般を考える場合には、むしろ、これこそが問題のようにも思われる。たとえば、被害者の行為に上掲不自然な三点（及び、動機に関する疑惑につながるトラブル）がなく、被告人がまだ若くもあり、更には、痴漢の前科・前歴も残っていて（なお、千葉地判令二・三・三〔無罪〕に関する、虫本良和・刑弁一〇三号一二六）、捜査段階で一旦は自白しているが、繊維鑑定・DNA鑑定のいずれによる痴漢行為の裏付けも欠ける、といった場合はどうであろうか。虚偽自白は何ら稀でなく、まして、痴漢事件では、無実でも、身柄拘束とくに勾留による失職等の危険を恐れ、穏便・寛大な処理を願って、便宜上自白することは大いに有り勝ちである。まだ若く痴漢の前科・前歴が残っていたとして、そのような便宜的な虚偽自白による可能性は、否定し切れないことも多かろうし、有罪の確証があった場合でも、反省等して今回は無実の可能性も残るのであり、同種の前科・前歴にも依拠しての事実認定には、それ自体、大きな危険と限界もある（家令一三四、一三六のほか、最判平二四・九・七、関連して、最決平二五・二・二〇〔堀江慎司・重判解一九四〕に加え、安廣・時代二一三〔野口佳子〕、加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい刑事訴訟法』第二版一三四〔阪井光平〕、椎橋隆幸ほか『ポイントレクチャー 刑事訴訟法』三三四〔加藤克佳〕、稗田雅洋・法学教室四七〇号二五など参照）。結局、繊維鑑定・DNA鑑定のいずれによる痴漢行為の裏付けも（犯人なら有りそうなものなのに）欠ける限りは、無罪とするのが、少なくとも基本的には（詳しくは、本稿（三）一八九〔Ⅱ第七款〕参照）、穏当ではなからうか（なお、木谷・基本三〇、荒木・弁護二三、原田九一参照）。

（13）〔対応の本文は、アの末段より少し前〕 検察官は、起訴対象を成城学園前駅以降の行為に限定することで、被告人が犯人であるとの「確認」がAにできていない弱みのある部分を除くほか、問題視された不自然さが余り目立たないように計ったが（もっと言えば、そもそも、後年の宣言ではあるが極めて重要な「検察の理念」——検察庁のホームページ等に掲載。なお、斎藤・東電の注3、斎藤・研修三に説明等。——の三・四項参照）、慧眼の多数意見はそれには乗せられなかった観もある。

（14）〔対応の本文は、イの第一段落の冒頭付近〕 「被害者」は、自分と「向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。」というが、普通は、満員電車の中では、荷物を少し無理にでも床に置くと、他人や自分が躓いたり（転倒等の危険も否定できない）、踏まれたり等する恐れが強く、一時的には少し隣の人の負担になっても、網棚に載せる合理性は十分あろう。お互い様で、不当視はできまい。

（15）〔対応の本文は、ウの第二段落の末尾〕 弁護人らの上告趣意は、「被告人は、長年、女子高校の国語教師の職にあり、短歌の選者もつとめ、現在は防衛医科大学校教授の任にあり（「起訴休職中」）、（中略）六〇歳で身体的にも糖尿病で病弱で、本件のようなアグレッシブな痴漢行為をする動機も体力も乏しい状況にある。」としている【刑集六三卷四号三九八。更に、同四二五～四二六が詳しい。なお、同四三二～四三九は、国語・国文学担当教員である被告人本人の上告趣意で、痴漢、まして激しい性欲に動かされて荒々しく傍若無人に振る舞う痴漢、らしくない。「被害者証言」でも、真相露呈か、被告人は「白髪まじり」で「気の弱そうな目つき」の男だとか。なお、荒木友雄九九〔逆転無罪のキーポイントになった人物像〕】。

（16）〔対応の本文は、エの末尾付近〕 一審判決に引用されている被告人の（公判廷及び検察官調書の中での）供述「電車が成城学園前を出て、しばらくして、前に立っていた男性が、左の方に吊革を一つずれたので、少し前を出て、その男性がそれまで持っていた吊革を掴んだとき、体の左側に向かい合って立っている女性（被害者）に気付いた。それまで、その女性がどこにいたのかは分からない。私は、左手がその女性の胸に当たりそうになったので、左肩の方に回したりしたが、そのような姿勢も続けられず、途中で

下に降ろした。そうしていたところ、電車が下北沢に到着してドアが開こうとしたところ、その女性にネクタイを掴まれた。私は、その女性に痴漢行為はしていない。」(刑集六三卷四号四四三) 参照。

(17) [対応の本文は、オのiii (二)「近藤裁判官の補足意見」の第二段落の末尾] 今村核・刑弁五九号八九は、「有罪判決の多くは、被告人供述を『弁解』と捉え、決して被害者供述と同等の重みを持つものとして扱ってこなかった。被害者の供述だけで心証を形成してきたとすらいいうる。私は、司法研修所の刑事裁判教官だったある方に『被害者の供述だけで一〇〇%の心証が取れば、被告人の弁解は余り検討しなくてよい』と言われ、驚愕したことがある。・・・今日、近藤補足意見によりの確に批判された」と述べる。既に古く、ベッカリーアが有名な『犯罪と刑罰』(一七六四年)の中で、「もしも証人が一人しかおらず肯定し、被告人が否定したら、何も確かでなくなってしまう、無罪の推定を受けるべきことになる」旨を説き、モンテスキューも(一七四八年)同様に複数証人の要請を述べ、拷問の廃止に奮戦したフォイエルバッハも「決して一人の証人のみに基づいて有罪を言い渡してはならぬ!」という要請は緊要視しているのも(福井厚「フォイエルバッハの刑事司法論(一)」京女法学一八号五八、七七、七八参照)、重い。被告人(やその家族等)の主張は、嘘でないことも多々あり得ようし、騙されるかとも思っても、きちんと公平な裁判をする気があるのなら、少なくとも一度は丁寧に耳を傾けてみるべきだ(原田二二、四一、木谷・基本一八、渡部四〇七・四一一等も参照)。有名な松川事件や八海事件でも、被告人や家族の主張に良く耳を傾け、詰めた調べ・検討を遂げていれば、誤った起訴や有罪判決は避けられたのではないと思われる(斎藤・松川三五六、同・八海七八九、八〇〇等参照。さらに、「殺人教唆等の公訴事実につき被教唆者の供述の信用性を肯定しアリバイの成立を否定した原審の判断が支持し難いとして破棄された」波谷事件につき、渡部二三〇・四〇五・四一三のほか、安廣文夫・最判解昭五九年度二七八)。

(18) [対応の本文は、オのiv「(一) 事実誤認の審査」の末尾付近] では、他方、一審の無罪認定を破棄する場合には、それが明らかに(維持し難いほどに)「不合理である」とする具体的な理由を示せば足り得る(無罪認定破棄の場合に限らないが、川出・論究ジュリ三一号一二〇〔事案の個別性が強く定式化された経験則を抽出することが困難な場合には〕、および引用されている岩瀬『裁判所は何を判断するか』二一六、二二四〔一般論〕参照)であろうか。本件判例や後継の最決平二四・二・二二(更に、一審無罪に対峙する控訴審についても、最判平二四・二・一三や最判平三〇・三・一九)とは全く異質の、控訴審の合理観に著しく反しさえすれば破棄し得るという理解は、どうかと思われる。冤罪回避(また、「合理的な疑い」を容れる有罪認定の回避の制度的担保)の根本的重要性——および(死刑・無期刑等の重大事件への)裁判員裁判導入の趣旨(川上『刑事手続法の理論と実務』二六四、二七六〔稗田雅洋〕も参照)の可及的尊重(東京高裁部総括研究会・判ター二九六号五等参照)、また直接主義・口頭主義に基づく無罪裁判の可及的尊重の各望ましさを重視するなら、厳密には、やはり、一審の無罪認定の破棄(合理的疑いの否定)はそれが、単に当該事案の捉え方・評価が分かれるにとどまらず、経験則等の「客観性・一般性のあるルール」(いわば既に一応確証済みと認められるルール)に反している場合にのみ許されるとするのがベターではなからうか。

序でながら、「量刑不当の審査」と「死刑事件における審査」については、岩瀬・上掲二一八のほか、川出・上掲一二〇参照。また、関連して、前田雅英「裁判員裁判と量刑」(安廣・時代二三一)と安廣・時代についてのアマゾン上の「森の読書人」によるレビューの(1)第二段落(裁判員裁判による死刑判決の東京高裁〔村瀬均裁判長〕による破棄の関係)も参照。

(本学法科大学院フェロー・本学名誉教授)

【抄録(五)】

法学新報一二九巻一・二号〔p53～ 令和四年八月四日発行〕

今回の「裁判例 若干の注目点」は、先ず、既述の裁判例の中から重要なものの詳細を記し(八件)、あるいは、これまで取り上げていない重要な裁判例を補った(A〔B〕の(二)(ホ)(へ)とBの(イ)の、四件)。これらの裁判例は、被害者ないしそう自称する者(あるいは目撃者)の証言や、被疑者等の供述には——時に、捜査官

の問題ある関与もあって——、轻信してはならないものも種々・多々あり得ること、裁判所も間々誤りを犯しかねないこと、従来は「検察の理念」にそぐわない検察官の行動も窺われることを教えている。

「若干の注目点」では、次に、諸裁判例で目に付いた「痴漢とは両立し難い関心」の主要例をまとめてみた。これは、各判旨とは独立に、時に無実の主張・立証あるいは弁護・認定に役立ち得べきだと愚考される一つの視点の提示を試みたものである。ここでいう「関心」は、心配・通話・勉強・ゲーム・課題・予定・急ぎ等を含む。一例として、携帯電話を操作し恋人と会うため通話している場合、恋人とのメールでのやりとりの間や直後（デート前）の痴漢も、関心が向くとは思われないという意味で、心理的に考えにくかろう。

【抄録（六）】 *法学新報一二九卷三・四号 [p25～ 令和四年九月三〇日発行]*

六回目の今回からは、Ⅲ「裁判例から」の中でも、3「難しい有罪維持確定事件」を扱う。これらの痴漢被告三事件は一・二審と上告審で有罪認定がなされ維持されているが、なお、批判的検討の余地が残っているかと思われる特別・厳選の難事件である。今回は、被告人を犯人と断定することに合理的疑いを容れる余地は皆無なのかを一応（限界は自認しつつ）敢えて極力批判的に愚考してみたいという「まえおき」の後に、無罪論も強い長崎事件と小泉事件の各有罪認定を批判的に検討してみた（なお、本来なら同じく取り上げたかったものとして、小林事件と植草事件もあるが、コロナ禍の影響を考慮して、これらは他の個所で検討した）。

長崎事件と小泉事件の各検討の内容は、簡単には要約できないが、結論的には、長崎事件については、裁判所の審理・判断は冤罪警戒の意識が希薄な頃のもので、問題が多過ぎ、その後の判例の進展に照らしても合理的疑いの余地は否定し難いとし、小泉事件については、裁判所の有罪認定に頷けるところもあると理解を示しつつ、被害者の言は甚だ信用し難いこと等も踏まえると、判断材料の増えた現段階では人違い等の可能性を認めたいとする。

【抄録（七）】 *法学新報一二九卷五号 [p89～ 令和四年十一月一日発行]*

今回扱うのは、外房線事件である。この事件では、中学校の教員だった被告人が痴漢雑誌などのアダルトものを勤務校のロッカーに隠していたことを果たしてどの程度考慮すべきか、問われた。裁判所は一・二審ともこの事実を重要視したが、被告人が痴漢の犯人か的事实認定において、そのような事実を重要視することには強い異論があり、この異論はもっともと思われることが詳論される。

また、上記のような事実が裁判上重要視されたことは、被告人を痴漢犯人と認定するのが容易でなかったことを窺わせよう。実際、そのような観点から敢えてあれこれ詮索してみると、前科前歴も客観的証拠もない上に、被告人が犯人だとする被害者は、その根拠（及び、回避行動をとったか）に関し、意図的に虚偽の証言をしていると認められるし、被害者の主張は、信じにくい幸運も前提としている。更に、被害者は、痴漢開始時期についても、供述を不自然に変更しているし、変更後の供述の信用性も相当疑わしい。裁判所の見解中にも、理解しにくい点もある。他方、被告人の供述はブレ乏しく納得し得るところも目立つ。

裁判所の有罪認定には非常に重みがあるが、合理的疑いも愚考される。

痴漢と冤罪についての一考察 (八・完)

法学新報一二九卷一二号 [p29～ 令和五年三月二四日発行]

齋 藤 信 治

はしがき

I 要点概説

[注, 参考文献・略称] (以上, 126 卷 5・6 号)

II 要点各説

第一款 被害の実在性 (1) 単なる物理的接触

- 第二款 被害の実在性（２） 変わり種 — 背もたれ痴漢疑惑事件
- 第三款 大きな問題 — 巧妙に隠れる悪賢い痴漢
- 第四款 被害の実在性（３） デッチ上げ
- 第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）（以上、126巻9・10号）
- 第六款 「痴漢」の社会的問題性
- 第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性
- 第八款 数多い「痴漢」無罪事件
- 第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！（以上、126巻11・12号）

III 裁判例から

- 1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決（以上、127巻9・10号）
- 2 若干の注目点（以上、129巻1・2号）
- 3 難しい有罪維持確定事件
 - 〔I〕東京高判平12・12・13，最決平14・9・26（長崎事件＝西武池袋線事件）
 - 〔II〕東京高判平13・11・5（小泉事件＝京浜急行線事件）（以上、129巻3・4号）
 - 〔III〕東京高判平14・9・13（外房線事件）（以上、129巻5号）

IV 各方面へのメッセージ

- 1 痴漢冤罪が心配な一般市民各位へ
 - 2 華の女子高生その他の淑女諸氏へ
 - 3 本物の痴漢諸氏へ
 - 4 道案内・振り込め詐欺注意など家族も含め日ごろ何かとお世話になっているお巡りさん達へ
 - 5 「正義・被害者の味方」を志向し時に自省もする検事さんへ
 - 6 人権と法秩序の擁護者たる裁判官諸公へ
- ※ 頼りの弁護士（人権擁護の旗手たる弁護士）諸公へ（以上、本号）

IV 各方面へのメッセージ

1 痴漢冤罪が心配な一般市民各位へ

痴漢と間違われたり痴漢と言いがかりを付けられたりしないよう、女性との隣り合わせは極力避け、どうしてもそうもいかない場合には、空いている手は全て吊革等に預けるなどするのが、上策だが、運悪く痴漢と誤解されてしまった場合はどうか。公表されている「全国痴漢冤罪合同弁護士団」などの権威ある弁護士達の無実の者へのアドバイス（◆38）を小生なりに総括し、愚見も加味すると、以下のようである。

- ① 無実なら、被害を主張する女性に対しては、駅ホーム上で、誤解であることを——少なくとも、自分は、絶対にやっていないこと、裁判例にも示されているように、陰に隠れた真犯人が幾らも考えられることを（なお、吊革・鞆・傘などで手もふさがっていたなら、その旨も）——真剣に誠意をもって、説明し、粘り強く説得に努めること。・・・「すみません」などと言うと、たとえ痴漢行為を謝罪するつもりでなく、つい言ってしまったり、単に穏便にその場を切り抜きたいと思っただけのことであっても、相手の女性・警察・検察には（また、しばしば裁判所にも）痴漢行為を認めたと解釈されてしまうので、そのような発言は厳に控えるべきである！
- ② 逃げたりせず堂々・悠然と振る舞う。虚偽申告・誤認逮捕すれば責任を生じ得ることも伝える。
- ③ 遅くとも、立ち去る際には、逃げ隠れする気は全く無いことを強調し、その裏付けとして、名刺（なければ、自己の住所・氏名・勤務先等・身分を書いたメモ）を渡す（名刺の作成・複数携帯が是非とも望ましい）。
- ④ 女性や他の者に掴まれるなどして、立ち去ることもできず、どうしようもない（逮捕された状態の）ときは、

(携帯電話・スマホ等で)知っていて頼れると思う弁護士または —そういう弁護士がいない普通の場合は、とりあえず— 当地の弁護士会 (→ 同会で用意している当初〔初回接見+アドバイス。精々一日〕だけは無料で対応してくれる「当番弁護士」)に可及的速やかな救援を依頼する(もし自分で直接依頼はできない場合には、家族・警察等に連絡を頼む。警察は拒否できない。万々拒否されたら、一切取調べに応じない)。なお、東京の場合には、細かくいうと、「東京弁護士会」「第一東京弁護士会」「第二東京弁護士会」の三つがあるが、当番弁護士の制度は三会合同で運用されているので、いわば「東京の弁護士会」に当番弁護士の世話を依頼する形になる。・・・二回目の接見以降の弁護は、原則として有料となり、担当の当番弁護士に引き続き弁護を依頼するか、他の適当な弁護士を探して依頼するのが原則だが、余りカネがない場合については、後記【追加的説明】のように、国選弁護などの制度がある。・・・家族にも速やかに、どこの場所で痴漢に間違われているのか、上記の弁護士を呼べたか、家族の方で弁護士を呼んでほしいのか、を伝えることも必要だ(拘束されてしまうと、連絡できなくなってしまう)。

- ⑤ 駅事務室に行くのは、呼ばれてやって来る警察に身柄を拘束されることに直結するので、可能な限り、避ける。實際上、駅員は、忙しさもあろうが、聴取・判断する権限・能力もないと、さっさと警察に引き渡して自分の通常任務に復帰することしか考えない(実際、そう指示されてもいる)者が一般だろうし、警察官は、「痴漢」の立件・迅速処理(それにも大切な面はあるが、勤務評定も —犯人として挙げた方が評価されるという— 妙な偏りがあり、気になるらしい。)にのみ関心を持ちがちで、無実への実効的理解までは余り期待できないのが現状だから。ただし、愚見では、駅事務室に行くのを回避できても、**立ち去ることができない等、被害者がなお処罰にこだわり、被害者・警察の追及が現実につきそうな場合には、**次の⑥との関係で、無罪の有力証拠となるべき繊維鑑定・DNA鑑定(実際的には、むしろそれらのための手からの微物採取措置)は、後日・後刻になってでは(繊維・DNAが当初は付いていても失われてしまうので鑑定は無罪証拠になり得ず)ダメなので、駅事務室行き回避は、一長一短の面もあり、**上記のように立ち去ることができない等、追及が現実につきそうな場合には、**無罪証拠としての繊維鑑定・DNA鑑定を確保するため、あえて早急に被害者と共に駅事務室に行き、やって来る警察にその鑑定(そのための微物採取措置)を要求するのも、一案と思われる。
- ⑥ いずれにしても、警察が出てきたら、無実主張のうえで、早々に繊維鑑定・DNA鑑定(それらのための微物採取措置)を要求する(そのため、手を洗ったりするのは止しておく)。女性の衣服・身体に触った場合には、手に微細な繊維片・DNAが付着していることが多く、逆にこれらの付着がなければ、触っていない有力な証拠となるのだ(原田 91, 荒木伸怡・弁護 23, 佐藤善博・同 59, 押田 137, 144 等参照)。また、名刺を渡して、逃げ隠れる気も可能性もなく、出頭の求めがあれば応ずること(また、罪証隠滅のため被害者と接触する可能性・つもりもないこと)も強調し、逮捕は不当・不必要なことを粘り強く主張する。なお、興奮状態で慌てて弁明するのは、不正確・誤り・修正等につながりがちで、却って不信を招く危険が大きいので(なお、栗野 169 [矢田部], 斎藤・東電 102), とりあえず犯行を否認し(「少なくとも、私はやっていません!」とだけ明確に告げる), それ以上の詳細については、弁護士が到着し相談でき**十分に落ち着けるまでは**(警察や検察庁では「話をじっくり聞いてくれず」十分に落ち着いて話せないようであれば、後に法廷で話すことにし、警察等では最後まで) **黙秘する**(警察等にも、「十分に落ち着けてから、話す」旨伝える)のが、原則として適切(もっとも、とくに、即時釈放が見込める稀な状況なら、努めて落ち着いて、確かなことだけは話す、のも一案か)。
- ⑦ 逃走するのは、有罪の推認を受けがちで(また、人にぶつかって怪我をさせると刑事・民事の責任も生じ), むしろマイナス。まして、線路上の逃走などは、加えて、甚だ危険であり(死者も出ているし、感電死の危険も指摘されている!), 防犯カメラ等で捕捉され得る上に、大変な他人迷惑ともなるので(それ自体が犯罪となるし、巨額の民事責任も発生し得る), 最悪の選択だ。
- ⑧ 不幸にして逮捕・勾留(・起訴)された場合、あくまで無実を主張して闘うべきか、それとも、虚偽自白して穏便な処理を求めるべきかは、それぞれ一長一短の深刻な難問で、一概には言えない(なお、鈴木 214 [升味弁護士])。・・・もう少しいえば、それは、様々な事情・条件(一つには、たとえば、証拠の状況からみて

の「勝ち目」の有無・大小、裁判に耐え得る経済的余裕の有無)、痴漢冤罪を巡る司法的状況(雪冤への理解度等)、争うか否かによる失職の危険性の差異(勤務先の上司・トップの理解度など)、とりわけ、自身と妻の考え方・耐える力に依存することであり、到底一概にはいえないと思われる(弁護士とも良く相談する)。・・・経済的大負担も覚悟で最後まで無実を主張して闘う場合(この場合、不幸にして有罪で終わる可能性も大いにあり、そうなったときは、懲戒解雇やそれに伴う退職金喪失等の不利益も見込まれることにも要注意。ただし、虚偽自白して略式命令を受けた場合でも、これらの不利益を避けられないことがある[例、菅野 379]。)については、親身になって活動してくれる弁護士が不可欠なほか、裁判戦略として、痴漢被害の存在を争う(鞆等の無意識的接触で痴漢と誤解されたとか、各種の動機に基づくデッチ上げだとかと、主張する)としても、原則として、「人違い」の線も捨てるべきではなかろう(上野奈央子・弁護 188, 矢田部 250, 栗野 171 参照)。思わぬところに、巧妙・卑劣な真犯人が潜んでいる可能性も否定し切れないことが多いし、裁判所も、無罪とする場合でも、被害者や検察の面子等を比較的潰さない「人違い」の恐れの方に傾き易いようなのだ(なお、荒木友雄 100, 104)。

⑨ 以上は、全て、無実の場合のことである。本当に痴漢をしてしまった場合は、直ちに素直に自白し心から謝罪すべきは当然だ。

【重要な補足】もしも、警察官・検事の取調べが極めて乱暴であるなど問題がある場合には、下記(一)(二)のような苦情申出の制度があるので(弁護人用の日弁連・ノート活用 5 からそのまま引用)、なるべく弁護人から(場合によっては、自ら)申し出ると良い。

なお、検察の取調べが自白を強要するなど甚だ問題(違法・不適正の少なくとも重大な疑い)があり緊急性もある場合については、下記(二)の検察に対する苦情申入れの制度があるほか、大阪地検特捜部の郵便不正事件(とくに厚労省元局長無罪事件)にかかる有名不祥事などへの反省から、2011年7月、検察改革の一環として、最高検に監察指導部が設置され(なお、原田・人情 155)、検察内部からだけでなく外部からも広く情報を集めて点検・指導を行うことになって、検察庁のホームページに同部の情報提供(受入れ)窓口が設けられているので、ここに直接(元東京高検検事[最高検事務取扱]・法務省法務総合研究所研修第一部長の阪井光平氏のご教示によると、検察に(二)の苦情申し入れをすれば監査指導部にも報告が上がっていくとのことだが)、具体的な情報を寄せるのも一案であろう。

(一) 警察に対する苦情申出

2008年4月、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する(国家公安委員会)規則」が制定されました(2009年4月1日施行)。この規則は、不適正な被疑者取調べにつながるおそれのある監督対象行為を次の①～⑦のとおり定め、取調べ監督官がこれを認めたときは、取調べの中止等を求めることができる、と定めています。さらには、警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに取調べ監督官にその旨の通知をしなければならず、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当の事由があるときは、警察本部長は取調べ調査官を指名して、監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない、と定めています。

- ① やむを得ない場合を除き、被疑者の身体に接触すること
- ② 直接又は間接に有形力を行わせること(①に掲げるものを除く)
- ③ ことさらに不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること
- ④ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること
- ⑤ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、もしくは約束すること
- ⑥ 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること
- ⑦ 次のいずれかの場合において、警視總監、道府県警察本部長もしくは方面本部長又は警察署長の事前の承認を受けないこと

ア 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき

イ 一日につき八時間を超えて被疑者取調べを行うとき

この規則は、不安を覚えさせ又は困惑させるような言動も「ことさら」でなければ許されること、一定の姿勢又は動作をとるよう要求することも「不当」でなければ許されること、被疑者の尊厳を害する言動も「著しく」

でなければ許される等、不十分な内容と言わざるを得ません。しかし、被疑者又は弁護人が苦情の申出をすれば、警察も所定の対応をしなければなりません。少なくとも苦情を申し出たという事実が記録されます。むしろ、違法・不当な取調べを受けながら、苦情申出をしなければ、そのような取調べがなかったと思われる危険性があります。

そこで、被疑者に対し、違法・不当な取調べが行われたときには、必ず弁護人にそのことを報告するようアドバイスしてください。そして、これを聞いた弁護人は、監督対象行為にあたることを明示した上で、警察職員に対し必ず苦情申出をするようにしてください。

(二) 検察に対する苦情申入れ

最高検察庁も、2008年5月1日、検察官の取調べに関し、「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」という通達を発出し、

- ① 被疑者・弁護人から検察官による被疑者の取調べに関して申入れがなされたときは、「取調べ関係申入れ等対応票」(以下「対応票」)を作成して申入れの内容等を記録した上、決裁官に提出して報告すること
- ② 当該決裁官は、速やかに所要の調査を行い、必要な措置を講じること
- ③ 調査結果、講じた措置については、捜査・公判遂行に与える影響に配慮しつつ、申入れを行った被疑者・弁護人に適時に可能な範囲で説明をすること
- ④ 当該決裁官は、「対応票」に調査結果、講じた措置を記録し、上位の決裁官に報告すること等を定めています。

したがって、検察官の取調べについても、違法・不当な取調べを受けたときには、弁護人にそのことを報告するようアドバイスしてください。そして、これを聞いた弁護人は、検察官に対し、苦情申入れをしてください。

2 華の女子高生その他の淑女諸氏へ

既に、本稿(一)53—57、および同(三)202—206で詳しく述べているので、その参照をお願いしたい。

3 本物の痴漢諸氏へ

「加害者家族を待ち受ける残酷な現実」という記事(2020年12月7日AERA記事、同6日のネット転載記事)が、痴漢犯人の家族の例を詳しく報じており(なお、他の性的犯人の妻子の苦しみにつき、2021年1月26日HUFFPOST「検索される恐怖・・・」)、一読に値するが、もし、そのように自分の家族をも悲惨な目に遭わせることにもなる痴漢を止めたくても止められないのだったら、止めたいという気持ちは貴重なもので、情報だけど、2018年1月25日午後9:00~10:00のNHKテレビ(第一チャンネル)「ニュースウオッチ9」は、終わり近くで「日本の対策は甘い、海外で『痴漢』話題に」を報じたが(◆39)、痴漢を頻回繰り返す——とくに、止めようと思っても、ばれずに痴漢を働けそうに思える状況に臨むと、やってしまうような——「性嗜好障害(性依存症)」の痴漢常習者(の一部)には治療が必要・有益なこと、繰り返し有罪判決を受けた痴漢に対し大石クリニック(大石雅之院長)では有望な治療(条件付けにより痴漢を思いとどまらせるもの)を行っていること、が語られていた(その後の情報として、2021年5月5日付朝日参照。更に、その後、2022年12月13日以降も、「大石クリニック」のウェブサイト・ホームページが治療情報を紹介・提供している)。また、2018年3月8日付朝日の「(ニッポンの宿題)なくならない痴漢」中の斉藤章佳氏(大森榎本クリニック精神保健福祉部長)の話、更に、同氏『男が痴漢になる理由』(Kindle版等)も(刑事法関連部分などは異論もあるかも知れないが)参考にならないとも限らないかも知れない。

また、2018年7月18日午後10時からのNHKテレビ「クローズアップ現代+：万引き・痴漢を減らせ 隠れた病を治療せよ」では、筑波大学人間系の原田隆之教授による痴漢(等)の一部(「強迫的性行動症」患者)に対する治療的取り組みの紹介等があった。更に、同年8月5日辺りには、「性犯罪の出所者らに国費で薬物治療受刑者任意で来年度から実施へ 再犯防止へ整備」といった報道もあった。2019年2月22日には、同じく原田

教授の登場する『性依存症』、整わぬ治療環境」あるいは「盗撮やめられない・・・繰り返す性犯罪、依存症として治療を」と題する朝日の問題状況等指摘記事が見られた。関連して、その後、2022年12月13日以降も、「榎本クリニック」のウェブサイト・ホームページが治療情報を紹介・提供している。

更に、2019年4月5日付朝日の耕論「性犯罪、再犯を防ぐには」、とくに、性障害専門医療センター代表理事・福井裕輝氏の指摘も極めて注目に値しよう（なお、詳しくは、自費治療希望を受け付けている同センターのホームページ〔2022年12月13日以降も治療情報を紹介・提供〕参照）。

止められなくて悩んでいる痴漢常習の皆さんは上記の類い（その後の最新情報の可能性が大きいので是非お調べ願いたい!!）の治療を受けるのが一案のようだ。更に、これは、むしろ法務省・学者・議員などに検討して頂くべく、本当はそれら宛にすべきかと思われるが、便宜、ここで触れさせて頂くと、そのような治療を刑事司法等の場でどのように取り込むか（薬物依存者等に対する扱いに準じた、治療・それを確保する保護観察を伴う、起訴猶予、執行猶予、刑一部執行猶予、仮釈放の活用も?）、これも重要な課題かとも思われる。ちなみに、薬物依存については、覚せい剤取締法違反で有罪判決を受け、執行猶予中だった元プロ野球選手・清原和博氏が2019年3月6日、都内で行われた依存症の理解を深めるための啓発イベント「誤解だらけの《依存症》in東京」に登場し、発言したこと等により、関心が大きく高まったようである。性依存症等についても、関心の増大と公私の取り組みの前進が期待される。

4 道案内・振り込め詐欺注意など家族も含め日ごろ何かとお世話になっている（酔っ払った愚息をお連れ頂いたこともあった）お巡りさん達へ

お巡りさんにとって、**犯罪の摘発・処罰の重要性**（「親友の理不尽な死」の一事例につき、2020・7・10朝日）は言わずもがな、無論のことだが（しかし、**悪質・重大なDVの摘発**あるいは抑止は、表面化しにくいこともあるとはいえ、未だ極めて不十分と思われ、日本社会の健全化にとっても喫緊の大課題と思考される〔女性を警察庁長官あるいは首相に据えるのも一案?〕。なお、内閣府ホームページ内の男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」、2019・11・1Bloomberg「世界初・ニュージーランドが始めた『幸福予算』」、2020・12・17朝日「中国 DVに揺らぐ結婚観」など）、とりわけ現在・将来の指導的人士には、望むらくは、**それ以外の面でも**又、優れていてほしく、少しく希望や夢を述べさせて頂きたい。

先ず、客観的証拠確保のため、また痴漢一般予防のためにも、言わずもがな、正に「釈迦に説法」ながら、適宜DNA・繊維の鑑定準備の励行（指導）をお願いしたい。實際上、検察の仕事に勝るとも劣らぬ至極重要な仕事であり、犯行を確証し言い逃れを封じたり、無実の強力な証拠になったりする、大切なものだから、老爺心ながら、万一にも、忘れたり、遅きに失したり、うっかり被疑者に手を洗われてしまったりすることのないよう、ご注意を！

また、取調べは、相手も（やっているかも知れない一方、もしかすると無実かも知れない）対等な人間同士として紳士的に、そして虚心坦懐に、言い分聴取をしてほしいものである。検事さんにも聴いてほしいが、味の二人の元検事総長の言として、中野 187・224：「取調べに当るものは、一つ騙されてやろうというくらいな、余裕と寛容さが必要だ・・・嘘というものはどこかに辻褄の合わないところがあるものだ」、「被疑者の弁解は納得いくまで聞いてやれ・・・と注意する・・・実行の段になると、その通りにはやっていない。これがいたるところで失敗の原因になっている」、笠間・研修 3・5：「・・・この経験から、まず人の話に耳を傾けることが大事であり、そうすることによって初めて供述をする人との信頼関係を構築することができ、また、信頼関係が確立されて初めて、心からの自白や真摯な弁解を得ることができ、捜査の方向性を誤らずに済むということを学ぶことができた」、「特定の人物による特定の犯罪の摘発を志向しており、しかもそれが、どうしても摘発しないわけにはいかないとの異常な精神状態・・・としたら、人の話を虚心坦懐に聞くなどということは到底できず、・・・捜査の方向性を誤る道を歩むことに直結している」（なお、笠間・検察 5）参照。

更に、東京地検特捜部在籍が12年位と特に長く、しかも過半は特捜部長・副部長で活躍した宗像紀夫元検事長・最高検刑事部長・法科大学院教授・内閣官房参与（現弁護士）は、小生の敬愛する先輩で特捜部必要論者だ

が、検事には諦めない粘り強さが必要であり、真摯な態度と誠意で心を通わせ開かせて、じっくり時間をかけてでも何とか説得して核心的な供述を引き出すことは必要（実際、難航もあったが、自白は随分取れた）とする一方、自己らの（時には調査不足で）思い描いた筋書通りの調書を取ろう（取れるか否かが勝負だ）と焦り、傲慢にも威嚇的に机を叩いたり、怒鳴ったり、「容疑事実を認めたらすぐに釈放するよ」などと利益誘導したり、「他の人も皆こう言っているんだ」と誘導したりするのは（自分たちの時にはなかった）邪道であり、そんな類の無理をすると——厚労省村木厚子さんの「郵便不正事件」でも見られたように——関係者に嘘の自白もさせてしまうから、元福島県知事（原発に慎重になっていた佐藤栄佐久氏）収賄被告事件などの弁護経験も積んでの意見として、強引・違法なことを抑制すべく、取調べの全面可視化も必要だ（時に自白が得られなくても、いずれにしても重視されるべき客観証拠に加え、間接事実の積み上げという手もある）、また、筋読みの間違いに気づいたら、引き返す勇気が非常に大事だ、なお、上司の検事の筋読みがおかしくても、その指示に従ってすぐ動いてしまう今の様子は疑問だ（昔は、気骨ある検事の反発が見られた）、とされる（宗像 6）。

【可視化されたら使えないような恫喝・利益誘導等のヤバイ方法を用いなくても十分有効な取調べが可能かについては、内外の捜査経験者が示す知的尋問技術を紹介する渡部 382 も参考となろう。なお、可視化論の原点は、米田 23。検察における可視化の進み具合等につき、青沼 45, 47。ちなみに、志向は宗像と同方向で心優しかったが、上司に逆らえなかった若手検事の奮闘・内幕・挫折の記録としては、市川 33 も有益。】

ところで、上記の宗像紀夫元特捜部長は、郵便不正事件ばかりでなく、実は福島原発の重大事故（2011 年）にも無関係ではないようにも窺われるほか、それ自体、注目すべき冤罪事件ではないかが大問題の上記元福島県知事「収賄」事件についても見逃して良いとは思われない発言をしておられるので、以下に紹介したい。

（一）先ず、上にも少し出ているので、宗像 7, 32 【また、その後、宗像紀夫『特捜は「巨悪」を捕まえたか 地検特捜部長の極秘メモ』〔2019 年〕18, 146。なお、誤解のないよう、「相手が『やっていない』と言っただけで、すぐに『そうですか。ではそういう調書を作りましょう』と、相手の言い分のままの調書を作っていたら、特捜検事など務まりません。』とも指摘。】で論及されている——大阪地検特捜部の不祥事・杜撰さが明るみに出た——「郵便不正事件」について、その後明らかにになった事を含めて、主に、現時点での最重要文献と目される村木厚子の本に拠って、少しだけ注目点を補記すると、比較的良い検事ですら虚心に聴く耳は初めから持たず専ら検察のストーリー（筋読み）の受け容れを迫るだけの（主任検事指揮下の）取調べ、可視化の必要性を示す検事の「偽計」、検察のストーリーと矛盾するような証明書ファイル作成日付（村木による発見、矛盾を知った前田主任検事による改竄、検察の自らのストーリーへの異様・残念な固執、しかし審理担当の裁判官には良い評判と主体性があり甚だ幸運）、上村を虚偽自白に、村木・家族を長期「在獄」・生活圧迫に、追い込んだ（否認すると身柄拘束が長引く）「人質司法」【本稿（一）46 など参照。なお、三井環編著『検察との闘い』177〔青木理。緒方重威元検事長の「虚偽自白」〕。対抗策に、記載されている案内に従って取調べの様子・やりとり等を克明に記録する「被疑者ノート」、経済的には随分高く付くが夫の高収入もあってできた毎日の弁護士接見。なお、連日の相当長時間にわたる接見の不可欠性につき、下村 95】、検察のストーリーによると「口利き」を頼まれ実行した筈の有力国会議員（石井氏）のアリバイ等の露見（弘中弁護士の功績、この点でもずさんな捜査・起訴）、検察の渋る「証拠開示」の緊要性（更にアンフェアな検事全員による取調べ時メモ廃棄。なお、取調べメモ、備忘録、捜査メモノート等に関し、加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい 刑事訴訟法』第二版 155, 158〔城祐一郎〕も参照）、捜査官が正義感から陥りがちな有罪バイアス（警察官・検察官が正義感から招く悲劇的冤罪）、等（◆40）。

（二）上記の郵便不正事件の先駆ともされるが、冤罪と公認されてはいないだけに一層問題で、かつ、原発とも関連して更に重大な意味を持つかとも思われる事件として、元福島県知事事件があり、宗像 36 【また、その後、宗像紀夫『特捜は「巨悪」を捕まえたか 地検特捜部長の極秘メモ』〔2019 年〕160。なお、いわく、「私は公判で『検察官は調書をねつ造した』『筋読みと矛盾する客観的事実を意図的に隠した』と主張したのですが、村木事件以前ということもあり、当時の裁判所は『特捜検事がまさかそこまで・・・』と信じなかったのです。】が冤罪視している（なお、その後、「記録を調べても、自白の任意性を疑うに足る証拠は認められない」と称するほか、売買による換金の利益の賄賂性を認めた最決平 24・10・15 については、嶋矢貴之『平成 24 年度重要判

例解説』163, 西田典之〔橋爪隆補訂〕『刑法各論』517, 拙著『刑法各論』308 など)。この事件は、「収賄額は0円」等、少なくとも起訴価値が疑われるが(宗像36いわく、「換金の利益なんて言えば、モノの売買というのは皆言ってみれば、換金の利益があるわけです」)、検事のスネに疵持つ「迎合・協力」証人との取引・事前打ち合わせ等に関し高橋64, 72, 80, 83, 知事の弟に対する検事の(受注先の業者に土地を高値で買い取らせると知事に報告したなどという——知事との収賄共謀をほのめかせる——虚偽の調書へのサインを強いた)恐怖の取調べ、「知事に辞職をするようにと言ったらどうか。(知事は)日本にとってよろしくない。いずれ抹殺する。」発言とかにつき同104, 108, 241, 248, 251, 検事の「見事な」反論と可視化の必要性につき同152, 「実妹が、検察の厳しい取調べを受けて意識を失い、病院の救命救急室に運び込まれ、朝まで点滴治療を受けた」関係で同194, 「検事が法廷内で机をドンドン叩き怒鳴り、裁判長が注意」と同200, (毎日の弁護士接見から浮かび上がった)「知事逮捕の根拠となった捏造自白調書」につき同241, 255 など(なお、極論のようながら、田原ら106・107〔田中〕。ただ、田中森一〔元特捜検事〕『塀のなかで悟った論語』後掲も参照)、甚だ(元知事の2011・3・11福島第一原発の恐怖の重大事故前・起訴前からの原発への決然たる慎重姿勢とも絡み)注目される。

もしも本当なら、一部検察暴走の冤罪のようだ【なお、田中・上掲『塀のなかで悟った論語』169, 173, 201, 211, 215は、ウソか本当か、政治的思惑等から事件がボツにされた二例もあるほか、完成した調書を〔裁判官の心証を良くするよう〕書き換えたり〔バレないよう気を付けて契印を押す〕、被疑者等が供述していない文は飛ばして読み聞かせ署名・押印させるという方法で偽りの調書を作ったり〔入念に工夫〕、といった検察官の不正もあった、と書き遺す。なお、本稿(二)29〔注8〕の同書引用のほか、同書296〔出世欲の強さ〕、299〔初めにストーリーありき〕、302〔証拠隠し〕、306〔無反省〕、310〔取調べの全面可視化〕、313〔証拠品の公共化〕等、田中80, 291。あるいは、田中森一氏は、「論語」関係との煙幕を使って、特に言いたいことを〔妨げられることなく〕活字にしたいと思ったのか】。

我孫子監督の映画『知事抹殺』の真実【種本とされるのは佐藤・知事で、上に引用の高橋氏の本と重なるところも多く、182では、理由あって一面感服・信頼もした山上検事に——周りにこれ以上の迷惑はかけられないとの思いから——虚偽自白するに至った心境が説得的に語られており、その168によると、2006年に佐藤知事が辞職に追い込まれる前から特捜部は知事絡みの収賄の捜査も進めていると報じられ〔なお、既にそれ以前から、事故・故障・隠蔽・データ捏造・記録改竄・連絡遅れ、耐震性問題や地震学者の抗議辞任なども含め、信頼し難かった東電等や国の様子、また、ともかく原発を推進する国等と対立気味だった関係、につき、3・11「原発事故は人災」とも指摘する、佐藤栄佐久『福島原発の真実』、342によれば、受注先の幹部は別の事件で裁判を受けていたことから保身のため検察官に言われた通り偽証したことを告白し、栄佐久氏の濡れ衣を晴らす新証言をする用意があった。】も紹介する2018年6月22日付朝日の「てんでんこ」記事(『3・11の日も佐藤栄佐久知事のままだったなら、今の福島は、そして日本は全く違っていた筈だ』との識者指摘も)、ネット上の下村満子「生き方塾」《知事抹殺》の真実(2017・2・21公開)、映画『知事抹殺』の真実 予告編と週刊朝日2016年12月23日号記事「佐藤栄佐久元福島県知事、”現在”を語る」を紹介する「四丁目でCAN蛙」2016-12-25, IWJの「世間では『佐藤さんは反原発派だから、東京地検特捜部に狙い撃ちされた』と見る向きが少なくない。」などとする「・・・前福島県知事インタビュー 2011.3.20」, 「佐藤栄佐久福島前知事、収賄容疑で『冤罪』主張 ~地検特捜部の聴取を『恫喝まがい』と強く批判 2010.2.8」, も注目される。そのほか、森功『ヤメ検』の第四章が本件を、一審判決までで終わっているが、宗像氏を多く引用しながら論じている。ちなみに、福島原発事故・津波被害・予見可能性に関する2020年9月30日の仙台高裁判決、翌年(2021年)2月19日の東京高裁判決、翌々年(2022年)7月13日東京地裁(株主代表訴訟)判決も注目される(なお、拙著『刑法総論』151頁, 2021年1月5日からの朝日「原発事故、起こるべくして起きた」云々)。

(三)目についての近時の裁判例(大阪地判平29年10月12日〔北川清裁判長〕)も付け加えておきたい。警察署で任意の取調べを受けた際、署員の暴言で精神的苦痛を受けた等として大阪府に対して賠償を命じたものだが、判決によると、原告は器物(他人の車)損壊の疑いをかけられ、署で取調べを受けたが、その一部において、容疑・反省等を認める調書への署名を拒否すると、署員から「逮捕されんぞ、お前」、「お前なめてんのか」、「何で反省できひんのじゃ、アホ」、「おお、こらあー」などと大声で言われ、不起訴にはなったものの、このときの恐

怖等から病院に通う必要が生じたものと認定された。判決は、問題の取調べについて「逮捕の可能性を匂わせて威圧するとともに罵声を浴びせるものであって、取調べの相手方を不当に抑圧することによって取調官の望む答えを引き出そうとするものであり、理由の聴取や説得の方法として合理的とはいえず、かえって事実をねじ曲げかねない恐れがある」等と指摘し、慰謝料と弁護士費用の賠償を府に命じている（大阪府警・地検の見逃せない前歴につき、2022年9月26日朝日朝刊。なお、同年12月15日同〔府警の好い加減〕）。

関連して、誤認逮捕され自白を強要されたという女子大生のショック等を伝える近時の興味深い報道（2019・8・1 読売新聞オンライン。なお、週刊新潮2019年8月29日号134）もあった。いわく、「乗車したタクシーから運転手のバッグを盗んだとして、愛媛県警が七月、松山市の女子大学生（22）を窃盗容疑で誤認逮捕した問題で、女子学生が1日、代理人の弁護士を通じて手記を発表した。女子学生は『犯人と決めつけて自白を強要する取り調べを受け続けた。許すことはできない』としている。女子学生は1月、松山市内で乗ったタクシーの運転手のバッグを盗んだとして、7月8日に同容疑で逮捕された。裁判所が勾留請求を却下したため、二日後に釈放され、その後の捜査で別の容疑者が判明した。女子学生はタクシーを利用しておらず、不起訴（嫌疑なし）となった。手記では、取り調べ担当の刑事から『記憶ないの？ 二重人格？』『就職も決まってるなら大事にしたいくないよね』などと執拗に容疑を認めるよう迫られたと主張。『私の話に耳を傾けることはなかった』とした。県警に誤認逮捕の原因について質問したが、明確な回答はなく、取り調べ担当刑事からの直接の謝罪を受けていないともしている。学生は『手錠をかけられたときのショックは忘れられず、今でもつらい。県警には、どのように再発防止に努めるか具体的に公表してほしい』とした。」とのことだ。なお、この件については、翌2日の朝日新聞も本人手記原文も紹介して詳しく報じており、実名報道もされたとある。愛媛県警は、10月3日、取り調べでの「二重人格？」「就職も決まってるなら大ごとにしたくないよね？」などの発言が、大学生の尊厳を著しく傷つけ、不安を覚えさせたと認定する一方、「自由な意思決定を阻害し、自白の強要など任意性を欠く違法な取り調べとは認められない」と結論付けた、旨報じられている（なお、批判的な社説として、10月9日朝日）。捜査に多々抜かりがあったことは反省されているが、自分たちの捜査結果への当時の過信が気になる。捜査官が、神ならぬ身、頭の片隅にでも、「ひょっとしたら、自分たちは誤りを犯しているかも知れない」という意識を残していたら、発言や態度が謙虚でベターなものになり、誤りの早期是正や冤罪の減少も見込まれ易いのではないか。

これに関連して、警察の諸賢に絶対に止してほしいのは、被疑者に有利な証拠を検察に送致せず隠すことである。そんなことをすると、ありがちなことだが、恐ろしい冤罪ともなり、しかも、その責任を自分ただ一人で背負い込むことになる！ この不都合な所為については、「関西検察」の巨星と称された小畠信勝元検事長が具体例に詳しくふれられたところだが（小畠191。なお、斎藤・東電90）、近時、2020年の3月から翌月にかけて西山美香さんの再審無罪が確定した湖東記念病院事件でも、そうした警察の不名誉な不祥事が繰り返し指摘された（多くの報道中、2019年11月8日、翌年4月1日〔インタビュー〕、同月4日〔社説〕、同月16日〔私の視点〕の各朝日記事等。なお、栗野仁雄・Business Journal 2020・5・1「裁判長も泣いた」）。関連して、「マルコムX『暗殺犯』は無実？ 新証拠判明 検事が判決破棄申し立てへ」との2021年11月19日朝日等の報道も、FBIとNY市警の無実証拠隠蔽濃厚疑惑を伝え、注目される。あと「余命二か月」ともいう布川事件再審無罪の桜井昌司さんの、無罪判決を知ることなく亡くなった母との秘話等のほか、「安心して暮らせる社会には警察や検察は大切な存在。捜査に不利な証拠を隠すのでなく、真実に誠実であってほしい」との呼び掛けを伝える記事（2020年12月15日朝日）も見逃せない。

自白の任意性・信用性を争うなどして30件余の無罪判決を勝ち取ったヤメ検の辣腕弁護士でもある向江璋悦という偉い先生（なお、氏名が酷く誤記されているようだが、渡部230）が伝えている元上司検事の「嘘っぱちの自白では、『・・・と思います』などと語尾が不正確・曖昧で、カマを掛けると迎合してくる。長く勾留されるとどんな偉い人でも頭が変になっているから、余程注意して調べないと嘘を言わせてしまうことになるんだ」旨の教え（向江二巻251）も貴重と思われる。

なお、仮に罪を犯した者だとしても、境遇等の不運にもよることが多いほか、一〇〇%否定されるべき存在では決してなく、良いところ、時には素晴らしいところもある、少なくとも大いにあり得るのだから、一般にも、痴漢事件も含め、取調べで侮辱的な態度をとるべきではない（加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい 刑

事訴訟法』第二版 43〔元東京高検検事・法務総合研究所研修第一部長 阪井光平〕の「被疑者の尊厳に配慮した誠意ある取調べを行う必要がある」参照)。少し脱線するが、犯罪者にしても、素晴らしいものを持った人が存在し得るという代表例は、一・二審有罪の、元首相田中角栄だ。ちなみに、実は、個人的には傾聴に値するよう感じられる角栄無罪(冤罪)論もある。とくに、田原総一郎『大宰相 田中角栄 ロッキード裁判は無罪だった』、中澤雄大『角栄の「遺言」 「田中軍団」最後の秘書 朝賀昭』およびアマゾン上の「森の読書人」による各書についての詳細なレビュー参照(なお、石井一『冤罪』や、真山仁「ロッキード」週刊文春 2018・11・1号以降も注目されよう)。丸紅の檜山・伊藤から検事がどうやら乱暴にむしり取つたらしい調書(木村 186, 211 参照)に刑訴法 321 条 1 項 2 号により証拠能力を認めた裁判所の判断は、いささか疑問とも思われる。なお、とくに郵便不正事件等の後、裁判所も検察官調書を易々とは受け入れなくなった動きにつき、岩村 505, 青沼 50, 宗像 9, 30, 木谷 64, 「法と経済のジャーナル」2012 年 2 月 25 日記事「《東京地裁決定要旨》『小沢氏との共謀』認めた石川議員の調書を証拠却下」, 宗像・上掲書『特捜は・・・』172 など参照。

特に痴漢否認事件では、容疑者は実は無実かも知れないことも考えて、見下げたような態度——専らの「上からの目線」——ではなく、容疑者には、貴官ご自身が有らぬ痴漢の疑いをかけられた場合を想定し、その場合に納得し得るような扱いを！ もしも冤罪だった場合のことを十分に・きちんと理解するため、良ければ、矢田部孝司+あつ子『お父さんはやってない』辺りのご一読を！ 無実の者は余りに低劣・乱暴な扱いを受けたら、「刑事という仕事は、この世の中で最低の人間がやる職業だと感じた」(矢田部 29) といった、とんでもない誤解も生じよう。もちろん、他方では、心ある捜査官・看守・受付などの貴重な存在もあって、世の中酷いばかりでもない感もある。いずれにしても、子供達の多くが大人になったら警察官・刑事になりたいと夢・憧れを語っているのであり、——少なくとも、現在・将来の指導的警察官は、犯罪の摘発・処罰(これも固より重要だ。)以外の面でも又——それにふさわしい立派な態度を！

5 「正義・被害者の味方」を志向し時に自省もする検事さんへ

不屈きな痴漢、とくに悪質な痴漢を訴追し、刑務所に叩き込むのには、共感する。他方、間違えば、同胞の人生を不正に暗転させてしまうことになるから、当然よくよく注意が必要だ。もっとも、冤罪防止は弁護士・裁判所の役目だと言われるかも知れないが、それは違う。弁護士は普通それほど有能・献身的ではなく、裁判所も検察の言うことを認めるのが普通だから、冤罪の責任は事実上主として検察にある。検察官は「被害者と共に泣く」心構えが必要だが、また、単なる一方当事者ではなく、刑事司法の公正を担保すべき立場にあることも忘れてはならないから、検察官の権威も保証する「検察の理念」(これにつき、斎藤・研修 3, 斎藤・東電 84, 103 も参照)と良心に沿い、被害者に同情等する余りやや無理な調書を作ったり、問題を含む証言をさせたりすることを避けるようにし(なお、小島 151, 佐藤 233, 斎藤・東電 94), また警察のいうことを決して鵜呑みにせず(まして、徳島ラジオ商殺し事件のように——小島 98, 秋山・裁判官 76 など参照——警察に反して却って間違ふことなく)、虚心坦懐な聴取等を心掛け(なお、元検事総長らと特捜部長等経験者の貴重な言を、警察官にもまた心してほしいため前の 4 で紹介したが、これを是非なおのこと参照して頂きたい。なお、他山の石の一例か、矢田部 48), 不当勾留・不当起訴・冤罪の各回避にもまた周到な配慮を！

痴漢事件は、一般事件とは異なり、冤罪のケースが紛れ込む可能性が高いことに、特に留意してほしいもの。とくに、痴漢事件は、必ずしも、「被害者 v s (時に白を切る) 犯人」の構図とは限らず、「鞆等を手と勘違いする女性 v s 時に不注意ではあっても善意の乗客」、あるいは、「狡猾に第三者を煙幕とする真犯人 v s 痴漢被害者および冤罪被害者」も稀ではないことに、十分にご留意を！

ちなみに、上記の虚心坦懐な聴取等の不可欠性ということに戻ると、これも痴漢事件を大きく超えることだが、司法界を震撼させた、いわゆる郵便不正事件等に関連して、当初の「筋読みに固執せず、容疑者らに真実を供述させるように努め、その内容を反映させながら自分たちが立てた『筋』を修正、変更する柔軟な姿勢も必要だろう」との指摘(2010 年 9 月 28 日読売新聞「談論」中の安廣文夫元東京高裁部総括判事)、また、「最近の特捜部の捜査は、一度『この事件はこういう筋だ』という筋読み(事件の構図)が固まると、それに合うような証拠ば

かり集め、供述を押し付け、筋読みに合わない証拠物や供述は無視しようとする傾向が強い」との批判（同年10月2日朝日新聞「耕論」中の宗像紀夫元東京地検特捜部長等）があったこと（より詳しくは、斎藤・松川 360, 397。なお、上記4中の元福島県知事事件）にも、留意を要しよう。やはり東京地検特捜部長・最高検刑事部長等として活躍された井内 70 も、「重要なことは、筋道や行く末を考えながら、捜査をしつつ、当初の見立てにとらわれずに集まってくる証拠を虚心坦懐に評価し、不断にその見立てを見直していくことではないか」とされる（なお、大谷 22 は、ジャーナリストの取材でも同様だと指摘）。

なお、誤解を避けるため付言すると、小生、薬害エイズ事件についても（齊藤誠二先生古稀記念論文集『刑事法学の現実と展開』173の拙稿「治療行為と過失犯（薬害エイズ安部無罪判決の検討）」、また、拙著の『刑法総論』376、『刑法各論』410で）論じているが、これは安部有罪論である。また、『研修』764号論文3で扱っている大阪母子殺害事件などでも有罪論を展開している。賄賂罪の法解釈論でも結論的に多分に「検察の友」的で、ロッキード事件についても、「内閣総理大臣の職務権限」の問題で角栄無罪論は成り立たないことを詳論している（ジュリスト1091号『平成7年度 重要判例解説』143など。ただ、同事件の事実認定の問題にふれることは、そもそも執筆依頼で求められてもいなかったし、当時は小生も懐疑的意識を持っていなかったもので、一切なかった）。死刑存廃問題についても、死刑廃止論とは一線を画し、恩師故人木國之中央大学名誉教授を含む有力な学者達（たとえば、西原春夫、藤本哲也）に同調して「死刑執行延期制度」採用論に与している（二つの詳しい拙稿のほか、拙著『刑法総論』39。具体的には、可能な限り死刑執行は延期して反省の機会を十分に与え、心から改悛した者には無期刑への減刑を認めるべきだ、現行制度上は恩赦制度を活用すべし、と主張）。

6 人権と法秩序の擁護者たる裁判官諸公へ

① 本当に人権の守護者でもあるなら（そうとも思えないような勾留質問の様子を伝えるのは、鈴木 53。なお、木谷明『「無罪」を見抜く』78）、逮捕状・勾留状の発付は慎重に（本稿（一）46。なお、一般論としてだが、つとに大谷 136）。

② 身体・下着等への接触が問題の場合、DNA・繊維鑑定を原則必須視すべきだろう（本稿（三）189）。

③ 世の中には、痴漢冤罪に巻き込まれる可能性への懸念がかなり広まっており（池上 143 等も参照）、たとえば、女子高生に対してすら、とりわけ三人集まっていたら、引っかけられないかと緊張する、といった声も（元裁判高官からすら）聞かれる。それだけに尚更、痴漢事件の審理・判決においては、被害者の訴える痴漢被害の存在の（被害者は真面目な人物であることなどを理由とした）認定だけで被害者による犯人特定も当然正しいかのように思い違いをする（両者が別の問題であることを見落とす）ような（時には見られるとされる）初歩的ミスを犯さないのはもちろん、極力、本稿引用の諸判例などにも目を通し、冤罪の恐れはないか、入念にご判断を！

たとえば、[a] 単純に痴漢を働けば、逮捕等される危険は顕著かつ明白なので、それを避けるべく、被害者・第三者の横合い等から密かに手を伸ばして痴漢を働く者や、第三者を間に挟んで痴漢を働く者も多い可能性を、十分に考慮したか、[b] 被害者が「痴漢中の手を掴んだ」と一見決定的と思われるような証言をしている場合、それを疑問の余地のないものと思いついてはいないか、[c] 被告人がその手で触っているのを見たといった被害者あるいは第三者の証言がなされている場合、簡単にそれに乗ってはいないか、など。

裁判官は、弁護士と比べ、被告人との接触が限られるための確な判断が難しい面もあるので（裁判官を辞め弁護士をやるようになって初めて、被告人は無実との確信を持てるようになったし、人質司法は許されないと実感するようにもなった、旨等の原田・人情 151 参照）、有罪認定にはその分だけ慎重さが要だ。とくに、余り信用できないような印象があっても、被告人の言い分も（少なくとも、一度は、本当かも知れないと思って）虚心坦懐に聴いてみてほしい（秋山・裁判官 186・192、木谷・基本 18、原田 22, 41、渡部 407・411 等参照）。なお、被告人が捜査段階・略式手続で自白していても、「虚偽自白」ではないかと疑うべき理由は充分にあり得ることに（念のため）要注意。概して、否認した場合には長期の身柄拘束（および、それに伴う失職等の高度の危険）と厳しい刑が予想されるのに対し、自白すれば早期釈放と公開裁判免除・寛刑が予想される、などと思えば、無

実の者でも、便宜、虚偽自白しようと考えても、何らおかしくない。「人質司法の下、聴く耳を持たず有罪と決め付け押し付けるような捜査官とは異なり、裁判官は分かってくれると思っていた。」旨の被告人の切実で十分理解可能な期待は軽々しく裏切らないよう、心してほしい（でなければ、裁判官はいらない）。

④ なお、一般的に、「無罪の発見」ということにつき、少なくとも、下村 64 以下、また渡部 424 以下、参照。

※ （最後に、特に大切な）頼りの弁護士（人権擁護の旗手たる弁護士）諸公へ

検察官の巧妙な（間々熟知の）裁判官への説得、多くの裁判官の被告人不信と弁護側立証への無理解（特に不当な証拠不採用や信用性否定）もある上に、事実上の「疑わしきは検察の利益に」傾向も指摘され、冤罪防止や雪冤のために弁護人に實際上求められていることは、時に無実の証明に近かったりして過多に及び（下村 93, 今村 167, 斎藤・東電 101 等参照）、大変だが、鍵を握っているのは弁護人だともいえるのであり（三井 110, 下村 84, 252 等）、ご活躍を！ そのため、可能な限り、本稿（特に引用諸判例）のご一読・ご精読を（不備については、どうぞご教示・ご叱正を）！

なお、「釈迦に説法」の嫌いがあるものの、捜査機関は収集の容易な客観的証拠ないし状況証拠の確認・収集もせぬまま（時にはそうした証拠を軽視・隠蔽し）痴漢被害者の供述のみに依存した認定を行い、起訴することが少なくない。それどころか、自白の強要・推奨も（自白した場合と否認を続けた場合の各見通しの「明暗」も説きつつ）なされるのが現実だ。取調べの録音録画は（否認）痴漢事件にも及ぶべきだが（なお、日弁連の 2018 年 4 月 13 日付「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」のいうように、取調べへの弁護士立会もいずれ先進諸国と同様に認められるべきだろうが）、当面必ずしも期待できないかも知れない。しかし、「被疑者ノート」（この貴重なものは、数年前に、敬愛する遠山信一郎本学法科大学院教授〔当時〕・弁護士からご紹介頂いた。）の活用が一種の可視化にも役立つ（日弁連・ノート活用 2, 周防 208, 村木 67, 87, 146, 166, 195, 203, 253, 今西 127, 173, 魚住 172, 高橋 106, 242, 飯島 148, 166）。日弁連・ネット・弁護士会には、「被疑者ノート活用マニュアル」「被疑者ノート」など有益な資料があるので、ご活用を！

(38) 秋山賢三・PRESIDENT 2009 年 8 月 3 日号 [Online 2010・4・19], 同・2017・4・18 毎日新聞, 鈴木 181 [升味佐江子], 井上 103, 生駒巖・2014・4・22 弁護士ドットコム, 同・File 27 号 64, 同・2017・5・17 毎日新聞, 同・続弁護 25, 荒木伸怡・2017・4・19 朝日デジタル「ニュース Q3」, 松沢直樹＝山岸純・PRESIDENT Online 2021・4・30。順不同。なお、別に、栗野 166。

(39) フランスで、痴漢被害を受け続けた日本少女についての本が出版され、四〇カ国で関心・批判を呼んでいることなどが紹介された。これに関しては、「六年間痴漢に遭い続けた女性が、今語る理由 フランスで被害体験を描いた『Tchikan』出版」（東洋経済ONLINE 2017・12・27）が詳しい。もっとも、素直な受け止めが多かろうが、疑問の声や批判的な意見も少なくはなく、たとえば、「突っ込みが続出しネット大炎上」といった「まとめ」も見られる。なお、『性犯罪』フランスはここまでやっている痴漢の通報できるアプリやブレスレットも」という（痴漢の存在は当然の前提とした）ネット記事（東洋経済ONLINE 2018・12・28）もある。ちなみに、イギリスでは痴漢の類よりテロ犯罪など一層重大な犯罪への関心が強いともされ、また、「イギリスでは 2016 年から翌年にかけて電車内の性犯罪が 1, 448 件に上り、これは 2012 年から翌年の 650 件に比べ大幅な増加だと鉄道警察が報告している」云々のネット記事や、「英国地下鉄、日本と違う『痴漢冤罪』への対応 いきなり警察に引き渡すことはしない」といったネット記事（東洋経済ONLINE 2017・7・20）も目に付いた。（以上は深く調べ得たものではない。ただ、その一つの手がかりにはなり得るかと考え、残しておきたい。）

(40) 村木 22, 53, 55, 57, 60, 67, 69, 76, 83, 88, 95, 100, 112, 127, 128, 130, 140, 146, 148,

150, 152, 157, 164, 169・178 (127のほか, 上村・周防も全面可視化論), 195, 204, 魚住 3, 63, 284, 大谷 7, 28, 32, 今西 4, 118, 158 など参照。なお, 石井 7, 小木曾 48, 木谷 33, 55, 65, 77, 81, 170, 木谷・基本 21, Wikipedia の関連記事。

ちなみに, 当時の大阪地検特捜部長の言い分も一応紹介すると, それは, 要旨「主任検事前田らがフロッピーのデータが検察の見立てと矛盾することを知りながら上村調書を勝手に作成していたことを後になって初めて知った。なぜ報告・相談してくれなかったのかと深く悔やんだが, 既に後の祭りであろうもなかった。フロッピーデータの改竄については, そのデータは既に証拠化されて (捜査報告書に取り込まれて) いた上に問題のフロッピーは前田が直ぐに上村に還付しているし, 証拠改竄など信じ難いうえに前田を信頼していたこともあり, 上村による書換えの有無を確認した際の取扱上のミスによるとの前田の説明に安心していた。したがって, 前田の証拠隠滅罪を隠蔽する不作為による犯人隠避罪が自分や副部長に成立する筈はない。」といったものである (大坪 24, 27, 70, 87, 106, 128, 130, 200, 292)。

【追記】

初校後の出来事中, 特記すべきものとして, 拙稿連載等でその立派な活躍振りを伝えてきた今村核 (かく) 弁護士の早世を記さざるを得ないことを悲しく残念に思う。今村弁護士は, その著書名自身にもあるように, 『冤罪弁護士』として名を馳せられたが, 昨 2022 年の 8 月 20 日ごろ自宅で病死か亡くなられたという。享年 59 歳。喪主は母上宙子 (ひろこ) さんとのこと。詳細は, 2022 年 11 月 1 日付東京新聞 TOKYO Web, JUNPO Vol. 74 (遺影と先輩の清水洋二氏による追悼), 東電 108 など。

(本学法科大学院フェロー・本学名誉教授)

【10 ほぼ埋もれた問題事件・・・植草事件〔増補版〕】

植草一秀『知られざる真実 ―勾留地にて―』(2007 年) は, 世に無数の本が溢れている中, 実に特異な書籍である。「植草」と聞けば, 特に以下も読んでいけば, ひときわ目立つ社会的出来事だただけに, 思い起こす諸氏も少なくないと思われるが, この書籍を主たる基点として, やや昔, 世を騒がせた「有名人の連続的なスキャンダル」が, 実は, 他に殆ど例を見ないような連鎖的冤罪群 (一連の冤罪) であった可能性・蓋然性を探ってみたい (なお, 本書籍については, アマゾン上に「森の読書人」によるカスタマーレビューが出ているが, 本稿はその増補・改訂〔下記③事件では, 「人違い説」受け容れから「半眠り掴まり論」への修正〕版的な内容のものである。本稿の縮小版: 次段記載「検証」についての同人の〔ガイドラインに大きく制約された〕レビュー)。

上に挙げた植草氏の書籍のほか, 関連の書籍として, 植草一秀事件を検証する会〔編著〕『植草事件の真実』〔2007 年〕, 高橋博彦 (・副島隆彦・植草一秀)『国家は「有罪」をこうして創る』〔2012 年〕が特筆に値するので, 以下, 適宜, それぞれ, 「植草」, 「検証」あるいは「高橋」と略記して引用し, 多くの場合には引用頁数も記す (なお, 頁「以下」は省略)。なお, 「検証」「高橋」の 2 書は, 陰謀論 (事件は, 植草氏の正論と活躍を不都合視する権力集団の陰謀によって仕組まれた冤罪ではないか, ないしは国策捜査による冤罪だ, といった議論) の色彩が濃いもので, その点では (「陰謀論も出てくるのは分かるが, まだ確証があるとはいえないかと思われる一方, 以下に述べるように, 冤罪論は陰謀論を離れては説得力を持ち得ないという訳でもなかろう。」と考える) 愚見とは距離がある。

上記「植草」には, 「駅内エスカレーターで女性のスカートの中を (TV 出演・講演等も多かったことから身だしなみ用に常時携帯していた手鏡を使って) 覗こうとした行為」と「電車内痴漢」の両方, また, それらに先立つ略式命令「電車内痴漢」事件, について冤罪だとする (旧) 著名人士の, むろん一方当事者の言い分に過ぎないが, 迫真の訴え ―それも, その結論的内容の可能性と蓋然性を否定し難いほか, 主張事実が大体全て実に具体的・精細で (捜査官の言葉など, 客観的事実というより主観的に受け止めた事実かと思える部分等もあるが),

根本的にウソで語る気になるものでも語れるものでもなさそうな感がある訴え——（及び、密接に関連して、もっともな冤罪防止方策の提案）が見られ、とりわけ（小生も後半生は注力している）刑事事実認定論の観点から、極めて注目される（植草 7, 168・252 [恩師のアドバイスという「性エネルギーの燃焼」・一種の性的嗜好に関わる——制服姿の女子高生風の女性ないし下着姿の知人女性とかを写した——携帯画像などが、とくに後記②の関係で、警察・検察・裁判所の偏見・誤解を招いた可能性も大いに考えられそう。実際、より進んだ例ながら、家宅捜索などされて猥褻本・アダルトビデオとくに無修正物、まして痴漢雑誌などが見つかり、間々、問題だが、「男にはありがち」では済まず痴漢犯人視されがち], 196, 209 等, 2004・6・18 朝日朝刊 [上記画像などに関する②事件検察側による情報] のほか、下掲個所）。

異論なく有能・偉才と認められ、TV出演を含めて華やかに活躍していた植草氏を襲ったのは、年代順にいうと、以下詳説の 3 つの事件だ（いずれも軽い罪ながら、特に②③は公開法廷で裁かれ名誉毀損効果は大きい）。「そんなに冤罪が続く訳がなく、むしろ相互に各有罪の確かさを裏付けている」などと考え、全てを有罪視する側からみれば、氏には暗い裏面があり、痴漢の類それも根深い常習者で、罰金ぐらいはもちろん社会的名誉剥奪も（最後は）実刑も相当だったということになる。しかし、先入観を捨て、子細に調べてみれば、どうも、氏は捜査官・裁判官の偏見等の悲劇的な犠牲者であり、至極貴重な論客だった上に、子供思い・家族思いの善良な人士でもあつたように見えてくるのだ。

- ① 偏見・軽視の原因となり不幸の連続を招く最初の躓きになったかと思われるのは、1998 年の痴漢虚偽自白による略式命令の選択である（植草 257, 検証 60 参照）。太腿の痒み（男だけの問題ではない。2022・3・16 朝日夕刊）への対処につき、電車内向かいの女性客から「感じが悪い」と申告されるも、そちらでは立件し難いため（本来なら、それで終りになるところ！）、関与の捜査官に別の事（自ら話した「電車の揺れによる相手の膝への瞬間的な手指接触」で「意図的に触ったのだろう」と因縁を付けられたらしき感があり、「選択」と言っても、実は、虚偽自白者は強面・練達の捜査官という大蛇に射竦められた小蛙みたいなもの。鞭と飴に晒されれば、誰であろうと（青白いインテリ層や世間体が特別気になる有名人などは尚更）無実を貫くことは困難なのだ（上掲 [55 頁以下に転載] の拙稿「痴漢と冤罪についての一考察」[以下、単に「拙稿」と記し、参考文献の略称・引用方法もこれによる。]（一）の注 5 と対応の本文参照）。
- ② 数年後に上記①が偏見等を産み、悪夢の再発となったかに思われるのが、2004 年の「覗き未遂」事件である（植草 228, 263 [無罪の証明・推認に繋がり得たかと思われるが、植草氏の求めもむなしく失われた防犯カメラ映像], 検証 26, 144 等）。なお、JR 品川駅のエスカレーターで女性のスカートの中を覗き見ようと手鏡を差し出したと認定して有罪を言い渡した東京地裁の裁判長は、「現行犯逮捕した警察官の証言は信用でき、証拠は十分だ。犯行は手慣れているとの印象さえある。犯行に至るまでの間も不審な行動を繰り返しており、偶発的な犯行とは言い難い」と述べたと報じられているが（2005・3・23 朝日夕刊。なお、植草氏は裁判不信に陥り控訴しなかった由）、「不審な行動を繰り返して」とか「手慣れている（慣れた手つきで）」とかは、既に逮捕後の（警察発表に基づく）報道にもそのまま出ていた。報道が裁判官に予断を与えていなかったのか、気にならざるを得ない。なお、エスカレーター上を監視していたかと思われる防犯カメラの撮影範囲や警察官の証言の信用性については、有罪認定に批判的な実証的研究・主張も見られ（検証 28 等）、一読に値しよう（「検証」には、その外にも、参考となる部分が含まれている）。付言すると、①で目を付けられていたか、鉄道警察隊の 2 人の警察官が植草氏を盗撮でもやるかとマークし追っていた（そして、後に本件で現行犯逮捕した）が、植草氏は彼らを不審な追尾者と認識し不安と不快感を抱いていたと述べている。これが事実なら（事実らしく思われるが）、覗き見をしようなどとは（逮捕される危険が顕著だから、尚更のこと）考えなかった筈と思われ、これも彼の無実を示唆していよう。更に言えば、植草氏は、本件当日は正に息子の誕生日で家族で誕生日会を予定しており、また小学館の『少年少女日本の歴史』5~10 巻程度を誕生日のプレゼントにすべく購入する予定だったのを初め、売れっ子らしく実に色々の用件を抱えていたとのことであり、1 時間以上も「不審な行動を繰り返して」いる時間的余裕などなかったようだ（検証 58 参照）、「覗き見」などに関心が向くとも考え難く、この点からも無実らしく思われる。しかも、警察官の 1 人が、植草氏が手鏡で覗き見しようとしたのを目撃したと称しているのも、

甚だウソっぽい。なぜなら、同人は氏を掴まえた後に「ポケットの中の物を出せ」と命じ（横柄な所持品検査実施）、氏が手鏡を出す「手鏡！」と驚いたような声を出し、その後、更に「携帯電話を出せ」と命じて、氏がアタッシュケースから携帯電話を出すと、携帯電話の中の画像をチェックし「問題の画像」を見つけたといい、この事実（特に、携帯電話に関する事実）は否定できないと思われるが、この事実は同人が氏が手鏡で覗き見しようとしたのを目撃したと主張するのは虚偽であり、本当は携帯での盗撮を疑って掴まえたもので（確かに、単に一瞬の覗きより保存画像の取得の方が格段に「魅力的」なことは明らか）、しかし携帯電話は予想外にアタッシュケースから出てきたため、流石に携帯による盗撮行為を主張することは憚られたので、急遽、手鏡による覗きだと考え直し（しかし、ひどく目立ってしまうリスクまで冒して一瞬の覗きを試みるなどは普通人の考えることではない、まして、持っている携帯は使わないでなど！）、あたかもそれを目撃したかのように言い張ったことを如実に示していそうだからである。もし、本当に、氏が手鏡で覗き見しようとしたのを同人が目撃したのであれば、氏が手鏡をポケットに戻す間もなく現行犯逮捕するか、でないとしても、氏が手鏡を出したとき、「手鏡！」と驚いたような声を出すのではなく、「ほら、出てきた。ちゃんと見えたんだよ」とか言って現行犯逮捕し、手鏡を差し押さえて（携帯の提出を命ずることなどなく）終わりになった筈だろう。

- ③ その後、更に不幸な冤罪となったようでもあるのは、2006年の電車内「痴漢」事件だ（植草 213, 検証 14 等, 高橋 35, 111, 143, 195）。1 審実刑判決前出版の関係上、「植草」や「検証」には本事件の裁判についての論述は比較的少ないが【結論的には、後記「人違い説」採用という失敗もあって、控訴・上告も棄却され、前 2 回の罰金刑とは異なり懲役かつ実刑に。その理由として、前 2 回の「犯行」も判示・公表。既に逮捕の際に、否認していても、「植草教授また逮捕 女子高生に痴漢の疑い」といった見出しで、②につき「植草容疑者は・・・04 年・・・駅のエスカレーターで女子高生のスカートの中を手鏡で覗こうとしたとして・・・現行犯逮捕され・・・無罪を主張したが翌年・・・罰金 50 万円、手鏡没収の有罪判決が確定している。」などと報じられている。2006・9・14 朝日夕刊。起訴の際にも、初公判の際にも、同様の報道が繰り返されている。これでは、予断なき公正な裁判は普通難しい】、参考になる弁護側目撃証言（注 1）や裁判例（注 2）もあり、痴漢困難を思わせる半眠り状態につき植草 213・217・222, 痴漢騒ぎへの関わり合いを避けようとして却って変に目立ってしまった態度ないし（むしろ）半眠り掴まり行為が誤解を招いた可能性につき植草 214（なお、関わり合いを避けようとする位だから、まして既に 2 つも「前科」を負わされている身で痴漢などやったら大変なことになると熟知していた筈で、その点でも、痴漢などするとは極めて考えにくくもある）、繊維鑑定につき植草 216（仮にスカートの繊維片が付いていても、半眠り掴まりの証拠にはなっても、痴漢の証拠にはならない〔下記☐参照〕）。

ともあれ、1 審の第 2 回公判では検察側の証人として目撃者の男性が出廷、「おじさんの左手が女子高生の左側面の、腰からお尻のあたりを触っていた。電車が揺れた時も、体から手が離れなかった。うつろな目をしていた」などと証言した旨伝えるネット記事も見られ、「・・・お尻のあたりを触っていた」という表現では、いかにも痴漢を思わせるが（しかし、「側面」とあることに注意）、正確には、「植草事件の真相」というサイトの「公判の記録」中にその速記録が全面的に収録・公開されており、冤罪かとみる立場からも、むしろその立場でこそ注目に値する。詳しくは以下のようなのだが、結論的には、「半眠り掴まり行為」に過ぎず、痴漢とは見られないのだ。

☐この検察側の最大の証人（以下、「彼」とも略記。）は正義感から証言しようとする名乗り出た人物だから、それなりに信用できそうである上に、痴漢かもと疑い注意して細かく被告人を観察しているが、その彼（検察側証人！）の目撃証言によれば、被告人は被害者のスカートの中に手を入れてはいない（検証 208。詳しくは、植草事件を「検証する会」がネット上に公開している彼の証言の速記録〔本稿で引用する他の証言・供述の速記録も——弁護側目撃証言の（注 1 記載の準）速記録を除き——同会ネット上公表のもの〕個所番号〔以下、同じ〕192 以下, 254~283, 324 以下, 614 以下等のほか, 1057~1084, 1340~1353 参照。科捜研鑑定でも下着の繊維の検出は認めていないようだ）。被害者やそれに依拠した検察の主張、また裁判所の認定が、注意して観察していた彼の証言に反するものだとすれば、無論その主張・認定は実際

上説得力を持ち得ない。

ところが、注目すべきことに、<http://www.nikkansports.com> 内の阿曾山大噴火コラム「裁判 Show に行こう」第 97 回「植草一秀は無実なのか」記事（2007 年 7 月 12 日）では、初公判のときの起訴状と冒頭陳述から事件の内容を簡単に「06 年 9 月 13 日。被告人は品川駅で京急本線に乗車（飲酒のため間違っ逆方向の列車に）。22 時 8 分から 22 時 10 分の間に女子高生に密着して、スカートの上からお尻を触り、さらにスカートをたくし上げ、パンティーの上からお尻をなでた。」としている（更に、2006・12・6 朝日夕刊「起訴状・冒頭陳述によると、スカートの中に手を入れ、尻を触った」、2007・10・16 朝日夕刊「スカートの中に手を入れるなどしたとして起訴された」、2009・6・27 同「1, 2 審判決によると・・・スカートの中に手を入れるなどした」）。これは、彼の証言とは全然違う!! 一体どうしたことか（もしかしたら、被害少女の悔しさに心打たれた捜査官が「不屈きな」被告人を何とか痴漢として処罰したいものと考え、文句ない痴漢事案らしく彼女に被害を誇張・歪曲させてしまったのではないか。もしそうだとしたら、下記のような「掴まり」だけでは痴漢視し難いことを自ら告白しているようなもの）。

回しかも、彼によると、被告人の両手は被害者の背後からその腰から尻にかけて高さ辺りでその両側面にスカートの上から接触していた（速記録 257～, 276～283, 349～, 1047～, 1075～。右手・右側面はほぼ推測によることにつき、370～, 393～。高橋 122, 127, 138, 140 も参照）だけで、その手を動かしたり撫でたりしてはいない（速記録 1060 前後, 1340～1345。ところが、高橋 203）。その上、両「側面」に接触していたというのだから、（不正確に表現されたりし〔速記録 101。高橋 49 で引用〕、流布もされていて、その影響は検証 18, 126, 207, 高橋 37, 49 等にも見られるが、実は）決して、「尻に触った」というのもない（その表現は、必然的に誤解を招くもので全く不適切）!! そうすると、そんな「痴漢」はない。痴漢事件には記録上数多く接してきたが、そんな「痴漢」に巡り会ったこともない。大体、このような行為は、むしろ性欲の充足に役立つものではないから、痴漢行為とみるのは明らかに不合理・不自然だ。むしろ、当時、被告人は（疲れていた上に）酔っ払っていたこと、かつ、そのような状態では倒れるのを防ぐのに吊革に掴まる必要があるのに、吊革に掴まっていなかったことからすれば、（疲れてもいたし、荷物もあった）被告人は酔余倒れまいと被害者の体に掴まった状態にあったに過ぎまい。しかも、そのような状態は、被害者から抗議されて止めるまでの精々 2 分間程度という短時間のものだから（速記録 365, 439～, 451）、益々不自然さは乏しい。

確かに背後から両脇を掴まれた被害者はショックを受け痴漢と感じただろうが、客観的には、泥酔（かつ疲労）状態で（傘や肩に掛かった重量のあるバッグもあって、吊革に掴まり続けているのもしんどくなり、吊革を離す代わりに）転ばないように無意識的に（精々半無意識的に）ごく一時的に（精々 2 分間程度）前の人の胴体に掴まる行為に過ぎず、本人は前のその人の性別等に頓着していなかった（無意識だった）、少なくとも痴漢の意識はなかった、と思われる（次の回も参照）。植草氏が、何があったというのか知りたくて、（これは、「芝居」とは到底考え得ないが）必死に何回も「女性と話をさせてくれ」と繰り返している（また、「絶対に関わり合いになりたくないと思った」と言う）のも、そのことを強く裏付けていよう（被告人質問速記録 1157, 1264～, 1298, 逮捕者 K 証言速記録 521, 575, 687・688, 746 参照）。

回もつとも、彼は、被告人がその際に酔っていたように感じなかったと証言している（速記録 1502）。この点、彼は逮捕等に関わっている訳ではないので、その意味で、「係争当事者的性格」（拙稿（二）25 参照）はなく、信用できそうな面がある。ただ、彼は正義感からではあるが、被告人の処罰を意図して名乗り出た人物であり、その意図にそぐわない（植草氏が）泥酔していたことは認めにくい面がある。しかも、後記のように、もっともな事情（実は掴まっていたからではあれ、触れた手が離れず、ふらふらもしていなかったこと）もあったと思われるし、植草氏が前にも（しらふで）手鏡事件を起こした人物だとの定説的認識・予断を共有しているとみられるので尚更だ。従って、「当日酔っているとは思いませんでした」との言には注意が必要だ。

しかも、彼は同時に、被告人の様子につき、「少しうつろな（うつろっぽい）目」、「視点は定まっていなような感じ」ないし「車両の前方を見ていました」、「覇気がないようなイメージ」あるいは「重心が右に傾

いていて変な恰好」と述べており（速記録 399, 899, 1152～, 1161, 1183, 1504）、それらは全体として弁護側目撃証言（注1参照。痴漢などではなく、ただの酔っ払い）を良く裏付けていると同時に、それら全体の原因としては、泥酔以外は考え難いし、当時、被告人が酔っ払っていたことは、弁護側目撃証言（注1参照）、被告人本人の供述（注3）、そして、逮捕者Kの供述（注4）から、極めて明白といえる。

㊦彼はいわく、注意してみているうちに、途中からは、電車が揺れたときや被害者が動いたときも被告人の手は被害者の胴体から離れなかったので、「たまたま」等の接触ではなく、痴漢だと思った（速記録 349～, 1132～, 1284～）。確かに、それは「偶然的接触」ではなかったものであり、その限りでは彼の判断は正しかったと認められる。しかし、そこから、すぐ「痴漢」と判断したのは、痴漢の多さと次に述べる事態の珍しさから考えて相当無理もない感もあるものの、結果的・客観的には早計だった。むしろ、被告人は、（一時的・中間的には）吊革に掴まっていない時（速記録 213, 385）、吊革に掴まる代わりに、倒れないよう無意識的に（前の人に密着して）両手で前の人左右の腰付近を挟むような形（本証人の推測を含めて、速記録 324～397, 1047～1084 参照）で被害者に掴まった（精々僅か2分程度にせよ 速記録 365）ものと考えざるを得ない（被告人質問速記録 1069～も参照。なお、植草 220）。酔っておらず、リュックを背負ってただけで手に何も持っていなかった彼ですら（バランスを崩さないよう）吊革に掴まっていたというのだ（速記録 165, 176～181, 906～909, 1497～1500）。疲れ、しかも酔っ払っていた被告人は、その時、吊革に掴まっていなかったというのだから（しかも、不安定度としんどさを一層強めるような傘や肩に掛けた重いバッグの荷物もあったらしいから）、倒れないためには何かに掴まるほかなく、具体的状況から、倒れないよう、簡単に（同時に、實際上他の選択肢も乏しく）、前に立っていた被害者に（両手で）掴まったに過ぎない。それ以上のことは何ら観察されていないし、その余裕があったとも考えられないのだ。倒れないよう被害者に掴まっていたのなら、確かに揺れる等しても離れまい。また、その時、被告人は「ふらふらはしていませんでした。」（速記録 1504）も、立派に理解可能だ。

㊦加えて、車内現場はそうは混んでおらず、彼の位置など周囲から痴漢行為が（もしやっとならば）見える状況だった（速記録 154～, 222～, 1085～参照）。そんな状況での——意識的な——痴漢は考え難い（高橋 50。「痴漢」は、概念上も、意識的なものに限られる）。

㊦いわゆる「痴漢行為」なるものが品川駅を出て間もなく始まり2分程度（速記録 254～, 264～269, 364～, 1126～1131）との点は、逮捕者K目撃証言（その速記録 221, 414・415, 581・582）と符合する。そして、その間の痴漢の實在に否定的なのが弁護側目撃証言（注1参照）であり、㊦から㊦の事実はこの弁護側目撃証言の正しさを裏付けている。同時に、被告人の實在・酩酊、同証言動機と証言態度の真摯性、被告人観察・逮捕騒ぎ目撃の基本的正確性、逮捕者K証言（注4参照）や被告人供述（注3参照）との照応性も、弁護側目撃証言の目撃の真正と基本的な確かさを担保している（なお、高橋 196, 218）。

【なお、裁判で被告人と弁護団は、痴漢があったという被害女性や検察の主張を「謀略説までは採り難いということから、飛躍して、結局】真に受け鵜呑みにしてしまったこともあり、被告人は別にいた痴漢の真犯人と間違えられたのだという「人違い説」を採ったが〔ネット上の《高橋清隆の文書館》所収の「植草一秀元教授に聞く 痴漢えん罪事件と権力の闇（4）」参照〕、同説は検察側目撃証言にも逮捕者K証言にも沿わないもので、少し無理があったから、裁判で同説は難なく斥けられ、そのため、それと一蓮托生で、被告人は有罪とされてしまった。被告人・弁護団は、むしろ、落ち着いて、検察側提出証拠も含めて、現れている証拠群は本当に痴漢の存在を示しているのかを凝視・分析・総合し、上述の「半眠り掴まり論」に依るべきだったのだ。もっとも、〔良い証言も引き出している〕被告人・弁護団側だけではなく、検察側にも〔後年の宣言ではあるが極めて重要な「検察の理念」——検察庁のホームページに掲載。なお、斎藤・東電の注3、斎藤・研修3に説明等。—— 3・4項参照〕、また裁判所〔少なくとも、その一部〕にも、甚だ残念な思い違い・不備があったように思われる。もとより、被告人が無思慮な暴飲による泥酔でだらしない状態に陥り〔普通人には、あるいは被告人にとっても、稀な事態〕、被害者等に大迷惑をかけた〔そもそも、非は被告人にあった〕ことは確かだが、だからといって、彼が痴漢を働いたことにして良い訳はないのも、また当然である（注5）。】

事件当時、慌てて植草氏を番組から降板させたり教授職等を解いたりしたところが目立ったほか、クロと断定し、あるいは（有名人・現状批判的として狙われやすかったか）揶揄する等の言説が支配的だったように記憶する（かくいう小生もその影響で漠然と「いかがわしい人物」のようなイメージをもってきたものの、たまたま、遅まきながら、「植草」を読んでみて、少し調べてみないと・・・という気になった）。主観的・意図的なものを含む捜査情報のリークと公正顔のマスコミ「事件」報道によるその拡散・社会的予断形成や、それと関連した、そうした社会状況が裁判に影響しなかったとは、到底言い切れまい。むしろ、大きく影響したと考える方が素直だ。

「植草」のかなりの部分は植草氏が本職とする経済・政治評論の類・関係で、（一旦は社会的発言力を抹殺されたに近い）「墮ちた偶像」にしては予想外に注目（一読）に値する実にリアリスティックな指摘が少なくない。現状批判的な「望ましい政治」提案として挙げられている、障害者・高齢者・ホームレス・母子家庭等の「弱者」へのいたわり、著しく推進されて来た「労働コスト削減：正規雇用削減、非正規雇用増大」等による格差【今や目立つ、たとえば、2020・2・4朝日「非正規社員、独り身のがん闘病 貯金や有休使い果たす」にも一例をみるような窮乏・老後不安等々に圧迫され、あるいはまた事実上結婚も困難な人々の激増！ その後襲った未曾有の新型コロナウイルス感染症〔COVID-19〕流行で職を失った人々の多くも非正規！ なお、2020・10・4朝日「官製ワーキングプア、広がる不安：ハローワーク・DV相談・生活保護申請対応の窓口公務員などの多くも実は不安定・低待遇の非正規！】参照】の是正、自然保護策の充実、自立的平和外交への見直し、教育機会均等・個性尊重・いじめ対策の推進、なども、人道的等で（大いに論じられてほしいような）正論と思われる。これらの事情は、どちらかという、植草氏の信頼性と冤罪を示唆するような感がある。なお、検証85の「一秀くんの同級生のブログ」も、彼にかけられた一連の嫌疑や有罪認定を怪しませるものがある。

なお、「植草」や「検証」は出版時期からする制約上とくに③については余り詳しくないが、②③の裁判（令名ある刑事裁判官も一部関与。ただし、有罪判断、控訴・上告の棄却には、弁護側の訴訟方針とされた「人違い説」の難点が大きく影響したと見られる。）概要に加え疑問等も種々伝える Wikipedia「植草一秀」、および、——ネット上の《植草一秀の『知られざる真実』》中の2010年11月13日付記事である——『ウィキペディア植草一秀』に含まれる重大虚偽情報も参照。なお、「高橋清隆の文書館」と題するブログが、主に上記③の1・2審判決（・上告審決定）についての詳しい紹介・批判などを幅広く展開しており、「植草一秀事件を検証する会」に結集した多くの諸氏によって著述・編集された「検証」や、副島氏を含む「高橋」（既に引用したように、③事件に焦点）と共に、強固な植草氏評価・信頼層の存在を示しているようだ。

ちなみに、痴漢事件については、無罪判決や逆転無罪判決も調べてみると随分数多いこと（拙稿（二）2、（三）202など参照）から窺われるように、女性・目撃者の見間違い等による冤罪もまた多い。警察官が痴漢行為を現認したと主張された事件についてさえも、無罪判決が続いている（拙稿（三）197参照）。また、警察官が現認したとされる「盗撮」や覗き・同未遂についても、信用されるのが普通にしても（なお、植草254、262。ただ、信用悪用の危険も潜む）、客観的証拠が欠ける場合には——まして、警察官の証言の信用性が疑問視される場合には！——特に慎重な扱いが望まれる。盗撮行為でも、映像が確保されていない（従って、冤罪も生まれやすい）場合、（迷惑千万な）早とちり、捜査官等の有罪バイアス、否認すると身柄拘束が長期化する「人質司法」、被拘束者の動揺・混乱・虚偽自白、捜査官の想像・意図が影響しやすい調書等の関係で、冤罪の深刻な危険がある（なお、一読に値する亀井85のほか、駅内上りエスカレーター上での、——「周囲からは相当奇妙に思われる行動を取ったことになる」「直ぐに発覚してしまうような危険な状況の下に、盗撮行為に及ぶ」等の不自然さ・無理っぽさが見出されるにも拘わらず——スカート下方に携帯電話を差し入れての盗撮ないし同未遂を疑われた〔ただ、上記②事件よりも或る意味では厄介な〕事案で丹念・示唆的な逆転無罪の東京高判平22・1・26〔門野博裁判長〕参照）。

資料的制約下ながら、無実の証明（それは普通は不可能だ。）までなくても、また再審無罪（それは、無実でも、何十年もかかっても、得られる保証などは全くない。）までなくても、植草氏のように本当に罪を犯しているのか、少なくとも甚だ疑わしい場合には、一般人と区別なく扱うことが必要と考える【なお、軽い罪まで含めると、

露見しないで済んでいるにしても、罪を犯したことがある一般人は決して少なくないと見込まれるし、「そのような不法な取調べは一切しておりません」などと虚言を弄し偽証罪〔3月以上10年以下の懲役で罰される重大犯罪!〕を犯した捜査官は——拙稿(二)の末尾付近で詳しく述べたように——昔から、少なくとも相当多かったと思われる。残念ながら、捜査官も聖人君子とは限らず、〔偏見・先入観があれば尚更だが〕真実のみ語るとは限らない。この点、たとえば、木谷・基本13・15、小嶋113。その他多くのケース・関連文献については、斎藤・東電96等参照】。

注1 弁護側目撃証言については、<http://www.nikkansports.com>内の阿曾山大噴火コラム「裁判Showに行こう」第97回「植草一秀は無実なのか」記事(2007年7月12日)から、その筆者の感想・コメントなどは、「ただ、証人の言うことがすべて本当なら、検察官の主張が1つ崩れるんです。それは、検察官は“品川駅から電車が発車して、1、2分で痴漢行為があった”と主張しているんだけど、品川駅から証人が起きていた青物横丁駅までは約3分。この間に痴漢行為はなかったはず。」の部分を除いて、割愛させて頂き、紹介の証言自体のみ、以下に引用する(なお、高橋195にも若干は証言が引用されている)。

弁護人 「電車に乗って、植草さんがいることに気づきましたか？」

証人 「なんか見た人だなあと思ってました」

弁護人 「その時、植草さんはメガネをかけていましたか？」

証人 「スーパーマンのクラーク・ケントがかけていたデザインのメガネで、怪しいなあ。植草さんの、映画では黒ぶちですが、透明の何色というのか、変わった感じだなと」

弁護人 「それは今、植草さんがかけているメガネですよ」

弁護人 「植草さんはどんな感じでした？」

証人 「疲れたサラリーマンがつり革持って頭下げてる感じ。私がイスに座るとき、植草さんの横を通ったんで“酒くさいなあ”と思いました。だらしのない感じでした」

弁護人 「植草さんは飲酒していたんですけど、どんな状態でした？」

証人 「京急線は揺れが激しいので、つり革につかまっていなかったら、ひっくり返ってたと思います」

弁護人 「植草さんが他の乗客に取り押さえられた状況を教えてもらえますか？」

証人 「最初から目を開けて見ていたわけじゃないんで。ちょっと青物横丁駅あたりからウトウトしまして…」

証人 「目を開けると大森海岸駅のあたりで、ゴツい人が植草さんをおさえて。もう1人…、その人が1番騒いでいたんですけど、ゴツい人が取り押さえたのを見て安心した感じで、野次馬のように来ました。最初、車内暴力かなと」

弁護人 「と、言うとは？」

証人 「(ウトウトする前に見た)植草さんは上体がユラユラして不安定だったので、後ろの人の足を踏んだとか、ぶつかったとかかなと思いました」

弁護人 「次の日、本件をニュースで知ったんですよ。どう思いました？」

証人 「え？ ウソだと」

弁護人 「こうして法廷で証言したのはなぜですか？」

証人 「(車内暴力と思ったのに)ハレンチ罪だったので。ホントはその時点で警察に何かしら言うべきだったんですけど、通りすがりの通行人をやっちゃいました。見て見ぬふりしてたのが、わだかまりがあって…。すみませんでした！」

検察官 「あなたは植草さんがやったんじゃない、冤罪だと言いたいわけなんですか？」

証人 「冤罪というのではなく、警察に1本電話を入れて話してれば、多少違う方に転がったかもしれないと。さっきも言いましたが、通りすがりの通行人をやっちゃいました。そこに責任を感じています。ただ、青物横丁駅から大森海岸駅まではウトウトしていましたので。その前までの植草さんは普通のただの酔っ払いのおじさんなのは確実です！」

裁判長 「寝ていたときには何が起きていたか分からないですよね」

証人 「そうですね」

裁判長 「そうするとね、痴漢の事件も寝ている間に起きたかもしれないと考えるのではないですか？」

証人 「…一瞬、思いましたけど…」

裁判長 「ですよ。それでも植草さんが痴漢をやっていないと証言しようと思ったのはなぜですか？」

証人 「捕まえた様子があまりにも変だったからです。普通なら言い合いになるはずなのに。植草さんが絡まれているに違いないと思ったんです」

この弁護側目撃証人の証言は、特に2つの点で重要と思われる。第1に、植草氏は当時、痴漢が可能な状態だったとは考えにくいこと、第2に、品川駅発車直後から「痴漢」をしたとの主張の信憑性を突き崩すことにより警察・検察の主張そのものの信用性を根本的に疑わせ、むしろ否定していることだ、具体的には、植草氏のやったことは、後出の検察側目撃証言と相俟って、泥酔行為（酔余、倒れまいとして前の人に掴まる行為）であって、「痴漢」行為ではないと窺われるのだ。なお、本証人は、青物横丁駅以降、大森海岸駅辺りでの逮捕騒ぎで目を覚ますまでウトウトしていたことを認めており、その関係かどうか、寝ている間に痴漢が行われても分からなかった筈だの見方も示されているが、起訴されているのは「品川駅発車直後からの痴漢行為」である。もっとも、本証人が見た時の被告人は、吊革に掴まっていたというのだから、「痴漢」と誤解された掴まり行為の前の時点の被告人に過ぎないことは認めざるを得ない。しかし、「京急線は揺れが激しいので、つり革につかまっていなかったら、ひっくり返ったと思います」とか「（ウトウトする前に見た）植草さんは上体がユラユラして不安定だった」とか証言しているのだから、その後、吊革に掴まっていない時の被告人が、ひっくり返らなかったばかりか、ふらふらもしておらず、また、背後から被害者の腰付近に（スカートの上から）触れていた手が離れなかったというのは、被告人が被害者に掴まっていたからだとして理解されるのである。

なお、1審判決は、「本証人の供述には信用性がないし、そもそも、本当に目撃したのか、更には、本当に本件電車に乗ったのかすら、相当疑わしい」旨判示している由だが、暴論に近い（本証人の証言動機や証言態度は極めて真摯だし、被告人の实在・酩酊、被告人観察・逮捕騒ぎ目撃の基本的正確性等もみれば、多少は不認識・不正確な部分はある得ても、デタラメなどである筈がない。）と同時に、本証人の供述が有罪認定の妨げになるものだったことを裏付けている。

注2 裁判例としては、拙稿（一）58や（五）予定で紹介の、近似の「酒酔い」「半分寝ている状態」事案で、女性の思い込みの可能性を認め、「痴漢を認めていた」旨等の2巡査の証言も斥けて、逆転無罪とした東京高判平24・7・5〔小川正持裁判長〕参照。なお、「電車内でうとうと（うつらうつら）していた被告人が警乗警察官らに《痴漢》を現認されたとして起訴された」事件につき無罪を詳説した拙稿（三）200紹介の名古屋簡判平19・10・31〔山本正名裁判官〕。

注3 弁護側目撃証言と良く符合する被告人質問における植草氏の——その速記録906～に詳しい——思慮不足行動を含む多くのことを記憶していない状態を招いた無茶に近いビール・紹興酒の大飲み・暴飲に関する具体的で詳細な供述参照。

注4 逮捕者Kは、女子高生の抗議等の声を聞いて、泣き崩れた彼女らのところに行ってから、抗議を受けて

いた男（被告人）を逮捕・連行するまで辺りの時点では「それほど酔っているという印象はありませんでした」あるいは「特に酒云々について考えることはありませんでした」としつつ（逮捕者K証言速記録 288, 696～700）、その後、「駅事務室まで連れて行ってずっと横にいましたので、酔った感じ。」に気づき、警察にもその旨説明し、警察の調書にも「犯人の男は酒に酔った感じでした」旨記載されており、「全体的な印象としては、しらふではないだろう。」と証言するに至っていること（同じく逮捕者K証言速記録 701～708）が、とりわけ決定的だ！・・・序でながら、不当だが（薄弱な疑いも被告人に不利益に帰し）痴漢と断定する立場でも、責任能力の有無・程度には（関連証拠が表面化しているのだから、たとえ争われていなくても）きちんと注意しなければならなかった筈で、その点抜きに有罪それも実刑としたのは甚だ問題だろう。

注5 被告人は痴漢を働いたとは認められないが、強いて細かなことを言えば、理屈上、（倒れまいと被害者の胴体に掴まった点で、いわゆる）暴行罪の成否等（ただし、いずれにしても、公訴時効完成）や、それに関連して責任能力があったか等も、一応は問題にならないでもない。

◆瀬戸内寂聴（19頁）『遠い声 管野須賀子』に関するアマゾン上での「森の読書人」のレビュー：

★★★★★

大逆事件の女主人公についての最高傑作

本書では、明治末期の特大「思想弾圧・暗黒裁判」事件である「大逆事件」（別名、「幸徳秋水等事件」）に巻き込まれ、あるいは一部は巻き込まれそうになった管野須賀子と周辺の人々の「人間的な触れ合い」、とくに須賀子のいわゆる「男性遍歴」、とりわけ、最後は大逆事件で刑死を共にすることとなった偉大な革命的指導者でもある幸徳秋水や、年下の愛人・伴侶であったりし後には社会主義者として戦後まで久しく生き延び著名になっている荒畑寒村との、各熱愛と葛藤また別れても断ち切れない思いが、ノンフィクション的に、しかし瀬戸内脚色的に、詳しく語られている。詳細は、諸賢の「読んでのお楽しみ」とさせて頂くほかないが、ポルノ的ではないものの、稀にはどぎつい部分もある（大逆事件の前哨戦ともいべき赤旗事件では、逮捕された荒畑寒村には酷い傷害・拷問が加えられ、管野須賀子ほかの女性にも拷問の生傷歴然だったという）。若干の蛇足的感想は後に述べさせて頂こう。なお、共に病身の幸徳秋水・管野須賀子らの小機関誌『自由思想』出版（・販売）等に対する徹底的禁圧（・兵糧攻め）、罰金責め（完納できなかった時は労役場留置）、また一切の交際の徹底監視・妨害、さらに意図的・杜撰な予審調書に基づく裁判の大部分のデタラメ振りの辺りも、克明に描かれている。

ところで、本書は実は二部構成となっており、第一部が、ほぼ上に紹介したような内容の「遠い声 管野須賀子」で、比較的短い第二部「いってまいります さようなら」は、やはり大逆事件で処刑された同志である古河力作（水上勉も取り上げている興味深い人物）の切実な自伝的内容になっている（たとえば、死刑囚監房にも度々弁当を差し入れてくれる貧しく年老いた両親やまだ幼い弟・妹に対する実に切ない思い、また、法廷では命が惜しくなり「本心ではなかった」等と述べたが、死刑判決を受けた後には「無政府共産党万歳」と叫んだこと。なお、退廷時、須賀子は「みなさん、さようなら、みなさん、さようなら」と絶叫し、他の被告人も「さようなら！」と応じたという）。

したがって、本書は大逆事件と密接に関連した著作であるので、この大逆事件というのは一体どんな事件なのか気になる向きも少なくなかろう。そこで、本書内のあちこちで断片的にふれられているところを総合し、なお、多少は（神崎清・塩田庄兵衛・松尾浩也・小田中聡樹・島田仁郎ほかに学びつつ）独断的に敷衍させて頂くと、この大逆事件の本質は、旧「天皇主権」下、究極のところ暴力と神話しか権力基盤のなかった明治天皇を中心とする勢力が、当時の一般人民の切実かつ正当な利益（なお、天賦人權・自由民権思想）に沿った、そして、それゆえに、当時、自由な論争を許せば社会的に早晩優勢となりそうだった革命思想（具体的には、一切の生産資材

等の少数者〔資本家・地主〕による独占的・寡占的な所有〔私有財産〕を許さず、万人の共同所有〔社会人民の公有〕という本来在るべき姿に移して、これを万人の安楽実現に用いるという共産思想)の唱道者・主張者らを、恒常的に出版・言論等の自由(含、交際の自由)を奪い、生存すらも圧迫して(刑法旧73条後段で死罪とされていた、天皇等に危害を「加ヘントシタ」という大逆に追い込み、又は多くいい加減な裁判で大逆ありと称して)、無慈悲に大量処刑等したものである。実に不当・残酷に抑圧された彼らが大逆を企てたとしても(死罪だった「大逆」の範囲は争われたが、捜査・裁判では極めて広い解釈が採られた)、今日からみれば確かに、幸徳秋水が一時言っていたように「正当」防衛だろう。「自由平等の新天新地を夢み、身を捧げて人類のために尽くさんとする志士」(徳富蘆花)として、随分と惜しまれる先覚的志士達を、(最も高い地位等にあったものの実のところ)つまらない者共が、自分らの保身のために謀殺等した不幸な事件だったのだ(関与した大審院の判・検事らには天皇下賜の葡萄酒・菓子料、判事・検事に骨折り賞与が出たといい、事件操作の実権を握った大物検事などは「多くの賞与を貰った」と書いている)。

【ただ、彼らの革命思想については、社会の大きな生産能力にも拘わらず残る巨大な貧困という今日にまで連なる永続的大課題性〔2019年に邦訳されたバルファキスの議論参照〕の一方、今日では直接的継承を不可能にする社会事情の根本的変化等〔国民主権への移行、所有権保障、中流階級増大、完全普通選挙など〕が存在することは勿論、当時既に「無政府・相互扶助」方針には〔なるほど、昔の各国の圧制のほか中・ロ・北朝鮮に今も残る独裁と2020年春以来のコロナ禍中至る所で見られた人々の献身・人助けという一種の相互扶助とを見比べると、その方針には今日意外と納得し得る大きなメリットが認められそうな上に、法律・強制・刑罰といったものへの安易な依存はクロボトキンが力説したように厳に慎むべきだし、政府は大きな税負担ももたらすにしても〕、やはり、国内外の調整等に関わる難問もあったことは、否定し難いかと思われる。

本書で著者の瀬戸内さんが幸徳秋水や管野須賀子らの奉じた革命思想自体については詳しくはふれていない感があるのも、あるいは、その種の複雑な問題があることとも無関係ではないのかも知れない。】

さて、蛇足ながら、本書に詳しい管野須賀子のいわゆる「男性遍歴」については、上記の荒畑寒村がその自伝中で、須賀子は「様々な男と」「放縦淫逸」な生活を云々と公表しているが(!)、それも相手の男(しかも、優越者)あつての事なのだから、女性に対してだけそのように批判するのは問題だ。しかも、大人同士で合意の上のことであり、第三者を害した訳でもない以上、批難すべき理由を欠く(もし不倫になる場合だとしても、事情は千差万別で、少し須賀子らを連想もさせる「**緋文字**」のように〔今日穏当であろう見方では〕事情と人情に照らし非難し得ない場合等もあるうえ、外部からは見えにくいし、不躰に覗いたり、求めもないのに立ち入ったりすべきことでもない)。単に性を利用したり楽しんだりするのを不当とするのなら、他人の自律への余計な(行き過ぎた、時に愚劣な)お世話というものだろう(秋水と共に主義・革命のために子も諦めたのだから、性も知らずに刑死なら可哀想過ぎ)。むしろ、人間には避け難い思い違いや絶望等もあったにしても、愛し合った須賀子と秋水を殺そうとピストルを手に襲ったという寒村の行為の方が(失敗に終わったとはいえ)、極度に身勝手・悪質なことは(寒村による私有財産視とかの須賀子の批判を裏付けているよう)、明白だ(むろん、この点では普通人以下)。それでも、須賀子は、寒村の心中を思って涙し、死刑判決を受けた後には、「最後の際までも寒村の健康を祈っていると伝えて下さい」という伝言を残している(寒村は辛過ぎて結局最後まで面会に行けなかった)。

なお、秋水も、嫉妬して云々といわれているほか(しかし、そういう須賀子も嫉妬しているし、ある程度の嫉妬は自衛本能からして止むを得まい)、自身は短軀で風采が上がらないクセに「美人至上主義」で1番目の妻も2番目の妻も(自分で確かめずに結婚したが、美人ではなかったからと!)離縁したりして(1番目の妻は、秋水の娘を産み育てたという説も)、女性との関係では落第視もされている。これは当然といえようが(ただ、感心な実母との関係もあって2番目の妻には配慮もし、身勝手にしても最後は頼みにもしている)、1番目の離縁もなかったら、あるいは須賀子との関係(等々)は生じなかったかも知れないのか。より根本的な問題としては、思慮不足の挿絵画家等々が狭く且つ皮相な「美人」観念に囚われこれを大量増幅しているのが、世に実に多くの不幸を生み出しているように思われる(警察で侮辱された須賀子が悔しさの余り何と整形手術を受け後悔しているのも同根だろう)。

【追記 : 注目される偉材達】その後、大逆事件に関連して数多くの本などを読み耽っている。やや変わったところでは、たとえば、

① 望月茂『小林芳郎翁伝』1940 …… 言説例・人物の紹介：91頁「検事は、人民の味方であり、人民の保護官であり、無辜の民をして其の冤を雪がしめようといふのが職務の第一である……。検事たるものは、彼等の罪を調査するのみでは足りるとしない、被告の為に親切な弁護士となって、心置きなく、云ふだけの事を云はせるやうに仕向けねばならぬ」《困難な時代にも拘わらず「検察の理念」の先蹤》。97頁「百人の有罪者を逸するよりも、一人の無罪者を罰することは、断獄者のつつしまねばならぬ処である」《以下、略記も用いる。精密司法（基本的な松尾浩也・刑訴法上巻15～、田宮裕・刑訴法12～、木谷明・刑事裁判のいのち30～、45～のほか、安廣・時代14, 16, 24, 179～、詳細な360～、なお松尾・同上下巻341～、356～、松尾・来し方の記356～、別に福井・刑訴法40～、など参照）の検察型いわば精密検察の元祖》。

109頁以下（大逆事件。東京の検事正だった小林の「不拡大」方針に沿ったものごとく、唯一問題の無い明科事件の部分のみを記す！）。114頁以下（東京を中心に大勢力。翁の晩年には門下の検事長3名・検事正17名）。119頁以下（大阪の検事長に転出）。136頁以下（「翁の検察的態度」即ち「百人の有罪者を逸するよりも、一人の無罪者を罰することは、国家の為最も悲しむべきことである」とし、「人権蹂躪を以って、検事の恥として居た」ことを再説）。

他方、以下は、詳し過ぎの嫌いはあるが、石川三四郎解放検事（後掲④参照）名探しの資料的な簡略メモ：東京の検事正をしていた小林芳郎は、神崎①278～、正式には神崎清『革命伝説 大逆事件』第一巻278頁以下、森長・大、正式には森長英三郎『禄亭 大石誠之助』、274・289によると、明治43年7月4日、紀州・和歌山に12日まで出張（移動捜査本部を編成）、同年8月21日、大阪に9月3日頃まで出張（移動捜査本部編成。詳しくは、森長・大289）。小林らは8月29日には神戸に（森長、正式には森長英三郎『内山愚堂』231、神崎③234）。9月5日には京都（詳しくは、森長・大284）、9月13日には名古屋に移動し同月19日まで滞在（神崎③235、神崎④43、森長233～）。その間（特に7月末）の動静は?? なお、7月20日に内山愚堂が東京地検で大逆事件に関し古賀検事（また、その前後に小山検事）の取調べを受けており（森長226～、神崎③233～）、7月末に熊本の捜査が小山検事を中心に進み、武富らが7月27日に熊本に出張し29日より連日連夜取調べ（神崎③231）、8月3日には熊本組の松尾卯一太ら4名が検挙されている（小林検事正らの不拡大見込み・方針に逆行する「この機会に不逞の無政府主義者を悉く検挙しよう」という強硬方針に基づく一連の検挙の概要を含めて、塩田ら、正式には塩田庄兵衛＝渡辺順三編『秘録 大逆事件』・上巻54）。

② 群馬の有力者・良家の息子ながら社会主義に染まり幸徳・管野と共に暮らしたりしていた（「幸徳事件の真相」について証言し、関東大震災の折の大杉栄・伊藤野枝らや川合義虎・平沢計七らの大虐殺は大逆事件の続きだと説く）築比地仲助の「平民社回想録——幸徳事件の生残りとして——」：鈴木裕子編『資料 平民社の女たち』1986 …… 252頁以下、特に260頁以下・266頁以下（明治43年8月1日〈又は、9月26日〉からの4～5日間の前橋での「大逆事件の総指揮官」太田黒英記〈「大」田黒「正」記との表記も散見〉・横浜検事正の助け船：「君は社会主義者か。」「そうです。」「それを実現しようとしているのか。」「そうです。」「実現した場合に日本の皇室はどうなるのか。」「……〈しばらく言葉に詰まる〉。」「これは先のことだから、分からないのだろう。」「〈全く助け船だ、と感じ〉は、そうです。」。築比地は、「あとで考えたことだが、どうもこのときに、既に政府も不拡大方針に転じたらしいのである。内外に起った批判の声が、政府をそうさせたのだと思う。」などと述べているが、政府あるいは司法当局というより、むしろ〈神崎③184～に詳しい明治43年6月3・4日の小林検事正談話等に、神崎①280～に見られるように拡大の逆流も既に浮上・有力化していたにも拘わらず、事実上同調した）太田黒の考えによるところが大だったものと思われる。「なかなか君は読書家ですね」と感嘆したらしいことも影響してか、危険な不敬文書が見つかったのに、不敬罪での検挙も見送っている〈なお、築比地は幸徳と同様にクロポトキンの諸著作にも親しんでいることにつき、石川自伝209頁、寒村『証言』221～引用築比地証言〉）。太田黒の東京滞在に論及は、森長230、神崎③234。

③ 小原直『小原直回顧録』1986 …… 40頁以下：前橋には小原も太田黒に同行したらしい（42頁）。な

お、小林芳郎検事正が直接被告人・（築比地・石川を含め）被疑者を取り調べたとは記していないこと（47 頁）も（後掲④での石川三四郎解放検事探しの上で）示唆的だろう（森長・大 273 も参照）。なお、大逆事件以外でも、118～（大森おはる殺し事件）、168～（朴烈事件）、194～（帝人事件）なども取り上げられており、注目される。ただ、最後の帝人事件の検事言分的な論述には違和感もあり、森長英三郎『新編 史談裁判』第4巻 112～（帝人事件）、119～（横浜贈収賄事件）も併せ参照。

【とりわけ東京の検事正として活躍した小林芳郎と、当時は横浜の検事正だった太田黒英記を高く評価するものとして、神崎③191～「司法官僚の弊風を痛烈に批判し、検察官の使命を具体的に教育した小林検事正の言動は、今日に通用するほどの卓見に満ちている。・・・小林検事正の代表した証拠主義・客観主義・・・『関係者は只前記7名のみ、他に一切連累者なき事件』と発表した小林検事正談話・・・不拡大声明」云々、④41～「大逆事件の角度から、最も注目に値するのは、太田黒検事の取調べ方であった。・・・返答に窮した築比地青年に、「先のことだから、分からないのだろう」と言って、助け船を出している。・・・太田黒検事の取調べには、無実の人間を罪に落とすまいとする人間的な配慮が感じられる」云々。小林を高く評価するものとして、小原・上掲 33～、39、44、44～。なお、小林や太田黒と対照的な酷い検事達の代表格は、別格の平沼騏一郎のほか、武富濟（たとえば、神崎③174～、201～、219～、222～、226～、231～〈付、平沼の罪深い作戦参謀・小山検事〉、なお④381～〈甘粕弁護〉、絲屋寿雄『増補改訂 大逆事件』まえがき、146～など参照）。】

④ 特に石川三四郎庇護の関係で、下記の3文献が注目される。石川三四郎は大逆事件で処刑された幸徳秋水や内山愚堂を含め多数の内外偉材達（田中正造翁等）と親密だった有名な（弾圧で2回も投獄され官憲・世間からは嚴重監視・札付き視される時代が多かった）社会主義者だが（詳細は後掲石川自伝、愚堂から石川〔やその連れ〕宛の多くの葉書などを資料として収める柏木隆法『大逆事件と内山愚堂』、森長 207～、絲屋・〔上掲〕事件 32、中村文雄『大逆事件と知識人』374～等）、この石川を庇護した人物は、花井卓蔵や徳富蘆花を含め、結構多いようである（石川は幸せな人だった側面も大きい）。だが、最大の庇護者は（養子で尾張徳川家十九代になった侯爵・貴族院議員）徳川義親である（貧困の悪名高き社会主義者石川を娘たちのフランス語教師として雇ってやったり、特に、関東大震災時の〈多数の朝鮮人のほか、社会主義者・無政府主義者の大杉栄・伊藤野枝など多くが犠牲となった〉大虐殺の危険から救い出し保護してやったり）。しかし、危うく大逆事件に連座しかねなかった石川を（後記のように）解放した検事も実質上庇護者に近い人物として重要で、それが誰だったかは謎に包まれているが、愚見によればあるいは太田黒英記だったかとも推測される。東京の検事正だった小林芳郎は紀州・大阪〈など〉に出張中か、でないとしても偉過ぎではないか、それなら、あるいは〈前橋で築比地を調べた後に解放した〉横浜の検事正・太田黒英記か、又は当時は格下過ぎかと思うが、第三者〈古賀行倫、小原直とか〉か？

（なお、さして重要なことではないが、石川は、太田黒と同様に中央大学法科の出身者で、後に関東大震災で死去するに至った忘れ難い恋人からは「高等官にでも弁護士にでもなられるように、試験を受けて下さい。そうしないと親達に話せないから。」と言われ快諾したが、受験に失敗したりした末、堺利彦・花井卓蔵の紹介で萬朝報社〈幸徳秋水もいた当時の革新的な有名新聞社〉に入り、その後の人生航路を決定づけた。）

※『石川三四郎著作集 8 自叙伝』1977 ・・・ 情味溢れる丹念な自伝。明治から第二次大戦後に及ぶ長期間の実に多数の関係者の生き様等も（全く活字のお蔭で、埋もれた遠い歴史の彼方からも生き返るごとく）彷彿としてよみがえる豊富な内容だが（フォン・パールという刑法学者の本を読んで、時代と国の隔絶も超越して「知り合えた」個人的体験を想起）、2度目の出獄後間もなくの（幸徳等の大逆事件に関連の）家宅捜索に伴う検事による取調べと解放については、218 頁以下（関連、特に 196 頁、243 頁以下。なお、193 頁以下、200 頁以下、211・267 頁、469 頁以下）。なお、その後も常に刑事達に監視されたため（花井卓蔵から代筆の仕事を与えられたりはしていたもの）生活に困窮した上に、西園寺内閣の時に獄中で書いたものの桂内閣下発禁となった『西洋社会運動史』のことで警察に引致されたが、それを聞いて駆け付け、「あなたはこうしてぐずぐずしていると幸徳のように縊られてしまいます。早くこの国から脱走しなさい。旅費は私が出します」と言って、石川に日本からの脱走（実際的には、政府が旅券を下付しないため、〈着る物等につき幾人もから配慮・厚意を得た上での）横浜出港の外国船への秘密裡乗り込み。）を決意させた中国の革命女性・鄭につき、279 頁、497 頁等。序でなが

ら、国境を越えることは「永遠の別れ」に繋がり易い一面も。

※※徳川義親『最後の殿様 徳川義親自伝』1973 …… 左右の志士などを庇護・支援する等、大正史・昭和史の関係でも実に注目すべきものがある（裏付け困難等の問題もあり得ようものの、少なくとも、この傑出した部分のある人物を全く無視するような一般の歴史書は十全なものとは考えられない）。

※※※中野雅夫『革命は藝術なり——徳川義親の生涯——』1977 …… 検事による釈放につき、簡単ながら83頁も参照。著者自身も相当有為な人材と思われる。

【再 追記 : 魔の予審調書】大逆事件については、既に多く予審調書の問題性が指摘されてきたが、この辺で自分もまとめてみる必要性が痛感された。とりあえず、簡略ながら、結論的には次のように思われる。

本件では、24名の被告人に死刑を言い渡した大審院の判決は、作成された数々の予審調書（警察官を含む証人のほか多く他の被告人の供述を録取等したものを含む）のうち被告人らに不利なもの、とりわけ、（結局、検事・予審判事の狙い通り、予審の最終段階までには作成された〔むしろ、彼等の狙い通りに作成されない限り予審は終わらないのが一般のよう〕）各中心的被告人らの（自分・関係者に十分に不利な）供述を記録し読み聞かせ後に間違いなしとして署名させたものを採用し、これらを（必死に無実等を主張する）被告人らの公判廷供述などよりも信用できるものとしている（無経験・事情不案内だった被告人らの相当多くにとっては全く予想外だったよう。なお、裁判官らの予断あるいは〔上の方からの〕既定方針を示すように証人を一人も許さなかった）。 …… そうした扱いを認めるなら、被告人らに対する大審院の有罪判決は（ほぼ）追認・正当視され、死刑判決の全部・多くか少なくとも主要なものも妥当とされよう（ただ、偏頗な異説ながら、武富・小山の両検事を含めた検事の取調べを擁護し、予審の取調べ・調書についても同様である〔それで、幸徳を主犯者とするのは正しかったと称する〕一方、ごく一部の者らに限って無罪とし〔平沼すら「陰謀に参与したかどうか判らぬ」と回顧した三人は無罪にしていない〕、また死刑判決は〔一九九二年現在考えると〕五、六名前後に限局されるべきだったとするのは〔なお、ずっと前に、弁護人だった今村力三郎や平出修が死刑にふさわしいのは四人程度としている〕、長年法務省・検察庁に勤務していた武安将光の『幸徳秋水等の大逆事件』iii, 33～, 63～, 82～・84・88, 101～, 116～等）。

そのような内容の予審調書は、結局は、概してほぼ完璧に揃えられているのだ（森長 30, 168・181・190～・213～・232～〔愚堂〕, 248, 250, 森長・大 278〔成石〕, 322～〔平出修〕, 神崎①8〔山泉進〕, 神崎②77, 84～〔大石, 森近, 幸徳〕等, 中村文雄『大逆事件と知識人』359～〔平出修〕参照。なお、武安・上掲 37, 51～, 92, 112, 113, 115, 119～等）。【ただ、糸屋・上掲『事件』240～に出ている奥宮に関しては、予審調書のほか特に事情・経過から明白に犯意を確認でき「大逆罪の幫助罪が成立」し有罪は正しかったとする武安・上掲 45～に対し、神崎②196, 240, 242, 244～等, 248, ④185～, 糸屋寿雄『自由民権の先駆者』161～, 173～, 塩田庄兵衛『幸徳秋水』145～などは無実説。】

しかし、冒頭に述べたような被告人に不利な予審調書を決定的とする扱いには、以下略説のように、余りに多くの欠陥があった（塩田ら『秘録・大逆事件』下巻 176～および特に 180～：幸徳秋水の「陳弁書」中「直接行動の意義」「一揆暴動と革命（特に末段）」および特に「聴取書及調書の杜撰」、糸屋・事件 176 と瀬戸内 346 と水上 264：古河が訴える予審判事のやり口＝油断させ理詰め不利益潤色、神崎②78～, 81～, ③128, 173, 197～, 209～, 222～〔成石聴取〕, 232, 247～, 304, 森長・大 250～, 254～, 256, 271～, 275, 276, 278～, 295～, 301, 森長 213～, 238, 248, 250, 大木源二『花井卓蔵全伝』上巻 144～：予審判事の人権感覚希薄・糾問姿勢・有罪証拠収集・無罪証拠原則不収集、非公開の〔人権には不利な〕予審、大逆事件当時の予審では、弁護士との面会すらないこと、公判判事の予審終結決定盲従〔被告人・弁護人からの新たな弁解や証人申請の不採用〕、など参照。なお、松尾浩也「大逆事件」我妻榮ら編『日本政治裁判史録』〈明治・後〉556～：予審の欠陥の方が著しく現れた〔判決の基礎を殆ど全面的に不公正な予審調書に求めた〕、大逆の存在は、宮下・管野・新村・古河・幸徳を別論とすれば必ずしも明確に肯定され得ない、「決死の士 50 人もあらば事を為すに足らん」な

ど、むしろ一場の座談に過ぎなかったものを強いて大逆の所為と認めた感が強い、「皇室に対する罪」の解釈は弛緩の極みに達した、等と極めて批判的〔ただ、判決の内容は結果的に政府の意向と一致したが、「自主的に決定され」と認める点は、少し甘いよう〕。

- ① 予審判事（あるいは、先行して聴取書を作成した検事〔以下同様〕）による誘導・言い負かし・油断させての理詰め不利益潤色・取捨選択・挿入・「修正」あるいは（「直接行動」→「暴力革命」といった）重大な歪曲。
- ② 訂正の求めの（有罪に持っていきたい予審判事の思惑に反する場合における、「〔例、「決死の士」でも〕同じことだ〔直す必要がない〕」等の言辞を弄しての実質上の）拒絶。
- ③ 早口過ぎる「読み聞かせ」とその進行に（うつつ責め〔後出〕・疲労等にもより）付いていけず、調書記載の諸問題に気付かなかつたり、咄嗟のことゆえ、いちいち訂正を申し立てることができなかつたりする事態が多発・頻発。幸徳秋水ですら、「数カ所十数カ所の誤りがあっても、指摘して訂正し得るのは一カ所位に過ぎない」（！）と嘆いている（村井敏邦・法セ 545 号 97〔坂本清馬の「変造された予審調書」、絲屋・事件 176 と瀬戸内 346 と水上 264：古河が訴える予審判事のやり口＝油断させ理詰め不利益潤色の例〕も参照）。予審判事による一方的な調書記載が被告人に有利に誤っていることは考えにくく、大抵は正反対であろうから、この多数・大多数の不訂正は余りに深刻である。
- ④ 以上の背景事情として、特に死刑の可能性もちらつくような事件にあっては、生殺与奪の実権を握るような相手に圧倒され劣位に置かれた被告人側には、恐怖心・気後れ・遠慮・焦り・躊躇・動揺・混乱・思い違いなどの精神的弱み等が避け難いし、連日連夜の取調べで肉体的にも精神的にも疲労困憊する上、睡眠不足に基づく半無意識状態で取り調べる「うつつ責め」にも苛まれる窮状（予審判事の特別の許可でもない限り、接見・通信・差入れも一切許されず〔機嫌を損ねたくない気にもなろう〕、完全に孤立させられ、弁護人の面会・サポートも認められていなかった。）を見逃せない。更に、仕事熱心で執拗な予審判事は普通だろうし、被告人間で競わせ、「矛盾」を衝き、離反・対立を煽る判事とかもいようし（検事は尚更か）、苦しい取調べから一刻も早く逃れたい気持や、死刑を免れたい思いから譲歩・迎合する被告人も多いようだ（主義は捨てたとか、その証をお見せすとかの言動も）。他方、予審判事としては、聴取書（これにつき、幸徳秋水の「陳弁書」が、殆ど読み聞かせなく、大抵、検事がこうであろうと言った言葉を、幸徳の申立てとして記しており、多数の被告人についても皆同様であったろう〔また、被告人を陥れるための奸策と思われるものも見られた〕と暴露。）に示された検事の意向に応えなければならないとの使命・圧力も感じざるを得まい。その検事には、偽計・甘言（今のうちに謝れば、あるいは、ただ事実さえ言えば直ぐに帰らしてやる、とかの口吻）による揺さぶりはもとより、獐猛で被告人を震え上がらせるような（たとえば、「偽証罪に落とすぞ」等の）恫喝も辞さないような乱暴者もいた。なお、時には（警察による取調べも含め）、立たされ続け、殆ど無意識状態での読み聞け、肉体的苦痛の脅しまで指摘される。【明治末期の主義者等に対する大逆（死刑）事件ではなく大正中頃の社会的高位者に対する（刑の軽い）贈賄被告事件を扱ったものだが、花井卓蔵——『訟庭論草』の一部を成す——『木内前京都府知事事件を論ず』は、検事（による聴取書）と予審判事（による予審調書）との密着（延長）の関係のほか、検事取調べの過酷さを極めて具体的・詳細に描いており、大変参考になる（この別名「京都豚箱事件」については、森長英三郎『続史談裁判』 89～も大変有益である。小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』も多く論及）。勿論、大逆事件では格段に酷かったと推測されよう（その一端を活写、塩田ら・上 48～）。ちなみに、遙かのち民主体制下のロッキード事件（また、その後の郵便不正事件や福島県知事事件）ですら特捜部取調べの中に酷い感のものが伝えられている（特に木村喜助『田中角栄消された真実』 186～、211～参照）。なお、特捜事件ではないが、大きな問題になっている「揺さぶられ症候群」に関する近時の裁判・捜査報道の一端として、2021・9・29 朝日等。】
- ⑤ 予審調書（特に、不利益な予審調書、予審調書中の不利益部分）の裁判における決定的な重みを知らされていないために、「予審は大体の下調べで予審調書の誤りは公判供述で訂正すれば足る」と誤解する被告人が一般であったことも極めて大きい（酷くアンフェア。なお、他にも、気になるアンフェアな事として、A 判決の〔山縣・天皇らへの〕事前漏洩〔神崎④65～、外務省・内務省の事前対外説明活動内容につき「政府の事

前有罪予断」等の啄木指摘と共に塩田ら・上 47 等], B 他方, 非公開審理により, かつ早々と処刑された被告人らの殆ど〔幸徳ら 11 人〕は判決書を読み社会的に反論する〔反論を, 当時公表は許されなかったが, 非公開にせよ世の残す〕機会すら〔裁判長の保証にも反して〕与えられなかったこと〔神崎④179～, 201, 柏木 180, 絲屋『大石誠之助』175, 絲屋・事件 169, 水上 259 参照], C 予審判事団には実権を握る忍者的大部隊が存在したらしく〔神崎③275～〕, しかも付公判を決定した〔全被告を死刑に処するのに弁護人申請証人は全て却下したことに如実に示されているが(塩田ら・上 55 紹介の今村力三郎弁護人の指摘参照)予断・方針持ちの〕彼等が公判審理と判決もまた自ら担当していること〔この点は, 有罪と大量極刑を確実にするため敢えて仕組まれたものと思われるが, 神崎③273～279, 塩田ら・上掲下巻 136・152, 森長 239, 森長・大 300～. なお, 横田秀雄新大審院長による是正につき, 森長・史談裁判第 4 集 94)〕。

※ 以上を総合すると, 本件の予審調書とそれに基づく裁判は甚だ杜撰・恣意的・アンフェア, 恥知らずで野蛮なものであって, 是認・正当視することは到底不可能だ(なお, 実体的にも, 唯一, 大逆の事実が実在したと認められるのは明科〔あかしな〕事件に限られ〔神崎・塩田・森長・絲屋らに詳しい。定説とみられ, 平出修集(第 1 巻) 338・342～(大逆事件意見書)も既に定説と結論同様なことにつき, 平出修集(第 3 巻) 181(神崎講演原稿)参照。不当な再審請求棄却との関係もあり, 荒畑寒村『大逆事件への証言』174, 175, 201, 232 の主に編者森長英三郎解説なども参照), かつ, これに関与した者らについても, 少なくとも幸徳らの行為は〔憲法秩序が一変した〕今日から見れば正当防衛で適法と解されよう〔なお, 幸徳「陳弁書」中, 博識で見事に誤解・歪曲を正した「無政府主義と暗殺」の項で, 「殆ど正当防衛ともいうべき」場合にふれた, 塩田ら・上掲下巻 172 参照〕。少なくとも再評価はあり得べき宮下につき, 神崎②51)。

【第三 追記 : 刑法旧 73 条後段の趣旨】大逆事件では, 天皇等に危害を「加ヘントシタル」の趣旨如何も重要な問題となっている(さしあたり, 骨子, 以下のように愚考)。

刑法旧 73 条は, 「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」と規定していたところ(これも「各本条」に属する), 「危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル」とあるので, 後段は, 死刑による処罰を, 前段の「危害ヲ加ヘ・・・タル」に至らない場合にも認める(特別)規定と考えざるを得ず, その文言も考慮すると, (危害を加えようとした)未遂はこれに該当すると思われる。そして, 未遂に限るなら, (前身規定たる旧刑法 116 条後段についての)村田保ら説となる【同説その他, 本件で(花井卓蔵・今村力三郎と共に)幸徳ら弁護人の一人だった磯部四郎のいわば無限定説や予備・陰謀も極刑とすべしとの論(ボアソナードの酷評にも拘わらず, 参事院議長として山縣有朋も与したかの様子(なお, 市川啓「大逆罪における『加ヘントシタ』と謀議論」立命館法学 2019 年 3 号 111～))につき, 詳しくは, 新井勉「明治後期における大逆罪・内乱罪の交錯」日本法学 79 卷 3 号 10・12・18 等参照。なお, 村田保が(花井卓蔵と同様に)死刑廃止, せめて(内乱罪のような)国事犯における死刑廃止を志向していたことにつき, 同 33 等参照。そうすると, 未遂に限るとの彼の解釈も謙抑的姿勢と無関係ではなかったように窺われよう。ちなみに, 同人につき Wikipedia に詳しい紹介がある】。念のため再言すれば, 仮に, 未遂も該当しないと解すると, 後段は何のための規定か説明し難くなる。

他方, 天皇らの神聖不可侵やそれを旨とする「国体」を(極端なほど)強調すれば, 後段には, 未遂だけにとどまらず, 予備も, 更には陰謀も含まれる, との解釈も出て来る(岡田朝太郎・牧野英一〔東大〕, 泉二新熊〔検事総長・大審院長・枢密顧問官など歴任〕ら)【彼らの刑法体系書により通説。学説の詳細については, 市川・上掲立命館法学 2019 年 3 号 95, 122～, 139 のほか, 中西又三「一刑死卒業生——成石平四郎の軌跡(三)」中央評論 311 号 119～〔なお, 岡田は, 「陰謀」につき, 「単純な決心」ではなく「一種の予備」だと称して, 旧 116 条の「危害を加えんとした」ものに相当し, 死罪だとする〕参照。なお, 泉二『日本刑法論各論 39 版』18 は陰謀も含むと明記】。・・・この解釈を濫用して大逆事件を構成した超大物検事の平沼騏

一郎は品性の問題も歴史に残す〔後に首相にもなったが、戦犯としての末路は天罰か〕。・・・戦後の著作で、上記解釈は「弛緩の極み」と批判的、松尾浩也)。

【更に、**厳罰主義からは、実行意思のない幫助的なものも予備・陰謀に含まれる正犯ともされる** (神崎③ 309・310 [「訂正」??] 関連、森長・大 317 [～「訂正」??×] (共に松室)、中村文雄 367～ (ここでは平沼。上司に従ったのか：神崎③155～, 191～, 203, 213)。泉二 22 は、そういう論者もあるとしつつ、反対のよう〔他方、泉二 18 は、危害を加えんとしたる行為には、予備行為は勿論、陰謀ならびに、他人をして自己と共に危害行為を実行せしめんと欲しこれを勧誘したるに止まれる場合も包含する、と広範ルーズな解釈〕。武安 22～は「明治時代の学説に異論はなく」と称している。) 一方、**罪刑の均衡を重視するなら、とくに予備・陰謀については(危険性の大きい・切迫したものに限るとする)限定解釈も必要となり得る** (むしろ、通説と〔一応〕両立し得る本限定解釈論の方が、被告人らを救うのに、実際的ではないかとの考えもあり得た〔もっとも、通説側に罪刑均衡を顧慮して限定する気が一体・どれほどあったかは疑わしいし、体制・権力側では、尚更で〈平沼論告：中西・上掲 117 上段末尾, 114 冒頭《←平出修集 続=第 2 巻 486 (なお、同書中、最重要は 489 の後掲する花井の 73 条解釈論。大石の第 1 回調書に関連して、クロポトキンの考えを採った形跡 492。しかし、同志とみられるのを警戒してか 603・604, 酷評 432+第 1 巻 352。)の「大逆事件特別法廷覚書」〕。なお、神崎③307 参照)、むしろ大量処刑は既定路線だったようだ))。】

しかし、「危害」は殺害等に限られず暴行すらも含み得ること、刑として死刑のみが定められていること、そして罪刑の均衡、更に刑罰法規の明確性の要求を考慮すれば、「**加ヘントシタ(ル)**」には、**未遂や予備は含まれるとしても、陰謀までは含まれない**【専制的天皇制国家の立法者は大逆に対してはむしろ苛烈な厳罰と不忠者の予想も超える広範な不意打ちの処罰の両方を是としたものともみられ (なお、吉井蒼生夫「旧刑法の制定と『皇室ニ対スル罪』」神奈川法学 13 巻 3 号 83～特に 125)、憲法秩序が根本的に変わっている現在では刑罰法規の適正が罪刑法定主義の重要な内容 (憲法 31 条の要求) となっている状況 (団藤重光・平野龍一の各総論教科書、また只木誠・井田良・西田典之〔橋爪隆補訂〕や小生の総論などにも詳しい。)とは対照的で、この時代の変転・隔絶を無視することはできないが、旧時代ではあっても、罪刑法定主義は一応大日本帝国憲法 23 条で保障されていたのであって、政策的恣意も無制限ではなく、或る程度は人権保障上の限界が認められなければならないと解される。なお、大逆事件直前の明治 40 年に制定の現行刑法典上、殺人罪・強盗罪・他人現住等ないし他人所有の建造物等放火罪についても、未遂や予備は可罰的だが、陰謀までは処罰されない。犯罪の発展段階からすると、陰謀は存在しても原発段階に属し、そこから、しばしば、→予備→未遂→既遂という具合に一層深刻なものに発展していくことになる。内乱罪・外患罪については予備のほか陰謀も処罰されるが、その刑は一年以上十年以下の禁錮・懲役と軽い。】(従って、**大逆罪の陰謀は、その処罰規定がないことになるから、当然、上記旧憲法 23 条からしても、罪にならない**)、との解釈論も十分に成り立ち得るし (しかも、この解釈に依れば、大逆事件の被告人の大部分ないし少なくとも多くを救い得る。・・・しかし、**■■爆弾製造方法を聞き出したり伝えたりした〔また、爆弾の効力を実験した〕幸徳の行為は、罪刑均衡も考慮し限定解釈【次段末尾参照】しないと、当然のように「予備」に入りかねない!**神崎③160, 309 参照。・・・なお、今日では、刑の軽い「殺人」予備に関してさえ限定的：拙著・各 18, 山中・各 18～, 井田・各 28～も参照!), **むしろより理性的である** (当時の裁判所等が通説を排して本説を採るとは実際にはやや考え難かったにしても)。

実際にも、相弁護人花井卓蔵の弁論 (そのうちでも、「七十三条の解釈論」) についての平出修 (ひらいでしゅう) の (後注掲記の) メモ◆は、花井がこの解釈を採ったことを窺わせ (「第一」は、未遂以下を全部即ち予備のほか陰謀も含むという通説に対する否定的な問題提起とみられ、とくに罪刑の均衡が説かれたものと推測されよう。そして、結局、「第二」の未遂と「第三」の予備のみが後段に含まれる、という趣旨だったと思われる)、しかも、含まれる「予備行為」としては、「**直接に実行行為に入るべき**」もの、即ち、未遂に接着したものが想定されていたとみられよう (最後の部分も、理論として卓見であろう)。

◆ 定本 平出修集（続＝第2巻）489（「大逆事件特別法廷覚書」中の「第五 弁護士の弁論」「〔一〕花井氏弁論」。なお、中西又三「一刑死卒業生（三）冤罪を問う意味」中央評論311号122は、これを、「特に注目し値する」「平出公判メモ」として、その興味深い理解と共に引用）：「私関係にて解決する事自体は危険ならず、只まれに伴ふある危険が予想せらるる、その危険を少くするが主義者の運動である。

七十三條の解釈論

- 第一 未遂以下全部を含むか
- 第二 直接に犯罪を完成せんとする行為
- 第三 直接に実行行為に入るべき予備行為

花井卓蔵の『刑法俗論』（大逆事件の直後の大正元年刊行。前書きは判決・処刑の翌年の明治45年）344～345の「我改正刑法が、行為の未遂又は予備を独立の罪として、殆ど既遂と同じく、重き刑を科して居る或種の犯罪はある。例えば皇室犯（第七十三條後段第七十五條）国事犯（第七十七條第七十八條その他）の如き是である」というのも、同旨のように思われる（そこには、「皇室犯」のうち75條の皇族犯〔皇族に危害を加えんとした場合の刑は無期懲役にとどめられている。〕や、陰謀も可罰的な「国事犯」も挙げられている関係上、少し不明瞭の嫌いもあるにしても、下線を付した部分に着眼すれば、やはり、刑法旧73條後段が予定しているのは未遂と予備のみという趣旨と解される）。

【第四 関連考察 : 石原論】

【略称、「石原論】 功罪ある一日本軍人 石原莞爾（いしわらかんじ）傑出した開明性など 【大増補版】

項目〔要旨〕目次：【石原の改革志向：下掲→】 満州権益は日本の権益 →先ず日本が治外法権を撤廃し、満鉄は合弁に、付属地や旅順・大連は満州に返還→〔：次の項目〕 日本人官吏・・満州での優越→是正。→土地の権力的国策買収→廃止。→日本優先帝国主義・植民地主義→協和・東亞連盟思想 →善戦と挫折（含、建国大学など） →弱者に優しい→日蓮聖人信仰（含、最終戦争論） →石原に影響を与えた人達→天皇に対する態度 →満州事変の謀略 →華北分離工作に反対→佐藤外相での不戦可能性→日中戦争不拡大志向→太平洋戦争に消極→立命館大学→繆斌工作 →平和主義→領地喪失と東亞連盟→西山農場「村づくり」

【石原の改革志向：下掲→】

満州権益・・本流は日本帝国自身の権益として堅持 →欧米各国に手本となるべく、先ず日本が治外法権を撤廃し（なお、米英による中国に対する不平等条約・治外法権の放棄は遙か後の昭和17年＝1942年）、満鉄は合弁にし、付属地や旅順・大連は真の独立国満州に返還（なお、昭和20年以降、ソ中合弁等）

石原の思考遍歴の大筋：当初の（朝鮮駐屯中日韓併合後の朝鮮民族の感情の厳しさを感じつつあった明治44年に石原が万歳を絶叫した）中国の（孫文による）革命・新生への慶び・期待が情勢で萎んでしまい、昭和4年辺りから帝国主義的発想・独善的色彩も強いかの（しかし、山口重次によると、聖人政治を意図したもので帝国主義的占領論とは全く異質の）満蒙領有論となったが、これには陸軍中央の反対が強かった上に、その後、中国人の政治的才能や献身的努力等を知って彼らを大いに見直し、山口によれば、昭和6年夏頃には「排日運動の起こる責任の一半は日本側の権益主義・優越感にあり、対等な民族協和への転換が課題だ」旨の意識を抱懐しており、終に昭和6年末、満蒙領有論を放擲して新国家独立（独立国満州）論に転換

なお、その間、昭和6年9月18日夜に、（革命後で当面は他国への干渉の余力の乏しいロシアや共産

軍討伐に忙しい蒋介石の各限られた余裕への計算、そして満州を支配していた軍閥官僚張学良——中国民衆の自由な発展を妨げてきた諸軍閥の代表的存在という側面と、將の国民政府と連携する中国ナショナリズム・排日政策の推進者という側面とを併せ持つ若きリーダーで、関東軍参謀河本大作らの陰謀により爆殺された張作霖の息子——に対する入念な対策とくに圧倒的な兵力を持っていた張学良軍の隙・留守を作出し、特大榴弾砲も設置・調整する等の) 周到な配慮・準備の上で満州事変を勃発させ(相棒は高級参謀〔河本大作の後任〕板垣征四郎〔なお、昭和6年7月新任の上司である本庄繁関東軍司令官は、その日記によると、9月1日に、午前10時より石原参謀より作戦につき聴き、午後8時より作戦参謀主任の石原中佐の来訪を求め、満蒙解決に関し意見を聴いている。9月17日午後には出動演習を実施。真相把握か。関東軍参謀達と自己に詳しいと共に、石原・板垣・本庄が満州事変の三大立役者とし、関東軍司令部の破滅的交代で入った小磯国昭の書類隠しと辻政信の単独書類読みでの感激等も紹介するのは、山口・原点〕。ほかに、橋本欣五郎・大川周明なども関与)、満州と呼ばれた中国東北部の東三省すなわち遼寧省・吉林省・黒竜江省を昭和7年1月迄に占領(同年3月、「満州国」建国宣言〔詳細、鈴木150。その他、例えば帝国化、総理・交替については同21・190〕。なお、山室〔・山口・三品〕が詳説しているが、この前後における石原らの重要な協働者として、石原により「満州建国の最高の功労者」と称賛された中国側要人の于冲漢〔知日派。日本読みでは「うちゅうかん」〕らのほか、民族偏見否定・人類相愛主張・民族(とくに漢人・朝鮮人・日本人)協和思想の山口重次(山口・原点に詳しい。石原との信頼関係の相互構築については、その86。)や〔松本健一が詳しく紹介の〕小沢開作らの満州青年連盟〔後には満州国協和会〕を初め、「満州の長谷川如是閑」と称された日本人の現地派ジャーナリスト・中国学者である橘樸〔たちばなしらき〕や、大雄峯会の先進的同志たる伊東六十次郎と、大川の影響を受け中山優に評価された同会の〔ただ、石原とは対立深化の〕笠木良明がいた)。

関連して、石原・板垣と考えを多く共通にしたり問題点によっては相違【例、石原の満州独立国家論に対し満州領有論。華北分離工作に石原は反対するが、永田は前向き。なお、石原に比べ、永田は既得権益もやや重視。アイディア面では、石原の「戦争で戦争を養う」論に対し「総動員体制」論】したりしつつ、石原等の関東軍の支援もした一夕会系中央幕僚達とくに永田鉄山を格別重視する向きもあり【川田稔。なお、永田暗殺後、その構想を受け継いだ武藤章が華北分離策を推進し上司石原と抗争したとする。更に、対米戦略を巡り対米戦を回避しようとした武藤と石原からの影響が残っていて対米戦に積極の田中新一とが激しく対立したとするが〔一種未定稿ながら、全史1の末尾〕、石原が世界最終戦論からストレートに対米戦に積極だったとするかのようなのは甚だ疑問。後出「太平洋戦争に慎重」「繆斌工作」も参照】、その点自体は尤もかと思われる。

前史の一端は、後掲「石原に大きな影響を与えた人達」の末段参照。

日本人官吏・満州国官庁内でのその数的・実権的・月給的な優越→是正(給与差については「外地手当」論、鈴木20。が、山口・重点6・8によると、日本併合下の朝鮮でも朝鮮人官吏の給与は日本人官吏の半分で、朝鮮の悪習・実情に合わなかったほか、基本的には朝鮮の政治は文化民族の朝鮮人に委せるべきだったという。大正8年3月1日の朝鮮における「(朝鮮独立)万歳事件」ないし「三・一事件」(日本政治裁判史録・大正191)で鎮圧に当たった朝鮮軍司令官の宇都宮太郎(後の平和主義議員・宇都宮徳馬の父)は、後に発見されたその日記中で、朝鮮人の独立運動の要因を日本が「無理に強行したる併合」に求め、併合後の「朝鮮人に対する差別」に起因すると記し、なお、独立運動の英雄達を密かに支援していたこと示している由(加藤273)。石原を急進的とし、やや距離を置くかのようなのは、また、後出の「東亜連盟論」や建国大学においても協力的ながらやや保守的らしく、満州既得権益維持にも傾くのは、中山選集)。

土地買収・満州人の既耕地を日本人入植者のために権力的に国策買収→廃止(これを知ってのことか、佐高112)。小林金三は、石原に同調する建国大学教員の苦闘も描く。なお、日本人入植者のための権力的な土地買収は、朝鮮でも行われたとか(前川恵司)。そのようにして、満州人・支那人や朝鮮人(等)に反道義的・抑圧的な仕打ちをし(それは、実は、バス内で日本人が座席を強引に奪う等々、〔後記建国大学内は別として〕広く日常生活にまで及んでいたらしい。なお、鈴木238、山口・重点6、武藤章48～、207も参照。

国内でもの心ない朝鮮人蔑視につき在日被爆者〔李鍾根さん〕は語った：2022・11・14朝日夕刊）、反日感情を植え付け、敵を作っていけば、東亜諸民族の団結は当然不可能となり、「不敗国防」も見込み難いことを理解できなかった粗暴神経・傲慢・愚劣な多数派日本人こそガンだったのだ（石原の正しさは、この面からも大いに理解できよう。日本の敗戦後、日系市民〔・婦女子〕が満州人等の暴徒に襲われ命まで落とすことも頻発したことは、『満州と日本人』に長く連載の古川元論文にも詳しい、たとえば、創刊号 67、2号 72、83、3号 118、4号 130、7号 207）。

日本優先帝国主義・植民地主義・本流 → 協和・東亜連盟思想：満州人・支那人（漢人）・朝鮮人・蒙古人と平等・対等・裸一貫競争の日本人、日満中などとの平等互惠論（日本人優越感・墮落の否定）、そして、東亜諸民族との真の大同団結による対ソ・対米英での不敗国防。——石原は、早くから異材と見込まれ、関東軍作戦主任参謀・参謀本部戦争指導課長・陸軍中将などトップに或る程度近い様々なポストで活躍したのだが、凡才・俗物の多い軍人の中あってこのような開明性・先進性を持ち得たのは驚異的と思われ、「日本軍人の華」の類というも過言ではなかろう。日本が戦前取った対外政策とくに自滅的膨張政策の明白な失敗を前提事実とし、石原ら関東軍主導による満州国作りをいわば根本悪（冒険主義の元凶）とする緒方貞子も、上記内容の協和・東亜連盟思想に関する限りは、石原・板垣らの理想主義的志向には肯定的評価を与えている（緒方 231・246・247・「結論」中の 336・341・特に 343 参照。これに対し、佐高が、石橋湛山を評価するのは大いに参考となるものの、緒方とは異なり、石原思想を「単純さ」〔佐高 179〕「東条とそれほどの差はあったのか」〔佐高 246〕「石原の描いた悪夢に踊らされて悲劇に遭った」人々〔佐高 248〕等々と一面的に「あえて厳しい評価を書き連ね」るのは、どうか）。なお、幸徳ら大逆事件の後の三つの大逆事件（大正 12 年〔朴烈・金子文子事件、難波大助の虎ノ門事件〕、昭和 7 年〔李奉昌の桜田門事件〕）は全て朝鮮人に対する差別や差別感情に対する反発・反抗心に色濃く彩られたものだったという深刻な事実からも窺えるように、朝鮮人との日本人の平等（あるいは、日本人も朝鮮人等と同等）というのも、今日と違い決して当然・簡単な事柄ではなかった事実も、特に注意に値しよう（後掲「華北分離工作・・・」の項も参照）。石原が、朝鮮人を聡明な道義の民族とし、諸民族を敬愛し、日華事変不拡大に全力を挙げ、太平洋戦争に没頭する流れの是正に努め、戦後日本の進路を示すなどしたことにつき、森田。また、石原が満人などの異民族にも愛情を持ち、彼等からも非常に期待され、憧れ、慕われていたことにつき、和田勁（以上と対照的に、佐高 190）。なお、石原は、国外にのみ目を向けていた訳ではなく、国外での成功を梃子として、いずれ、天皇奉戴下、農民等貧民救済・反資本家政党的（大川周明・橋本欣五郎と同様志向の）「国内の維新改革」も実現したいと考えていたようである（「国内の昭和維新改革の先駆としての満州事変の性格」、「国内の改造を先とするよりも満蒙問題の解決を先とするを有利とす」。なお、緒方 177・248・275・341）。

善戦と挫折（含、建国大学など）・・・東亜連盟の関係などで日本国内のみならず、中国人・満州人・朝鮮人の中にも顕著に支持・影響を広げたが、とくに石原が昭和 7 年 8 月に兵器本廠付となって満州を去って以来（せめてもう 3 年石原らの指導体制が維持されていれば万事良かった筈なのに、と嘆くのは山口。石原の言が容れられていたならば万事良かったのに、と残念がるのは平林盛人。他方、山室 197・206・251。なお、岸信介の「(満州国建設においては) 民族協和、王道楽土の理想が輝き、・・・果敢な実践が行われ・・・正しくユニークな近代的国づくりで・・・大きな希望のもとに、至純な情熱を傾注・・・日満両国民は強くこれを支持し、・・・当時、満州国は東亜のホープであった」との手柄横取り的回想など、山室 10 参照。その岸首相・自民党総裁を総裁公選での買収疑惑で辻政信が痛烈に攻撃、前田 350）、政府の無理解等（昭和 8 年 8 月の「主として日系官吏を通じての満州国指導」を定めた閣議決定、昭和 9 年末の在満機構改革）も重なって、満州での影響力を殺がれてしまったとされる（そこで、「五族協和」「王道楽土」といったスローガンに寄せた満州人の期待は無愛想に踏みにじられ、満州国は明らかに日本帝国の傀儡化の一途を辿ったと。→ 当初の考えでは、建国大学にしても、石原などは、研究院を設けて、東洋各民族の中でも最優秀の愛国者に集まって貰い、各民族平等の立場で共通の利益を共同で追求し遠慮なく討論決定した上で、その案を

政府に実行させる等の方針を採るという具合で【多々参考になる三浦の本は、建国大学に関する「民族協和」「各民族の学生が共に学び、・・ケンカができるようにする」「世界各地の先覚者、民族革命家を招聘する」等の石原の意見に注目しながら【ちなみに、『満州と日本人』7号54頁（岡野鑑記）や源75頁の引用によると、昭和13年ごろ建国大学創設委員会委員長を務めた東条は「満州国の独立とか、民族協和とか、本気で考えているのかね。」と笑いながら言ったといい、彼の石原とは反対の日本中心帝国主義的な考えを明瞭に窺わせよう。なお、石原は「東条には思想がない。私どもの提唱する東亜連盟には理想がある。私が東条と喧嘩をしていると、世間では言っているが、思想を持たない人間と喧嘩をするほど私は馬鹿ではない」「東条は大臣大将の器ではない。たかだか、上等兵止まりの人間だ」と言っていたとか。他方、板垣征四郎や本庄繁に対しては好意的・高評価。ともあれ、東条が建国大学にも関係しながら、そこから何一つ学ばなかったらしいのは残念な事】、建国大学は日本が最終戦争を勝ち抜くために設置した大学だとする。なるほど「最終戦争」論も石原の注目される持論ではある〔後掲「日蓮聖人信仰者としての側面」参照〕。しかし、それを建国大学と結び付けようとするのは中心を外れていないか。建国大学〔その理念〕、特にその——言論・閲読の自由、「共学共塾」と称され建国大学の石原由来の最大特徴ともされた諸民族〔日本・中国・朝鮮・モンゴル・ロシア・台湾の各民族学生〕一体・密着混在・共同の学生寮生活〔これにつき最も又極めて詳しいのは、源の本。多様で選択・自由発想も取り入れられた武道訓練・農業実習・軍事訓練・クラブ活動・農業や植樹などの班活動にも及ぶ〕、学費等負担皆無・小遣い付きなどの——魅力的側面・長所は、むしろ石原の「各民族対等・互恵」論を基礎とした協和・「東亜連盟」思想〔冒頭の【石原の改革志向】題下の「日本優先帝国主義・植民地主義 →」の項、および、後掲末尾近くの「領地の喪失と東亜連盟」の項、参照〕にこそ関係している、もっと言えば「満州国改革への足掛かり」「東亜連盟への布石」を志向しているのではないか〔石原の影響力が相当残った事情の子細を詳説するほか、恐らくほぼ同旨、宮沢恵理子〕。この点、本庄將軍の指示もあって石原の指導下、建国大学創立に関与した三品（特に124～133, 214～224, 237～239）の説くところは明瞭かつ説得的で、石原に心酔する三品は、石原の意見では「大学創学の根本目的は、民族協和の実現にある。」「東亜連盟への理論的、実践的道場として創られたものである。」と伝え、また、石原の建国大学構想の要点として「各民族の教育内容、方法、生活その他の処遇等一切の条件に於いて完全なる平等を。鉄則として、共学共塾。共同勤労。共同研究。終生を誓っての同学同志。」を挙げており、更に、回顧して、建国大学は「僅か7年、薄命にして、その幕を閉じたのである。しかし、建大は短いとはいえ目一杯の成長を遂げて、活力に溢れ、創造に充ちたその生命を以て、広大な未知の展望と、無限の可能性を後世アジアのために遺した。」「学問を通じての超民族的なヒューマニズムと、真実の数々の実証を、東亜の歴史は永遠に記憶にとどめるであろう。」「その血脈に胎動する生命の流れから、来たるべき世紀の憲章を創造する第二の『建国大学』が生まれる可能性を、何人も否定し得ないであろう。」等と論じ、その歴史的理路として、石原精神に帰一した開学の指導原理、作田博士を最高指導者として迎えたこと、「幾多の曲折はあっても、基本的には、理想案のポリシーを遵守して、大綱に於いてその方向を誤らなかつたこと。特に『共学共塾』『民族の無差別平等』を中心として、民族協和の理想を、生活の実際を通じて、現実的に実践し、体験せしめたこと。」等を挙げている。関連して、辻政信は、多方面で活躍等し評価の大きく分かれる軍人だが【Wikipedia（ノート）参照（ところで、辻の本の冒頭の令和2年7月付の福井雄三教授の「本書に寄せて」は、「ソ連崩壊後の情報公開と最新の研究により、実際にはノモンハン事件は日本軍の勝利であったことが、次第に明らかになり始めたのである。」「日本はノモンハンの戦いで実際には勝っていたのだが・・負けたと錯覚し休戦に応じた。もしこのとき日本が休戦に応じずに、十万の増援部隊が本格的に反撃に移っていたら、その後の歴史は変わっていたであろう。」等々と論じており〔従来の定説らしき例、遠山ら170、島田185～〕、容易く見逃せないし、もし本当なら、「参謀本部は負けたと感じたが、関東軍は勝った、少なくとも断じて負けとらん！」と語ったというもの、「ノモンハンの罪人と呼ばれて」、転任先の上司からも歓迎されず、一人だけ別棟で自由研究をするよう命じられたりしたという辻の少なくとも何程かの名誉回復にも関わろう。序でながら、半藤一利の痛烈批判については、先にソ連軍の方が大編隊で越境爆撃してきたこと〔前田175〕、担当師団長の

要請があったこと、情勢・政策判断にも関わり、辻一人が越境反撃を決めた訳ではなく、激論を経て参謀多数の支持があったこと等も考慮すると、斟酌も相当か)。辻の死も酷く謎めいている。なお、辻の単身、危険を冒し偵察機に乗って偵察する辺りも印象的】、石原から実に大きな感化を受けており（三品の本の第六章中 214～「建大構想と辻政信の行動力」参照）、少なくとも建国大学を急遽誕生させた点で極めて高く評価されるべきだと思われる（特大の功績。源 29～、三品 215～等も参照。締切後ということで精華会の本に辻の原稿が採録されなかったことは大変惜しまれる。ちなみに、佐高は、建国大学については軽視・不勉強を露呈している観も）。なお、三浦は、「日本が植民地的な支配を進めるために」造り出した国策大学だともするほか、「日本政府がその傀儡国家における将来の国家運営を担わせ」るための人材育成機関だとし、引用されている宮沢恵理子や解説している梯久美子の「将来の『満州国』を指導する人材の育成を創設目的とした」とか「将来の満州国の国家運営を担う人材を育成することが創設目的」とかいうのと、「傀儡国家における」を除くと近似する】、日本国内と異なり「言論の自由」もマルクス・レーニン・毛沢東・孫文・蒋介石などの文献の閲読も（マルクス関係は要申告にせよ）認める等の理想主義的民族共学（建国大学では、日本人学生は定員の半分に制限され、残りの半数は中国、朝鮮、モンゴル、ロシア、台湾の各民族の学生にきちんと割り当てられ、たとえば、1938年春の一期生の入学者は、精確性はともかく一応、宮沢恵理子〔70 ないし 190 頁。190 頁は一部まとめた数値のみ。不透明な両頁間のズレは直ぐ後に「～」で示す〕・三浦〔245 頁〕の各本によると、全部で 150・141 人〔141 の方が三浦による数。以下同様〕。うち日本人 65～75・70 人、中国人 59～50・46 人、朝鮮人 11・10 人、モンゴル人 7・7 人、ロシア人 5・5 人、台湾人 3・3 人という内訳で〔小林金三 111 頁や 7 期生故鈴木昭治郎調べとする源 101 頁は、三浦と同様〕、なお、ロシア人は共産色に染まっていない「白系ロシア人」と呼ばれていたという。）実験の成果は実際にも（石原の方針の正しさを実証するように）国境を越えた友情・同窓連帯（小林金三の本も参照）や一緒に撮られた笑顔などの形で一部は（文献全体上は、むしろ詳細な記録として）残ったものの、無念至極なことに、後に満州は墮落し、山室によると、「建国大学」と並ぶ満州のエリート養成の最高学府だった「満州国陸軍軍官学校」においてすら、半々の日中学生の服等は、日本人学生の服は全部新品なのに対し中国人学生の服は外出着を除き殆ど古いものという具合に差別され、食事も、主食もおかずも峻別されていたという。もっとも、建国大学では、日系学生〔彼等は理想が高く、また当時の日本の一番優秀な者だったことは間違い、とするのは中山選集〕の主唱で平等の食事だったものの、その建国大学の中国人学生も終戦で教員のもとに別れの挨拶に訪れた際、「私達は先生達の善意は感じ申訳ないと思っておりますが、満州国の実質が帝国主義日本の傀儡政権だとは熟知し、毎朝の東方遙拝の時には日本必敗を祈っております。」旨告白し〔ところが、何と、むしろ日本人学生の運命よりも悲惨なことに、彼らのような同大で学んだ中国人達が、祖国中国で当局に信用されず、却って日本帝国主義への協力者と見做され、逮捕・拷問・強制労働所送りされる例も多く、ロシア人達・モンゴル人達の関係でも同様だったらしい（後掲「繆斌工作」の第三段落も参照）！ 台湾・韓国ですら迫害があったともされ、戦後の日本でも GHQ による卒業生公職禁止等の抑圧があったという〕、朝鮮民族学生も、その殆どが朝鮮民族独立運動の結社に入っていたと明かしたという【序でながら、山室に対する小生の疑問・不満については、後掲「太平洋戦争に慎重」の項の第二段落後半】。

宮沢恵理子は、建国大学内の中国・朝鮮学生による非公式な民族主義運動についても、悲惨な中国学生大量検挙を含め、赤裸々に紹介し【大量検挙後間もなく、被検挙者を多くの教職員・日系学生らと共に励まし、広く慕われてもいた（満系 3 期生の語るその一端につき、源 268～。）作田荘一副総長が昭和 17 年 6 月退職し（石原と親しい中山優教授も同時に辞任）、後任は創設理念と無関係の独断戦闘失敗の（しかも、またも罪深くも、東条が副総長に左遷とかの）軍人尾高亀蔵で、研究活動自由の消失、建国大学の実質終了（建国大学も陸軍士官学校同然に変質）、塾頭による学生思想調査強化などがあったという（三品も、「作田博士の後継人選に至っては、言語道断」と）。大量検挙やその後等につき、それぞれ深いところのある三浦や源の各本も参照】、また、諸民族交流の学生寮生活の貴重な諸成果も紹介する〔襲撃の中国人に「人類に国境はない」と説いて敗戦で避難する元満州開拓団員を救った中国人五期建国大学生王発氏の

例も含む。小生も昔ドイツ留学中に大変お世話になった韓国出身の鄭鍾勗先生に捧げられた追悼文集に「人間性に国境はない」と題する一文を寄稿したことを想起した。小林金三も、満州の現実〔前掲「土地買収」の項も参照〕と理想の狭間で苦悶し多くを考えた〔忘れ去られるには余りに惜しく、可哀想な〕建大生達を豊富に描く〔建大退学者で異彩を放ったのは、森崎。後掲「繆斌工作」の項も参照〕。ちなみに、韓国の元大統領朴正熙は上記の満州国陸軍軍官学校出身者の一人で〔やや詳しいのは前川〕、また、韓国の元首相姜英勳〔彼に詳しいのは前川。彼の建国大学時代への肯定的評価を紹介するのは三浦・源。〕を代表格とする上記建国大学出身の韓国要人達相当数も挙げられる。なお、金大中氏は、「私は満州建国大学に合格したが、入学はしなかった」と語っていたという（前川）。・・では、たとえば、満州国陸軍軍官学校に在籍中に終戦を迎えた日本人の方はどうだったのか。小柳ちひろ『女たちのシベリア抑留』〔文春文庫〕を紹介する2022・9・18付「文春オンライン」記事「シベリアに女はいないはずですよ」云々の中には、その17歳辺りの日本人の同軍官学校第7期生375人のうち、316人がシベリア〔等?〕に抑留され、そのうち86人が亡くなった、なお、大きくは、敗戦後、満州などから、関東軍兵士らおよそ60万人がソ連やモンゴルの収容所に送られ、強制労働に従事させられた〔いわゆる「シベリア抑留」〕、といった記載があり〔三浦の本には、ソ連の違法行為でシベリアなどの極寒の地に抑留された約60万人の日本兵のうち約6万人が栄養失調や極度の疲労で死亡したとされると。Wikipediaに一層詳細〕、参考となろう〔前川は、「38度戦の銃火」の章下で、当時の大本営に、満州・朝鮮の民間人や捕虜となった軍人を狭い国土に帰すより現地に土着化させる意向があったこと、シベリア抑留などは混乱する国土での「口減らし」になった面等、複雑・多岐な事情も示す〕。なお、やや関連して、ソ連が参戦し（※）、満州で生活していた日本人が命からがらの逃避行を続ける中で、多くの子供達が中国人に預けられ、養父母に大切に育てられたり、実親捜しが課題になったりした等の事象に関する2022年9月19日朝日朝刊記事なども、有益。身近なところでも、今は故人だが親戚の女性も、測量師だった父や母に連れられていた満州で敗戦を迎え〔当時11歳未満〕、家族は財産を殆ど捨て置き朝鮮経由で日本に逃げ帰ったが、途中、飲んだ水が原因で妹が病死するという目に遭ったと聞く）。 ※ソ連の対日参戦は、まだ効力の残っていた日ソ中立条約に違反するものだったが、日本も、独ソ戦の状況次第で同条約に違反して対ソ戦に踏み切るつもりで関東軍特別大「演習」と称する大々的な戦争準備を行っていたのだから、余り大きな事は言えたものではない（特に、角川日本史事典「日ソ中立条約」）。

ただし、満州以外での石原の活躍は、派手に目立ったものに限っても（昭和11年の二・二六事件鎮圧寄与、後に悔悟の昭和12年宇垣内閣流産惹起、昭和12年の林内閣「佐藤尚武外相の対中外交刷新路線」（後掲参照）への影響、東の間の朗報だが昭和13年12月の「近衛三原則」への影響など）相当続いたし、東亜連盟運動も日本で再開され（病身にも拘わらず）粘り強く続けられた。

弱者（下級生・留学先のドイツで同居した女性〔精華会中央事務所の本のほか、青江の本や武田邦太郎らの本参照。石原は、大正12年、35歳の時から、2年半余（異説では、1年半余）、ベルリン留学の機会を与えられ、フリードリッヒ大王・ナポレオン中心の詳細極まる戦史研究・資料収集、更には資本論原書読破から始まるマルクス主義の批判的研究などで、その後の活躍に繋がる多大な基礎的収穫を得た。私事ながら、斎藤も35歳の時から2年間ドイツ留学を認められ、豊かな時間と東西ベルリン巡りを含め貴重な諸体験に恵まれた。〕・兵隊・農家/兵、夫人/世話女性ら）に対する優しい態度（たとえば、ドイツで同居した元街娼の女性とは、いよいよ別れる時、彼女が前から行きたいと言っていたスイスに連れて行って、美しい山々と湖を見せ、彼女と一緒にあった日から別れる時のため貯金したカネを全部渡した、というのだ。精華会の本の中でこの同棲・同居の事実を真面目な趣旨で発表した里見岸雄〔後掲「石原に大きな影響を与えた人達」に出てくる田中智学の三男で、独自性ある「日本国体」論的奮闘が知られる。〕が自ら恐れたというように、この事実は日本に残っていた夫人の心を傷つけたかも知れないが〔そのため、石原崇拜者でもある武田は否定しようとする〕、最初から暫定的な〔元来非難し難い〕性欲充足等で且つ何ら恥ずべき態様のものでもないから、何とか許せるものだったか。石原は、国際連盟脱退でジュネーブからシベリア経由で

帰る時も、わざわざハルピンで下車し邦人慰労の娼婦街に出掛けて、自らは慰労されない婦人達に慰労の言葉を掛けたという。こうした弱者への優しい態度は上掲の改革志向にも通じていようか。なお、一般の兵に対する石原の見方は、「一身を天皇や国家のために捧げ尽くしている神に近い崇高な心の兵」といったものだったという)。・ ・ (他方、東条**英機**ら強者に屈しない態度：愚見では当たり障りのないよう表面上敬意を払うか精々黙っておけば良さそうなものだが、しばしば、**無遠慮な振る舞いと大毒舌**・ ・ **とくに上官**東条からの不当な迫害の一因)

日蓮聖人信仰者としての側面(含、**最終戦争論**)・ ・ 兵らより先に立って突撃するような勇猛さのほか、打ち続く難病を抱え、研究・執筆等の活動に多忙で、政策対立ストレスも激甚の石原が良く頑張れたのは、信仰心によるところ大だったものかと思われる。石原は、日蓮教と軍事研究とから、彼に特徴的な「**最終戦争論**」を唱え(これを**過大視**・**誤解**しているかの印象を受けるものとして、また、佐高の石原略歴のほか、**山室 202**、**鈴木 225・226**)、これには賛成論ばかりでなく反対論や疑問も多く出たといい、確かに一見すると好戦的・侵略主義的側面の印象も生まれそうだが(**緒方 308 参照!**)、「人類の闘争本能の存する限り戦争は絶えることがない」という一種の常識論に対しては、戦争の絶滅を説く主張だし、敗戦前・晩年には太平洋戦争・最終戦争も回避される可能性とその期待・祈りを肯定した限り、更に平和的な理想・思想に発展することになったといえよう(後掲「太平洋戦争に慎重」のほか、田中直吉参照)。

石原に大きな影響を与えた人達・ ・ (中国人に敬意を懐いていた中国通の大家で親友の父)南部次郎、(山口重次によると、息子の莞爾に「お前の時代になったら、名ばかりの四民平等でなく、真の四民平等が実現されて、理非曲直の明白な道義の世界を作り上げなくては、本当でない」と言って聞かせたという)父親、(日蓮聖人信仰者団体の創業者)田中智学が挙げられているが、それに尽きるかは(殊に、上記の弱者に対する優しい態度の関係で、青江によれば、莞爾の母親の「顔は、本来の優しさと、その境遇に鍛えられた強さとが不釣り合いに混じっている」というが、その母からの影響が大きいのではないか等は)なお検討を要しよう(**武田邦太郎**ら・阿部の本には母親の写真も出ているほか、弱者を労る母親の姿も垣間見えるようだ。なお、莞爾の母親は極めて厳格・指導的だったと木村武雄は述べる)。

なお、青江は、「石原が主張した戦争遂行のための国内体制の切り替えには、あのころ盛んにもはやされた佐藤信淵の影響があると私には見られるが、石原はそれを伏せているようだ」旨の推理をしている。その「切り替え」の意味するところは天皇奉戴下、農民等貧民救済・反資本家政党の(大川周明・橋本欣五郎と同様志向の)「国内の維新改革」であろうものの、その時期には(対外優先か否かの)微妙な問題もあり、小生、青江の推理には未だ納得はいかないが(対象は一見随分限定)、幕末時代に皇国の明君の出現を待ちわびつつ(当然反体制的性格をも帯びるが)恐ろしく具体的・詳細な国家改造構想を練り上げた佐藤信淵(のぶひろ)という大変博識な憂国(特に貧者酷遇に対する義憤)の国家社会主義的学者(学者の大家系の偉人)がいたことは、大川の「日本精神研究」の中で詳説されており、いずれにしる注目に値することは確かだ。大川によれば、この信淵は「シベリア沿海州を攻略して露国の南下に備え、他方南洋諸島を占領して英国の北上に備えなければ、日本国防の基礎を固くすることが出来ぬ」とか「皇国は万国の根本にして、世界統一の使命を有する。而して此の使命の実現は先ず満州に始まり、朝鮮之に次ぎ、進んで支那に及び、更に全世界に向って進めらるべきものである。」とか論じていたというから、尚更である(もっとも、「皇国は万国の根本にして」云々などはやや調子良過ぎで、肝心の貧者等を苦しめることにもなりそう)。

満州・朝鮮・支那・全世界への進出を論じた上記幕末の志士信淵との関連で、少し歴史を瞥見すると、明治 27 年に日清戦争が勃発し、この戦争で日本は一旦獲得した遼東半島を三国干渉に遭って清に還付したものの、巨額の賠償金と朝鮮や清との大きな貿易上の利益、更に、台湾も獲得している(台湾人による抵抗・武装蜂起もあったが鎮圧)。日清戦争後、中国では列強諸国の分割競争的な侵略進化に対し民衆の排外主義的反発が強まり、特に義和団の乱が(1900 年=明治 33 年に)拡大したことから、日・露を含めて八カ国連合軍が介入して義和団を鎮圧し、莫大な賠償金と軍隊北京常駐を清国に認めさせたが(1901 年)、ロシアが満州を占領し撤兵しなかったため、日本の満州(・韓国)への侵出意図と衝突し、明治 37 年に

日露戦争が勃発。満州・日本海などが戦場となり、かの、「ここはお国を何百里離れて遠き満州の・・・」で始まる「戦友」という歌も流行った。明治43年(1910年)8月には日本は日露戦争中からの(一〜三次協約締結ほかの)植民地化大工作・反抗(義兵運動)抑圧の末に韓国を「併合」した(「韓国」の名称は廃され、日本の「朝鮮総督府」による支配に移行。石原は、同年4月、会津若松65連隊の中核として韓国・春川守備に派遣されている)。

知能・勉強・**もともと腕白・変わり者だが成績抜群**だった上に、大変な勉強家(・著述家)でもあった。天皇に対する態度・**長らく天皇を崇拝していたようだ(天皇主権に批判的だったか少なくとも戦後明確に批判的となった徳川義親とは対照的。幸徳秋水等の大逆事件で天皇制の覆滅が企図されたのはショックだったとか)**。英邁視された明治天皇統治・天皇主権制の明治(22年)に生まれ(明治天皇は、**確かに英邁だったようで、取巻きが悪くなければ、幸徳らの寛刑もあり得たかと思われるほど。白土論文162・167・174参照**)、軍人勅諭を叩き込まれ、忠君愛国精神と密着した日蓮主義でも固められた(兵士教育上も必要だったろうし、抗争も辞さないなら、身を守るためにも天皇崇拝は必要だ)から、それは至極自然なことだろう。もっとも、東亜連盟の関係では外国人との協和上難題となり得たが、日本の優位下それは戦前はそう顕在化しなかったか(天皇を引っ込めることは、**権力筋・国粋紙等の攻撃下困難だった、とするのは中山優[精華会43]。これを知らずか、佐高108・181・226**)。しかし、遅くも、故障ありの大正天皇を経て昭和天皇の「人間宣言」も出た戦後は、流石に(不可解な自決を遂げた三島由紀夫の考えとは対照的に)「天皇と心中する気はない」といった冷静な見方に変化していたらしい(青江の指摘参照。なお、戦後の象徴天皇制については、**女性天皇・女系天皇・プライバシー等の問題もなくはないが、憲法14・24・13条の精神が重視されるべきことのほか、特別の問題があるとは思われない。ただ、長尾一紘の女否定解釈論も参照**)。

満州事変勃発の際の謀略・**関東軍の高級参謀板垣征四郎や「緻密な分析と洞察の頭脳を持つ陸軍部内唯一のプランメーカー」とされる智将の参謀石原莞爾らの謀略によって満州事変が勃発したが、日本国民(あるいは、更に、東亜)の為を思つてのこととしても、正当防衛(石原も[板垣・本庄・自己のため]援用したことがあるような本庄繁の主張。山口も同調。石原の関与自認・苦慮にふれるのは中山選集293〜、353)**が成り立つかは問題で、**国際的重圧、「排日」運動激化ないし「満蒙特殊権益」危殆・軍閥等横行(そこで、治安と平和な暮らしの確保が民には必要で、実際その後「秋祭りも開く安らかな民」を見ることが出来たとするのは三品209。満州事変前、西欧諸国・ソ連・支那の包囲下、日本は撤退か独立推進かの決断を迫られていたが、その時の関東軍幹部には、司令官の本庄中將、高級参謀板垣大佐、作戦主任石原中佐[時に40歳、部下の少佐・大尉は三十数歳という若いエネルギーが五族協和の理念をもって建国を推進したことは驚き。]**の三人が揃い、いずれも軍きつての秀逸の人材で、この三拍子揃ったことで、歴史の節である「満州事変」が、彼我ともに最小限の犠牲によって遂行されたと、歴史家は評価しており、実際、その時の関東軍の行動は両国の軍民の最小限の犠牲の中でという選択で、事実その通り最小限の破壊で、最大限の建設を可能にしたことは、その満州建設が各民族の幸福のための善意によるものであることを前提とする限り、高く評価されて良からう、とするのは三品283〜284[編集者：植田弘。]の**時代状況**や中国人の政治的能力等に関する認識的制約はあったにしても(欺瞞的手法と無抵抗の相手に対する大々的な攻撃・加害だけに**説得的な弁明は難しく**)「手段を選ばなかった嫌いも」指摘される(リットン調査団報告書〈昭和7年〉の侵略認定、極東国際軍事裁判〈昭和21〜23年の東京裁判〉とくに多くは相棒だった**〈元関東軍高級参謀・大将・陸相〉板垣征四郎**に対する〈残念な。小沢開作証人に弁護証言をさせなかった裁判長の遺憾な措置につき、松本健一181〜。板垣の清貧振りにつき、山口・重点85。〉死刑宣告参照。なお、石原は「柳条溝の鉄道爆破に反対」との入江・武田邦太郎説もあるが、**少数説**)。

ところで、「放火犯の消火作業」という考え方が唱えられている(佐高238)。「満州事変の火を付け、それから十五年に亘る戦争の口火を切ったのは明らかに石原であり、その後いかに『平和工作』を進めたからといって、放火の罪は消えるものではなく、石原が「あたかも平和主義者のように偶像視されている」

のはおかしいこと、「火を付けた人間が消火作業に手を貸したからといって、一緒に表彰されるわけにはいかない」と同じだ、といった論法である。これは巧みな論法だが、満州事変がそれ自体で（後掲の）華北分離工作の推移、日中戦争、太平洋戦争開始から敗戦に終わるまでの十五年を既に（少なくとも実質的に）決定づけた、との前提があつて初めて説得力を持ち得るところ、その十五年は、それに包括されたそれら（華北分離工作の推移、日中戦争、太平洋戦争開始から敗戦）の一つ一つの要素に依存し決定されたとみる方が正確であろうから（しかも、その内の日中戦争一つだけを取り上げても、満州事変とは比較にならない本格的な戦争だったのだ〔遠山ら 158〕から）、前提を欠いており、やはりそれらの各要素における石原（等）の働き振りを精査・評価することは重要で、それによって（果たして・どれほど）平和主義者として評価し得るか否かが決まってくると言えよう（小生は、かなり評価し得るとの意見に賛同する）。

二・二六事件（昭和 11 年 2 月）〔近衛師団からも関与者〕鎮圧に寄与（石原の意図は満州の安定・アジアの平和であり、そのための対ソ武力劣勢挽回対等化・高度国防国家建設だったのに対し、反乱将校の呼称する「国体顕現」には何ら具体策もなく、軍紀回復の非常措置が必要と）・天皇もこの点は結論的に（上の謀略とは異なり）評価

華北分離工作（昭和 9 年末以降）に反対・中国の北支五省（河北省、チャハル省など。都市では北平〔北京〕・天津・豊台も含む）を蒋介石の南京政府から分離して日本の支配下に置こうとした（そのため、華北の軍閥に働き掛けて反蔣・親日満運動を展開させもした）この軍事工作は、明白な侵略で、中国との互助提携を目指す上掲【石原の改革志向】に真っ向から反したので、石原は極力抵抗したが（蒋介石も昭和 11 年 12 月の西安事件で張学良に監禁され英傑周恩来らも関与して国共停戦・抗日を強制されるまで忍耐強く抗日を抑え和平を志向）、聴く耳を持たぬ主流派に押し切られた（その結果、特に華北から数万の中国人が満州・蒙疆〔もうきょう＝チャハル省・すい遠省等〕さらに日本にも強制的に連行され悲惨な境遇の中で労働させられるという重大な事態に至った。なお、別に、日中戦争から敗戦まで、日本の植民地だった朝鮮では、皇民化政策の本格化、創氏改名強行、日本語普及運動強化、靖国神社参拝強要、差別的徴兵制導入などが進められたほか、多様な朝鮮人徴用・動員（行き先には、朝鮮半島内部、日本本土のほか、比較的には小割合ながら、樺太〔サハリン〕・千島・南洋諸島など）の一種として一説によれば 80～95 万人位にも達する朝鮮人の日本への強制連行・強制労働という重大事態もあり、「徴用工訴訟問題」として日韓の間で戦後長く尾を引く）。この分離工作は、中国人の抗日意識を強烈にし（なお、西安事件の前月に、東条英機指導の関東軍が支援した〔遠山ら 140〕——徳王〔蒙古独立の志ついにならず途中で倒れ囚われたこの悲劇の王と建国大学の関係者との繋がりにつき、源 270〕の——内蒙古軍が中国軍に撃破された「すい遠事件」で抗日意識が高揚）、盧溝橋事件を契機として日中戦争突入かとなった。なお、石原の部下でありながら、自己の確信に忠実に石原に逆らつて分離工作を推進した中心人物は武藤章だったが、彼は、後に、日中戦争が何時までも解決しない状況から、「やっぱり石原さんの言った通りであった。」と正直に反省・述懐している（武藤 330 参照）。

佐藤尚武外相による石原ら作出気運の総合による対中外交刷新路線を持った不戦可能性・「日中戦争」研究の第一人者と思われる臼井勝美は、「昭和 12 年の日中間に戦争に至らない道があつた」と総括している。同年 2 月成立の林銑十郎（元陸相）内閣の外相に迎えられた佐藤尚武が、「参謀本部の中核である第一部で作戦を担当する戦争指導課長の石原莞爾が中心になって華北の特殊化・分治を否定する意向を明示し、抗日人戦線運動を新中国建設運動に転化するためには」「実に帝国が従来の帝国主義的侵寇政策を放棄することが必要とした」のを初め、「上海駐在の陸海軍の二将官が北支五省中央離脱などの觀念の放棄を説くなどして傑出した新たな中国認識を示し」、また、「外務省東亜局一課で新対支実行策等を起草する」といった気運を総合した「対中外交刷新路線」を「外・陸・海・蔵の四相間で」「対支実行策」等として決定しており、これが維持・継承されていれば不戦の可能性が立派にあつたと臼井は言うのである。結局、現実には日中戦争になってしまった訳だが、石原等の考え・活動が真に説得力のあるものだったことが見事に裏付けられていよう。なお、同じ佐藤尚武は、日本の敗戦が決定的となった昭和 20 年 7 月、「無益に死地に就

かんとする幾十万人の人命」を惜しむ等の心情から一刻も早く降伏するよう電報を時の外相に打ったという（次項も参照）。

日中戦争（昭和12年7月、盧溝橋事件をきっかけに勃発）不拡大志向（なお、遠山ら152）・上掲【石原の改革志向】参照。最後の切り札としては（石原が随行して）近衛首相自ら南京に飛び蒋介石と直談判して日支連携の大芝居を打つとの献策も試みたが、近衛が決断できずに終わる【それに痛憤・落胆した石原は、「今に大きな失敗をしでかして中国から、台湾から、朝鮮から、世界中から日本人が此の狭い本土に引揚げなければならないような運命になります。」と正確に予言したというのは、岡本永治。支那事変勃発一周年の日に石原が建国大学でした悲壮・激越な日本人批判的講演につき、源167～172。なお、遅過ぎたが、昭和15年4月に、支那派遣軍の板垣征四郎参謀長と（直接には）辻政信参謀により起草され石原思想と合致する支那「派遣軍将兵に告ぐ」という小冊子が全軍に配布されて、中国民衆にも広範な反応を呼び起こし、重慶側を慌て反応させた事につき、三品234～。その全文引用は、辻277～。なお、上掲「善戦と挫折（含、建国大学など）」第一段落内でより詳しく紹介等したが、辻の本の冒頭の令和2年7月付の福井雄三教授の「本書に寄せて」は、「日本はノモンハンの戦いで実際には勝っていたのだが・・・負けたと錯覚し休戦に応じた。もしこのとき日本・・・十万人の増援部隊が本格的に反撃に移っていたら、その後の歴史は変わっていたであろう。」等々と論じており、見逃せないし、本当なら、「参謀本部は負けたと感じたが、関東軍は勝った、少なくとも断じて負けとらん！」と語ったものの、「ノモンハンの罪人と呼ばれ」という辻の少なくとも何程かの名誉回復にも関わろう。】など、孤立もあり結局うまく行かなかった（なお、石原と同様、日中戦争拡大に反対で、無謀な拡大の一因をガリ勉エリート作出の陸軍大学校制度とそこ出身の机上で指導し責任は取らない幕僚にみた者として、徳川義親がいた〔なお、辻276～〕。義親は大川に期待したが、実際にはうまく行かなかったらしい。もっとも、その義親にしても、人を介して近衛首相に不拡大を進言するなど不拡大に努力はしたものの、後には貴族院派遣慰問団の唯一の侯爵として団長を務める等しているが、やはり反戦的態度も困難で〔中国侵略に早くから反対していた共産党等に対する1928年以降の三・一五事件等の大弾圧のほか、日中戦争下頃の共産党系文化人・講座派・労農派・左翼社会民主主義者・自由主義者らに対する容赦なき弾圧につき、遠山ら44・48, 167〕、戦争には負けられないと思うのも一般であり、また、現地を見れば種々の有益情報も得られたか。そのほか、注目される動きをしたのは辻政信で、中国に対する戦線拡大的・好戦的姿勢を示した末〔前田157・160〕、石原・板垣の東亜連盟運動に与しつつ、一面、日中戦争を正当化しながらも、板垣参謀長名で支那「派遣軍将兵に告ぐ」という文書を在華全将兵に配布するなど、日支連携を模索したが、反逆に怒った東条によって抑えられてしまった。ちなみに、辻に対しては、真相は問題ながら、「シンガポール華僑の大虐殺」などの非難もなされている〔前田212・357など参照〕。）。

この日中戦争、日本側（政府・軍主流）は当初一撃で中国を屈服させ得ると軽信したが、国共合作による抗日統一戦線が結成されたこともあり、中国の抵抗は強力で、大兵力の投入にも拘わらず苦戦し（満州事変では民政も重視したのに対し、日中戦争では軍事行動のみに偏ったと小沢開作は指摘。松本健一参照。「大東亜」戦争での南方占領地域に対する略奪等につき、遠山ら216）、結局、招かないものと軽信した対日石油全面禁輸（その目的は、日本の更なる南方進出を抑えるためだったのか、それとも、窮地に陥っていたソ連を助けるためだったか、争われているが、後説〔例、加藤陽子〕が有力になっているようだ。対ソ侵攻の予行演習としての大規模な「関東軍特別演習」こそ日米開戦を引き起こした直接の原因〔むしろ、間接的だが大きな要因？〕だとする川田稔〔転換点〕説も後説の一種とみられる。）を招来してしまった短慮の（南部）仏印進駐もあり（昭和16年7月下旬。なお、加藤429, 遠山ら197）、昭和16年12月8日には真珠湾への（国際法上違法とされるような）奇襲攻撃（また、石油資源獲得等を狙って同時に開始されたマレー半島・シンガポール、フィリピン、ボルネオ・セレベス、スマトラ島、ジャワ島、ビルマといった南方への攻略・占領作戦）で、破滅的な太平洋戦争に突入してしまった。

太平洋戦争突入については、余り知られていないような重大な内幕が伝えられている（以下、川田稔〔転換点〕から、複雑なところは捨象し、分かりやすく引用する）。昭和16年10月7日の陸海相会談で東条

陸相から対米勝利の自信はどうかと聞かれた及川海相は「それはない」と答えたので、東条は開戦して良いか迷った。第三次近衛内閣が閣内不一致で総辞職した日、東条は木戸内大臣に条件付き開戦決定再検討の必要性を伝えた。17日には木戸は東条を後継首班候補に推薦して、東条を首相にして日米戦を回避することを策し（天皇も木戸も次第に開戦論に反対しなくなっていたとするのは、遠山ら 202）、東条内閣が誕生した。東条は早速再検討を指示したが、その後の連絡会議で、嶋田海相が予想外に開戦容認を表明した。

「会議の空気から大勢を動かすことは困難と判断したというのですが、直前に会った前軍令部総長の伏見宮博恭王から『速やかに開戦せざれば戦機を逸す』と勧告され、開戦を決意したといわれています。」とはいえ、海軍では「首脳部は皆開戦に慎重であり、長野修身軍令部総長は、開戦か避戦かは海相判断を尊重する立場を取っていました。つまり、伏見宮を除くと開戦容認派は嶋田一人です。海軍の場合、陸軍よりも組織統制が取れており、下の者は上の方針に従う風土があります。そのため、嶋田海相の一言で一転して開戦容認になってしまいました。この海軍の方向転換は、東条ら陸軍首脳部や木戸を内心慌てさせたと思われる。対米戦は回避したいという淡い期待が打ち砕かれたからです。」もし、嶋田が開戦容認を表明しなかったら、恐らく開戦は引き延ばされ、そうするうちにドイツがソ連軍の反撃によって劣勢に立たされ、日本は開戦のタイミングを失っていた可能性がある、というのだ。・・・こうした嶋田の安直な方向転換発言が事の重大性に見合った慎重・適切な吟味も受けず無批判的にそのまま東条ら大勢の者共に受け容れられて日本国民を破滅に陥れたとすれば、杜撰な日本軍部とはいえ、一体何たる事だろう！

なお、高橋是清・斎藤実ら政府要人達などが無残に殺された二・二六事件で反乱軍側が義弟を岡田啓介本人と取り違えたため生き延びた（また、生き延びに気付いた兵隊が幸いにも人殺しには気が進まなかったため死を逃れた）岡田啓介首相は、その回顧録 210～、212～に「陸軍が、無鉄砲な仏印進駐をやって、益々アメリカを硬化させ」「陛下が御心配になった通り、アメリカは石油を寄越さなくなっていた。あれほど太平洋戦争に反対していた海軍部内でも、石油のストックは二年しかない。戦争をやるなら早くしないと手も足も出なくなってしまう、という議論も現れる。」「東条が首相になって・・・全重臣が御陪食を賜り、その後で時局について意見を申し上げたが、その前に政府と重臣との懇談があった。都合のいいことに、私の首相時代に秘書官だった迫水がその頃は企画院の一部一課長だった。・・・非常に詳しい・・・資料をこっそり私のところに持ってきてくれた。私は、その数字を頭の中に入れておいて懇談会に出たが、政府側の説明役は企画院総裁鈴木貞一で、嘘ばかり言うんだ。もし戦争を始めるとして一か月の間にどれくらいの船舶の損耗があるかということなんか、十分の一位に割り引いていう。・・・東条も相当に掛け値してものを言っているんだな、と分かっていた。・・・とにかく物資の補給能力の点で、アメリカと戦争などやれるものでないことは、はっきりしていた。東条は、アメリカが経済封鎖を行っている今日、石油などの貯蔵も段々残り少なくなって戦力がなくなり、国家の生存を危うくしつつあると言ったのに対し、米内は、御前に出てから、ジリ貧を避けようとしてドカ貧になってはいけない、と言ったが、私としても日本のほしいのは資源ではなく物資だ。その物資が一遍に無くなってしまうようなことをしてはどうにもならないか、と言った。若槻さんも大東亜共栄圏の確立とか、そういった理想に囚われて国力を使うのは危険だという、筋の通ったいい意見だった。・・・その頃のことだ。外務大臣東郷茂徳の使いだといって加藤という男がやって来た。東郷からの伝言というのは、・・・この頃の海軍の様子は困ったことになってきた。先頃までは、海軍側はアメリカとの戦争には反対だったようで、これから戦争も起こるまい、と思っていたところ、段々強硬な意見が強くなって、陸軍の主戦論に同調してきている。このままでは開戦になる恐れがあるから、一つ海軍の長老として、海軍側の意見を緩和し、戦争をさせないよう骨を折ってほしい、と私に頼んできた訳なんだ。・・・嶋田海相へ私の意向を伝えさせた・・・軍令部総長の長野修身は、少しどうかしていた。陛下から、『アメリカと戦争をやって勝つことが出来ると思うか』と御下問があったので、『勝つことはとても覚束ないと存じます』とお答えしながら、しかも『戦争はやらなければならぬと思います』と申し上げている。負けるけれどもやらなければならぬ、という、理屈に合わんことを言って陛下からお叱りを蒙っているくせに、閣議でも、その他の場合でも強硬論を振り回し、開戦になってしまった。・・・陛下も開戦のことをお知りになったのは、12月8日だろうと思う。私らと殆ど同じだよ。・・・畏れ多いことながら、何

も知らされずにおかれたもうた訳だ。」と述べている。序でながら、岡田啓介は、その後、東条内閣打倒工作について詳論し、東条と対決して暗に脅かされたこと、岡田をその場から憲兵隊へ拘引しようと考えていた者も東条の周囲にはいたらしいこと、東条内閣（その後、陸軍に潰された小磯内閣）総辞職後（戦時最後の鈴木貫太郎内閣時）も、本土決戦を唱えて（掛け値のないところ自信はないのに）ヤケクソの戦を続けようとしている者が一杯いたこと、8月15日は朝から主戦派による猛烈な降伏反対運動さらに（玉音録音盤奪取企図を含む）暴動もあったこと、平沼騏一郎（検事総長・大審院長・首相も務めた超大物。当時、枢密院議長。幸徳ら**大逆事件**検挙・処罰の主犯。東京裁判で終身禁錮、絶望的不満で服役中病死）は陸軍らの戦争継続派には与せず降伏には賛成したものの天皇制維持に執着して鈴木らを弱らせたこと、東条については「冷静な判断が出来なかったんだ。勝つはずはない、と考えなかったのが悲しまれる。嫌いな者を極端に排斥する性格というものは、戦争を始める危険が非常にある訳だ。」との所見なども明かしている。付言すると、岡田は、後継首相の広田の時に復活されてしまった「軍部大臣（の）現役（武官）制」（その目的は軍の肅正にあったとの理解は、武藤章 29。なお、武藤への毀誉褒貶につき同 334～、330～、336～。）を軍の政治独裁に都合が好いもので禍根としている。この制度のため、宇垣内閣は流産したし（昭和 12 年。上掲「善戦と挫折（含、**建国大学**など）」末段参照）、後に米内内閣が崩壊させられた（昭和 15 年。第二次近衛内閣へ）のであり（同旨、角川日本史辞典）、その米内は頭が良く岡田と同様な考え方をしていた（他方、近衛文麿は政治家としては余程いい加減な人だった）、という（特に戦後、岡田に反発は、武藤章 280。なお、武藤 258 [・336]、261、299 は、「東京裁判は報仇」に過ぎない、「馬鹿な戦争」「こんな敗戦」は「政治・統帥の貧困の結果だ」、「米国の挑発によって勝算なき無謀な戦をやった」という批評なら可とすると共に、責めを負うべき「日本軍閥」の存在に否定的）。武藤は、東条内閣は国家総力戦に相応しくないと考え、岡田啓介元首相を訪ね新体制樹立への協力を求めたことを知った東条の怒りを買って、軍務局長を解任され、南方戦線師団長にされたというが（川田・転換点 225。なお、ガダルカナル島周辺での対米決戦を強く主張した田中新一作戦部長も激論の末、東条首相に解任され、南方軍総司令部付きに左遷された）、それまでは重用され、戦犯拘置所でも仲良くしたせいとか、東条弾劾の気はないよう。昭和天皇も敗戦後も東条に対する高評価（！）と同情を示しているのと（吉田 70）、似た面があるか。しかし、共に絞首刑に至った同囚の誼などもあり、無理もないにしても、東条すら批判しなくなると、客観的には説得力が弱くなる（が、批判などしても、立場上印象が悪くなるだけ、冷静な識者・後世の批判に委ねたか）。

それはともかく、この破滅的な太平洋戦争突入後は、生じた戦禍のうち特徴的な、南方戦線の無理拡大に伴う膨大な数の軍人等の餓死、連合軍に沈められた無数の軍艦・民間船での海没死、終戦まで継続の体当たり航空機等による特攻死など（※）に加え、終いには「本土『決戦』」という欺瞞的かつ身勝手に無責任な作戦計画（なお、前段階での陸軍統制派幕僚や東条首相における〔愚策的な〕「一撃後講和論」共有に続く、天皇の「もう一度戦果を挙げてから」等の好機待望や武装解除・戦犯処罰なしでの終戦への期待）による戦争継続・降伏遅れ（かつ、満州〔・朝鮮〕民間人保護放棄・沖縄集団自決強要・サイパンなど兵士/民間人見殺し・保護放棄）で、（一面戦争犯罪の）本土各地 B29 本格大空襲や広島・長崎への原爆投下による巨大被害も含め、国民の戦禍を更に積み増して（遠山ら 246 では、死者計 300 万）、犠牲甚大な敗戦を迎えた挙句（なお、石原の対極・東亜連盟弾圧・特大戦犯の東条英機は、石原の敬愛する上官で「強者の優越感も弱者の排他感も、人種の差別もない、全在住民平等の民族協和」の独立満州国を夢みたものの、日系官吏の比率膨張等々甚だしい懸隔の様相となったのは誠に遺憾千万と記してから 1 月ほど戦後自刃した本庄繁元関東軍司令官・大将・侍従武官長とは対照的に、戦犯逮捕されようとして拳銃自殺失敗後に東京裁判で絞首処刑）、蒋介石の国民政府にも降伏した。

※ 戦艦中心主義の終焉（遠山ら 214: 転換点となってしまった昭和 17 年 6 月のミッドウェー敗戦）
2023・3・29 朝日新聞「佐藤武嗣と考える外交・安全保障と日本の進路 戦艦大和はなぜ沈まなければならなかったか 外交・戦略・戦術の失敗」は、「技術の粋を集めた『最大最強』の戦艦大和が、なぜ最後に片道燃料で出撃を指示され、乗組員の大半の命を犠牲にして『水上特攻』艦として沈ま

なければならなかったのか。』『戦術』の失敗も多々あります。『大和』を例にとれば、世界最大の主砲を持ちながら、活躍の場を徐々に失っていきます。『戦い方』が、戦艦中心の砲撃戦から、航空母艦と航空機による航空戦に移行し、それに対応できなかつたと言えます。いや、対応しようとしたけれども、間に合わず、対症療法的な措置しかとれませんでした。」等と解説しており、注目される。

その蔣（師の孫文と同様に知日派）も、反共・対日温情（☆）の誼で旧日本軍将校有志団（ボス格は、元支那派遣軍総司令官の岡村寧次）の支援も受けつつ苦労を重ねたものの結局は（前回とは異なり、〔後には文化大革命で大害惹起の〕毛沢東らの紅軍が相手で）国共内戦に敗れ（国民党が唱えていた軍政期・訓政期・憲政期の三段階の最後の段階すなわち民主体制を目前に）、台湾に敗走したが（前記旧日本軍将校有志団との協力は、アメリカ軍事顧問団の不快・抗議にも拘わらず、「あなた方アメリカ人が我々を見捨てた時に、生命の危険も顧みず我々を助けに来てくれた友人だ」として、断固継続）、その後、中国本土の共産党政権は国連議席を獲得したうえ日本（田中角栄が英傑周恩来らと交渉）や特に米国の国家承認（国交回復）も得て慶事のように見えたものの何時しか（昭和 64 年/平成元年/1989 年の ——かつては中国人民に歓迎された解放軍が「人民を支配する共産党独裁の傭兵」に変質させられてしまった—— 天安門事件辺りからか）民主主義・人権面では（ロシア・北朝鮮と同類の）酷い後進国に転落する一方、台湾は（反共体制確保上逆戻りした）独裁状態から（漸次）民主国家に発展して（ここでは、一挙に大きく飛ぶが）現在では（本土からの万一の侵攻にも備え）欧米日等の支持を集める（中国本土からの台湾への侵攻の危険は、朝鮮戦争勃発で米国が軍事介入する前以来のことか）。

なお、真珠湾奇襲攻撃に関しては、天皇の承認を得る際に、「桶狭間の戦いにも比すべき」奇襲作戦で勝算があるとの説得がなされたというが（加藤陽子）、このとき軍部が持ち出した「桶狭間の戦いで小勢の信長が大軍の今川に勝てたのは奇襲による」という話は、実は正面攻撃（プラス豪雨紛れ・今川勢乱取り散開）説と対立する奇襲説それも甚だ疑問な奇襲説に依拠したものだったとも説かれており（それなりに説得的な沢登佳人『自己超出する生命』。Wikipedia「桶狭間の戦い」も参照）、検証が必要と思われる。

☆ 保阪から引用させて貰うと、蔣介石は、日本の降伏間近を予知すると（日本で天皇の放送がある一時間ほど前）、次のような要旨の声明を読み上げた。曰く、「同胞よ、中国には『人の旧悪を思わず』と『人に善をなす』という高い徳性がある。我々は一貫して、日本軍を好戦的な敵と考えていて、日本人民は敵とせず、と主張してきた。今日、我々連合国は共同してその軍閥を打倒した。日本には投降条件を厳しく守って貰わなければならない。しかし、我々は仇に報復を加えてはならず、敵国の罪なき人民に侮辱を加えてもいけない。彼等が軍閥によって愚弄され、欺かれていたことに同情し、自ら誤りと罪悪から脱出するよう反省すればいい。もし今まで敵が我々に暴力を行ったからといって、それに暴力で報いたなら、更に彼らが優越感で我々を辱めたように、我々もまた彼らを辱めたならば、それは恨みをもって恨みに報いることになり、それは永久に続くことになる。それは我々仁義の士の目的とするところではない。・・・」というのだ。多くの一般日本人であった「彼らが優越感で我々を辱めたように、我々もまた彼らを辱め」ることまでを、きっぱり否定したことは取り分け特筆に値しよう（これは満州・中国からの日本人引揚者家族への大きな助けにもなったと思われる）。保阪によると、この声明は「中国に送られていた日本軍兵士や居留民の心を打った。やがて日本に伝えられた時も心に響く言となったのである。1980年代に、私が取材したある陸軍省の将校は、この言を15日の夜になって聞いた時、人目につかぬよう涙を拭いたとも告白していた。」という。

太平洋戦争に消極・・・早期のあるいは（石油が必要だから蘭印＝オランダ領東インド＝オランダ領インドシナ〈戦後には、インドネシア〉を取る、といった）不純動機からの突入に消極論、特に、昭和 15 年 11 月には、日本の命取りになるとして参謀本部の田中新一少将らに対し対米英戦の回避を強く諫言（武田邦太郎）：冒頭の【石原の改革志向】中の「満州権益」末尾も参照（なお、昭和 16 年 12 月の太平洋戦争開始後ではあるが、蘭印占領・大油田掌握は和 17 年 2 月に現実化）。なお、ファシストだったかのように悪評されることの多い大川周明も、（満州事変には関与したが、）日中戦争や太平洋戦争突入には反対だったことが注目されよう。また、その著『日本二千六百年史』を読んでみると、彼は、「万世一系の天皇」といった当時の官製神話に反抗していることも印象的だ。彼は、本書等で、なるべく検閲で削除されないよう腐心しつ

つ、不満層とくに軍部革新派に（資本主義経済機構と富豪階級支配を転覆させる）革命への気持を植え付けようと腐心していたと窺われる。

ちなみに、石原も、松岡の連盟脱退演説を聞き届けてジュネーブから帰国後（昭和8年6月）には、腹心の求めに応じて計画要綱を著しているが、そこでは「現今の急務は先ず東亜連盟の核心たる日満支三国協同の実を挙ぐる」ことと詳論（対ソ国防のため我が国軍を満州に駐屯させる一方、満州国の独立を確実にすべく関東州及び満鉄付属地行政権を満州国に贈与し且つ治外法権を撤廃することを提唱、また初めて「東亜連盟」結成を提唱）するほか、急務以外の位置づけで、戦争の危険など強くは意識せず比較的気楽にか、「人口問題等の解決は之を南洋とくに豪州に求むるを要す」とか（豪州は、昭和15年辺り以降、日本の進出先最有力候補として、徳川義親を含め広く注目されたよう。が、太平洋戦争が開始されると同国内や近隣から集めた日本人を「敵国人」として、米国・カナダと同様、強制収容した）、英国更に米国に対する「海洋方面の作戦」として「陸海軍協同の下に迅速にフィリピン、香港、グアム、シンガポール等（植民地）を奪取す」などとも論じている【角田編・国防論策篇に詳しい。序でながら、角田の一種未完結的だが長文・多岐の「解題」は、東条の東亜連盟抑圧にまで理解を示すなど、石原に批判的・懐疑的な独自論旨も含み、これ自体批判的吟味が必要のよう。—関連で、格段に大きな影響力ゆえに一層重大な山室信一に論及すると、その著作で、「凍てつく建国理念」にも詳しく、「民族協和は、確かに人類の夢であると共に必須の前提でもある」が、満州における民族協和が孕んでいた最大の問題性は「日本人が持っていた自民族中心主義」であり、「独善的で自意識過剰な日本民族観」から「異質的なものの共存を目指すのではなく、同質性への服従」を強いたところに問題があったが、「真の民族協和とは、異質の民族や文化が、混在しながら衝突や摩擦を引き起こし、そのぶつかり合いが発するスパークスを活力源として新たな社会編成や文化を形成していくことによってもたらされる筈のものであろう」とも述べ（日本人の他民族とくに中国人に対する優越感・侮蔑感、日本人開拓移民のための既墾地強制買収、日中戦争拡大の各問題性にも、対日協力の先頭に立ち続けた満州国総理〔張景恵〕さえも等と、論及する）、こういう考えなら石原の目指した理想とむしろ同方向とさえ思われるものの、全編批判的考察に徹し、斎藤とは対照的に、意外にも石原の「五族の平等・協和」等の理想に対しても痛く冷淡、むしろ、まるで余計・無謀・有害視し、東条との対立も専ら石原の責任（他方、小林金三）とするかのようなのが、山室だ。なお、上掲「善戦と挫折（含、建国大学など）」も参照。序でながら、山室は、石原の考え方は「極めて揺れ幅の大きいものであった。1931年12月2日の『中央政府はこれを完全に日本に委託すべきである』（「満蒙問題の行方）」との主張は、32年1月25日には『日支人は全く平等の地位に立つものとす』（「新国家内における日本人の地位に就て）」と百八十度の転換を示していた。」等と攻撃しているが（山室197）、皮相の論だろう。即ち、前稿における「中央政府の日本への委託」というのは国防・外交など「特に国防は之を日本に委任す」というのであって、この点はその後も（少なくとも、ほぼ）一貫しているのであり（緒方302〔日満議定書〕、Wikipedia「満州国」〔ノート〕中の「軍事」のほか、特に32年8月23日の「満蒙に関する私見」参照。なお、ここには同時・非排他的に「各民族の公正平等」理念も窺える!）、後稿の論述範囲はそこにまで及んでいないだけで、何ら改説・転換している訳ではない。また、「日支人の平等」については、前稿でも、「日本人も漸くその本来の面目に立ち返って『既得権擁護』なる利己一点張りのスローガンを『新満蒙の建設』なる各民族共存共栄の積極的標語に書き換えた」ことを指摘した上で、「支那人の幸福を第一義とする政治を謳い、「満蒙の経済的開発は各国民全く機会均等たるべき」ことを指摘する等して、（それなりに）示していたといえよう。従って、「百八十度の転換」とか「極めて揺れ幅の大きい石原」とかは誤解だろう】。

先方には迷惑でも石原は日本国民のために心配したか。新潟の片田舎の斎藤の実家旧宅の母や姉が使っていた部屋には色刷りの「鬼畜米英」の帯や勇壮な「ノモンハン戦記」（今なら、2020年刊行の辻の本の方が、下掲・巻頭の福井雄三「本書に寄せて」を含め、ベターか。）が残っていた一方、戦後の幼時には（未っ子でもあり）、ブラジルへの移民や、日本アルプスなどの上の方を削って平野にするほか、その土砂で海を埋め立てての国土拡張等を夢想したことを思い起こす。なお、「ノモンハン戦記」に関しては、先に「善

戦と挫折 (含、[建国大学](#)など)」第一段落内でより詳しく紹介等したように、辻の本の冒頭の令和 2 年 7 月付の福井雄三教授の「本書に寄せて」は、「日本はノモンハンの戦いで実際には勝っていたのだが・・・負けたと錯覚し休戦に応じた。もしこのとき日本・・・十万の増援部隊が本格的に反撃に移っていたら、その後の歴史は変わっていたであろう。」等々と論じており、小生を含め多くの人達が抱いてきた誤解を正すようで、見逃せないし、本当なら、「参謀本部は負けたと感じたが、関東軍は勝った、少なくとも断じて負けとらん！」と語ったものの、「ノモンハンの罪人と呼ばれ」たという辻の名誉回復にも関わろう。

立命館大学国防学研究所長等としての教育・評論活動など・・・東条の監視・妨害を受け辞職。なお、東条は、「自分より功績の大きい者、国民の声望の高い人、自分に率直に意見を述べる者、つまり自分個人の気に入らぬ者は、ことごとく排斥した。たとえば、山下奉文将軍のマレーでの功績は大きかったし、日本国内での声望が高く、本来なら、シンガポール陥落後、直ちに帰国して陛下にも国民にも報告するのが当然であり、部下将兵の全部がそれを希望していたが、東条はそれを許さなかった（それで、山下将軍は気の毒にも、終に日本の土を踏まないまま、天皇にも拝謁ができず、敗戦降伏となり、戦犯として絞首刑になってしまった。）」とも語られる（徳川義親。ただし、天皇拝謁の機会は一応あったというのが正しいらしい [Wikipedia「山下奉文」の「フィリピン防衛戦」の冒頭] 参照)。東条は、批判的記者の「懲罰召集」、反対派軍人の激戦地への転任、政敵中野正剛（議会で石原を称える演説もしている。）に対する迫害などでも悪名を残す。

繆斌工作・・・繆斌=みょうひん（東亜連盟に共鳴の中国人。石原の盟友！）や、石原のほか東久邇宮等の理解者による（《ソ連の対日参戦は「中国本土の共産化」に繋がるから是非回避したいし、日本軍の力は共産主義侵略の防止に重要と考え、対日和平に前向きとなり、中国が架け橋となって日米が和平すれば、日本は降伏を免れ、米国も日本本土攻撃に伴う百万将兵の犠牲を払わずに済むから、中日米の利害は一致する》、と踏んだと目される蒋介石の意も受けた）敗戦目前（昭和 20 年 3 月）の日中和解・平和工作は、惜しくも、外相重光葵（石原とは全く肌が合わないほか、元々華北分離工作に与するなど石原のような見識はない人物。もっとも、臆も）や天皇（ミスを犯した観。なお、昭和天皇の限界に関しては、吉田 70 [敗戦後も東条英機を大いに評価し同情] のほか、白土論文 166・167・169・170 等 [なお、浅原健三については、Wikipedia ノート] が克明で大変有益。)らの反対で潰れ、しかも、日本人に感動的な思慮・温情を示した蔣にも都合があったか（その 4 番目の妻 [宋美齡] との結婚なども都合優先の観）、口封じらしき繆斌処刑で終わった（なお、これも主に都合か、親日派「漢奸裁判」全体も陰湿・残酷の感。序でながら、敗戦前に名古屋で病死し、自身は同裁判に掛けられなかった親日派巨頭で日本側から報われなかった南京政府主席の汪兆銘を高く評価するものの、重慶の蒋介石の態度にも無理はなく、支那事変 [日中戦争] を收拾できなかった点で非難されるべきは日本のみとするのは、中山選集。全く当時日本を主導した東条ら馬鹿共の罪は実に重い。蒋介石と親しい部分のあった辻政信が折角企てた日中和解工作も東条らの反対で潰れたらしい (Wikipedia「辻政信」参照)。序でながら、汪兆銘とその妻・未亡人陳璧君については劉の本に詳しいが、彼女は「東亜連盟」中国総会常務理事等の職に就いていることが注目され、また、夫の盛大な国葬を拒み埋葬した夫の上着ポケットに入れた紙片には「魂よ、帰って来い」の句があったというのは泣かせる）！ なお、「アジア諸民族の青年達によって混成されている建国大学生（前掲「善戦と挫折 (含、[建国大学](#)など)」参照) の中にも、明治以来の日本の大陸政策に疑問を感じ、新しいアジア政策を真剣に考える学生達が少なくなかった。学生達は、重慶の蒋介石、延安の毛沢東と日中和平を交渉する決死隊を密かに募り、第一陣、第二陣をそれぞれ送ってみたが、いずれも帰らなかった。そこで、森崎湊は自ら第三陣を組織して重慶潜行を計画したが、これを知った大学当局は狼狽し、心臓肥大症（脚気）を理由に・・・帰国させてしまった。森崎は帰国後・・・憤然として自発的に退学届を大学当局に提出した。」とされる（森崎の本の編者 [泉三太郎。Wikipedia に図書出版社社長・ロシア文学者などとある。] あとがき。東亜連盟思想に影響された昭和 18~19 年の事らしい。もっとも、松本健一は、森崎が石原莞爾らの満州・建国大学についてのロマンに魅せられ事などは十分に認めつつも、彼なりの思い、連鎖的推論から編者泉の「学生

達は、重慶の蔣介石、」以下に不同意〔単なる「伝説」と解する〕。源が引用の同期生桑原亮人も「日中和平決死隊という大それたことを起居を共にしていた同塾生が誰1人知らずに策謀することは不可能である。」等と実弟東・編者泉の両氏に「軽率」だと苦言を呈している（「まえがき」中の「聞けば兄は航空隊内においては一種の狂人として遇されたという。」云々を「馬鹿馬鹿しい話」とする訂正もある）。なお、松本は、湊の母が昭和44年に阿蘇山中で湊の後を追った〔!〕と記す。湊の兄・弟や姉は生き残っていても〔夫は既に死去?〕、若くして自死した母父思いの湊のことが長年月何としても忘れられなかったのか。森崎は、その後、三重海軍航空隊で海軍少尉候補生、特攻要員になったものの、敗戦に際会し、「私が生きていたらきっと和平を破り国策に反し延いて累を眷属に及ぼすに至らん事を恐れます。湊の魂は必ずや父上母上の傍に参ります。」云々等の遺書を残して、単独割腹自決したが、実は、「8月15日終戦の詔勅が伝えられたのに対し、あくまで決戦すべしと主張する将校以下数百名があつて三重海軍航空隊は不穩の状況につつまれていた。森崎湊は親友吉武某に、自分が自決することによって全部隊の覚醒を促し、無益の犠牲者を少なくする旨打ち明けて短刀を譲り受け、・・実に見事な自決・・三重海軍航空隊は翌17日森崎の遺書を公開して葬儀を行い、18日より解散復員を開始して他に累を及ぼさなかった。」という（森崎の本の編者註。なお、1期生百々和の後輩森崎への言及につき、三浦111・122）。

序でながら、Wikipediaによると、近衛文麿の長男である近衛文隆は、昭和14年頃、やはり蔣介石との直接交渉を必要と感じ重慶に向かおうとして憲兵隊に捕まり、帰国後も直接交渉を主張したというが、満州で終戦を迎え、ソ連の捕虜となってシベリアに抑留されていて昭和31年10月末に死亡したとされる（その弟に、父文麿を追い詰めたかの歴史学者・東大史料編纂所教授の近衛通隆）。

関連して、源によると、建国大学の小糸夏次郎という助教授は、その3人の子供達は8期生小谷部東吾によって大変な引揚げの旅を経て何とかはるばる日本の祖父母らのもとに無事送り届けられたものの、閉学後も個人的に学生達に講義をしてやっている中、ソ連のKGBの一隊に囚われ（学生達の方は4・5日で釈放されたが）シベリアに送られて昭和21年2月に病死したという。また、同じく源によれば、建国大学1期生の坂部正晴は、同期旧友の白系ロシア人のチェウソフと、卒業後、終戦をはさんで、ウラル山中のチゲン政治犯ラーゲリで苛酷な4ヵ月を共に耐え抜いたが、チェウソフの方は更に、正式裁判もないまま、シベリアでの15年の刑に処せられ、服役11年で釈放された後、2児の母の共産党員女性と結婚し、3人の孫にも恵まれたし、更には（2022年8月30日91歳で逝去の偉人ゴルバチョフによる）ペレストロイカ（!）のお蔭で名誉も回復され、訪日して44年ぶりに坂部との再会も果たすことができた（ただ、二人の長い人生の旅路も殆ど終りに近くなったが古いものを大切にしていきたい）という。なお、源の本からの以上二つの引用により、建国大学の（ソ連等から日本兵〔三品や仲間も含む。〕並みに厳しく取り扱われた）教員、日本人学生（ないし卒業生）、祖国官憲に敵国協力者と見做されがちだった外国人学生（卒業生）、のいずれかによって大きく運命が左右された傾向が看取されよう（前掲「善戦と挫折（含、建国大学など）」の第一段落末尾付近も参照）。

なお、石原は、その前にも、東亜連盟結成とくに日中和解の根本方針を基軸として、適用すれば局面打開も可能になるような（英帝国崩壊に全力を傾け、ドイツにはソ連と和平させる、米国に対しては妥協の余地を作っていく等）注目すべき計画を（教えを受けた者など官の要職にあった人たちに尋ねられる等して）次々と献策し続けたが（昭和16年末以降、東条退陣・言論結社自由化も含めて昭和19年1月にも）、全て残念ながら徒労に終わった（木村武雄に詳しい。昭和20年4月末近く、石原は、特高の監視をかい潜った高崎座談会で時局を救う道は言論・結社の自由を許す以外にないと語ったと伝えるのは、黒澤。東条内閣による言論・出版・集会・結社等の過酷な取締、憲兵・警察を使つての反対派摘発につき、遠山ら210・212）。

平和主義（戦前・特に戦後）・・敗戦は神意なりと受け止め、**戦争放棄**に徹し、最終戦争を回避して、永久平和を実現すべきだとの主張に（最終戦争必勝を期して世界最優秀の空軍を建設すべしとの敗戦までの主張から）大転換・・中山優は、当初は石原と同方向だったが、石原の死後は、朝鮮戦争後における中共の「体容」

を中心とする共産主義の非・脅威に照らし、自衛のため再武装（・憲法改正）が必要だ（そして、恐らく自由主義陣営に「附庸」するのが実際的だ）、と論じている（中山選集中の「自衛の問題」）。・・・その後、最近は、2022年2月24日に開始されたロシアのウクライナ侵略、中国の台湾に対する軍事的威嚇、北朝鮮の軍拡・暴走（及び、これらの国々での民主主義蹂躪・人権抑圧等）が顕著になっており、アメリカ（信じ難いトランプと未熟世論という不安材料は極めて憂慮されるものの、2022年11月の中間選挙での民主党善戦で一息。）を中心とする欧米・オーストラリア・台湾・インド等の多数諸国と連携して対抗せざるを得ないと思われる（こうした状況激変を直視すれば、今は、日米安保反対などの過去に囚われていて良い場合ではない）。勿論、主にアメリカ（バイデン）依存ながら、核戦争などにならないよう細心の注意は極めて緊要だ。

ちなみに、川田稔はその2021年盛夏刊行の新著『昭和陸軍 七つの転換点』で、「余り緊張した国際社会の中では、日本の良さは発揮できないのではないか。長年、昭和陸軍とその戦略を研究してきた中で、私が辿り着いた結論です。」と述べている（既に幾つもの有益なカスタマーレビューが出現）。しかし、その当否は（個別具体的な諸結論の当否を含めて）ともかく、何というタイミングか、翌年以降、上記その余りに緊張した国際社会の中で日本は（昭和陸軍とは一応離れて、相対的な）良策を具体的に模索せざるを得なくなった。あるいは、川田氏もまだ心休ませてはいられないのか。

領地の喪失と東亜連盟・石原曰く：「国々が権益を争う時代には国境線が最も重大な存在だが、道義的に結ばれた国の間では最早それは大きな問題ではない。（東亜各民族対等〔および日本の帝国主義思想の精算・謙譲・最大犠牲〕の前提での〔東亜諸民族との相互敬愛・提携、他民族の美点・友人の探求および道義的協議に基づく〕民族協和を要旨とする）東亜連盟が結成されるならば、朝鮮・台湾の喪失、満州国の解消も日本にとって決して悲しむべき事ではない。」——これは、**世界平和の永遠の課題と真理をも示唆するのではなからうか。**

ちなみに、三浦は、その本の「あとがき」中で、「建国大学で必死に学んだ当時の若者が当時抱いた『民族協和』という夢や理想は、世界中の隣接国が互いに憎しみ合っている今だからこそ、私達が進むべき道を闇夜にぼんやりと照らし出しているのではないか」旨記している。また、三品は、「むすび」の最後で、「近年、石原思想に対する関心が高まり、全集も出版されている。もし、若い世代の人々が、それらに沈潜し、將軍の求めた心を求めんとして、一步を踏み出すならば、石原思想は不死鳥のように羽ばたき、『世界絶対平和実現』への将来を照らす灯となろう。」と説いている。三品に関しては、戦後、ソ連の収容所に収容されていた三品ほか40名ほどの者に対して、辻政信が訪ソ国会議員団の一人として尽くした甚大な心遣いと親切さは（辻の人柄を証明するものでもあり）特筆に値する（前田344参照）。

なお、大川周明の「日本精神研究」第一での紹介によると、横井小楠という幕末から維新にかけての藩士・維新政府参与は（Wikiの方が彼につき詳しく多々有益情報を提供している面もあろうが）、「道義を基礎とする真実の世界的平和」とか「吾を用いる者あらば・先ず米国を説き、一和協同の実を挙げ、然る後に各国を説き、終に四海の戦争を止める」とか述べた由で、これも注目に値しよう。

西山農場での「村づくり」（石原ら日蓮聖人信仰者達・東亜連盟関係者達による、**食料の自給・増産に励み**、日本・世界の戦後復興の先駆となるべき理想農村部落建設）。ちなみに、石原は、既に戦前それも日中戦争が始まった頃から、農政問題に深い関心を持ち農政・農業に関わったようである（池本・木村嘉久郎を参照）。・・・如何に優れた人物であっても一人の人間に可能な範囲には（活動領域が広ければ尚更）限りがあるが、石原はその限界近くまで頑張った60歳余の人生（**明治22年～昭和24年**）をこの**質素な**地で閉じた（なお、横山によると、銚子夫人も、石原の遺志を継いで、入院を余儀なくされるまで、20年ほどこの地で半農生活を続けられ井戸も風呂もない住まいにとどまられたという。同夫人賞賛の生前の石原言も採用しつつ同夫人を賞賛するのは、太田金次郎）。

項目〔要旨〕目次：【石原の改革志向：下掲→】満州権益は日本の権益 →**先ず日本が**治外法権を撤廃し、満鉄は合弁に、付属地や旅順・大連は満州に返還 →〔：次の項目〕日本人官吏・満州での優越→是正。→土地の権力的国策買収→廃止。→日本優先帝国

主義・植民地主義→協和・東亜連盟思想 →善戦と挫折（含、建国大学など） →弱者に優しい→日蓮聖人信仰（含、最終戦争論）
→石原に影響を与えた人達→天皇に対する態度 →満州事変の謀略 →華北分離工作に反対→佐藤外相での不戦可能性→日中戦争
不拡大志向→太平洋戦争に消極→立命館大学→繆斌工作 →平和主義→領地喪失と東亜連盟→西山農場「村づくり」

《厳選基本参考文献》

青江舜二郎『石原莞爾』, 阿部博行『石原莞爾—生涯とその時代』上・下巻, 白井勝美『満州事件 戦争と外交と』, 同『新版 日中戦争』, 入江辰雄『石原莞爾 「永久平和」の先駆者』, 大川周明『日本的言行』, 橋川文三編集・解説『大川周明集』, 岡田啓介『岡田啓介回顧録』, 緒方貞子『満州事変』, 加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』, 川田稔『昭和陸軍全史 1 満州事変』, 同『昭和陸軍 七つの転換点』, 木村武雄『石原莞爾』, 小林金三『白塔 満州国建国大学』, 佐高信『佐高信評伝選 3 侵略の推進者（石原莞爾）と批判者（石橋湛山）』, 島田俊彦『関東軍』, 白土みどり「二・二六事件と石原莞爾の天皇観」『満州と日本人（季刊）』3号所収, 鈴木貞美『満州国』, 精華会中央事務所〔日蓮教宣布の機関誌『王道文化』を発行〕編集『石原莞爾研究』第一集〔25氏寄稿〕, 武田邦太郎=菅原一彪『永久平和の使徒 石原莞爾』, 辻政信『ノモンハン秘史〔完全版〕』, 角田順（つのだじゅん）編『石原莞爾資料』の二冊：『国防論策篇 増補版』と『戦争史論』, 中野雅夫『満州事変と十月事件』, 中山優（まさる）『中山優選集』, 原田敬一『日清・日露戦争』, 保阪正康『蒋介石』, 前川恵司『帰郷 満州建国大学朝鮮人学徒 青春と戦争』, 前田啓介『辻政信の真実』, 松本健一『昭和に死す 森崎湊と小沢開作』, 三浦英之『五色の虹 満州建国大学卒業生たちの戦後』, 三品隆以（みしなたかゆき）『我観石原莞爾：世界絶対平和と民族協和の理念』, 源（みなもと）元一郎『五族協和の魁 満州国立建国大学』, 宮沢恵理子『建国大学と民族協和』, 武藤章『比島から巣鴨へ』, 森崎湊『遺書』, 山口重次『増補 悲劇の将軍 石原莞爾』, 同『満州建国と民族協和思想の原点』（山口・原点として引用）, 山室信一『キメラ —満州国の肖像』増補版, 横山臣平『秘録石原莞爾』, 吉田裕『アジア・太平洋戦争』, 劉傑『漢奸裁判』。なお、Wikipedia や角川『日本史辞典』の「石原莞爾」等々の関連項目多数。